事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①：地域振興部　地域づくり推進課 県民生活環境部　県民生活環境課 事業群③：地域振興部　市町村課	①:梅田　真由美 立石　寿裕 ③:小橋　和則
施策名	1　地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）	経営支援課	
事業群名	①　地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進	令和６年度事業費（千円） ※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額		38,751
	③　市町の行財政基盤の強化			0

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

①人口減少や少子高齢化により、集落や地域コミュニティの維持が難しくなるため、市町が中心となり、集落生活圏の中の様々な生活支援サービスや活動をつなぎ合わせ、地域住民主体による新しい地域運営の仕組みを形成する小さな拠点づくり、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進します。
③人口減少や人口構造の変化、新しい生活様式の普及などの時代の変化に対応し、持続可能な行政サービスを提供できる行財政基盤の構築・変化を支援します。

（取組項目）

ⅰ）地域住民主体による地域運営組織の立上げ・育成、民間企業等との連携や担い手の確保（事業群①）
ⅱ）地域課題解決の担い手となるNPOの育成、NPOと地域運営組織等とのマッチングに向けた支援（事業群①）
ⅲ）地域の拠点となる商店街の活性化に向けた支援（事業群①）
ⅳ）市町の行財政基盤の強化（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①－１ 持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数	目標値①		160団体	190団体	160団体	190団体	220団体	220団体（R7）
	実績値②	74団体（H30）	118団体	132団体	158団体	180団体		進捗状況
	達成率②／①		73%	69%	98%	94%		やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①－２ 地域運営組織等と連携した活動を行う団体数（累計）	目標値①		12団体	16団体	20団体	24団体	28団体	28団体（R7）
	実績値②	—	13団体	17団体	19団体	22団体		進捗状況
	達成率②／①		108%	106%	95%	91%		やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
③財政健全化法における計画策定団体の数	目標値①		0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体（R7）
	実績値②	0団体（R2）	0団体	0団体	0団体	0団体		進捗状況
	達成率②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

①－１　研修会の開催やアドバイザー派遣などの伴走支援により設立が進み、令和6年度の実績は180団体と令和5年度からは一定の増加は見られたものの、コロナ禍により地域運営組織設立に必要なミーティング等が制限されていたことなどの影響もあり、目標達成には至らなかった。今後も研修会の実施や、団体設立に向けたアドバイザー派遣などの支援を行うなど、目標達成に向けて、市町と連携しながらより取組を強化していく。

①－２　県内で地域課題に取り組んでいるNPOに対し、分野に応じた専門家を交えた行政・企業等との意見交換等の実施や、専門的な知識を有する企業人材との協働により、令和6年度までに22団体の育成･支援を行った。引き続き、地域と連携した活動を行うNPOの育成・支援が必要である。

③人口減少や住民ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応し、持続可能な行政サービスが提供できるよう、令和6年度は、県と市町の人事交流による市町の人材育成や地方財政講習会、行財政改革に係る助言等を実施し、市町の行財政基盤の強化に努め目標を達成した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等								
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象					
取組項目i	○	1	地域コミュニティ活力向上促進事業費	10,192	5,041	6,172	●事業内容 市町や地域住民の地域づくりについての機運醸成を図るため、研修会の開催やアドバイザーの派遣、地域づくりの実践者が有する経験やノウハウ等の共有を実施。 ●実施状況 市町職員等を対象とした集落対策研修会を計3回開催し、延べ46人が参加した。また、市町の求めに応じ各種勉強会等へアドバイザーを10回派遣し、748名が参加した。さらに、地域づくり実践者が有する経験やノウハウ等を共有するセミナーの開催などを行った。	【活動指標】 研修会等の開催回数（回）	20	17	85%	●事業の成果 ・研修会の開催やアドバイザー派遣などが後押しとなり、持続可能な地域づくりに取り組む地域数（団体）は22地域（団体）増えた。 ・また、地域づくり実践者と地域人材の交流を促進したことで、地域づくりに資する取組のマッチング数は10件となり目標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・集落対策研修会の開催や、各種勉強会等へのアドバイザー派遣などにより、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進に寄与した。
				9,517	5,316	9,338			20	19	95%	
								【成果指標】 持続可能な地域づくりに取り組む地域数（団体）	160	158	98%	
				―					190	180	94%	
			(R6終了)R4-6					【成果指標】 地域づくりに資する取り組みのマッチング数（件）	6	9	150%	
									9	10	111%	
			地域づくり推進課	―	―	―	市町、地域協議会等、NPO法人、民間事業者					
	○	2	地域コミュニティ維持・活性化促進事業費				●事業内容 持続可能な地域づくりを推進するため、研修会開催やアドバイザー派遣等により地域づくりに取り組む団体の設立を支援するほか、既存団体に対する研修等を実施。	【活動指標】 地域運営組織研修会の開催回数（回）				―
				4,627	2,873	9,454			4			
			(R7新規)R7-9	―				【成果指標】 地域運営組織研修会への参加者数（人）				
			地域づくり推進課	―	―	―	市町、地域協議会等、NPO法人、民間事業者		80			
		3	地方活性化人材支援事業費	8,206	4,103	9,191	●事業内容 地域おこし協力隊の定住を促進するため、隊員の受入や任期後の活動等にかかる相談対応や研修会を実施。 ●実施状況 隊員・市町向け研修会等を計6回開催し、相談窓口の運営、アドバイザー派遣などの支援を実施したほか、隊員就任希望者に向けて県内の隊員の取組等を情報発信した。	【活動指標】 県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）	4	4	100%	●事業の成果 ・成果指標（定住率）は前年度から3ポイント上昇し60%となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域おこし協力隊の受入及び定住を促進することで、集落・地域コミュニティの維持・活性化に寄与している。
				7,473	3,737	9,461			6	6	100%	
								【成果指標】 地域おこし協力隊の本県への定住率（%）　※総務省調査に基づく	60	57	95%	
			(R6終了)R4-6	―					63	60	95%	
			地域づくり推進課	―	―	―	地域おこし協力隊員、隊員OBOG、隊員就任希望者、市町					
		4	ふるさとづくり推進費（地域おこし協力隊関係）				●事業内容 地域おこし協力隊の受入及び定住促進を図るため、隊員の受入や任期後の活動等にかかる相談対応等を実施するとともに、県内に定住したOBOGの活動などの情報を発信。	【活動指標】 県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）				―
				7,301	3,651	9,454			6			
			(R7新規)R7-9	―				【成果指標】 地域おこし協力隊の本県への定住率（%）　※総務省調査に基づく				
			地域づくり推進課	―	―	―	地域おこし協力隊員、隊員OBOG、隊員就任希望者、市町		63			

取組項目ⅰ		5	未来大国づくり応援事業費				●事業内容 「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に寄与する市町の取組の支援を行う。 ●実施状況 令和6年度からの新規事業のため、市町に対して制度の周知を図るとともに、募集を実施した。 また、令和7年度採択分についても、制度の周知や募集を行い、採択のための審査会を実施した。	【活動指標】 未来大国づくり応援補助金の申請件数（件）				●事業の成果 ・初年度のため、年度前半に制度設計や制度周知を行い、年度後半からの事業開始を想定して募集を実施。各市町に個別に説明に伺うなどできる限り制度周知に努めたが、結果として申請がなかった。 ・なお、併せて行った令和7年度開始事業については4件の申請があり、うち1件採択を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・採択事業がなく、目標達成への寄与はなし。
				270	270	7,878			3	0	0%		
				33,883	33,883	7,878			3				
			R6-8	―				【成果指標】 補助金を活用してビジョン実現に取り組む市町数（市町）					
			地域づくり推進課	―	―	―	県内市町		2	0	0%		
									4				
取組項目ⅱ	○	6	ながさきプロボノチャレンジ推進事業費	1,039	566	5,361	●事業内容 企業人材等の専門的な知識や経験、ノウハウ等を有効活用し、NPOをはじめとした活動団体の運営基盤強化・活動活性化につなげるための新たなモデルを創出する。 ●実施状況 市町等関係者や団体への説明などにより事業の周知を行い、応募した団体の運営上の課題に対して、プロジェクトとして支援した。	【活動指標】 プロジェクト事業実施数（件）	3	3	100%	●事業の成果 ・団体に対する事業の説明やヒアリングを通じて抽出した3件の課題それぞれに対し、支援人材による解決手法とのマッチングに至ったことで課題解決につながったが、目標件数は達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域課題の解決に取り組むNPO・ボランティア団体に対し支援することで、担い手となるNPOの育成に寄与した。
				1,142	604	5,203			4	3	75%		
				2,265	1,421	5,199			4				
			R5-7	県民ボランティア活動の促進に関する条例				【成果指標】 地域運営組織等と連携した活動を行う団体数(累計)(団体)	20	19	95%		
									24	22	91%		
			県民生活環境課	―	―	―	NPO法人・ボランティア団体		28				
取組項目ⅲ	○	7	商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業	17,266	15,346	2,298	●事業内容 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、ビジョン（将来像、コンセプト）やその実現のための実施事業を盛り込んだ「商店街活性化プラン」に基づく取組及び商店街以外のエリアにおける商業者等による地域活性化の取組に対し市町と連携した支援を行う。 ●実施状況 市町に対し、補助金を交付した。	【活動指標】 補助事業活用商店街等の数（箇所）	5	6	120%	●事業の成果 ・商店街活性化プランに基づく「にぎわい創出事業」等を実施する商店街に対し補助を行い、力強い商店街の創出を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各商店街のプランに基づく取組に対して支援を行い、力強い商店街の創出に寄与した。
				19,103	15,510	10,250			5	7	140%		
			(R6終了)R2-6	―				【成果指標】 各実施事業の達成率（実績/目標）の平均（%）	100	81	81%		
									100	102	102%		
			経営支援課	―	―	―	市町（間接補助事業者は商店街振興組合、商工会等）						
	○	8	商店街再生プロジェクト支援事業				●事業内容 商店街が地域の関係者や外部人材と連携しながら実施する地域課題の解決等につながる取組に対し、市町と連携した支援を行う。	【活動指標】 セミナー・ワークショップの開催回数（回）				―	
				15,676	15,676	10,242			2				
			(R7新規)R7-9	―				【成果指標】 補助事業活用商店街等の数（箇所）					
			経営支援課	―	―	―	市町（間接補助事業者は商店街振興組合、商工会等）		5				
		9	商店街活性化指導事業	1,259	1,259	766	●事業内容 長崎県商店街振興組合連合会が行う、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立・運営等に関する指導、商店街活性化のための各種研修等について助成を行う。 ●実施状況 長崎県商店街振興組合連合会に対し、補助金を交付した。	【活動指標】 商店街青年部研修会開催数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・長崎県商店街振興組合連合会が行う指導事業に対する補助により、各商店街振興組合の運営及び商店街の活性化を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各商店街振興組合の指導に対する支援を行い、地域の拠点となる商店街の活性化に寄与した。
				1,246	1,246	789			2	2	100%		
				1,273	1,273	788			2				
			―	―				【成果指標】 研修後のアンケート結果において「成果あり」の回答割合（%）	70	100	142%		
									70	100	142%		
			経営支援課	―	―	―	長崎県商店街振興組合連合会		70				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	地域住民主体による地域運営組織の立上げ・育成、民間企業等との連携や担い手の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 事業の実施により地域づくりに取り組む団体の設立につながったことに加え、地域づくりの実践者と地域人材同士が交流できるプラットフォームを構築したことで、新たな地域活動が生まれた。 一方で、人口減少・高齢化の進展に伴い地域活動の担い手が不足しており、地域づくりに取り組む団体の必要性は増しているが、人材の確保・育成等が課題となっている。 また、既存の団体においても、その多くが、地域コミュニティの維持・活性化に向けどのような活動をしていくかなど、その運営に関し悩みを抱えている。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、市町と連携して、研修会の開催や団体設立に向けたアドバイザー派遣などにより、地域づくりに取り組む団体の設立を支援していく。 併せて、令和7年度は、それら団体が活動を行う上での課題解決や団体間でのネットワーク強化を図るため、既存団体を対象とした研修会を新たに実施する。
ii	地域課題解決の担い手となるNPOの育成、NPOと地域運営組織等とのマッチングに向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ながさきプロボノチャレンジ推進事業では、地域住民と連携し課題解決の担い手となるNPO・ボランティア団体が抱える運営上の課題解決に向けた支援を行い、NPOの運営基盤強化につなげた。地域住民主体によるコミュニティの維持･活性化を図るうえで、今後ますます多様化する課題に対応していくためには、様々な適性・専門性やスキルを有する主体による協働や、それを担う人材の育成・交流を促進する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 地域課題解決の担い手となり得るNPOをはじめ多様な主体や人材が交流し、つながる機会を創出するとともに、団体が抱える運営上の課題解決に向けた支援とその共有により、地域課題の解決につなげる仕組みの展開を図っていく。
iii	地域の拠点となる商店街の活性化に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 商店街活性化プランに基づく「にぎわい創出事業」等を実施する商店街に対する補助や、新たな商店街活性化モデルの創出に取り組み、一定の効果が得られている。一方、人口減少社会の進展に伴い、空き店舗の増加や来街者の減少など、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店街活性化を担う店主や地域住民の高齢化、若い人材の不足のほか、活性化に向けた客観的な意見を得る機会が少ないことから、斬新なアイデアやノウハウの不足が課題となっている。	●課題解決に向けた方向性 単に商店街の活性化にとどまらず、こどもの居場所や高齢者対策といった地域の課題解決や活性化につなげていくため、商店街自らが策定した計画に対し、意欲ある市町や県中小企業団体中央会などと連携を図りながら支援することで、こどもや若者などが集うコミュニティの中核となる商店街としての再生を推進していく。
iv	市町の行財政基盤の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 国の交付金や有利な地方債の活用、行財政改革に係る助言等を実施するとともに、地方財政講習会の開催や人事交流による市町の人材育成などにより、着実に市町の行財政基盤の強化が図られてきており、財政健全化法における計画策定団体は0団体と目標を達成している。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、国の交付金や有利な地方債の活用、行財政改革に係る助言等を実施するとともに、地方財政講習会の開催や人事交流による市町の人材育成などを通じて、より着実に市町の行財政基盤の強化を図っていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	2	地域コミュニティ維持・活性化促進事業費 (R7新規)R7-9 地域づくり推進課	R7新規	①②⑤	令和7年度に実施する既存団体向け研修会の成果と課題を踏まえた上で、地域活性化をさらに促進できるよう、市町と連携しながら地域づくりに取り組む団体の設立支援や既存団体への研修等を実施していく。	改善
		4	ふるさとづくり推進費（地域おこし協力隊関係） (R7新規)R7-9 地域づくり推進課	R7新規	②⑤⑥⑧	受入市町とのミスマッチ解消やさらなる定住率の向上に向け、隊員や中間支援組織（協力隊OBOG団体）、市町と連携して、事業内容を改善していく。	改善
		5	未来大国づくり応援事業費 R6-8 地域づくり推進課	応募を検討する市町に事前にきめ細かく対応（申請予定事業のブラッシュアップなど）することで申請・採択件数を確保し、「新しい長崎県づくり」ビジョンの実現に寄与していく。	②⑤	引き続き、応募を検討する市町にきめ細かく対応し、申請・採択件数を確保することで「新しい長崎県づくり」ビジョンの実現に寄与していく。	現状維持

取組項目ii	○	6	ながさきプロボノチャレンジ推進事業費 R5-7 県民生活環境課	県民ボランティア活動支援センター等の中間支援組織とも連携し、これまでの支援事例を踏まえたNPO・ボランティア団体への周知や、団体の課題解決を支援する人材の確保に向けた説明会の開催、個別の伴走支援等を実施し、新たな支援モデルの構築につなげていく。	—	—	終了
取組項目iii		8	商店街再生プロジェクト支援事業 (R7新規)R7-9 経営支援課	R7新規	②	県内の商店街が、地域の関係者や外部の専門家と協力しながら、地域の課題解決につながる再生プランを策定し、プランに基づく取組を実施する際に市町と連携して支援するもの。 今後も、こどもや若者などが集う地域コミュニティの中核となる商店街としての再生を目指し、事業の実施状況をふまえながら必要に応じてより効果的な支援手法を検討する。	現状維持
		9	商店街活性化指導事業 — 経営支援課	商店街活性化のための知識の習得・資質向上に資するため、県内の商店街が抱える空き店舗の増加や組合加盟率の低下といった諸課題に対し、他県の豊富な先進事例を持つ実践者を呼ぶなど効果的なセミナーの開催に努める。	②	県内商店街振興組合の設立・運営に関する指導や各種研修等に対し補助する事業であり、商店街の活性化・振興に資するものであるため、今後も効果的な手法を検討しながら、事業を継続する。加えて、令和6年度に構築した商店街人材ネットワークを活かしながら、将来を見据えた次世代の商店街人材を育成する取組を検討する。	拡充

注：「2．令和５年度取組実績」に記載している事業のうち、令和５年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　県民生活環境課　立石　寿裕
施策名	1　地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）	
事業群名	②　持続可能な社会の構築のための環境保全活動の促進や環境教育等の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　6,664

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

将来にわたり豊かな県民生活を維持するため、環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築する必要があります。そのためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる人々が様々な場で環境保全活動や環境教育の推進に取り組むことが重要です。

（取組項目）

ⅰ）環境アドバイザーや環境学習総合サイト等を活用した環境に関する知識の普及、情報発信等
ⅱ）生物多様性の恵みにふれる機会の増加と普及啓発、広報の推進
ⅲ）県民、事業者、ＮＰＯ、行政等が連携、協働した環境保全活動の推進
ⅳ）市町と連携した環境教育を実践する人材育成の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	目標値①		71.4%	74.6%	77.8%	81.0%	84.1%	84.1%（R7）
		実績値②	61.9%（H30）	60.6%	59.4%	74.8%	79.9%		進捗状況
		達成率②／①		84%	79%	96%	98%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

R6年度は、目標達成には至らなかったものの、前年度と比較して5.1ポイント増加した。しかしながら、地球温暖化による気候変動が顕著になるなど環境問題が深刻化しているものの、環境保全活動に取り組んでいない人の約38%が「関心がない」、約27%が「どうしていいかわからない」と回答しており、実体験型、情報発信型など様々な手法による啓発活動が必要である。

取り組んでいない人の割合を年代別でみると、10代から30代が約28%と高くなっている。取り組んでいない理由としては、「関心がない」と回答した割合が30代では約49%と高い割合となっている。その他の理由では、「どうしていいかわからない」が10代では約56%、20代では約32%と高い割合となっていることから、若者に伝わる情報発信の手法検討や、子供を通じた環境学習や指導者の育成等も必要である。

コロナ禍によるライフスタイルの変化により、環境学習やイベント等をオンラインで開催することも増えてきたが、こうした環境の変化にも対応しつつ、県民自らの取組が環境保全へ貢献していることを意識してもらうきっかけづくりを行うことが求められる。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ ⅳ	○	1	環境保全活動推進事業費	5,945	2,777	8,042	●事業内容 環境保全活動の大切さや重要性を広く県民に啓発するため、地域団体や学校等への環境アドバイザー派遣、環境関連イベントへのブース出展、環境学習総合サイト等による環境活動・イベント・人材等の情報発信のほか、幼児向けの環境保全活動指導者養成講座の開催による人材育成等を図る。 ●実施状況 環境アドバイザーの派遣や環境学習総合サイト等による情報発信を実施するとともに、指導者養成講座を開催し、人材育成を図った。	【活動指標】 アドバイザー派遣回数（回）	100	112	112%	●事業の成果 ・アドバイザー派遣回数は昨年度よりも40回増加し、目標を達成することができ、また、実施後のアンケートにおいても「環境保全への意識高揚が図られた」等の意見があっており、県民への環境保全意識の普及啓発や環境活動を実践する人材の育成が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・環境アドバイザーの派遣や指導者養成講座を通じて、幼児から高齢者まで幅広い世代及び多様な主体に対し、実体験を伴う環境学習の機会を提供することにより、県民の環境保全への意識向上と活動促進に寄与している。
				6,664	3,498	8,042			130	152	116%	
				10,100	3,511	8,036			130			
			環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律					【成果指標】 -R5：環境保全意識の高揚度（%）	100	100	100%	
			H8-R7					R6-：派遣先市町数（県内21市町）	21	21	100%	
			県民生活環境課	－	－	－	県民、学校、地域社会、事業者		21			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	環境アドバイザーや環境学習総合サイト等を活用した環境に関する知識の普及、情報発信等	
	●実績の検証及び解決すべき課題 アドバイザー派遣については、昨年度より40回多く、目標数の116％を実施し、講座等の主催者からは意識高揚につながったと報告を受けている。また、これまで派遣実績のなかった市町にもアドバイザーを派遣し、県内全市町において、環境に関する知識の普及等を行うことができた。しかしながら、派遣地域に偏りがあることから、県内各地域で環境学習の展開を図る必要がある。 また、環境学習総合サイトに登録した会員（グリーンサポーターズクラブ）向けにメールマガジンを配信し、年間を通して285件の各種環境イベント情報を紹介すること等により、環境保全に関する普及啓発を行った。	●課題解決に向けた方向性 申し込みの少ない市町の環境保全担当部署や教育委員会等へ環境アドバイザー派遣事業を紹介し、積極的な利用を呼びかける。また、環境学習総合サイトに登録した会員（グリーンサポーターズクラブ）向けに配信するメールマガジンなどにおいて環境アドバイザーを活用した環境学習を呼びかける。
ii	生物多様性の恵みにふれる機会の増加と普及啓発、広報の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 小中学校や団体等からの依頼を受け、河川や野山での生き物調査や観察会等に環境アドバイザーを派遣した。生き物調査等を通じて身近な自然環境に多種多様な生き物が生息・生育していることや、相互に支えあって生態系が維持されていることを啓発した。上欄の環境アドバイザー派遣のうち、生物多様性に関する講座等は56件あり、R2年度（9件）以降、生物多様性の恵みにふれる機会は年々増加しているが、長崎、県央、県北地区での実施が多いなど、地域によって生物多様性への取組に差が見られる。	●課題解決に向けた方向性 県内全域において生物多様性の恩恵にふれる機会を広げるため、小中学校等で実施された生き物調査や観察会の様子を、環境学習総合サイト等を通じて広く紹介するとあわせて、環境アドバイザーの積極的な活用を呼びかけ、地域における環境学習の促進を図る。
iii	県民、事業者、ＮＰＯ、行政等が連携、協働した環境保全活動の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 環境保全活動に関心がない、取り組み方がわからないと考えている人が一定数いることから、日常生活における少しの心遣いが環境保全につながるとの認識をもっていただき、環境問題を身近なこととして考えていただくため、環境アドバイザー派遣を通じて市町やＮＰＯ等とも引き続き連携し、啓発に取り組む。 多くの市町で環境アドバイザー派遣が活用され、各地域で連携した環境教育が行われているが、取組には地域で濃淡がある。	●課題解決に向けた方向性 環境保全への関心や取組方法がわからない方にも配慮し、環境アドバイザー派遣を通じて市町やNPOと連携した啓発活動を展開する。好事例の共有や制度の周知、参加しやすい学習機会の提供等により、地域間の取組格差を解消し、意識の醸成を図る。
iv	市町と連携した環境教育を実践する人材育成の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 環境保全活動指導者養成講座により保育・幼児教育の中に環境教育の要素を取り入れることができる人材の育成を図るとともに、環境アドバイザー、こどもエコクラブ等を紹介し、それらの活用を通した地域における環境保全活動推進のきっかけづくりを行った。 環境アドバイザーの派遣先実績として小学校は多いが、保育所や幼稚園への派遣はまだ少なく、また、地域においては、特定の分野、特定の講師に偏りが見受けられる。	●課題解決に向けた方向性 環境保全活動指導者養成講座の実施により、受講者が、幼児期から環境保全活動を身近なものとして意識づける環境学習を各所属団体で実践できるよう、市町及び環境アドバイザーと連携して取り組んでいく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv	○	1	環境保全活動推進事業費 H8-R7 県民生活環境課	環境保全活動に「関心がない」、「取り組み方がわからない」と考えている人の割合を低減させるため、県ホームページ、メールマガジンに加えて、インスタグラムを活用し、家庭でできる環境保全活動や地域イベントの情報を発信し、情報発信の強化を図る。また、環境アドバイザーや指導者研修会を通じて、日常生活で実践できる具体的な活動例を紹介し、県民が環境保全を身近に感じられるよう継続して啓発を行う。	① ② ⑥ ⑨	環境保全への関心や取組方法がわからない人の行動変容を促すため、引き続き、研修会、県ホームページ、インスタグラム等で節電・ごみ分別など身近な実践例を発信するとともに、啓発効果を検証しながら効果的な情報発信手法を検討していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部　政策企画課	内田　正樹
施策名	1　地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 県民と共に取り組むSDGsの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	1,036

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

「誰一人取り残さない」社会の実現という理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の取組が国際社会全体で進められている中、本県においても、県内への普及・啓発や関係団体等と連携した取組の推進により、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現しながら、SDGsの達成に貢献していきます。

（取組項目）

ⅰ）セミナーの開催など関係団体等と連携した県民及び県内企業への普及・啓発による認知度向上
ⅱ）県内企業の取組の支援・推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民のSDGsの認知度（アンケートにおける認知者の割合）	目標値①		40%	50%	87%	90%	92%	92%（R7）
		実績値②	34%（R2）	86%	84%	86%	91%		進捗状況
		達成率②／①		215%	168%	98%	101%		順調

（進捗状況の分析）

令和6年度においては、出前講座の実施や「長崎県SDGs登録制度」の運用、「長崎県SDGsポータルサイト」による登録企業等の取組内容やイベント等の情報発信などに加え、「長崎県SDGs登録制度」のオンライン申請システムを導入したほか、メタバースを活用したセミナーやインスタグラムによるキャンペーンといった、新たな手法によるSDGsの普及・啓発に取り組んだ。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	SDGs普及推進事業費	220	111	3,830	●事業内容 県民や企業等に対しSDGsの普及啓発及び認知度向上を図るため、出前講座・セミナー等の実施、「長崎県SDGs登録制度」の運用及び「長崎県SDGsポータルサイト」の運営を行う。 ●実施状況 出前講座やセミナー、キャンペーンを実施し、登録制度の令和6年度募集では50件を新規登録した。ポータルサイトの運営については、登録事業者の取組内容や、イベント等の情報発信を行った。	【活動指標】	4	2	50%	●事業の成果 これまでの取組に加え、新たにメタバースを活用したセミナーやインスタグラムによるキャンペーンを実施することで、県民のSDGsの認知度向上に寄与した。また、登録制度において、登録事業者が増加したことにより、県内企業・団体に対して、SDGsに関する取組のさらなるPRや横展開が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 普及啓発の取組によりSDGsの認知度向上に寄与するものと期待される。
				1,036	519	3,942		県民や企業向けセミナーの開催件数（回）	4	4	100%	
				1,166	583	3,939			4			
				―				【成果指標】				
			R3-					R5:登録制度への登録件数（累計）（件）	550	498	90%	
								R6-:登録制度への新規登録件数（件）	30	50	166%	
			政策企画課	―	―	―	企業・団体、一般県民		30			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	セミナーの開催など関係団体等と連携した県民及び県内企業への普及・啓発による認知度向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 包括連携協定締結企業等と連携しながら、県民や企業向けに普及啓発にかかるセミナーを実施し、SDGsの認知度向上を図った。 今後も引き続き、普及啓発の取組を推進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 セミナーやイベント等の実施および「長崎県SDGsポータルサイト」の充実により、普及啓発のさらなる促進に取り組む。
ⅱ	県内企業の取組の支援・推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 「長崎県SDGs登録制度」について、令和6年度の募集では50件を新規登録した。さらに、「長崎県SDGsポータルサイト」の運営を通じて、SDGsに積極的な県内企業等の見える化を行うことで、取組の促進と他の県内企業等への横展開を図った。 今後も引き続き、登録事業者の拡大やPRの強化に努める必要がある。	●課題解決に向けた方向性 「長崎県SDGs登録制度」における登録企業等の取組について、「長崎県SDGsポータルサイト」を通じた情報発信のさらなる充実により、登録企業等のPRや取組の横展開を推進するとともに、同ポータルサイトでのオンライン申請の充実・強化を図り、新規登録事業者の拡大に努める。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ	○	1	SDGs普及推進事業費 R3- 政策企画課	申請者のさらなる利便性向上のため、「長崎県SDGsポータルサイト」の改修を行うなど「長崎県SDGs登録制度」の充実・強化を図るとともに、メタバースを活用した啓発イベントの実施等に取り組み、SDGsの普及啓発に努めていく。	②⑦	SDGsの普及啓発に向け、出前講座やセミナー、イベントの実施、「長崎県SDGs登録制度」における登録企業等の拡大、「長崎県SDGsポータルサイト」のさらなる充実を図る。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部　農山村振興課	三溝　孝司
施策名	2　地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課（室）	林政課、漁政課、水産経営課、農業経営課	
事業群名	①　農山漁村集落に人を呼び込む仕組みづくり	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	3,773,823

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

農山漁村の魅力や生活関連情報の発信、農地付住居の情報提供などにより半農半X等多様な住民の移住・定住を促進するとともに、ボランティア等都市住民との共働による地域資源の保全活動により、関係人口の拡大を図ります。
また、鳥獣被害対策、漁場の生産力向上などの取組により、暮らしやすい農山漁村の環境整備や集落機能の向上を図ります。

（取組項目）

ⅰ）本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大
ⅱ）農山漁村地域への移住・定住対策の推進
ⅲ）農山漁村の持つ多面的機能の維持
ⅳ）農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	資源保全活動取組面積	目標値①		27,714ha	28,123ha	28,532ha	28,941ha	29,350ha	29,350ha（R7）
		実績値②	25,625ha（H30）	24,877ha	24,623ha	24,909ha	24,749ha		進捗状況
		達成率②／①		89%	87%	87%	85%		遅れ

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数	目標値①		80地区	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区（R7）
		実績値②	80地区（R2）	80地区	79地区	77地区	77地区		進捗状況
		達成率②／①		100%	98%	96%	96%		遅れ

（進捗状況の分析）

【資源保全活動※1取組面積】

＜中山間直払※2＞

中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の継続や耕作放棄地の発生防止など、集落の維持に大きくに寄与している。取組面積を維持するため、集落協定の合併を推進している。

＜多面的機能支払※3＞

農地まわりの草刈りや水路の清掃活動などによって、降雨時などにおける水田の貯留効果による洪水防止、自然環境の保全など農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に寄与している。取組面積・組織数が減少する中、組織体制の強靭化のため、組織の広域化に取り組んでいる。

広域組織数　　R5　12組織　→　R6　12組織
広域取組面積　R5　6,355ha　→　R6　6,268ha
＜取組面積＞R元：25,318ha, R2：24,813ha, R3：24,877ha,
R4：24,623ha, R5：24,909ha, R6：24,749ha

取組面積はR2から増加したものの、集落の人口減少と高齢化による担い手不足のため、目標達成は出来なかった。

※1 農地まわりの草刈りや水路の清掃、農業生産活動などを行うことで、農地や集落の維持を図る「地域の共同活動」のこと
※2 急傾斜地等で農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度
※3 農地・水路・農道の維持事業等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度

【地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数】

漁場の生産力向上のための取組や漁業の再生に関する実践的な取組などを支援することにより、離島の漁村地域の維持につながっている。

指標については、離島漁業再生支援交付金の対象地区としており、基準年から減少している3地区のうち2地区については、平均所得が基準を上回ったこと等により対象外となったものであり、1地区のみ、高齢化による取組の終了となっている。

これらの取組により、地域の活性化や新規就業者の確保・定着もみられることから、引き続き、市町等関係機関と連携し、取組活動を支援していく。

＜R6取組状況＞
・漁場の生産力向上のための取組（種苗放流等）　225件

・漁業の再生に関する実践的な取組（高付加価値化等）　130件

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目i	○	1	ながさき森林環境保全事業（県民参加の森林づくり）	21,908	22,778	28,500	0	22,046	0	22,076	0	22,059	●事業内容 市町が実施する公共施設の木造・木質化、地域林・里山林整備、森林のめぐみの普及・啓発に対する取組や、森林ボランティア団体、学校等が実施する植樹や森林教育等の取組を支援する。 ●実施状況 木育や緑化活動等、森林環境教育の知識・経験を持ったフォレストマスターを小中学校や保育園等へ派遣した。		【活動指標】 フォレストマスター制度の説明会実施回数（回）	3 4 4	6 3	200% 75%	●事業の成果 ・令和6年度はのべ19団体がフォレストマスター制度を活用し、森林保全に対する意識向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・のべ19団体がフォレストマスターを活用して森づくり活動や森林環境教育に取り組んだ結果、森林に対する意識の醸成が図られ、農山村集落における都市住民との協働による森林資源の保全活動の推進に寄与した。
			H19-R8	ながさき森林環境基金条例										【成果指標】 フォレストマスターを活用した森林活動や森林環境教育等の実施件数（件）	6 8 8	22 19	366% 237%		
			林政課	—			—	—					市町、法人、森林ボランティア団体等								
		2	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	7,837	7,167		0	3,830	0	3,942		●事業内容 県がボランティア支援センターを設置して、社会貢献に前向きな企業等を募集し、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落に派遣し、農山村集落の住民との共働による保全活動を実施する。 ●実施状況 企業等と集落とのマッチングを行い、合計で32集落において保全活動を実施した。		【活動指標】 ボランティア活動を推進した企業数（社）	6 6	13 19	216% 316%	●事業の成果 ・企業等に対し、集落維持のためのボランティア活動の推進を行った結果、取組集落数は前年度から増となり、取組が拡大した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・取組集落が増となったことにより、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落の維持保全に寄与した。
			(R6終了)R2-6	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領										【成果指標】 ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数（集落）	24 24	18 32	75% 133%		
			農山村振興課	—			—	—					中山間地域等の農業者、地域住民								
		3	集落・産地サポート事業									●事業内容 人口減少や高齢化が進行し、農道や水路、ため池等の保全や、野菜等の防除作業等、作業する人を確保できないなどの地域が抱える課題を解消するため、サービス事業体を育成し、作業のアウトソーシングによりサポートすることで、集落と産地の維持・活性化を図る。		【活動指標】 サービス事業体登録数（累計件数：社）							—
						19,200	8,900	15,756							4						
			(R7新規)R7-9	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領										【成果指標】 サービス事業体活用地区数（累計件数：地区）							
			農山村振興課	—			—	—					中山間地域等の農業者、地域住民		2						
取組項目i ii iii	○	4	離島漁業再生支援費	958,765	860,864	1,041,794	279,540	248,852	292,539	11,488	11,826	11,817	●事業内容 離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。 ●実施状況 次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①基本交付金 ・漁業の再生に関する話し合い ・漁場の生産力向上に関する取組 ・漁業の再生に関する実践的な取組 ②新規就業者に対する漁船リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動への支援		【活動指標】 実施市町数（市町）	9 9 9	9 9	100% 100%	●事業の成果 ・離島の漁村集落において、漁場の生産力向上に関する取組（種苗放流や藻場対策等）及び漁業の再生にかかる取組（販路拡大等）、新規就業者に対する漁船・漁具のリースへの支援を実施し、離島漁業の維持・再生を図った。 ・また、特定有人国境離島地域の漁業集落において、漁業や海業の起業や事業拡大の支援を行い、105人の新たな雇用を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島漁業の維持・再生により、漁業集落の維持・活性化、新規就業者の定着と雇用創出に寄与した。
			H17-	—										【成果指標】 新規就業者への漁船・漁具等のリース取組累計人数（人）	55 57 59	55 57	100% 100%		
			漁政課	—			—	—					離島の漁業集落等								

取組項目ii		5	漁業と漁村を支える人づくり事業費	67,673	29,925	16,850	●事業内容 就業希望者の呼び込みから就業までスムーズで切れ目のない支援体制と、漁村を生活の場として定着し、暮らし続けることができる漁村づくりを推進する。 ●実施状況 漁村の魅力やイベントの情報発信、就業支援フェアの開催などよる県内外からの漁業就業希望者の呼び込み、新規漁業就業希望者の受入れと技術習得支援などに取り組んだ。	【活動指標】 漁業就業希望者との面談、相談件数（人）	159	157	98%	●事業の成果 ・漁業就業希望者へ漁業の魅力やイベント情報の発信を行うとともに、県主催の就業フェア2回、WEB相談会（9、11、2月）の開催や、移住相談会4回、全国就業者フェア4回の参加により漁業就業希望者との面談・相談件数は目標をほぼ達成した。 ・漁業就業希望者66人への技術研修を支援し、将来の新規就業者増加に寄与した。 ・近年は地元からの就業が多く、県外からの就業が減少傾向にある。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和6年度の新規就業者221人のうち10人が漁業就業実践研修を活用して着業しており、新規就業者の増に寄与した。
				90,294	45,147	20,498			165	156	94%		
				89,056	45,334	20,483			174				
			R5-7	—				【成果指標】 漁村へ移住してきた新規漁業就業者数（人）	72	57	79%		
									75	53	70%		
			水産経営課	—	—	—	漁業者、漁協、市町		79				
		6	ながさきｄｅ農業ＩＪＵ推進事業費	13,186	7,329	11,489	●事業内容 移住就農者の拡大に向け、本県農業の魅力や相談・支援策等の情報発信を強化するとともに、就農のイメージを具体化するためのオンラインセミナーや体験メニュー等を充実する。 ●実施状況 移住就農希望者等に対し、意欲ある市町への移住就農を促進するため、情報発信や受入体制整備、移住促進対策を実施することで、県外からの新規就農者の増大を図った。	【活動指標】 移住就農希望者確保に向けたイベント参加者数（人/年）	80	74	92%	●事業の成果 ・情報発信や受入体制整備、移住促進対策の実施により、イベント参加者数や県外からの就農相談人数の確保につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・移住就農希望者等に対し、情報発信を行うとともに、オンラインセミナーや見学ツアーを新たに実施したことにより、新規就農者の確保に寄与した。
				11,258	6,737	11,826			100	69	69%		
				22,250	10,061	11,817			120				
			R5-7	—				【成果指標】 県外からの就農相談人数（人/年）	16	14	87%		
									18	14	77%		
			農業経営課	—	—	—	就農希望者、受入団体等		20				
取組項目iii	○	7	中山間地域等直接支払費	1,079,426	377,147	7,659	●事業内容 中山間地域等において農業生産活動を継続的に行うため、耕作放棄地の発生防止や県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の増進を図る。 ●実施状況 19市町において、934協定が農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路等の管理活動等）を各々の地域で実施した。	【活動指標】 説明会の開催（回）	12	13	108%	●事業の成果 ・中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の維持につながった。 （中山間地域等直接支払取組面積） R5：9,550ha→R6：9,842ha ●事業群の目標達成への寄与 ・中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等のコスト差を支援することで、農業生産活動の維持に寄与した。
				1,097,322	382,904	7,884			12	13	108%		
				1,148,445	390,928	7,878			12				
			H27-	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条				【成果指標】 中山間地域等取組面積（ha）	10,463	9,550	91%		
									10,569	9,842	93%		
			農山村振興課	○	—	—	集落協定に基づき農業生産活動を行う農業者等		10,675				
	○	8	多面的機能支払事業	671,543	216,587	26,041	●事業内容 地域共同で行う農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る活動や地域が有する水路、農道等の共同施設の補修や長寿命化のための施設更新をすることにより地域資源の質的向上を図る。 ●実施状況 20市町において、264組織が農地維持活動、資源向上活動（共同、長寿命化）を各々の地域で実施した。	【活動指標】 説明会の開催（回）	8	8	100%	●事業の成果 ・農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与した。 （多面的機能支払取組面積） R5：15,359ha →R6：14,907ha ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業への取組推進により、地域による水路やため池などの保全管理活動の活性化に寄与した。
				667,427	216,337	26,805			8	9	112%		
				772,709	245,425	6,302			8				
			H27-	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条				【成果指標】 多面的機能支払取組面積（ha）	18,069	15,359	85%		
									18,372	14,907	81%		
			農山村振興課	○	—	—	活動計画書に基づき地域の共同活動を行う農業者等		18,675				
		9	中山間ふるさと活性化基金	1,799	0	3,064	●事業内容 農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民の共同活動（地域住民活動）や、この活動を推進する人材の育成、都市住民も含めた保全活動などを支援する。 ●実施状況 指導員研修会の開催及び中山間地域の情報誌の配布を実施した。	【活動指標】 指導員への啓蒙・普及活動（回数）	9	8	88%	●事業の成果 ・地域住民による棚田保全等のための共同活動（地域住民活動）等への支援や活動の中心となる人材育成により、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。
				1,738	0	3,153			9	8	88%		
				2,300	0	1,576			9				
			—	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領				【成果指標】 長崎県ふるさと水と土指導員（人）	21	19	90%		
									21	20	95%		
			農山村振興課	—	—	—	中山間地域等の農業者、地域住民		21				

取組項目iii		10	ながさき森林環境保全事業（環境保全林緊急整備）	126,007	0	21,446	●事業内容 公益的機能を確保するために重要な森林のうち、森林所有者による森林の管理が困難なものについて、里山林の整備を実施し、森林の機能を適正に維持する。 ●実施状況 市町、集落と連携し、荒廃した里山林等を整備することにより、身近で親しみやすい里山づくりを実施した。	【活動指標】 地元説明会（回）	9	12	133%	●事業の成果 ・里山林を整備するための地元説明会を計13回開催し、合意形成を図ることにより里山林整備が必要な森林について25.17haの整備を実施した。
				99,615	0	22,076			15	13	86%	
				110,000	0	22,059			15			
			H19-R8	ながさき森林環境基金条例				【成果指標】 里山整備面積（ha）	32	31	96%	
									30	25	83%	
			林政課	—	—	—	森林所有者、市町、県		23			
		11	保安林等整備管理費	6,101	5,466	17,679	●事業内容 森林が有する水資源のかん養機能や山地災害の防止機能など、公益的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公益上重要な森林を「保安林」に指定し、森林の適正な管理を行う。 ●実施状況 保安林指定調書作成業務委託により、計30箇所の現地調査、及び指定調書の作成を行った。	【活動指標】 -R5：年間保安林指定面積(ha)	241	241	100%	●事業の成果 ・保安林指定に必要な森林調査や森林所有者の同意書取得、地元の合意形成等が円滑に進み、目標の指定面積を概ね達成した。
				7,592	6,999	18,198		R6-：年間保安林指定調査個所数（箇所/年）	20	30	150%	
				9,182	8,547	18,425			20			
			—	森林法第25条				【成果指標】 保安林指定面積(ha)	51,396	51,396	100%	
									51,546	51,410	99%	
			林政課	○	—	—	森林所有者		51,696			
		12	県営林事業費	248,626	0	43,657	●事業内容 県有林（735ha）、県行造林（4,794ha）において、第14次経営計画（R6年度～10年度）に基づき、売払収入等をもって管理経営を実施し、県有基本財産の造成と模範的な森林整備による森林の持つ公益的機能の発揮等を図る。 ●実施状況 県営林の管理経営面積　5,529haについて、第14次経営計画（R6年度～10年度）に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備(間伐154ha)を実施した。	【活動指標】 森林整備面積（ha）	350	218	62%	●事業の成果 ・森林整備面積は、入札不調が多く発生したことにより目標の71%となったが、haあたりの材積量が多い森林が整備対象に多く含まれたことから、木材売払量は目標を達成した。
				199,669	0	44,939			216	154	71%	
				347,266	0	44,905			288			
			S34-	長崎県行造林規則				【成果指標】 木材売払量（㎥）	12,483	14,687	117%	
									10,363	10,789	104%	
			林政課	—	—	—	森林所有者（県行造林契約者）、森林組合等林業事業体		13,833			
		13	森林環境譲与税事業費（市町支援）	9,167	0	9,114	●事業内容 市町が意向調査や経営管理権集積計画の策定又は市町村森林経営管理事業をできるよう指導、支援する。 ●実施状況 森林経営管理制度に関するサポートセンターを設置し、市町を支援することで、累計14市町で林地の集約が図られた。	【活動指標】 森林管理サポートセンターによるアドバイザーの派遣回数（回/年）	22	39	177%	●事業の成果 ・サポートセンターを設置して、県内各市町の支援を行った結果、累計14市町において集積計画の策定につながった。
				9,167	0	9,382			22	30	136%	
				9,500	0	9,499			22			
			R元-	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条 森林経営管理法第49条				【成果指標】 新たな森林管理システム集積計画策定市町数（市町累計）	13	12	92%	
									15	14	93%	
			林政課	○	○	—	県内の市町		17			

取組項目iv	○	14	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費	658,470	11,125	30,636	●事業内容 農作物被害軽減のため、防護柵設置や捕獲機器の整備、捕獲に係る経費の助成、被害防止3対策（防護・棲み分け・捕獲）、人材育成等を総合的に支援する。 ●実施状況 普及指導員・イノシシ対策A級インストラクターによる指導のもと、地域ぐるみで3対策に取り組み、農作物被害軽減を図った。また、広域的な対策の推進、新技術の実証、人材育成により、市町が被害防止計画に基づき推進する3対策の戦略的な実施を支援することで、農山村地域での安全安心な生産・消費活動の実現と、鳥獣被害に負けない元気な中山間地域づくりに取り組んだ。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・防護柵の設置や捕獲体制が新たに整備されるなど、地域ぐるみでの対策実施につながった。県内の農作物被害額はピーク時に比べて3割程度に減少している。 ・捕獲情報システムのさらなる導入に向け、各市町に対して研修会やお試し利用等を行い、事務負担軽減等の効果を周知することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業を活用した鳥獣害防止対策により、生産活動が継続され、農山村地域の環境整備に貢献した。
				683,821	12,906	31,536		事業推進会議の開催数（回）	3	3	100%		
				896,410	17,272	31,512			3				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律　第2条の2第2項				【成果指標】	145	217	0%		
			R5-7					野生鳥獣による農作物被害額（百万円）	133	算定中	—		
			農山村振興課	○	—	—	市町、鳥獣対策協議会等		120				
		15	鳥獣保護費	1,201	1,201	2,911	●事業内容 野生鳥獣の適正管理を目的として、休猟区の設定と休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行う。 ●実施状況 休猟区9ヶ所を設定し、休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行った。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・休猟区9ヶ所、捕獲禁止区域3ヶ所、特定猟具使用禁止区域84ヶ所の指定により、適切な野生鳥獣の管理が行われている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・狩猟鳥獣の持続可能な利活用につなげるため、休猟区や捕獲禁止区域などを設定するとともに、キジの放鳥を実施し、農山村地域の環境保全に寄与した。
				1,358	1,358	2,996		放鳥地区選定のための協議(回数)	3	3	100%		
				1,414	1,414	2,994			3				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】	3	3	100%		
			—					キジの放鳥地区数（地区）	3	3	100%		
			農山村振興課	○	—	—	休猟区		3				
		16	狩猟取締費	6,588	6,588	6,587	●事業内容 有害鳥獣捕獲時の違反、事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を行う。 ●実施状況 県内各地で狩猟免許試験を実施した。	【活動指標】	6	6	100%	●事業の成果 ・県内各地で狩猟免許試験を実施し、延べ253名が新たに狩猟免許を取得した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内各地での狩猟免許試験実施や狩猟免許試験の複数回実施などにより狩猟免許の新規取得を促進し、農山村地域の環境整備（鳥獣被害対策）の担い手となる捕獲者の確保に寄与した。
				8,951	8,951	6,781		狩猟免許試験実施地区数（地区）	6	6	100%		
				10,543	10,543	6,776			6				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】	3,000	3,631	121%		
			—					狩猟免許所持者数（人）	3,000	3,566	118%		
			農山村振興課	○	—	—	狩猟免許所持者		3,000				
		17	野生鳥獣管理事業費	5,535	5	2,758	●事業内容 イノシシやシカなど生息数が増加し、被害が深刻化している野生鳥獣の管理のため、捕獲技術の向上研修や個体数密度調査などを行う。 ●実施状況 新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施した。また、ニホンジカについて他地域実績のある捕獲手法やICTを活用した管理手法等の紹介などの研修を実施した。	【活動指標】	6	5	83%	●事業の成果 ・新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施し、安全で適正な捕獲の推進が図られた。囲いわなやICTを活用した管理手法等の紹介などの研修により、これまで活用されていない手法による捕獲機会の拡大を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・捕獲者の技術向上や捕獲手法の実証により鳥獣害防止の効率化に寄与し、農山村地域の環境整備に寄与した。
				4,802	0	2,839		捕獲技術講習会の開催回数（回）	6	6	100%		
				10,203	47	2,837			6				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】	100	81	81%		
			H29-R8					捕獲技術講習会の受講者数(人)	100	76	76%		
			農山村振興課	○	—	—	捕獲従事者、認定鳥獣捕獲等事業者等		100				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・県内企業とマッチングが成立した32集落において、水路の清掃や田植えなどの共働活動を実施した。集落外の人材との共働活動に取り組んだことで、集落の負担軽減につながっており、集落、企業とも取組継続の意向を示している。なお、高齢化は進行しており、今後も農地保全活動の支援を必要とする集落が存在している。	・県版SDGs登録制度に登録した企業の中で、ボランティアに前向きな企業の情報収集を行い、ボランティアへの参加を引き続き推進する。さらに、令和7年度からは、農村サポートセンター（仮称）を設置し、集落作業を受託する事業体を確保・育成し、集落の農地保全活動を継続していく。
・海業の起業や事業拡大を支援し、漁村の賑わいを創出することで交流人口の増加に寄与するものと考えている。今後とも、漁村集落に人を呼び込む優良事例を県内で広く展開し、各漁業地区の活性化に結びつけていく必要がある。	・漁村の賑わいの創出のため、意欲ある漁業者による漁業や海業の起業・事業拡大の取組促進に向けた情報発信や意識醸成を行っていく。

ⅱ　農山漁村地域への移住・定住対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・高齢化や人口減少が進んでいる漁村地域において移住・定住対策を推進するためには、地域資源を活用した漁村の魅力向上の取組のほか、新規漁業就業者が着業しやすい環境整備や、漁業・海業の取組の継続による漁村地域の持続的な発展、漁業の再生に取り組む地区を維持していく必要がある。	・漁業の再生に関する実践的な取組や新規漁業就業者への漁船等のリース、漁業や海業の起業や事業拡大に対し国や市町と連携し、支援を行う。
・ＵＩターンによる新規就農者数が伸び悩んでいる中、移住・定住対策を推進するには、農山村地域の魅力発信や新規就農者を呼び込むための取組を継続することが必要。また、高齢化や後継者不足により産地の担い手が減少していることから、産地を維持していく必要がある。	・産地情報やロールモデル（先輩農業者）等の情報を充実させるとともに、関係機関及び産地等と連携し、新規就農者を呼び込むための産地の受入体制整備や取組強化を図る。
・農山村集落へ移住就農者を呼び込むために市町や集落と連携して受入れ体制を整備した「おすすめ集落」を県HPで46か所紹介。また、県公式インスタグラム「農山村で深呼吸」で、農山村の風景や食・文化・人の魅力を織り交ぜながら集落や先輩農業者や産地を紹介し、累計206件を投稿。フォロアーも968人（R7年5月時点）に増加しており、継続が必要。	・引き続き県HPで「おすすめ集落！移住情報」や移住者紹介動画を掲載するとともに、長崎県の農山村での暮らしや就農に魅力を感じる情報を積極的にSNSや「ながさき就農支援ポータルサイト」で発信する。

iii　農山漁村の持つ多面的機能の維持

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・漁業の維持・再生に関する取組が多くの漁業地区で実施されており、漁村の活性化が図られることにより、豊かな自然環境の形成や海の安全・安心の提供、やすらぎ空間の提供といった多面的機能が維持される。漁村の高齢化、人口減少が進行への対策が必要である。	・漁業の維持・再生に向けた取組や漁業や海業の起業等に対して、国や市町と連携し、支援を行う。
・中山間地域等直接支払交付金の取組により、集落の継続的な農業生産活動等の実施を働きかけているが、高齢化や担い手不足等により、５年毎の計画更新時に取組面積が減少している。	・中山間地域等直接支払交付金は、担い手不足や事務負担軽減のための組織の合併や広域化を推進し、事務の集約化を推進する。また、未取組や継続を断念した集落に対し、新規の取組を推進する。
・多面的機能支払交付金事業の取組は、農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与しているが、事務手続きの煩雑さ等や構成員の高齢化により５年毎の計画更新時に取組面積が減少している。	・多面的機能支払交付金は、担い手不足及び高齢化による活動継続の断念を回避するため、組織の合併・再編及び事務の集約化を推進する。
・中山間ふるさと活性化基金の取組は、中山間農業地域の住民活動である棚田まつりの支援等を通じ、集落の活性化に寄与しているものの、今後は交流活動だけでなく、農山村集落が抱える課題の解決に直接つながる取組を実施するなど、活動の充実を図る必要がある。	・中山間ふるさと活性化基金については、農村サポートセンター（仮称）を設置し、集落作業を受託してくれる事業体を確保・育成するなど、集落の維持・活性化につながる取組を推進する。
・令和3年度までに約5万2千ヘクタールの未整備森林が解消されている一方で、手入れ不足の森林も多く存在しており、限られた人員の中で、より多くの未整備森林を解消するには、森林整備の作業効率を上げる必要がある。特に、防災機能上重要な森林においては保安林指定を進めているが、指定による制約も発生することから森林所有者の同意を得難い状況となっている。このことから、地域に密接し精通している市町と連携・強化しながら進める必要があるが、市町には林業専門の職員がほとんどいない。	・森林整備の作業効率を上げるため、高性能林業機械の使用や機械の能力を十分に発揮させるために必要な路網整備に対し支援する。また、治山施工地の計画と地域森林計画と整合を図りながら市町と連携し、計画的に保安林を指定する。新たな森林管理システムについては、市町担当職員の研修実施やマニュアルの改訂等市町の業務支援の充実・強化を図る。

iv　農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害の７割を占めるイノシシを中心に、「防護」「棲み分け」「捕獲」の３対策の実践を推進してきた結果、農作物被害額はピーク時だった平成１６年度の822百万円から減少しており、令和５年度は217百万円となっている。しかしながら、３対策の担い手の高齢化、減少等が懸念される中、効果的・効率的な３対策の推進による、さらなる被害額の低減が必要である。また、鳥獣の捕獲情報、防護柵の情報等を一元化してマップ上に表示する捕獲情報システムの活用を推進した結果、捕獲者や自治体職員の事務負担軽減等の効果や、より効率的な捕獲活動につながること等が理解され、システム活用に向けた動きが一部市町であるものの、今後の更なる普及・定着が課題となっている。	・地域ぐるみで行う防護柵の設置等の３対策への支援を継続するとともに、農作物を加害するイノシシの特定・捕獲など新技術の活用や、捕獲情報システムの普及・拡大等による効率的・効果的な鳥獣被害対策を進め、県全体の被害低減に取り組んでいく。 ・イノシシ対策Ａ級インストラクターや鳥獣被害対策実施隊員、捕獲従事者などの人材の更なる確保・育成を進めていく。
・ニホンジカについては市町による有害鳥獣捕獲に加えて、特に対馬において環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲の実施など関係機関で連携した取り組みが行われているところであるが、対馬、五島列島は依然として生息密度が高く、農業被害のほか、森林の下層植生の食害等よる生態系被害も問題となっている。	・ニホンジカについては、他地域での優良事例の紹介や実地研修を行うことで、捕獲従事者等の技術向上を図るとともに、集中的な捕獲の実施により、捕獲圧を高めていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	ながさき森林環境保全事業（県民参加の森林づくり） H19-R8 林政課	―	②	引き続き、木育や緑化活動等、森林環境教育の知識・経験を持った指導者をフォレストマスターとして登録し学校等への派遣を継続しながら、同時にフォレストマスターの育成も進め、指導内容の充実化も図っていく。	現状維持
		3	集落・産地サポート事業 (R7新規)R7-9 農山村振興課	R7新規	⑤	引き続き、農村サポートセンターの設置を行い、外部委託の推進と、集落サービス事業体の確保・育成を行う。	改善
取組項目ⅰⅱⅲ	○	4	離島漁業再生支援費 H17- 漁政課	円滑な事業推進のため、地元での計画策定等のサポートを行っている。	⑤⑧	国の制度であるため、実施内容についての見直しはないが、円滑な事業推進のため、今後とも、地元での計画策定等のサポートを行う。	改善
取組項目ⅱ		5	漁業と漁村を支える人づくり事業費 R5-7 水産経営課	・就業支援フェアについては参加者の減少が課題であり、高校生の参加者増加のために、直接訪問など周知方法の見直しを行うとともに開催方法を改善した。 ・企業との相談機会を増やせるよう就業支援フェアのスケジュールを見直した。	④⑧	・小中高校生など早い段階での漁業就業への意識の醸成を図るため、これまでの料理教室を中心とした水産教室から、漁業についての仕事説明会や漁業体験を中心とした体験型水産教室に転換を検討する。 ・県内のより広い地域の漁業就業希望者に対応するため、フェアの開催場所や開催地区を見直すことで、就業情報提供やマッチングの機会を増大させるなど漁業就業者数の確保の方策を検討する。 ・漁業就業実践研修については、研修者の着実な漁業就業に繋がっていることから、就業後の安定的な経営に繋げるため経営指導を強化したうえで継続を検討する。	終了
		6	ながさきde農業ＩＪＵ推進事業費 R5-7 農業経営課	令和５年度に開設したHP「ながさき就農支援ポータルサイト」を活用して産地情報やロールモデル（先輩農業者）等の情報を充実するとともに、就農のイメージを具体化するためのオンラインセミナーや見学ツアーの取組拡大を行う。	②	令和７年度中に、オンラインセミナーや見学ツアーの取組を全６振興局で実施見込みである。移住就農希望者等を呼び込むノウハウの蓄積という点においては、役割は一定果たしたことから、本事業は令和７年度で終了するが、県主体から産地自らが情報発信していく取組への支援にシフトを検討する。	改善
取組項目ⅲ	○	7	中山間地域等直接支払費 H27- 農山村振興課	新たな加算措置の積極的な活用等について、市町に説明を行うとともに、国からの制度改正に関する情報について、適宜市町に提供し、市町からの質疑に対しても適切に対応を行い、加算措置の活用拡大を図っている。	②⑤	令和７年度より第６期対策が開始になり、制度の内容が一部拡充されることとなっている。特に新たな加算措置として、「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」が措置されることから、高齢化や担い手不足により、保全管理が困難となっている集落に対し、これらの加算措置の積極的な活用について、市町と連携して推進を行い、取組面積を維持していく。	改善

取組項目iii	○	8	多面的機能支払事業 H27- 農山村振興課	多面的機能支払交付金の取組断念の主原因は、事務の煩雑化及び事務担当の高齢化等に伴う担い手不足であることから、事務の担い手確保を目的とした活動組織の合併及び広域化の推進を図る。また、多面的機能支払交付金に取り組んでいない土地改良区を中心に、本制度への新規取組を推進することにより取組面積の拡大を図る。	②⑤	令和７年度より第３期対策が開始になり、制度の内容が一部拡充されている。特に広域化と活動支援班（※1）の設置を行うことで新たな加算が措置されることから、広域化を推進し、活動組織と外部団体等とのマッチングを推進することにより取組面積を維持していく。 （※1）広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班	改善
		9	中山間ふるさと活性化基金 ― 農山村振興課	市町に対して事業内容や指導員の役割を十分に説明することで指導員の掘り起こしを推進するとともに、「集落・産地サポート事業」による関係人口の増加等新たな人材の呼び込みを図り、併せて、集落作業のアウトソーシングによりサポートすることで、集落と産地の維持・活性化を図る。	②⑤	市町に対して事業内容や指導員の役割を十分に説明することで指導員の掘り起こしを推進するとともに、農村サポートセンターを設置し、集落作業を受託してくれる事業体を確保・育成するなど、集落の維持・活性化につながる取組を推進する。	改善
		10	ながさき森林環境保全事業（環境保全林緊急整備） H19-R8 林政課	―	②	未整備となっている里山林について、森林所有者や地元住民への説明を行いながら事業実施の合意形成を図っていくことで、より身近で親しみやすい里山林整備を実施する。	改善
		11	保安林等整備管理費 ― 林政課	―	⑤	引き続き、水源かん養機能や山地災害防止機能等が高い森林を保全し、その維持・機能の発揮を図るため、保安林指定と併せて森林整備の推進を図る。	現状維持
		12	県営林事業費 S34- 林政課	―	②	引き続き、作業道の補修経費や拡幅経費等を設計に計上するとともに、作業委託地が広域に分散しないよう近接集約して、事業体が受注しやすい委託作業とすることで県営林事業の推進を図る。	現状維持
取組項目iv	○	14	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費 R5-7 農山村振興課	市町が地理情報システムを活用して、捕獲情報や防護柵設置状況を可視化（マップ化）し、より効果的な鳥獣対策を実施できるよう支援する。	②	引き続き、地域ぐるみで取り組む総合的な３対策（防護・棲み分け・捕獲）を支援し、効果的かつ効率的な実施による被害の軽減を図る。	改善
		15	鳥獣保護費 ― 農山村振興課	―	⑨	環境省改定後の基本指針に即して、第14次鳥獣保護管理計画を策定する。 また、現状の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、休猟区を設定し、制札の設置や既存休猟区の制札の維持管理など、休猟区の適切な管理を実施するとともに、休猟区における繁殖用のキジの放鳥を実施する。	改善

取組項目iv		16	狩猟取締費 — 農山村振興課	—	③	狩猟や有害鳥獣捕獲における法令順守や事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を実施する。	現状維持
		17	野生鳥獣管理事業費 H29-R8 農山村振興課	新規狩猟免許取得者（初心者）を主な対象として開催している捕獲技術向上研修会については、参加者を増やすため、広報誌等を活用して周知・啓発を図る。捕獲技術習得により捕獲頭数を増やすことで、被害減少につなげる。	⑤⑥	引き続き、ニホンジカの生息密度についてモニタリング調査を実施する。 また、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、特にニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画に掲げる生息密度の削減目標を達成するために、地元の捕獲体制の整備や捕獲技術の向上など、市町や地域住民と一体となって進めていく。研修会の開催に当たっては、日程や内容の再検討を行うとともに、新規狩猟免許取得者や捕獲経験の浅い狩猟者を中心に参加を呼びかけていく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部　農山村振興課	三溝孝司	
施策名	2 地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課（室）	漁政課、農業経営課、農産加工流通課、畜産課		
事業群名	② 農山漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくり	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額		894,773

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

小規模ハウス等による少量多品目周年生産や地域の「顔」となる産品づくり、農泊の推進、漁業・海業の起業支援、直売所を拠点とした農産加工品の販売、地域の営農活動に必要な農作業受託、機械の共同利用組織の育成など農山漁村集落全体で稼ぐ仕組みづくりへの取組を推進します。

（取組項目）

ⅰ）中山間地域に対応した営農体系の確立
ⅱ）地域農林業を支える組織の設立・推進
ⅲ）地域ビジネスの展開による農山漁村地域の活性化

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
アグリビジネス売上額	目標値①		122.3億円	123.6億円	124.8億円	126.1億円	127.3億円	127.3億円（R7）
	実績値②	119.8億円（H30）	120.1億円	131.2億円	137.2億円	138.9億円		進捗状況
	達成率②／①		98%	106%	109%	110%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
農作業受託・機械の共同利用組織数	目標値①		126組織	128組織	130組織	132組織	134組織	134組織（R7）
	実績値②	124組織（R元）	132組織	136組織	137組織	138組織		進捗状況
	達成率②／①		104%	106%	105%	104%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
新たな漁業や海業の起業及び事業拡大の件数	目標値①		10件	10件	10件	10件	10件	10件（R7）
	実績値②	10件（R2）	1件	16件	19件	11件		進捗状況
	達成率②／①		10%	160%	190%	110%		順調

（進捗状況の分析）

【アグリビジネス売上額】
県下全域の直売所を対象としたセミナーでの優良事例紹介や直売所スタッフのワークショップ、直売所の現地指導等により令和6年度の実績では農産物直売所の売上は目標を上回っている。今後は、交流会開催等による直売所間の連携強化や、地域活性化の拠点となる直売所の育成や地域貢献に向けた取組に対し支援を行い、直売所の経営基盤強化を図る。
農泊については、コロナ禍後、徐々に宿泊者数が増加しているが、高齢化に伴い農林漁業体験民宿数が減少傾向になっていることから新たな担い手確保が必要。また、需要拡大が見込まれるインバウンドの受入れ拡大のための研修会や、農泊が持続可能なビジネスとなるよう人材育成や価格改定等の検討も必要。
長崎四季畑では、テレビCMやSNSでの動画発信、販売店でのフェア開催等の販売促進の結果、目標販売額を達成することができた。引き続き、販路拡大支援に加え「長崎四季畑」のブランド強化を図っていく。

【農作業受託・機械の共同利用組織数】
各地域で組織設立に向けた研修会等を開催し、組織化に意欲がある集落を掘り起こした。農作業受託組織設立推進により、令和6年度の組織数は138組織となり、目標を達成した。

【新たな漁業や海業の起業及び事業拡大の件数】
離島地域の漁村集落において、漁業や海業の起業や事業規模拡大に対する支援を行い、令和6年度の実績件数は11件となった。引き続き、新規就業者に対する支援を行うとともに、「海業」については、観光部局と連携し、情報提供や海業コンテンツの開発支援を行う。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ii		1	長崎県飼料増産推進事業費							●事業内容 生産効率の更なる向上のため、他産業からの参入・モデル化を念頭に、組織化のネックとなっている飼料生産に係る機械導入等の支援を拡充することで、組織化並びに省力化の推進を行い、生産基盤の維持拡大を図る。 ●実施状況 コントラクター組織、ヘルパー組織において、新規組織設立や労働環境の改善及びICT活用等による組織体制の強化を支援し、また、飼料作物生産の外部委託（ドローン産業など）を支援し畜産経営の省力化による生産性の向上に取り組んだ。	【活動指標】 推進会議の開催（回）				●事業の成果 ・新規コントラクター1組織を設立することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・農家戸数の減少により、作付け面積は減少したものの、生産組織の立ち上げによって、作付け面積の減少幅を抑えることができた。
				66	66	2,365						2	2	100%	
				1,696	947	1,576						2			
			R6-8	―							【成果指標】 飼料作物作付け面積の拡大(ha)				
												12,685	11,283	88%	
			畜産課	―	―	―				ヘルパー組織、コントラクター組織等		12,821			
	○	2	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費							●事業内容 集落営農組織・法人が次世代につなげられるよう後継者確保や人材育成等を支援し、未来につなぐ集落営農法人等の育成を推進する。 ●実施状況 集落営農の課題解決を図る専門家派遣を1組織2回実施した。また、4組織に対し、高収益作物の試作や、共同利用機械の導入を支援した。	【活動指標】 集落営農研修会の開催数（回）				●事業の成果 ・若者への事業承継により後継者を確保した他県の集落営農法人を講師とした研修会を開催し、後継者確保の必要性の意識を高めることができた。 組織の設立については前倒しで推進した結果、令和5年度末で目標を達成したため、令和6年度は1組織の設立となり、単年度目標としては未達成となった。 ●事業群の目標達成への寄与 推進対象集落に対する研修活動や個別指導等により農作業受託・機械の共同利用組織の新規設立に寄与した。
				6,618	572	2,365						6	6	100%	
				26,882	4,080	2,363						6			
			R6-7	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業実施要綱							【成果指標】 農作業受託・機械利用組合の新規設立数（組織）				
												2	1	50%	
			農業経営課	―	―	―				農村集落、集落営農組織等		2			
取組項目i iii	○	3	稼ぐ農山村チャレンジ支援事業							●事業内容 農産物直売所を、地域活性化に寄与する交流拠点へと発展させるために、直売所の運営者等の人材育成や生産対策などの機能強化を図る。 県内農産物の魅力及び認知度向上により、地産地消の推進・消費拡大を図る。 集落の顔となる産品づくりに取り組む。 ●実施状況 農産物直売所を、地域活性化に寄与する交流拠点へ育成するため、直売所の運営者等を対象としたセミナー等の開催、地域活性化に貢献する直売所へのステップアップに向け経営基盤強化に取り組む直売所への支援を行った。 地域の農林水産物を地元の方々が積極的に愛用する地産地消の取組を県内各地で推進する収穫感謝祭シリーズに対し支援を行った。 産品づくりでは、専門家の助言を受けながら、各地域で栽培実証、販売戦略の検討、SNSによる商品PR等を行った。	【活動指標】 研修会等の開催回数（回）				●事業の成果 ・直売所を対象としたセミナーや現地指導により、人材育成を図ることができた。 ・産品づくりでは、7品を商品化した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・セミナー、研修会開催のほか、地域貢献に取り組む直売所への支援や、収穫感謝祭シリーズの実施により、売上額の増加に寄与した。 ・産品づくりでは、各地域で新規作付け希望者が増加する等農業振興、地域活性化に寄与している。また、直売所等の売上げ増加や県内外の販路拡大につながった。
				6,219	0	11,489						11	11	100%	
				13,788	121	11,826						6	6	100%	
				21,695	366	11,819						6			
			R元-7	―							【成果指標】 -R5：農産物直売所、グリーンツーリズム売上額（億円）	115.5	124.6	107%	
											R6-：アグリビジネス（直売所分）売上額（億円）	109.7	122.5	111%	
			農山村振興課	―	―	―				生産者（直売所出荷者）、実需者、市町		110.3			

取組項目iii	○	4	農山村インバウンド等誘客拡大支援事業				●事業内容 農泊について、今後の需要拡大が見込まれるインバウンドの誘客拡大を図るため、地域での受入体制の整備を支援するとともに、新規実践者の確保のためのセミナー等各種研修会を開催する。 ●実施状況 農泊実践団体を対象として、インバウンド受入研修会や農泊モニターツアーを開催した。 また、農泊実践団体の連携強化や農泊に対する理解の醸成のため、交流会や実践者向けの研修を開催した。	【活動指標】 インバウンド受入に係る研修会の開催（回）				●事業の成果 ・インバウンド受入研修会や農泊モニターツアーを開催したことでインバウンドの受入れが可能な農泊実践団体が拡大した。 （R5年度：3団体　→　R6年度：6団体） ●事業群の目標達成への寄与 ・インバウンドの受入れが可能となった農泊実践団体の増加から、インバウンドの誘客を含む農泊宿泊者数は増加している。コロナ禍後、農山村地域の農泊客は一般の観光地に比べ緩やかに戻ってきている状況。
				3,056	1,116	7,884			2	2	100%		
				4,527	2,050	7,879			2				
				—				【成果指標】 農泊延べ宿泊者数（うちインバウンド）（人）					
			R6-7						67,000 (6,700)	21,448 (1,248)	32% (18%)		
			農山村振興課	—	—	—	市町、農泊実践者等		68,000 (6,800)				
		5	長崎四季畑魅力発信事業費	5,265	3,261	12,255	●事業内容 本県農産加工品の知名度向上及び原料となる県産農産物の生産振興につなげるため、全国に誇れる商品を『長崎四季畑』として認証し、認証商品の認知度向上や販売支援等に取り組む。 ●実施状況 TVCM放映やSNSでの動画配信等による認知度向上のための支援や、展示会出展や県内外の販売店でのフェア開催など販売促進の支援を実施した。	【活動指標】 PR活動数（手法）	5	8	160%	●事業の成果 ・「長崎四季畑」の認知度向上のためのTVCM放映やSNSでの動画配信等を実施したほか、展示会出展や県内外の販売店でのフェア開催などの取組により目標販売額を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内外の販売店等でのフェアの実施や販売促進に取り組むことで、長崎四季畑商品の販売額向上に寄与した。
				4,218	2,703	12,615			5	6	120%		
				6,022	3,840	12,605			5				
				—				【成果指標】 長崎四季畑販売額（百万円）	1,233	1,264	102%		
			R3-7						1,312	1,326	101%		
			農産加工流通課	—	—	—	農業者、農業者の組織する団体、食品製造業者等		1,394				
		6	海業チャレンジ応援事業費	6,815	4,058	6,128	●事業内容 海業の取組に意欲のある漁協等に県内外の先進事例などの情報提供を行い、コンテンツ作り・磨き上げ、立ち上がりを支援する。 ●実施状況 漁協、市町、観光関係者などと連携し、漁師体験や遊覧クルーズなど地域の特徴を活かした観光コンテンツ作りを支援した。	【活動指標】 アドバイス実施地区（地区）	7	8	114%	●事業の成果 ・2地区において海業商品の開発支援としてモニターツアーを実施。海業に係る旅行・体験プランの販売に向け、満足度が高いコンテンツの見極めや行程確認などの整理ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・モニターツアーの結果を踏まえ、今後、具体的な海業コンテンツとして商品化を進めることにより漁業所得の向上や漁村地域の賑わい創出が図られる。
				6,163	3,219	6,308			7	7	100%		
				9,839	5,129	6,303			7				
				—				【成果指標】 事業を活用した「海業開始・拡大地区数」（累計）（地区）	2	2	100%		
			R5-7						4	4	100%		
			漁政課	—	—	—	県内漁協等		6				
		7	離島漁業再生支援費	958,765	279,540	11,488	●事業内容 離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。 ●実施状況 次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①基本交付金 ・漁業の再生に関する話し合い ・漁場の生産力向上に関する取組 ・漁業の再生に関する実践的な取組 ②新規就業者に対する漁船リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動への支援	【活動指標】 実施市町数（市町）	9	9	100%	●事業の成果 ・離島の漁村集落において、漁場の生産力向上に関する取組（種苗放流や藻場対策等）及び漁業の再生にかかる取組（販路拡大等）、新規就業者に対する漁船・漁具のリースへの支援を実施し、離島漁業の維持・再生を図った。 ・また、特定有人国境離島地域の漁業集落において、漁業や海業の起業や事業拡大の支援を行い、105人の新たな雇用を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島漁業の維持・再生により、漁業集落の維持・活性化、新規就業者の定着と雇用創出に寄与した。
				860,864	248,852	11,826			9	9	100%		
				1,041,794	292,539	11,817			9				
				—				【成果指標】 新規就業者への漁船・漁具等のリース取組累計人数（人）	55	55	100%		
			H17-						57	57	100%		
			漁政課	—	—	—	離島の漁業集落等		59				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	中山間地域に対応した営農体系の確立	
	●実績の検証及び解決すべき課題 【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業】（産品づくり） ・一定の産地規模の形成が困難な中山間地域における所得確保に向け、各振興局で７品目を検討して栽培実証や加工品の試作、販路拡大を進めることができた。今後は、試作段階の産品の販売戦略等の支援や、引き続き集落・地域が主導で進めていく体制づくりの支援が必要である。	●課題解決に向けた方向性 【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業】（産品づくり） ・産品ごとの進捗に合わせて実証や試作を行い、栽培マニュアル等作成する。その他に専門家の支援等を活用し販売戦略を検討・実行し、地域の特色を活かした地域の顔となる産品づくりを進める。また、集落、関係機関と連携し、役割分担、推進体制整備、集落主体による取組の必要性について引き続き意識づけを行っていく。
ⅱ	地域農林業を支える組織の設立・推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 【長崎県飼料増産推進事業費】 ・令和6年度において、新規のコントラクター組織を１組織設立することができた。しかし、他の地域においては、オペレーター不足等により新規設立が伸び悩んでいる状況である。 【未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費】 ・農作業受託･機械共同利用組織が新規設立される一方で、既存組織では構成員の高齢化・後継者不在・収益低迷等により、活動を維持できない組織が出てきている。	●課題解決に向けた方向性 【長崎県飼料増産推進事業費】 ・引き続き、新規の組織設立及び既存組織の活動維持に対する支援を行うとともに、畜産業の人手不足を補うため、外部組織（ドローン会社等）への委託の取組を支援する。 【未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費】 ・県内の集落営農組織を対象とした研修会の開催や国庫事業の活用による機械導入等の支援、各地域で選定したモデル組織に対しての後継者育成に向けた計画の実行支援を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣し、集落営農組織の維持・活性化を図る。

iii 地域ビジネスの展開による農山漁村地域の活性化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業】（直売所・地産地消） ・直売所セミナーではワークショップによる地域貢献、地域活性化に向けた取組を支援した。令和７年度以降は交流会開催等による直売所間の連携強化に取り組む必要がある。 ・農山村ビジネス向上支援事業では、新商品の開発、販路拡大の取組などを支援した。直売所では出荷者の高齢化や減少、品揃えなどが課題となっていることから、今後も引き続き、これらの課題解決による地域の交流拠点に向けた取組を支援し、他の直売所への波及につなげていく必要がある。 ・ながさき収穫感謝祭シリーズは県内10ヶ所で開催され、地元農産物の展示・販売を通して消費者と生産者の交流等が図られた。「地産地消こだわりの店」は「長崎ブランド構築プロジェクト」の状況を勘案しながら、他部局との連携を図りながら取り組む必要がある。	【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業】（直売所・地産地消） ・直売所出荷者の高齢化や減少、品揃え不足などが課題となっている現状において、地域貢献活動に取り組むためには経営基盤の強化が必要であることから、引き続き、売上の拡大や出荷者確保などに向けた支援を実施する。 ・ながさき収穫感謝祭シリーズでは、引き続き、地域の特色を活かした地産地消の取組を行うとともに、消費者の地産地消に対する理解を促進するため、ホームページ等により県産農林水産物の食材活用レシピの紹介、販売・イベント情報等を継続して取り組む。
【農山村インバウンド等誘客拡大支援事業】 ・日本の修学旅行は春、秋に集中しているため、オフシーズン対策として、インバウンド教育旅行の誘客を図る必要がある。 ・インバウンドの受入れについては、農泊実践者の不安を解消する研修が必要となる（基礎知識や文化への配慮、ニーズに応じた体験プログラムや食事の提供、コミュニケーション方法等）。 ・農泊実践者数が減少しているため、新規開業者の掘り起しを行う必要がある。	【農山村インバウンド等誘客拡大支援事業】 ・観光部局と連携し、海外からの教育旅行誘客に向けた農泊モニターツアーの実施及び訪日教育旅行のパンフレットを作成し、本県農泊の魅力を海外向けに発信する。 ・農泊受入実践団体を対象としたインバウンド研修会やアドバイザー派遣を実施する。 ・農泊開業セミナーを実施することで新たな農泊実践者を確保する。
【長崎四季畑魅力発信事業費】 ・長崎四季畑認証制度の取組やこだわり等が消費者に十分に認知されておらず、「長崎四季畑」が農産加工品のリーディングブランドになるような取組支援が必要である。	【長崎四季畑魅力発信事業費】 ・長崎四季畑については、販売店等と連携したプロモーションに加え、長崎四季畑商品を多く購入している40～60代女性に効果的な手段や時間帯を中心に、四季畑認証制度のこだわり等を消費者に伝える情報発信を強化する。
【海業チャレンジ応援事業費】 ・関係機関と連携し、商品化に向けたモニターツアーを２地区において実施、また、海業コンテンツの企画提案を１地区で行った。今後さらに、海業を推進するには、体制等の環境づくりも必要である。	【海業チャレンジ応援事業費】 ・関係機関と連携し、地域における海業への意欲や実施体制などの状況を確認のうえ、必要に応じて域内他事業者の協力も仰ぐなど、環境づくりをサポートしながら、引き続き専門人材によるアドバイスやモニターツアー実施など海業の商品化に向けた取組を進めていく。
【離島漁業再生支援費】 ・離島地域における漁業や海業を起業・事業拡大する者を支援することにより、令和6年度は11件の起業・事業拡大を実現できた。近年は海業への取り組み機運が高まっていることから、先進事例の情報提供など海業の実施に向けたサポートも必要である。	【離島漁業再生支援費】 ・引き続き、漁業や海業の起業等に対して、国や市町と連携した支援を行うとともに、観光部局とも更に連携し、海業の振興を推進していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ii		1	長崎県飼料増産推進事業費 R6-8 畜産課	―	①	高齢化、担い手不足が問題となっており、労力不足が懸念されている。本事業では飼料生産組織、ヘルパー組合の組織設立、運営強化を行う。また、他産業（ドローン会社等）を利用するなどして生産基盤の強化を図る。	改善
	○	2	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費 R6-7 農業経営課	令和６年度は各地域でモデル組織を選定し資源点検表を作成し計画の策定を支援した。 令和７年度は作成した計画を実行するため、必要に応じて専門家派遣を行う等個々の支援を充実させる。	②	本事業においてはモデル的な組織を選定し、組織を維持していくための課題・取組を見える化した資源点検表の作成・実行を支援した。今後は資源点検表の作成を他の集落営農組織に拡大するとともに、複数の組織が共同して後継者の確保を図る取組等を支援するなど、集落営農組織の維持・活性化を推進する。	改善
取組項目i iii	○	3	稼ぐ農山村チャレンジ支援事業 R元-7 農山村振興課	直売所の支援では、直売所間が連携した取組や、デジタル化・販売の多角化の取組についても支援を行う。また、従来のセミナー開催のみではなく、直売所間の連携強化を図るための交流会を開催する。 ながさき収穫感謝祭シリーズでは、引き続き、地域の特色を活かした地産地消の取組を行う。 ・産品づくりでは、栽培マニュアル等を作成し、安定生産に向けた支援と新規栽培者の確保を行う。また、販売に関する課題解決のために、様々な専門家派遣等を積極的に活用し、支援する。	②	・直売所・地産地消・産品づくり支援などの取組により、アグリビジネスの販売額は目標値を上回っている。しかしながら、農山村地域を取り巻く状況は人口減少や少子高齢化の進行などにより厳しい状況が続いている。 ・農山村地域の交流拠点となる農産物直売所への発展に向け、関係者と連携を図りながら、直売所間の連携強化等の支援を行っていく。また、魅力ある産品づくりにも取り組み、集落全体で稼ぐ仕組みづくりを行う。 ・県産農林畜水産物の利用推進、地域の食文化等への消費者の理解促進を図るためには、一般消費者が県産食材を安心して購入することや楽しむことができる販売店・飲食店の増加に取り組む必要がある。そのため、長崎ブランド構築プロジェクトの状況を勘案しながら、他部局の事業と連携を図り、情報発信等を強化しながら引き続き地産地消の推進に取り組む。	改善
取組項目iii	○	4	農山村インバウンド等誘客拡大支援事業 R6-7 農山村振興課	農泊実践者のインバウンド受入れに対する更なる理解促進につながる研修や地域間の連携のための交流会を開催するなどして各地域の受入れ体制の整備を行うだけでなく、新規の農泊実践者を確保するための開業セミナーを開催した。 令和７年度は需要拡大が見込まれるインバウンド誘客拡大に向け、観光部局と連携した情報発信や受入体制の整備に加え、教育旅行の受入れ等を目的とした地域間の広域連携を図る取組を実施していく。	②	・本事業により、インバウンドの受入れが可能な団体は、大村市、南島原市、松浦市、長崎市（茂木地区、琴海地区）、西海市、波佐見町、五島市にそれぞれ拠点を置く9団体に拡大する見込み。これにより、インバウンド受入れの体制が整備された。今後は、観光部局と連携し、海外教育旅行の誘客に向けたPRや営業活動を展開する予定。 ・一方で教育旅行では、200人～400人規模の受入れが必要だが、県内の実践団体の受入れ可能人数は150人程度にとどまっている。 ・令和７年度は広域連携推進会議等を開催し、農泊実践団体から地域連携に向けた意見集約・調査を実施中。次年度以降は広域的な連携体制の構築に重点を置き、大規模な教育旅行の受入れを可能とする仕組みづくりを進める。	改善
取組項目iii		5	長崎四季畑魅力発信事業費 R3-7 農産加工流通課	「長崎四季畑」が農産加工品のリーディング商品として農林業振興に寄与するためには、これまで取り組んできた販路拡大支援に加え、「長崎四季畑」のブランド強化を図っていく必要がある。そのため、県民や観光客をターゲットとし、四季畑認証制度の基準の高さや商品の良さ等を周知する取り組みを強化する。	①②	「長崎四季畑」が農産加工品のリーディングブランドとなるよう、販売店と連携したプロモーションに加え、長崎四季畑の認証商品のこだわり等が消費者にわかりやすく伝わるよう、情報発信の仕方や手法等について再検討を行う。	改善
		6	海業チャレンジ応援事業費 R5-7 漁政課	より効果の高い支援内容となるよう、令和6年度から実施している県の「推し魚」による誘客強化の取組とも連携した取組を行っている。	②⑥	令和7年度の実施結果及び地元や関係機関へのヒアリング等を踏まえ、交流人口の拡大はもとより、漁業者の所得向上や地域の雇用創出につながるよう、観光誘客の取組との連携を図りつつ、より効果的な支援内容を検討していく。	終了

取組項目iii		7	離島漁業再生支援費 H17- 漁政課	円滑な事業推進のため、地元での計画策定等のサポートを行っている。	⑤⑧	国の制度であるため、事業自体の見直しはないが、当該事業の円滑な事業推進のため、今後とも、地元での計画策定等のサポートを行う。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　医療政策課	猪股　慎太郎
施策名	3　地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	薬務行政室、長寿社会課	
事業群名	①　医療提供体制の構築−１（地域医療構想の実現）	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	358,827

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）関係者との協議等による地域医療構想実現に向けた取組
ⅱ）市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100% (R7)
		実績値②	43% (R元)	39%	40%	41%	算定中		進捗状況
		達成率 ②／①		65%	57%	51%			遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定し、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用して各種取組を進めてきた。

回復期機能の病床数は、病院再編等に伴い令和2年度に一旦大きく減少した後、徐々に増加しているが、目標値は下回っている。一方で、全国的に病床機能は医療機関の判断によるものであるため、必ずしも実態を正確に表していないという指摘もあり、地域ごとに現状を詳細に把握、分析することが必要となっている。

現行の構想が目標としてきた2025年を迎え、国では新たに2040年に向けた新たな地域医療構想の検討が進められており、こうした国の動向も注視しながら、引き続き地域の関係者と連携し必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	医療機能分化・連携の推進事業（医療介護基金）	324,242	0	2,298	●事業内容 地域で不足する回復期機能の病床への転換を進めるため、医療機関に対して支援を行う。 ●実施状況 回復期機能の病床への転換に必要な費用への支援を行ったほか、医療機関の自主的な取り組みによる病床削減に対して支援を行った。	【活動指標】 補助病院数（箇所）	2	4	200%	●事業の成果 ・地域で不足する病床機能への転換については目標を下回る見込みだが、病床の削減に取り組む医療機関に補助を行うなど、医療機関の機能分化・連携の推進に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域で不足する病床機能への転換等により、地域医療構想の実現に向けた整備が行われた。
				345,053	0	2,365			2	8	400%	
				776,384	0	2,363			2			
			H28-R7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 回復期へ移行した病床数（床）	200	40	20%	
									200	算定中	—	
			医療政策課	—	—	—	医療機関		200			

取組項目i		2	地域医療構想推進事業費	4,812	4,812	7,659	●事業内容 医療、介護関係者から構成される「地域医療構想調整会議」を開催する。 ●実施状況 各医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」を開催し、地域医療構想の実現に向けた課題等の共有を図った。	【活動指標】 各区域における調整会議の開催回数（回）	8	20	250%	●事業の成果 ・令和6年度は、県全体会として1回、全8区域で22回(ワーキング等含む）の調整会議を開催し、課題の共有・検討を行ったほか、長崎区域において区域対応方針を策定した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療、介護関係者等委員が地域医療構想実現に向けた課題や情報の共有を行い、目指すべき医療体制構築に向け理解を深めた。
				4,418	4,418	7,884			8	23	287%		
				4,966	4,966	7,878			8				
			H27-	―				【成果指標】 -R5:個別医療機関の対応方針の協議が終了した構想区域数（区域）	8	8	100%		
								R6-:モデル推進区域に係る区域対応方針を策定した構想区域数（区域）	8	8	100%		
			医療政策課	―	―	―	県民		1				
		3	地域医療構想を担う人材の開発講座事業費（医療介護基金）	0	0	3,830	●事業内容 地域医療構想の実現に向け、医療機能の分化・連携を推進するため、地域の医療・介護関係者による連携会議や勉強会・講演会を開催する。 ●実施状況 R6年度は、講演会を3回、企画会議を4回、説明会を1回、勉強会を6回開催した。	【活動指標】 研修会等の開催回数（回）	10	2	20%	●事業の成果 ・地域の医療体制の議論を活性化させるため、診療情報の全国統一データ（DPCデータ）の分析や活用方法等、今後の方向性を検討する企画会議を開催した。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・地域医療構想実現に向けた地域の医療・介護機関の取るべき方向性の明確化を図った。
				3,140	0	3,942			10	14	140%		
				3,140	0	3,939			10				
			H29-R7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 研修会等参加者数（人）	300	27	9%		
									300	527	175%		
			医療政策課	―	―	―	医療機関		300				
		4	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金）	327	0	766	●事業内容 地域医療構想の実現・地域包括ケアシステムの充実に向け、今後、需要の増加が見込まれる在宅医療に対応できる体制整備を図るため、市町が行う在宅医療の設備整備事業等に対する支援を行う。 ●実施状況 西海市に対し、今後、域内の複数病院等で連携を図り、在宅医療を提供できるような環境整備のため、必要な医療設備整備に対し助成した。	【活動指標】 新規訪問診療取組医療機関数（箇所）（西海市）	1	0	0%	●事業の成果 ・西海市内で新規に訪問診療を開始する医療機関はまだないものの、設備整備を行った診療所における提供体制の充実が図られた。今後、引き続き、医療機関等の連携強化に向けた取組を後押し、地域における在宅医療提供体制の整備を図る。
				1,166	0	788			1	0	0%		
			(R6終了)R4-6	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 往診・訪問診療を受けた患者数（レセプト件数（西海市））（件）	1,800	1,697	94%		
									1,900	算定中	―		
			医療政策課	―	―	―	西海市						
		5	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金）				●事業内容 今後、需要の増加が見込まれる在宅医療に対応できる提供体制の整備を図るため、地域内の在宅医療従事者の確保及び連携強化に向けたセミナー開催や伴走支援等を行う。	【活動指標】 セミナー開催回数				―	
				3,923	0	788			4				
			(R7新規)R7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 在宅医療の開始又は拡大を検討しようと思った医師数					
			医療政策課	―	―	―	医療機関等		10				
取組項目ii	○	6	人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業（医療介護基金）	2,530	0	766	●事業内容 病院の医療職や在宅医療に関わる専門職等を対象に、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人や家族、医療・ケアチームが事前に話し合うプロセスを理解するための研修等を実施する。 ●実施状況 患者の意思を尊重した意思決定のための相談員研修会を１回、医療職や介護職を対象とした意思決定支援に関する研修会を2回行った。	【活動指標】 E-field研修修了者数（人）（累計）	511	501	98%	●事業の成果 ・E-field研修を39名が修了するとともに、医療職や介護職を対象とした意思決定支援に関する多職種研修を通して、本人の意思を反映した医療ケアの提供につなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・在宅医療・介護の質の向上に寄与した。 *E-field：Education For Implementing End-of-Life Discussion「意思決定支援教育プログラム」　患者の意思を尊重した意思決定のための相談員研修会
				2,500	0	1,183			576	540	93%		
				3,361	0	1,103			641				
			R5-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 在宅医療研修会・講演会開催回数（回）	3	4	133%		
									3	3	100%		
			長寿社会課	―	―	―	市町、医療機関、福祉機関		3				

取組項目ii		7	在宅歯科医療地域連携支援事業（医療介護基金）	1,200	0	383	●事業内容 口腔リハビリインストラクターである歯科医師等が、地域の専門職と協働して企画する地域連携研修や、歯科衛生士に対する口腔ケアの質の向上にかかる研修を実施する。 ●実施状況 歯科医師等と他専門職との地域連携研修を2回、歯科衛生士に対する訪問口腔機能・衛生管理エキスパート養成研修を１回実施した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・歯科医師や歯科衛生士が、地域ケア会議への参加をはじめ、各地域での活動のきっかけ作りに寄与した。
				1,200	0	788		口腔・栄養・リハビリテーション地域連携研修会の実施（回）	1	2	200%		
				1,673	0	1,103			1				
			R5-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】	13	17	130%		
								地域ケア会議に歯科専門職が参加している市町数（市町）	17	19	111%		
			長寿社会課	—	—	—	歯科医師等		21				
		8	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金）	1,083	0	3,087	●事業内容 多職種連携や在宅における服薬支援をはじめ医療依存度の高い若年層や病弱児の在宅医療への対応等、質の高い在宅医療の提供を図るための薬剤師を養成する。 ●実施状況 多職種連携研修会や在宅医療における服薬支援の技術研修会等、県下7箇所で開催し、在宅医療において各地のリーダーとなる薬剤師を養成した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・地域連携薬局数は、31薬局（28%）と目標を下回ったが、地域を担う薬剤師を養成するための研修会を行うなど、薬剤師の在宅医療参入への一助とすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・多職種連携による在宅医療の充実に寄与した。
				1,350	0	1,577		在宅医療に関する研修会(回)	5	7	140%		
				1,350	0	1,576			5				
			H26-R7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】	89	36	40%		
								地域連携薬局数（件数）	109	31	28%		
			薬務行政室	—	—	—	薬局		124				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ 関係者との協議等による地域医療構想実現に向けた取組

●実績の検証及び解決すべき課題

・これまで、二次医療圏ごとに、地域医療構想を実現するための課題や施策、病床の調整など医療提供体制のあり方を話し合う場として「地域医療構想調整会議」を設置し協議を行ってきたが、2040年頃を見据えると、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大等が想定される。こうした中、限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療等に対応するため、病床の機能分化・連携に加え、医療機関の機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）に着目し、地域の実情に応じて、医療機関の連携・再編・集約化を推進する必要がある。
・令和6年3月に新興感染症等の感染拡大時の医療体制を含む第8次医療計画を策定したところであり、地域毎により多くの医療機関の主体的な参画を得て、診療実績等に基づき医療機能の分化・連携に向けた協議を行う必要がある。
・昭和54年以降、本県の死因第1位であるがんは、均てん化（医療技術などの格差是正）と集約化（高度医療は集約）を基本としたがん対策に取り組んでいるが、医療資源の偏在等、離島・半島と本土の格差は拡大傾向にある。

●課題解決に向けた方向性

・地域医療構想調整会議及びその専門部会・ワーキング等に、従来のメンバーに加え、回復期・慢性期病院、介護、在宅医療等の関係者を追加することで、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の協議・調整を進める。
・地域ごとに客観的なデータ分析を示し、機能分化・連携の推進等に向けた地域医療介護総合確保基金事業の積極的な活用を図る。

ⅱ 市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

・在宅における療養や看取り体制を推進するためには、人生の最終段階における具体的な医療・ケアについて、本人や家族、医療・ケアチームが事前に話し合うプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング（以下、「ACP」という）が重要であることから、病院の医療職や在宅医療に関わる専門職等を対象に、ACPに関する理解促進に向けた研修を実施してきたが、今後、在宅医療の提供先として需要が高まる高齢者施設等におけるACPの取組を進める必要がある。
・口腔・栄養・リハビリテーション地域連携研修会等を通して、多職種連携を図ってきたが、口腔ケアの重要性が高まる中、引き続き、訪問歯科診療の拡大や、市町の介護予防事業への歯科医師・歯科衛生士の参画を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

・特に高齢者施設等でのACP推進を図るため、令和6年度に作成した「施設におけるACP推進リーダー養成研修カリキュラム」に基づく研修を県内各地で実施し、ACP推進リーダーの育成等を行う。
・口腔リハビリインストラクターである歯科医師等が地域の専門職と協働して企画する地域連携研修、歯科衛生士に対する口腔ケアの質の向上にかかる研修等を通じて、各地域において、歯科医師や歯科衛生士と他の専門職との連携強化を図る。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	医療機能分化・連携の推進事業（医療介護基金） H28-R7 医療政策課	回復期機能の必要病床数に対して、一部の医療圏では充足が見られる。改めて事業内容の周知を図り、各医療圏の不足する病床機能への転換や過剰病床の削減等を伴う病床再編等を更に促進する。	②	地域医療構想の実現を図るため、R6年度から事業内容の見直しを行ったところであり、制度の周知や、医療機関からの病床機能再編に関する相談に対して積極的な事業活用を促すことで、医療機関の機能分化・連携を推進していく。	改善
		2	地域医療構想推進事業費 H27- 医療政策課	外来機能報告や紹介受診重点医療機関の公表等、調整会議での協議事項が増加しており、協議事項や協議体について整理を行った。	②	地域における課題等の協議を進めるため、医療や介護等の地域の関係者からなる専門部会やWGを積極的に活用した会議運営を実施する。	改善
		3	地域医療構想を担う人材の開発講座事業費（医療介護基金） H29-R7 医療政策課	地域医療構想の実現に向けて、引き続き医療機関の機能分化・連携に向けた具体的な議論の活性化を図るため、データを広く集めるなどし、各医療機関の自院の状況分析及び立ち位置について検討を行う。	②	各医療機関の協力を得ながら、DPC等のデータ分析を更に深化させるとともに、地域医療構想を推進していく中で各医療機関の立ち位置について検討を行い、医療機関の機能分化・連携体制を促進する。また、講演会や勉強会を開催する等、地域医療構想についての知見を深める。	改善
		5	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金） (R7新規)R7 医療政策課	R7新規	②	令和7年度事業を通して得られる関係者のニーズを踏まえ、将来を見据えた在宅医療提供体制の整備により効果的な取組となるよう改善を図る。また、R7で得られた好事例については、各地域での対策の参考となるよう広く情報提供を行う。	改善
取組項目ⅱ	○	6	人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業（医療介護基金） R5-7 長寿社会課	令和6年度に策定した「施設におけるACP推進リーダー養成研修カリキュラム」の見直しを行いながら、ACP推進リーダー養成研修を前倒しして実施することとした。	②	特に、高齢者施設での看取りを進めていくためには、介護従事者がACPを実践できるようにする必要があることから、引き続き、「施設におけるACP推進リーダー養成研修カリキュラム」を活用して、施設でACPを推進するリーダーの養成を進めていく。また、在宅医療における急変時の対応や看取り、救急医療の負担軽減などを見据えながら、医療機関や高齢者施設におけるACPをより効果的に実践するための取組を検討する。	改善
		7	在宅歯科医療地域連携支援事業（医療介護基金） R5-7 長寿社会課	従来の地域連携研修に加え、高齢者施設と歯科との連携強化を図るため、認知症高齢者グループホームの職員を対象した口腔ケアに関する研修を開催することとした。	②	口腔・栄養・リハビリテーションを一体的に実施することで、より効果的な自立支援・重度化防止につながることから、地域での歯科医師や歯科衛生士と他の専門職との連携強化に向けた取組を検討する。また、認知症高齢者グループホーム等の施設職員の口腔ケアの知識と技術の習得を図るとともに、施設と歯科との連携体制構築に向けた取組を支援する。	改善
		8	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金） H26-R7 薬務行政室	県薬剤師会と連携し、幅広い年齢層の在宅医療に対応できるよう、より具体的な在宅医療に携わるための技術及び薬物療法を知識習得するための研修を継続するとともに、超高齢社会を背景にACPの必要性が高まっていることから、薬剤師が担うべき役割についての知識を深め、患者やその家族への対応力を高めるための研修を取り入れる。	②	地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を進めていくためには、在宅医療への薬剤師の関わりはますます重要となることから、県薬剤師会と連携し研修テーマを追加変更するなど、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬剤師の資質向上を図るとともに、地域連携薬局の認定増加に向けた取り組みを継続していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　医療政策課	猪股　慎太郎
施策名	3　地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	地域保健推進課、薬務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課、消防保安室	
事業群名	①　医療提供体制の構築−２（医療提供体制の構築）	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	866,922

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化
ⅱ）ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100%（R7）
		実績値②	43%（R元）	39%	40%	41%	算定中		進捗状況
		達成率②／①		65%	57%	51%	—		遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定し、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用して各種取組を進めてきた。

回復期機能の病床数は、病院再編等に伴い令和2年度に一旦大きく減少した後、徐々に増加しているが、目標値は下回っている。一方で、全国的に病床機能は医療機関の判断によるものであるため、必ずしも実態を正確に表していないという指摘もあり、地域ごとに現状を詳細に把握、分析することが必要となっている。

現行の構想が目標としてきた2025年を迎え、国では新たに2040年に向けた新たな地域医療構想の検討が進められており、こうした国の動向も注視しながら、引き続き地域の関係者と連携し必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	ドクターヘリ運営事業費	314,558	297,765	437,016	195,642	151,364	169,144	3,830	3,943	3,940	●事業内容 患者の救命率向上や重い後遺症を防ぐため、ドクターヘリを運航する。 ●実施状況 消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。		【活動指標】 救急患者搬送件数（件）	数値目標なし	712	数値目標なし	720	数値目標なし	—	●事業の成果 ・消防本部等から966件の要請があり、720件出動。出動できなかった事例は天候不良71件、別件出動中155件、時間外17件、要請側からのキャンセル等3件。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図るとともに医療機関の連携にも寄与した。 ・出動要請に応えた割合については、「別件出動中」で出動できない件数が116件から155件に増加した。今後、ドクターヘリの2機体制により、改善を図っていく。
			H18−	—										【成果指標】 出動要請に応えた割合（%）	数値目標なし	79	数値目標なし	75		—	
			医療政策課	—	—	—	—	—	—	—	—		救急患者		数値目標なし						

取組項目i		2	保健医療対策費	4,907	4,446	1,532	●事業内容 長崎県の総合的保健医療対策の推進を図る。 ●実施状況 各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。	【活動指標】 検討対象とする疾患数（件）	5	5	100%	●事業の成果 ・必要な事項について十分に協議・検討できた。 ・地域の医療提供体制の充実・強化に寄与した。
				6,613	6,010	1,577			5	5	100%	
				6,379	5,434	1,576			5			
				—				【成果指標】 協議会・部会の開催回数（回）	35	36	102%	
			H16-						20	18	90%	
			医療政策課	—	—	—	県民		20			
		3	第二次救急医療体制整備費	113,318	58,945	3,830	●事業内容 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、病院群輪番制病院等に対する支援を行い、二次救急医療体制の確保を図る。 ●実施状況 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等に対応する二次救急医療機関等に対して、運営費や施設・設備整備に係る補助を行った。	【活動指標】 施設・設備整備に対する補助件数（件）	6	5	83%	●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。 ・県内の二次救急医療体制の確保に寄与した。
				125,917	51,923	3,943			5	7	140%	
				187,580	50,884	3,940			7			
				—				【成果指標】 2次救急医療機関数（機関）	63	62	98%	
			S63-						62	62	100%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関		62			
		4	広域災害・救急医療情報システム費	12,848	8,106	1,532	●事業内容 災害医療・救急医療情報システムの円滑な運営を行い、県内の災害・救急医療体制の充実を図る。 ●実施状況 災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。	【活動指標】 救急医療情報利用機関数（件）	55	55	100%	●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。 ・災害時・救急時の医療体制の確保に寄与した。
				17,490	12,319	1,578			55	55	100%	
				16,869	10,329	1,577			55			
				—				【成果指標】 -R5：在宅当番医情報の利用件数（件）	数値目標なし	267,049	—	
			H11-					R6-：救急医療情報利用実績（件）	数値目標なし	229,428	—	
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民		数値目標なし			
		5	持続可能な医療体制確保事業	11,964	5,089	3,830	●事業内容 地域偏在などの課題が顕在化している救急医療について、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築を図るため、実態調査を踏まえた検討・取組を行う。 ●実施状況 救急医療実態調査を行い、将来の救急医療需要の予測分析を行った。 救急医療情報システムを再構築し、救急医療施設の救急受入体制の連携を図った。 #7119開始に伴い、普及啓発を行った。	【活動指標】 救急医療対策部会開催回数（回）	2	4	200%	●事業の成果 ・救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診について普及啓発を行うことができた。 ・再構築した救急医療情報システムの運用を令和6年度より開始することで、救急医療施設の応需情報や搬送受入状況のよりリアルタイムな情報を提供することができ、救急隊の迅速な救急患者搬送先決定に寄与するとともに、救急医療施設の救急受入体制の連携につながる。
				1,723	478	3,943			2	1	50%	
				1,147	835	3,940			1			
				—				【成果指標】 2次救急医療機関数（機関）	63	62	98%	
			R5-7						62	62	100%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、保健所、市町、県民		62			
		6	感染症予防対策事業	43,415	20,312	22,594	●事業内容 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果を県民や医療関係者等へ提供し、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療にかかわる対策を図り、総合的な感染症対策を推進する。また、次の感染症の発生・まん延に備えるため、新興感染症へ対応する病床等を確保する。 ●実施状況 長崎県内の感染症発生状況を週報52回＋月報12回の計64回、県感染症情報センターから発信した。また、感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動を通じて感染症の予防を図った。 また、感染症法に基づき県内病院・診療所等の医療機関と協定を締結した。	【活動指標】 定点医療機関からの情報収集（回）	64	64	100%	●事業の成果 ・令和6年度は、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が散発事例（長崎市、佐世保市を除く）として23件発生しているものの集団感染事例は発生していない。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行ったことで、感染拡大の防止につながった。 ・令和6年度は、新興感染症の発生に備え508の医療機関とその役割に応じた協定を締結した。病床については、107の医療機関と協定を締結し、ほぼ目標の病床数を確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・感染症についての普及啓発等の対策を講じることで県民の感染症予防意識の醸成等に寄与し、医療機関と協定を締結することで新興感染症へ備えた。
				172,940	87,420	23,258			64	64	100%	
				74,239	34,421	23,240			64			
				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 集団感染発生件数（件）	0	0	100%	
									0	0	100%	
									0			
			H11-					【成果指標】 新興感染症へ対応する病床数（床）				
									633	629	99%	
			地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所、市町、県民		633			

取組項目i		7	結核予防対策事業	10,900	8,260	1,030	●事業内容 ・結核患者の管理健診及び患者の接触者に対する健診の実施 ・普及啓発活動（広報、高齢者施設従事者等への啓発等） ●実施状況 ・管理健診実施率：100%　接触者健診受検率：98.9% ・普及啓発活動：結核予防週間における広報誌への掲載、ポスター等の掲示、高齢者施設職員等への講話の実施	【活動指標】 接触者の健診受診率（%）	100	100.0	100%	●事業の成果 ・確実な接触者健診（受診率：98.9%）や管理検診（受診率：100%）を実施し、結核まん延防止を図った。また、継続した結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・早期発見、早期治療により、感染の拡大が抑えられ感染者の減少につながることで、り患率の減少に寄与した。
				11,399	7,791	4,731			100	98.9	98%		
				16,045	11,765	4,727			100				
			S61-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 新規結核患者罹患率（人口10万人対）	10.7	9.8	109%		
									10未満	9.6	100%		
			地域保健推進課	○	—	—	結核患者、健診対象者		10未満				
		8	肝炎対策事業費	16,033	8,326	3,064	●事業内容 肝炎の早期発見のため、肝炎ウイルス無料検査を医療機関に委託し、利便性の向上を図り、もって県民の受診機会の拡大を図る。また、肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。 ●実施状況 肝炎ウイルス検査を保健所や委託医療機関にて実施。また、検査にて陽性となった者への受診勧奨等のフォローアップを行い、早期治療の促進を図った。肝疾患診療地域連携体制強化事業として、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎医療コーディネーター養成研修会をハイブリッド形式にて開催。県民にコーディネーターの配置先を周知するため、HPで公表を行った。例年行っている市民公開講座は、申込不要のオンデマンド配信も行い、YouTubeで視聴可能とすることで、より多くの県民へ正しい肝炎知識の普及啓発を行った。	【活動指標】 -R5：検査受検者数（人）	1,200	761	63%	●事業の成果 ・無料の肝炎ウイルス検査受検者数は、694名となり、昨年度より減少。受検者のうち陽性者へフォローアップを実施し、早期治療へつなげた。 また、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会を実施。新たに51名が認定を受けた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・肝炎ウイルス検査の実施とフォローアップにより、早期発見、早期治療につなげることで、重症化の予防に寄与した。
				13,625	7,584	3,942		R6-：肝炎ウイルス検査受検率(%)	62	54	87%		
				16,006	7,113	3,939			62				
			H19-	肝炎基本法第4条及び感染症対策特別促進事業				【成果指標】 -R5:検査で陽性となった方の医療機関受診率（%）	95	100	105%		
								R6-:75歳未満肝がん年齢調整死亡率（人口10万対）	3.9	算定中	—		
			地域保健推進課	○	—	—	肝炎ウイルス検査未受検者、医療機関		3.9				
		9	がんとともに生きる事業	60,599	30,579	15,318	●事業内容 県がん対策推進計画に基づき、県内のがん検診の精度向上及びがん診療の水準向上や均てん化の推進を図る。 ●実施状況 質の高いがん医療の提供体制確保のため、がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修実施や、がん患者の相談支援の体制整備、妊孕性温存療法等にかかる医療費助成を行った。また市町や医療機関へのがん検診精度管理等にかかる研修会実施や、がん検診受診率向上のための普及啓発等を実施した。	【活動指標】 がん医療従事者研修会の開催回数（回）	42	43	102%	●事業の成果 ・県内のがん診療の水準向上や均てん化に寄与した。また、がん患者に対する支援の充実が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・がん診療の連携強化や患者の相談支援体制の充実等、効率的かつ持続可能な医療体制の推進に寄与した。
				55,572	30,139	7,884			42	58	138%		
				62,051	31,025	7,878			42				
			R3-	がん対策基本法 がん登録等の推進に関する法律 健康増進法第16条 長崎県がん対策推進条例				【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）	70	68.5	102%		
									66.8	未公表	—		
			医療政策課	—	—	—	がん診療連携拠点病院、がん診療に携わる医師、県民		63.6				
		10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	20,000	20,000	766	●事業内容 障害者等の歯科医療を確保するため、障害者歯科診療及び休日歯科診療を実施し、県民の口腔衛生の維持向上を図る。 ●実施状況 長崎県歯科医師会に委託し、障害者の歯科診療及び休日における歯科診療の確保を行った。	【活動指標】 障害者歯科診療の診療日数（日）	194	184	94%	●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所を核として、歯科診療車を活用した地域での巡回歯科診療により、障害者歯科診療の充実を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の障害者歯科医療体制の確保に寄与した。
				20,485	20,485	789			196	181	92%		
				18,000	18,000	788			196				
			S60-	歯科口腔保健の推進に関する法律				【成果指標】 障害者歯科診療の受診者数（人）	2,762	2,331	84%		
									2,734	2,419	88%		
			国保・健康増進課	—	—	—	県民		2,676				

取組項目i		11	精神科救急医療体制整備事業費	45,918	23,291	1,532	●事業内容 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応する。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行う。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行う。 ●実施状況 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応した。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行った。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行った。	【活動指標】 情報センター対応件数（件）	数値目標なし	1,009	—	●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行い、救急時に精神科の受診が可能となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の精神科救急医療体制の確保に寄与した。
				49,351	28,190	3,154			数値目標なし	1,178	—		
				51,284	25,483	3,152			数値目標なし				
			H19-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11				【成果指標】 精神科救急医療センターでの対応件数（入院・外来）（件）	数値目標なし	139	—		
									数値目標なし	151	—		
			障害福祉課	○	—	—	精神科急性期患者等		数値目標なし				
		12	予防接種対策事業費	48	48	1,540	●事業内容 骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方へ再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成（1/2補助）を行う。 ●実施状況 令和6年度には、長崎市、諫早市、平戸市および長与町より本事業による補助金交付申請があり、助成を行った。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・令和6年度までに19市町で助成制度を創設した。残る2市町のうち1市は令和7年度創設予定。残る1町は制度創設に関して検討中。 ●事業群の目標達成への寄与 ・骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方への再接種を推進することにより、感染症の発生予防に寄与した。
				171	171	789			—	—	—		
				513	513	788			—	—	—		
			R4-	—				【成果指標】 市町における助成制度の創設（市町）	21	19	90%		
									21	19	90%		
			地域保健推進課	—	—	—	市町		21				
		13	誰一人取り残さないがん対策事業				●事業内容 県がん対策推進計画（第4期）に基づき、働く世代や若年層の受診定着を図るため、がん検診のWEB予約システムの環境整備やターゲットごとの受診勧奨等周知啓発を行う。また、若年がん患者の療養支援等を行う。 ●実施状況 市町のがん検診集団検診のWEB予約が可能となるよう健康事業団へ助成を行った。また、県内2大学で、子宮頸がんにかかる講座及び検診を実施した。	【活動指標】 職域、学生等に対する出前講座等の実施回数（回）				●事業の成果 ・5市町のがん集団検診についてWEB予約システムの環境整備を図った。また、職域や大学生等へがんの正しい知識やがん検診受診啓発にかかる出前講座等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ターゲットごとの受診啓発や受診しやすい環境整備を行うことによりがん検診受診率を向上させ死亡率低下に寄与する。
				9,872	5,333	7,884			5	5	100%		
				13,538	6,931	7,878			5				
			R6-8	がん対策基本法 長崎県がん対策推進条例				【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）					
									66.8	未公表	—		
			医療政策課	—	—	—	健康事業団、がん検診を行う市町、医療機関、県民		63.6				
		14	循環器病対策事業				●事業内容 脳卒中、心臓病等の循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、専門的な知識を有し、県内の情報提供、相談支援等の中心的な役割を担う「脳卒中・心臓病総合支援センター」を設置する。 ●実施状況 県内の循環器診療の拠点となる長崎大学へ「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の設置を委託した。	【活動指標】 県民公開講座の開催回数（回）				●事業の成果 ・センターにて循環器病患者及び家族等の相談支援を実施のほか、県民に対し、疾病の正しい情報の周知や、医療従事者向けのセミナー開催等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民に対する疾病対策の啓発及び循環器病診療の均てん化により死亡率低下に寄与する。
				10,950	5,475	3,942			1	1	100%		
				10,950	5,475	3,939			1				
			R6-	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法				【成果指標】 脳血管疾患患者の年齢調整死亡率の減少					
									数値目標なし				
			医療政策課	—	—	—	長崎大学病院		数値目標なし				
		15	救急安心センター事業（＃７１１９）				●事業内容 急病やけがの場合に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかを住民が電話で相談できる窓口を運営する。 ●実施状況 令和6年8月から事業を開始し、相談を受け付けている。	【活動指標】 電話相談件数（件）				●事業の成果 ・相談窓口を開設した結果、令和6年度は想定を上回る14,406件の相談に対応を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・相談者に対し適切な助言を行うことにより、救急車の適正利用及び医療機関の適正な受診に寄与した。
				13,930	7,330	3,942			11,000	14,406	130%		
				25,474	12,974	3,939			20,000				
			R6-	—				【成果指標】 —					
			消防保安室	—	—	—	県民						

取組項目ii	○	16	薬務行政費	96,536	89,608	13,020	●事業内容 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査や各種公報活動を実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図る事業を行う。 災害時に備え、備蓄医薬品の更新や災害薬事コーディネーターの養成・資質向上を図る。 ●実施状況 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査を実施した。 ジェネリック医薬品を使用促進するための協議会及び研修会を開催した。 災害備蓄医薬品を購入し適正備蓄を行ったほか、県薬剤師会等と連携して災害薬事コーディネーターの資質向上のための研修会を行った。	【活動指標】 無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買い上げ調査（検体数）	20	20	100%	●事業の成果 ・買上調査や県ホームページによる注意喚起などを実施した結果、県民の健康被害の未然防止に繋がった。また、協議会を中心とした取組みにより、ジェネリック医薬品の普及率向上に寄与した。 ・災害薬事コーディネーターの養成研修を行い、コーディネーターの資質向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
				47,008	39,146	14,980			20	15	75%		
				22,700	13,509	14,968			20				
				医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3				【活動指標】 災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回）	1	1	100%		
									1	1	100%		
									1				
								【成果指標】 無承認無許可医薬品による健康被害者数（人）	0	0	100%		
									0	0	100%		
									0				
								【成果指標】 災害薬事コーディネーター候補者数（人）	32	40	125%		
			S40-						32	40	125%		
			薬務行政室	○	—	—	販売業者、県民等		32				
		17	献血及び骨髄移植推進費	4,056	4,056	8,418	●事業内容 献血者が減少する中、血液製剤の安定供給に必要な血液量を確保するために、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県赤十字血液センター等の関係者やボランティア団体と連携し、キャンペーン等の各種普及啓発に取り組み献血者を確保する。 また、血液製剤は人の血液からつくられ、ウイルス等の混入による感染リスクがあるため、安定的な供給とともに安全性も求められる。 ●実施状況 献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントを実施し、献血の普及啓発を行った。また、若年層への普及啓発のため、県内の高校生を対象とした献血普及ＣＭコンテストを開催したほか、昨年度の優秀作品を動画共有サービスやラジオ等の広報媒体で活用した。さらに、骨髄ドナー登録者を増やすため、商工団体等に対して骨髄ドナー休暇制度導入の働きかけを行うとともに、骨髄等移植の推進を図るため、骨髄等移植ドナー支援助成制度による3市町へ補助を行った。	【活動指標】 若年層啓発イベントの開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・市町や血液センターと連携し、「はたちの献血キャンペーン」等の各種普及啓発活動を実施した結果、若年層を含む県民の献血への理解促進につながり、献血量は確保目標を100%達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・輸血用血液製剤の安定供給に寄与した。
				3,593	3,593	6,307			1	1	100%		
				4,255	4,255	6,302			1				
				安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条				【成果指標】 献血確保目標量（L）	24,779	24,794	100%		
			S39-						24,125	24,463	101%		
			薬務行政室	○	—	—	県民		24,080				
		18	薬事監視指導費	1,849	1,360	6,127	●事業内容 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者の立入検査、監視指導を行う。また、毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。 ●実施状況 薬局等を対象に目標どおり立入検査を実施した。	【活動指標】 立入検査数（箇所）	500	585	117%	●事業の成果 ・立入検査の違反率は3.4%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。 ●事業郡の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
				1,964	1,363	6,307			500	553	110%		
				2,570	1,924	6,302			500				
				医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3、毒物及び劇物取締法第18条				【成果指標】 違反率（%）	6.4以下	3.0	100%		
			S40-						5.6以下	3.4	100%		
			薬務行政室	○	—	—	薬業団体、医療関係者等、毒物劇物営業者、業務上取扱者等		5.0以下				

取組項目ii		19	麻薬指導取締費	745	745	7,659	●事業内容 麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施する。 ●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。	【活動指標】	12	11	91%	●事業の成果 ・講習会を12回（100%）開催し、麻薬等の適正な取扱いについての普及啓発を行った。一方、立入検査の違反率は4.2%と目標を達成できなかったが、違反施設に対しては、継続的な指導により、改善および再発防止の徹底を図ったことで、麻薬等の不適正管理による不正流通の防止に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・麻薬等の適正な取扱いにより、県民の健康被害の未然防止に寄与した。
				924	924	14,191		麻薬等講習会の開催回数（回）	12	12	100%		
				1,106	1,106	14,180			12				
			S28-	麻薬及び向精神薬取締法第58条の38、大麻草の栽培の規制に関する法律第22条の3、覚醒剤取締法第32条				【成果指標】	3.0以下	3.1	0%		
								監視指導における違反率（%）	2.8以下	4.2	0%		
			薬務行政室	○	—	—	医療従事者等		2.8以下				
		20	毒物及び劇物指導取締費	198	198	1,532	●事業内容 毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。 ●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。	【活動指標】	5	3	60%	令和6年度より薬事監視指導費へ統合
								毒物劇物講習会での講演回数（回）					
			S25-	毒物及び劇物取締法第18条				【成果指標】	9.7以下	13.1	0%		
								監視指導における違反率（%）					
			薬務行政室	○	—	—	毒物劇物営業者、業務上取扱者等						
		21	臓器移植対策事業	5,609	5,609	2,298	●事業内容 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行う。 ●実施状況 グリーンライトアップやパネル展のほか、イベントでの普及啓発を行い、臓器提供・移植に対する県民の理解を深め、移植医療の推進を図った。	【活動指標】	47,500	34,170	71%	●事業の成果 ・イベントへの参加者の減少等により目標未達成となっているものの、中学校での出前講座や市民公開講座等を実施し、意思表示カードの配布の機会を確保し、臓器提供情報の増加へ繋げるための県民への普及啓発を実施することができた。 ・臓器提供はデリケートな問題であり、臓器提供情報の件数増加は難しい課題であるが、意思表示カードの配布等を行い、引き続き、臓器移植に関する意思表示機会の拡大を図っていく。
				5,630	5,630	2,366		R5,6：臓器提供意思表示カード配布数（枚）	47,500	34,565	72%		
				5,656	5,656	2,364		R7-：講座・各種イベントでの啓発実施件数（回）	5				
				臓器の移植に関する法律第17条の2				【成果指標】	20	18	90%		
			S60-					R5,6：臓器提供情報件数（件）	20	13	65%		
			国保・健康増進課	○	—	—	（公財）長崎県健康事業団、県民	R7-：臓器提供意思表示カード配布数（枚）	40,000				
		22	感染症対応力向上事業				●事業内容 医療のひっ迫を避けるためには、高齢者施設内で感染症に対する療養を継続できる体制が重要となることから、地域の医療機関が、感染症発生時に高齢者施設と連携し、適正な対応ができるよう、感染症に精通した人材を育成し、地域の感染症対応力の向上を図る。	【活動指標】				—
								研修会開催回数（回）					
				1,577	—	2,364			1				
				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】					
			(R7新規)R7-8					研修会参加機関数（機関）					
			地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所		100				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請に対応するため、2機目の導入のための契約を締結したが、安全運航に万全を尽くす必要がある。 ・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかな対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。 ・市町単独では障害者歯科診療の確保は困難と思われるため、県により事業を実施しているが、市町と連携して地域の障害者歯科診療のニーズの把握に努め、そのニーズに対応していく必要がある。また、障害者支援施設での障害者歯科診療に対する施設関係者への理解醸成を図ることが課題である。 ・大規模災害等への体制整備を図るため、DMAT等の養成や広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：長崎空港）における円滑な運用体制の構築が課題である。 ・集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探知し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図っている。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。 ・新興感染症発生時に備え、平時において医療提供体制や療養体制の確保のほか、人材育成、必要物品の備蓄等整備しておく必要がある。 ・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げることに繋がっていく。長崎県の結核患者の８割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要である。県内での集団発生事例は近年ないが、主な感染経路は高齢者の過去の感染によるものが多く、加齢に伴う免疫力の低下に伴い発症している事例が多いため、高齢者施設等をターゲットとして啓発活動や県が作成した「高齢者施設における結核早期発見のためのリーフレット」の活用を促していく必要がある。 ・肝炎ウイルス検査受検者数は年々減少傾向にあることから、潜在的な未受検者のさらなる掘り起こしを行い、検査受検者数を維持するため、対応を検討していく必要がある。また、陽性者に関しては、フォローアップ（受診勧奨）を行うことで医療につなげ、治療が必要ない方に対しても継続的にフォロアップを実施していく必要がある。	・県、市町、医療機関等が協議・連携を行い、救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討のうえ、体制の整備を図ることとする。ドクターヘリについては、２機目の運航を予定どおりに開始するとともに、安全対策を十分に行う。 ・障害者歯科診療は県歯科医師会が構築する障害者協力医制度と連携し、地域の障害者歯科診療体制の充実を図っていく。また、令和7年度から障害者支援施設歯科保健医療サポート事業を実施し、施設入所者の口腔状態を把握するとともに、施設関係者に対し歯科保健への理解醸成を図っていく。 ・DMAT養成研修や技術向上研修を開催すると共に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を継続しながら、当該施設の定期点検等を行う。 ・引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取組み、感染症のまん延防止に努める。 ・高齢者が集団的生活をする施設や医療機関、結核の定期健康診断を行っている市町などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進を図る。 ・医療機関との協定締結を維持し、また協定締結医療機関等が感染症発生時に対応できるよう人材を育成する必要がある。また、特措法に基づき、感染対策に必要な個人防護具の備蓄を行う。 ・平成30年度から取り組んでいる肝炎医療コーディネータの養成について、コーディネーター配置先の公表を行い、県民に周知することでコーディネーターの活動促進を図る。また、各市町や肝疾患専門医療機関等への配置を推進するため、養成研修会への参加を促し、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の未受検者への働きかけを推進する。また、保健所など関係機関と情報共有し、陽性者のフォローアップを継続的に実施する。

ⅱ　ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認するとともに、無承認無許可医薬品の買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。また、認定薬局制度については、令和７年３月時点で３６薬局を認定しているが、全国平均を下回っている状況である。地域包括ケアシステムを深化させ、関係機関と連携し地域医療を更に推し進めるためには、さらなる整備促進を図っていく必要がある。 ・輸血用血液の安定供給に必要な献血量は、献血確保目標量のとおり確保することができた。また、少子高齢化が進展する中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であるため、引き続き、若年層を中心とした献血協力の啓発活動を実施する必要がある。 ・骨髄ドナー登録者数を安定確保するため、ドナー登録説明員等のボランティア育成等を行い、登録会の開催を増やしていく必要がある。また、骨髄ドナー登録者が骨髄を提供しやすい環境を整備するため、企業団体におけるドナー休暇制度導入が必要である。	・認定薬局制度については、関係団体との連携により、効果的な対策等を検討したうえで、認定申請の増加による地域連携薬局等の整備促進につなげていく。 ・献血については、市町、血液センター及び教育庁と連携し、高校生献血普及ＣＭコンテスト等の実施により、若年層を中心とした啓発活動を継続して行っていく。また、個別に高等学校を訪問し、校内献血及び献血セミナー実施に向けた働きかけを実施する。 ・骨髄ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成等研修会を開催する。また、骨髄ドナー登録者が骨髄提供をしやすい環境を整備するため、関係団体を通じて、事業者に対してドナー休暇制度導入の働きかけを行っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	ドクターヘリ運営事業費 H18- 医療政策課	令和7年度からのドクターヘリ2機体制に向け、基地病院や関係機関との連携及び協議を進めるとともに必要資機材の整備等を行う。	⑨	ヘリ出動中で救急搬送要請に対応できなかった約155件/年（R6実績）及び高齢化に伴い、年々増加する救急搬送要請（2035年まで増加見込み）に対応するため、令和7年度からドクターヘリの2機目を運航予定。2機体制に必要な資機材の整備等を行う。	拡充
		2	保健医療対策費 H16- 医療政策課	―	―	医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として引き続き保健医療対策協議会等を活用していく。	現状維持
		3	第二次救急医療体制整備費 S63- 医療政策課	―	―	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持
		4	広域災害・救急医療情報システム費 H11- 医療政策課	県内における災害研修・訓練を充実させるため、企画・立案を行うDMATインストラクターの養成のため、資格取得支援事業を新たに追加した。 救急医療情報システムについては、令和6年度から新たなシステムを運用開始し、安定的・効果的な運用を図った。	②	DMATインストラクターの資格取得の研修等を受講してもらうため、希望者に直接、事業案内を行う等の工夫を行い、資格取得者を増加させていく。また、、長崎県災害医療ロジスティクス検討部会と連携し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の展開訓練を行い、その円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を継続しながら、当該施設の定期点検等を行う。なお、広域災害医療情報システムを用い、県内の災害に対して脆弱性を有する病院のリスト化に取り組む。加えて、救急医療情報システムについては、引き続き安定的・効果的なシステム運用を図っていくとともに、確実な情報入力を医療機関等に働きかけていく。	改善
		5	持続可能な医療体制確保事業 R5-7 医療政策課	救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進するため、令和６年度より開始された#7119（救急安心センター事業）と連携した普及啓発を行う。	②	#7119(救急安心センター事業）と#8000（子ども医療電話相談センター）の連携を検討し、さらなる救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進する。	改善
		6	感染症予防対策事業 H11- 地域保健推進課	改正感染症法により改定した感染症予防計画に基づき、新興感染症発生・まん延時における確実な医療提供のため医療機関等と協定を締結する、研修・訓練を実施する等の取組を進めていく。令和７年度は令和６年４月に改正された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき新たな衛生資材の備蓄体制を確立し、マスク等の備蓄を開始した。	②	引き続き、令和７年度に施行された感染症の発生動向調査の変更に対応しながらを行いながら、感染症についての普及啓発や感染防止対策の周知等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与する。 さらに、令和5年度に改定した予防計画や、その目標値に基づき、平時から、次の感染症危機に備えた医療提供体制や療養体制の確保、人材育成、必要物品の備蓄等を行い、計画の進捗を管理していく。また、令和7年度はR6.4に改正された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新たに衛生資材の備蓄体制を確立し、マスク等の備蓄を開始する。	拡充
		7	結核予防対策事業 S61- 地域保健推進課	令和６年度は、結核予防技術者地区別講習会を開催し、結核対策に従事する関係者の技術の向上を図ることができた。今年度、各保健所が適切に対応できるよう保健所対応マニュアルを改訂予定。引き続き、県民に対する結核の正しい知識の普及を目的に、県内市町等と連携し、普及啓発活動を行っていく。	②	引き続き、従事する保健所職員の技術の向上を図り、県民に対して結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を行い、効果的な結核対策を行う。加えて、結核患者への適切かつ確実な服薬支援を実施し、感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。 また、県内市町等と連携し市町の広報誌や結核・呼吸器感染症予防週間（9月24日～29日）に係るチラシやポスターを配布し、結核定期健康診断の受診率の更なる向上を図る。	改善

取組項目i		8	肝炎対策事業費 H19- 地域保健推進課	肝炎医療コーディネーター育成のため、肝疾患診療拠点病院である長崎医療センターとの連携についてより一層の強化を図り、研修方法の検討等実施していく。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、肝炎ウイルス検査委託医療機関への研修を実施する。さらに、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ（受診勧奨）を行う。	②	肝炎ウイルス検査委託医療機関の意識づけを行うことや長崎医療センターと連携し、肝炎医療コーディネーターの養成のために研修会を実施し、関係機関への配置促進や、肝炎医療コーディネーターの配置機関の公表をおこなうことで、県民の正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の促進・早期発見・早期受診につなげていく。 肝炎ウイルス検査陽性者のフォローアップ（受診勧奨）に関しては、引き続き各保健所と連携し、継続的に定期検査を受検するようフォローアップを行う。	改善
		9	がんとともに生きる事業 R3- 医療政策課	第４期がん対策推進計画におけるがん受診率60%の目標達成に向け、検診実施主体である市町のほか、協力協定締結企業や関係団体等と連携強化し、各市町のがん検診予約先等の周知など、具体的な受診行動に繋がるよう更なる普及啓発を推進する。	②	市町や協力協定企業、事業主等関係者、がん拠点病院等と意見交換をしながら、効果的な検診受診率向上対策の実施や、がん患者の相談支援体制を構築する。	改善
		10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業 S60- 国保・健康増進課	口腔保健センター歯科診療所で実施している休日歯科診療については、受診者の減少等の理由から令和6年度をもって廃止し、障害者の歯科医療体制の確保に向け、障害者支援施設歯科保健医療サポート事業（1-1-8-②健康長寿対策の推進）を新規で実施している。	②	障害児・者の歯科医療体制を確保するため県歯科医師会と連携しながら、より一層効果的な事業の在り方を検討していく。	改善
		11	精神科救急医療体制整備事業費 H19- 障害福祉課	—	—	活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、長崎県精神科救急情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間、及び平日夜間について継続していく。	現状維持
		12	予防接種対策事業費 R4- 地域保健推進課	—	②	令和６年度までに、再接種費用の助成制度創設自治体が19市町に拡大した。引き続き、目標の県内21市町を目指し、実施意向を示していたが制度未設置の市へ働きかける。	改善
		13	誰一人取り残さないがん対策事業 R6-8 医療政策課	子宮頸がんの普及啓発等、若年層をターゲットにした普及啓発及び働く世代をターゲットとしたがん検診受診啓発のほか、仕事と治療の両立支援等にかかるチラシ等を作成のうえ、関係機関と連携し効果的な周知啓発に取り組む。	②	各市町や協会けんぽ等と連携し、より効果的な検診受診率向上対策を検討し周知啓発の強化を図る。	改善
		14	循環器病対策事業 R6- 医療政策課	県民公開講座等の実施と併せ、各地域の中核病院とも連携した相談窓口の開設等、患者を主体とした取組を促進するとともに、更なる医療機関連携の促進を図る。	②	県民への疾患や予防にかかる情報提供のみならず、各地域の医療機関の診療及び患者支援機能の向上をさらに図るため、地域の病院、かかりつけ医との連携強化を図る。	改善
		15	救急安心センター事業（＃７１１９） R6- 消防保安室	—	—	令和6年度中の相談件数は、14,406件で想定を上回る相談があり、また、病気やケガの状況に応じ、「救急車を呼ぶべき」、「今すぐの受診」、「経過観察」など、適切な対応を助言することで、救急車や救急医療機関の適正利用の促進と、県民の安心安全の向上に繋がっているものと考えている。 引き続き、県民の皆様に広くご利用いただけるよう、市町と協力して事業を継続していく。	現状維持

取組項目ii	○	16	薬務行政費 S40- 薬務行政室	地域連携薬局等の整備促進を図るため、県薬剤師会と連携し、認定申請が少ない要因、課題等を整理し、効果的な対策等を検討したうえで、認定申請の増加に向けた取り組みを推進する。	②⑥	関係機関と連携し地域医療を推進するため、在宅医療等に対応できる地域連携薬局等の整備促進を図るとともに、無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めていく。 国の後発医薬品の使用促進に関する数値目標を踏まえ、関係団体等から構成される協議会の中で検討・協議を行いながら、継続して施策に取り組む。 災害薬事コーディネーターが有事の際に各地域の実情に応じて対応できるよう、近年発生したした大規模災害の教訓・知見を踏まえ、関係団体等と連携して、研修内容の充実を図りながら、継続してコーディネーターの資質向上を図っていく。	改善
		17	献血及び骨髄移植推進費 S39- 薬務行政室	令和6年度に引き続き、若年層に対する献血推進活動の取組として、血液センターと連携し、高等学校を個別に訪問し、校内献血及び将来の献血行動の契機となるよう「献血セミナー」開催についての働きかけを行う。また、骨髄ドナー登録に必要な説明員の養成研修会について、より多くの方に参加してもらうため、開催方法・場所等の見直しを検討したうえで実施する。	②⑤⑥	血液の安定供給を確保するため、引き続き関係機関と連携し、高校生を中心とした若年層に対する献血普及啓発活動を継続していく。また、将来の献血者を安定的に確保するため、新たに中学生へ向けた献血普及啓発活動についても検討していく。 骨髄ドナー登録者を安定的に確保するため、骨髄ドナー登録に必要な説明員の育成・確保や骨髄ドナー登録者が骨髄提供をしやすい環境整備を継続して実施していく。	改善
		18	薬事監視指導費 S40- 薬務行政室	—	②⑥	引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図っていく。また、毒物劇物営業車に対しては、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	現状維持
		19	麻薬指導取締費 S28- 薬務行政室	麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬等講習会の内容等をより充実させて実施する。	②	本事業は医療に必要不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、違反や重大な事故を防止するために継続して事業を実施する必要がある。	改善
		20	毒物及び劇物指導取締費 S25- 薬務行政室	—	—	令和６年度以降は、薬事監視指導費に統合し、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	統合
		21	臓器移植対策事業 S60- 国保・健康増進課	若年層への啓発を行うとともに、引き続き、幅広い年代への意思表示カードの配布を行い、意思表示の機会の拡大に努める。	②	臓器提供は継続的に行われており、臓器提供者とその家族、医療機関との連携が円滑に行われるために臓器移植コーディネーターの存在は不可欠である。臓器提供の情報は、多くが家族の承諾によるものであり、提供者本人の意思表示の携帯、臓器移植の理解について、これからも県民に普及啓発を継続する必要がある。また、臓器移植を円滑に行うため、臓器移植搬送マニュアルの見直しを検討するとともに移植医療情報担当者の研修会など実施し、移植医療連携強化を図る。	改善
		22	感染症対応力向上事業 (R7新規)R7-8 地域保健推進課	Ｒ７新規	②	令和７年度の事業実施状況等を基に、必要に応じて手法の見直しなどを検討しながら、引き続き事業を継続していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　医療政策課　猪股　慎太郎
施策名	3　地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	医療人材対策室、国保・健康増進課、障害福祉課
事業群名	①　医療提供体制の構築−３（離島・へき地の医療機関への支援）	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　2,333,182

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ｉ）離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100%（R7）
		実績値②	43%（R元）	39%	40%	41%	算定中		進捗状況
		達成率 ②／①		65%	57%	51%	—		遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定し、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用して各種取組を進めてきた。

回復期機能の病床数は、病院再編等に伴い令和2年度に一旦大きく減少した後、徐々に増加しているが、目標値は下回っている。一方で、全国的に病床機能は医療機関の判断によるものであるため、必ずしも実態を正確に表していないという指摘もあり、地域ごとに現状を詳細に把握、分析することが必要となっている。

現行の構想が目標としてきた2025年を迎え、国では新たに2040年に向けた新たな地域医療構想の検討が進められており、こうした国の動向も注視しながら、引き続き地域の関係者と連携し必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績			令和５年度事業内容及び実施状況（令和６年度新規・補正事業は事業内容）		R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	へき地医療支援機構推進事業費	7,656	4,370	1,532	●事業内容 離島・へき地医療を確保するため、長崎県離島・へき地医療支援センターを設置し、へき地医療支援計画の策定、市町からの派遣依頼を受け、離島・へき地の診療所に医師の派遣等を実施 ●実施状況 「離島・へき地医療支援センター」による、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応などの支援を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・医師の都市志向等により、離島・へき地では医師確保が困難な状況が続いているが、離島・へき地市町等からの派遣要請を受け、代診医師の派遣を延べ324日行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島・へき地診療所の診療体制の確保に寄与した。 ※地域偏在格差は2年に1度の国の調査により把握している。次回は令和8年3月発表予定
				5,883	3,147	1,577		離島・へき地医療支援センターの運営（箇所）	1	1	100%	
				6,677	3,339	1,576			1			
			H23−	地方自治法第252条の17 へき地保健医療対策等実施要綱				【成果指標】	2.1	2.4	87%	
								地域偏在格差（倍）	2.1	未公表	—	
			医療人材対策室	○	—	—	県民、医師及び医療機関		2.1			

取組項目i		2	しまの医療機関指導費	2,663	2,663	766	●事業内容 離島医療行政に関する情報収集、交換のため、国・市町・関係機関との打合せ及び離島診療所等の運営指導 ●実施状況 長崎県自治体病院開設者協議会による政府施策要望を行うとともに、市町の医師募集状況を把握し、ながさき地域医療人材支援センター等と連携して医師の斡旋等を行った。	【活動指標】 市町からの斡旋依頼件数(件)	数値目標なし	146	ー	●事業の成果 ・市町への医師の斡旋や国等への要望活動を実施することにより、離島・へき地医療の確保に寄与した。
				2,665	2,665	788			数値目標なし	127	ー		
				2,770	2,770	788			数値目標なし				
				―				【成果指標】 斡旋案件の成立率(%)	100	100	100%		
			S46-						100	100	100%		
			医療政策課	―	―	―	市町		100				
		3	病院企業団助成費	2,067,860	2,064,774	1,532	●事業内容 県下の離島・へき地における医療体制の確保、医療レベルの維持向上を図る。 ●実施状況 長崎県病院企業団の運営費について、地元市町とともに支援を行った。	【活動指標】 勤務医師数（人）	130	114	87%	●事業の成果 ・令和6年度はコロナ関係補助金の減等により、純損益が2年連続の赤字となった。引き続き令和6年3月に策定した中期経営計画に基づき経営健全化に向けて取り組んでいく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島などにおける医療の確保・向上に大きく寄与した。
				2,181,613	2,178,293	1,577			130	114	87%		
				2,473,171	2,469,851	1,576			130				
				長崎県病院企業団構成団体負担要綱				【成果指標】 収支差（百万円）	0	-1,356	0%		
			H21-						0	-2,596	0%		
			医療政策課	―	―	―	長崎県病院企業団		0				
		4	救急患者輸送確保対策費補助金	900	900	766	●事業内容 離島の救急患者を輸送するヘリコプター等（ドクターヘリ以外）に搭乗し救急医療を施す医師、看護師等へ市町が支払う謝金に対して助成。 ●実施状況 4市町の延べ68人のヘリ搭乗医師への謝金に対し補助を実施した。	【活動指標】 搬送患者数（人）	数値目標なし	54	―	●事業の成果 ・夜間等ドクターヘリが使えない状況において、ヘリコプター搬送（防災ヘリ、海自ヘリ等）を要請した市町が医師等に対して謝金を支払うことにより、救急患者輸送と治療の円滑化が図られた。
				1,215	1,215	1,577			数値目標なし	67	―		
				1,580	1,580	788			数値目標なし				
				長崎県救急患者輸送確保対策費補助金実施要綱				【成果指標】 市町の要請に対応できた割合（%）※天候により飛行不可能な場合は除く	100	100	100%		
			S49-						100	100	100%		
			医療人材対策室	―	―	―	市町		100				
		5	へき地医療機関整備費	199,434	34,029	1,532	●事業内容 へき地医療拠点病院による離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費や設備購入及びへき地診療所の運営費や施設整備・設備購入に対して補助を行う。 ●実施状況 へき地医療拠点病院による7箇所の離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費や設備購入及び24箇所のへき地診療所の運営費や4箇所の施設整備・設備購入に対して補助を行った。	【活動指標】 へき地診療所への医師派遣数（人）	327	333	101%	●事業の成果 ・へき地医療拠点病院がへき地診療所へ医師を派遣することなどによって、離島の医療提供体制を支援することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・へき地診療所の医療提供体制の課題解決に寄与した。
				110,585	16,701	1,577			327	算定中	―		
				188,032	32,109	788			327				
				へき地保健医療対策実施要項 長崎県へき地医療対策費補助金実施要綱				【成果指標】 医師派遣により医療が確保される診療所数（箇所）	6	7	116%		
			H15-						7	算定中	―		
			医療人材対策室	―	―	―	へき地拠点病院、へき地診療所		7				
		6	国保直診施設整備費	16,555	0	766	●事業内容 へき地診療所（国民健康保険直営）の施設・設備整備に対し必要な補助を行い、へき地医療の充実を図る。 ●実施状況 へき地診療所の施設・設備整備に対して補助を行った。	【活動指標】 補助申請計画件数（件）	8	8	100%	●事業の成果 ・市町に対し、へき地診療所の施設・設備整備費を補助することで、医療提供環境が整備され、地域住民への適切な医療提供が可能となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・へき地における医療の充実に寄与した。
				10,625	0	789			5	5	100%		
				46,475	0	788			11				
				長崎県へき地診療所設備整備費補助金交付実施要綱 長崎県へき地診療所施設整備費補助金交付実施要綱				【成果指標】	100	100	100%		
			S54-	医療施設等設備整備費補助金交付要綱（厚労省医政局発出） 医療施設等施設整備費補助金交付要綱（厚労省医政局発出）				国庫補助採択率（%）	100	100	100%		
			国保・健康増進課	―	―	―	市町		100				

取組項目i		7	しまの精神医療特別対策事業費	11,519	0	766	●事業内容 精神科無床地区である上五島地域へ精神科医師を派遣し、精神保健対策の充実を図る。 ●実施状況 上五島病院へ精神科医師を派遣した。（週4日）	【活動指標】 精神科医師の派遣日数（日）	200	203	101%	●事業の成果 ・上五島の医療機関への精神科医師の派遣に対する補助を行い、上五島内における精神科の受診が可能となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島の精神科医療の確保に寄与した。
				11,575	0	789			200	204	102%	
				13,788	13,788	788			200			
				長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金実施要綱				【成果指標】 受診者数（人）	7,000	8,241	117%	
			S59-						7,000	8,264	118%	
			障害福祉課	—	—	—	上五島圏域の精神科患者		7,000			
		8	遠隔診療支援事業費（医療介護基金）	4,785	0	765	●事業内容 離島の住民へローカル5Gネットワークを活用した専門医の遠隔サポートによる高度専門医療を提供することで、住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制の確保を支援する。 ●実施状況 長崎大学病院が設置する遠隔医療センターの運営費と離島の基幹病院の遠隔医療にかかる費用等に対して補助を行った。	【活動指標】 遠隔専門診療支援を受療した年間延べ患者数（人）	62	13	20%	●事業の成果 ・令和6年3月より遠隔専門診療支援を開始したが、追加の機器の設置が必要だったこともあり、患者の利用数は目標に達しなかった。 ・各病院及び関係機関と連携して住民への周知と理解促進を図り、引き続き事業の定着と活用拡大を目指す。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島における専門医による受診機会の確保に寄与した。
				9,021	0	788			312	73	23%	
				9,600	0	788			312			
				—				【成果指標】 遠隔専門診療支援を実施する病院数（病院）	4	4	100%	
			R5-7						4	4	100%	
			医療人材対策室	—	—	—	長崎大学病院、離島基幹病院		4			
		9	離島救急画像診断支援システム事業（医療介護基金）				●事業内容 離島・へき地の医療機関から、本土支援病院へCT画像等を伝送し、専門医等による遠隔診断による医療支援を行うことで、ヘリコプターによる搬送の必要性等の判断やその後の早期治療等に活用する離島救急画像診断支援システムを導入しているが、今回、当該システムが更新時期を迎えているため、必要な機能の追加等を行ったうえで、新たなシステムへ更新する。	【活動指標】 画像伝送件数（件）				—
				84,110	0	788			420			
				—				【成果指標】 参加医療機関数（機関）				
			(R7新規)R7									
			医療人材対策室	—	—	—	離島医療機関等		13			
		10	地域医療充実のための医療ＩＣＴ活用促進事業				●事業内容 離島の公立診療所が抱える課題等の解決に向けて、協議会を設置し、先進地視察等を踏まえて、協議・検討する。 また、モデル事業としてオンライン診療の体制構築を支援する。	【活動指標】 離島診療所ICT等普及協議会開催回数(回)(累計)				—
				6,320	3,320	1,182			3			
				長崎県遠隔医療設備整備補助金実施要綱				【成果指標】 新たにオンライン診療体制を構築した件数(件)(累計)				
			(R7新規)R7-9									
			医療人材対策室	—	—	—	離島市町、医療機関等		1			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保

●実績の検証及び解決すべき課題

県と関係市町により設置した「病院企業団」が、離島、へき地等における中核病院を運営する中、県では当該企業団が行う医師の確保や医療施設・設備の整備を支援するとともに、長崎大学病院に設置している「離島・へき地医療支援センター」による代診医師の派遣等により離島・へき地医療を確保しているが、医師の地域偏在の解消には至っていない。

また、離島・へき地における医療を確保するため、へき地医療拠点病院や、へき地診療所の運営及び機器整備支援を行っているが、引き続き、医療資源の少ない地域における診療体制を確保するためには、遠隔医療の推進等を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

離島・へき地医療センターによる代診医派遣等による医師の確保と併せて、大学地域枠医学修学生の確保及び地域医療に従事する医師の育成により、離島・へき地に勤務する医師を確保し、医師の地域偏在解消を図っていく。

また、へき地医療拠点病院が実施している、巡回診療・代診医派遣について、人員不足等地域の実情に応じてオンライン診療の活用も検討するなど、離島、へき地における遠隔医療の推進を図っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	へき地医療支援機構推進事業費 H23- 医療人材対策室	離島勤務医師に対する研修内容については、現場のニーズや環境の変化を踏まえた見直しを検討していく。	②	医師確保計画に基づき、施策に取り組むとともに、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応等を効果的に実施することで、離島・へき地における医療提供体制の確保を進めていく。また、離島勤務医師への研修内容の見直しなども検討していく。	改善
		2	しまの医療機関指導費 S46- 医療政策課	離島・へき地医療の確保・充実のための国への要望活動や、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会の開催と離島への現地案内の併用により、効率的な医師確保に取り組む。また、離島・へき地医療には有用な医療DXの推進に向けて、研修会の開催等に取り組む。	②	離島・へき地医療の確保・充実のため、引き続き国への要望活動を実施し、また、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会の開催と離島への現地案内の併用により、効率的な医師確保に取り組む。さらに、離島・へき地医療に有用な医療DXの推進・活用にあたり必要となるセキュリティ対策を含めた研修会の開催等に取り組む。	改善
		3	病院企業団助成費 H21- 医療政策課	令和5年度の長崎県病院企業団の決算等を踏まえ、情報共有や協議の機会を設けながら、経営健全化に向けた取組を検討する。	―	離島及び本土基幹病院の医療機能を継続するための事業であり、引き続き助成が必要である。病院企業団が毎月開催している基幹病院会議結果の共有のほか、経営健全化に向けた取組や病院の建替計画の進捗など、情報の収集に努めつつ、適宜協議の機会を設け、適正な助成を行う。	改善
		4	救急患者輸送確保対策費補助金 S49- 医療人材対策室	―	ー	離島においては救急患者の対応に限界があり、本土病院の医師の協力が不可欠であることから、引き続き全ての要請に対応できるよう、関係機関の円滑な連携を行いながら、救急患者輸送体制の確保に努めていく。	改善
		5	へき地医療機関整備費 H15- 医療人材対策室	―	②	離島・へき地における医師の確保は非常に困難であり、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣の支援体制等の継続が必要である。また、本土と同様の医療を住民に提供できるよう、設備整備や運営費補助が必要であるため、本事業の実施により、診療所からの医師派遣要請に対応し、離島・へき地住民の医療の確保ができるように取り組む。今後の設備整備にあたっては事業者に長期的な計画作成を依頼し、今後の整備計画について確認しながら、計画的な事業推進に努めていく。	改善
		6	国保直診施設整備費 S54- 国保・健康増進課	―	―	へき地診療所（国民健康保険直営）の施設・設備は、医療資源が少ないへき地における住民への適切な医療提供に必要であるため、本事業の実施によりへき地診療所の施設・設備整備を行い医療提供体制の確保ができるように現状を維持していく。	現状維持
		7	しまの精神医療特別対策事業費 S59- 障害福祉課	―	―	医師の確保が困難な上五島医療圏においては、本事業により精神科医師が確保されている状況であるため、引き続き本事業を実施していく。	現状維持

取組項目i		8	遠隔診療支援事業費（医療介護基金） R5-7 医療人材対策室	長崎大学病院に設置された、遠隔医療センターの運営に対して補助を行っていくとともに、全ての離島の基幹病院へ支援を行うことで、遠隔専門診療支援が円滑に運用されるよう取り組む。	―	―	終了
		9	離島救急画像診断支援システム事業（医療介護基金） (R7新規)R7 医療人材対策室	R7新規	―	―	終了
		10	地域医療充実のための医療ＩＣＴ活用促進事業 (R7新規)R7-9 医療人材対策室	R7新規	②	モデル事業の実施状況及び協議会における課題の整理と解決策の検討結果を踏まえ、ＩＣＴを活用した離島・へき地等の医療提供体制の確保を図る。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　長寿社会課	中村　直輝
施策名	3　地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	医療政策課	
事業群名	②　地域包括ケアシステムの構築・充実	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	722,848

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人一人の健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。

（取組項目）

ⅰ）全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進
ⅱ）生活支援コーディネーターと地域運営組織（協議会）等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討
ⅲ）健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化
ⅳ）ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
地域包括ケアシステムの構築割合	目標値①		93%	97%	100%	100%	100%	100%（R7）
	実績値②	85%（R元）	98%	100%	100%	100%		進捗状況
	達成率 ②／①		105%	103%	100%	100%		達成

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
認知症サポーター、キャラバンメイト数（累計）	目標値①		172,800人	188,000人	203,200人	218,400人	233,600人	233,600人（R7）
	実績値②	142,314人（R元）	156,448人	164,366人	173,355人	182,767人		進捗状況
	達成率 ②／①		90%	87%	85%	83%		やや遅れ

その他関連指標

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数	目標値①		165団体	207団体	248団体	289団体	330団体	330団体（R7）
	実績値②	36団体（R元）	168団体	233団体	274団体	320団体		進捗状況
	達成率 ②／①		101%	112%	110%	110%		順調

（進捗状況の分析）

県内全ての日常生活圏域において、長崎県版地域包括ケアシステム評価基準をもとに評価を行ったところ、令和4年度末に県内全ての圏域で「概ね構築」という評価になり、目標（令和5年度末）に先んじて達成となった。今後は、これまでの基盤整備に加え充実に向けた市町の取組支援を行っていく。

有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数は、令和6年度末で320団体となった。令和6年度は、県内10市町の勉強会等にアドバイザーを派遣したところ、派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている。しかし、サービス創出のノウハウ不足や、担い手と住民ニーズのマッチング等に苦慮している市町もあることから、引き続き、助け合い活動強化事業を通じて生活支援体制の整備・充実を推進していく。

認知症サポーター、キャラバンメイト※数（累計）については、令和6年度に9,412人（内、サポーター9,348人、キャラバンメイト64人）養成し、令和6年度末時点では、総数182,767人となっている。令和5年度養成数（8,989人）より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサポーター養成講座が十分に実施できなかった期間もあり、目標値を下回っている。県が、毎年キャラバンメイトを養成し、各市町でキャラバンメイトが講師としてサポーターを養成するといった市町と県の協働による取組は定着しており、引き続き認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを進める。

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要
※キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等							R6目標	R6実績		
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）					R7目標			
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業（医療介護基金）	2,308	0	14,169			●事業内容 市町における地域包括ケアシステムを構築するため、長崎県版地域包括ケアシステム評価基準に基づく構築状況の市町自己評価と有識者と県による全市町ヒアリングを実施するなどの支援を行う。 ●実施状況 本県独自の評価基準に基づき、県内21市町への県及び有識者によるヒアリングを実施した。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・県独自の評価基準を活用した市町ヒアリングを通して、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の取組を推進することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ヒアリング等の市町支援を実施し、全ての圏域での地域包括ケアシステムの構築に寄与した。
				2,044	0	12,220				地域包括ケアシステム構築状況に係るヒアリング実施市町数（市町）	21	21	100%	
				4,759	0	10,163					21			
			H29-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律						【成果指標】	100	100	100%	
										地域包括ケアシステム構築割合（%）	100	100	100%	
			長寿社会課	—	—	—			市町、市町地域包括支援センター等		100			
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業	1,126	0	2,298			●事業内容 医療と介護の連携体制構築に向け、市町が実施主体となっている在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援するため、各保健所において、事業実施計画を策定し、設定した目標に向けた取組を実施する。また、県内市町の在宅医療・介護連携担当者や保健所等の担当者を対象とした研修会を開催する。 ●実施状況 各保健所における圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）に応じた研修・検討会や、県内の市町や保健所担当者を対象とした在宅医療・介護連携推進事業研修会を開催した。	【活動指標】	16	16	100%	●事業の成果 ・各保健所において定めた目標をもとに、各圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）にあった支援を実施し、地域課題の解決や次年度以降の取組検討に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域包括ケアシステムの構成要素である在宅医療・介護連携に関する各市町の課題解決支援を行うことで、地域包括ケアシステムの構築推進に寄与した。
				1,270	0	4,730				R5,6:地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催（回）	16	18	112%	
				3,361	0	5,357				R7-:体制構築に関する関係者協議を実施した市町数（市町）	21			
			R元-9	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針						【成果指標】 R5,6:地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催を通して課題解決につながった保健所数（保健所）	4	5	125%	
											4	5	125%	
			長寿社会課	—	—	—			市町職員、医療機関・介護事業所等の関係職員	R7-:関係者協議を踏まえた取組を実施した市町数（市町）	8			
		3	訪問看護サポートセンター事業（医療介護基金）	9,189	0	1,915			●事業内容 在宅医療介護の中核を担う訪問看護の提供体制の充実を図るため、訪問看護事業所等の総合支援を行う「訪問看護サポートセンター」を設置する。 ●実施状況 設置した訪問看護サポートセンターにて、事業所及び県民向けの相談窓口の設置、訪問看護師の知識や経験に応じた研修会の開催、新人（新卒）看護師育成プログラムのモデルを作成し事業所へ提供したほか、訪問看護にかかる普及啓発等を実施した。	【活動指標】	19	19	100%	●事業の成果 ・育成研修により、訪問看護師のスキルアップが図られたとともに、事業所の運営や訪問看護技術など、多様な相談に年間通して対応し、訪問看護事業所の安定的な運営に寄与した。
				9,189	0	1,971				訪問看護師等育成研修の開催回数（回）	19	20	105%	
				9,189	0	1,970					19			
			H30-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律						【成果指標】	69,313	70,624	101%	
										訪問看護利用者数（人）	76,273	算定中	—	
			医療政策課	—	—	—			長崎県看護協会		算定中			

取組項目i		4	訪問看護サポートセンター事業（訪問看護ステーション人材確保事業）（医療介護基金）	1,991	0	766	●事業内容 訪問看護師の人材確保を図るため、訪問看護未経験の看護師を雇用し、育成を図る事業所に対し、育成指導中の看護師の人件費の一部を助成する。 ●実施状況 訪問看護未経験の看護師を雇用のうえ、あらかじめ作成した育成計画に沿った育成及び評価を実施した5箇所の訪問看護ステーションに対し、助成を行った。	【活動指標】 支援した訪問看護ステーション数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・県内の訪問看護事業所数及び職員数は増加傾向にあり、訪問介護に従事する人員の確保、育成に寄与した。
				3,167	0	1,971			10	10	100%		
				7,200	0	1,970			11				
			R2-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 県内の訪問看護職員数（人）	761	888	116%		
									799	算定中	—		
			医療政策課	—	—	—	訪問看護ステーション		838				
		5	特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係）	582	582	766	●事業内容 市町等の意向等を踏まえた整備計画である「ながさき長寿いきいきプラン（令和6～8年度）」に基づき、広域型の特別養護老人ホーム等の創設・増床に対して補助を行う。 ●実施状況 令和6年度においては広域型の特別養護老人ホーム等の具体的な創設・増床計画はなかったため、補助実績はなかった。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数（床）	0	0	—	●事業の成果 ・介護施設については、「ながさき長寿いきいきプラン（令和6～8年度）」に基づき計画的な整備を進めており、本事業の対象である広域型特別養護老人ホーム等は、R6年度、創設・増床の予定がなく、補助実績はなかった。
				237	237	788			0	0	—		
				900	900	788			0				
			H18-	老人福祉法				【成果指標】 整備計画の達成率（%）	—	—	—		
									—	—	—		
			長寿社会課	—	—	—	社会福祉法人等		—				
		6	特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係）	194,850	50	766	●事業内容 居宅に近い居住環境を目指す「ユニット化整備」を行う広域型の特別養護老人ホーム等や、老朽化した養護老人ホーム及び軽費老人ホームの改築に対して補助を行う。 ●実施状況 令和5年度から令和6年度の2カ年事業（債務負担）により2施設に補助を行った。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数（床）	0	0	—	●事業の成果 ・2施設に対して補助を行い、居宅に近い快適な環境において介護サービスを利用できるユニット化個室が105床整備された。
				373,170	70	788			105	105	100%		
				77,940	40	788			0				
			H18-	老人福祉法				【成果指標】 整備された床数のうち、ユニット床数の割合（%）	—	—	—		
									100	100	100%		
			長寿社会課	—	—	—	社会福祉法人等		—				
		7	地域密着型施設整備助成等事業（医療介護基金）	739,824	0	766	●事業内容 市町の地域密着型施設等の整備を進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町等に対して補助を行う。 ●実施状況 小規模多機能型居宅介護事業所1箇所の整備に対して間接補助を行った。	【活動指標】 地域密着型施設・事業所の整備数（箇所）	15	7	46%	●事業の成果 ・地域密着型施設の整備にあたり、市町の公募に応じる事業者がいなかった等の理由により、計画どおりに目標を達成することができなかった。
				311,126	0	788			9	1	11%		
				1,407,869	0	788			14				
			H27-	介護保険法、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型海保予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				【成果指標】 整備計画の達成率（%）	100	73	73%		
									40	4	10%		
			長寿社会課	—	—	—	市町、社会福祉法人等		60				
		8	介護サービス情報の公表事業	849	425	766	●事業内容 介護保険法に基づき、利用者やその家族等の介護サービスの適切な選択に資するため、介護サービス事業所の情報をホームページ等で公表する。 ●実施状況 介護サービス事業所の名称・所在地や提供サービスの内容、従事者の人数・職種及び利用料金等の情報を公表した。	【活動指標】 公表対象事業所数（事業所）	3,000	3,063	102%	●事業の成果 ・県内3,168事業所の情報をとりまとめ、ホームページに掲載することで、県民が介護サービスを利用する際の判断材料の一つとなる情報を公表することができた。
				679	254	788			3,000	3,168	105%		
				2,391	958	788			3,000				
			H16-	介護保険法第115条の35				【成果指標】 公表率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			長寿社会課	○	—	—	介護サービス利用者及びその家族、ケアマネージャー等		100				

取組項目 i iii		9	自立支援型サービス推進事業 （医療介護基金）				●事業内容 高齢者の状態に応じた適切なサービスにつなぐ体制及び専門職の活用などを図るため、ICTを活用したケアマネジメント研修、保健所を中心とした市町への伴走支援を実施する。 ●実施状況 介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修を３回、地域マネジメントに関する研修を２回開催するとともに、モデル２市町にICT導入に向けた伴走支援を実施した。	【活動指標】 自立支援に資する人材養成研修の開催回数（回）			
				7,822	0	6,701			5	5	100%	●事業の成果 ・各種研修や伴走支援を通して、自立支援型サービス推進への意識醸成や地域包括支援センター職員等の自立支援に資するケアマネジメントの資質向上につながり、短期集中予防サービスの利用者数の増加に寄与した。
				9,087	0	7,484			3			
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 短期集中予防サービス利用者増加数（人）				
			R6-8						14	64	457%	
			長寿社会課	―	―	―	市町、地域包括支援センター職員、リハビリ等の専門職		52			
取組項目 ii iv	○	10	助け合い活動強化事業 （保険者努力支援交付金）	1,591	0	4,978	●事業内容 各市町の助け合い活動の仕組みづくり等を推進するため、生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を開催するとともに、市町が開催する勉強会等にアドバイザーを派遣する。 ●実施状況 生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を３回開催するとともに、県内10市町へ計18回アドバイザーを派遣した。	【活動指標】 有償ボランティアや常設型居場所などに係る勉強会等へのアドバイザー派遣回数（回）	24	22	91%	●事業の成果 ・アドバイザーを派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど、助け合い活動の創出に向けた取組につなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・研修会やアドバイザーの派遣を通して、各市町担当者、生活支援コーディネーター及び地域住民が、助け合い活動に対する意識の向上や理解を深めることで、助け合い活動の活性化等に寄与した。
				1,515	0	5,125			24	18	75%	
				3,832	0	4,884			24			
				―				【成果指標】 有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等（団体）	248	274	110%	
			R元-9						289	320	110%	
			長寿社会課	―	―	―	市町、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等		330			
取組項目 iii	○	11	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金）	11,504	0	4,595	●事業内容 地域リハビリテーションの中核を担う県リハビリテーション支援センター及び広域支援センターが、地域における介護予防・重度化防止等のリハビリテーション支援体制の整備を図るため、地域リハビリテーション従事者等へのリハビリテーション技術提供等のための研修会の開催や市町への直接支援を実施する。 ●実施状況 県リハビリテーション支援センターで研修会を２回開催するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターを県内９地域に指定し、市町等への直接支援を実施した。	【活動指標】 県リハビリテーション支援センターが開催する研修会回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・地域におけるリハビリテーション活動を担う人材育成を行い、各地域リハビリテーション広域支援センターの調整により、医療機関等に勤務する多くのリハビリテーション専門職を、市町の介護予防事業や地域ケア会議等に派遣することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・リハビリテーション専門職が、市町の地域ケア会議や一般介護予防事業等に参画することで市町事業の効果的な実施への支援につながり、介護予防の強化に寄与した。
				12,629	0	4,336			2	2	100%	
				15,251	0	6,224			2			
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 研修修了認定者が市町事業に参加した件数（件）	660	663	100%	
			H27-						660	626	94%	
			長寿社会課	―	―	―	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		660			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・県内の地域包括ケアシステムが、令和4年度末時点で全圏域において「概ね構築」と評価できたことから、今後は、地域包括ケアシステムの充実に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や権利擁護の推進、地域共生社会の実現を見据えた動きなど様々な分野について、関係団体と連携のもと、提供される医療や介護サービスに対する住民の実感等を把握しながら総合的に施策を推進する必要がある。 ・在宅医療・介護連携推進事業については、データ分析に基づく地域課題の解決に向けた取組が重要であり、県においてデータ分析を行い、その結果をもとに市町との意見交換を行った。これを踏まえ、今後、市町それぞれが目指す「将来的な在宅医療・介護連携の姿」をイメージし、地域包括ケアシステム推進に係るロードマップの進捗状況と併せた取組が実施できるよう、保健所とともに広域的な観点から支援を行う必要がある。 ・介護予防については、高齢者が状態に応じた維持改善を図り、介護予防のセルフマネジメントを行うことができるように、適切な自立支援型サービスにつなぐ体制構築や専門職の活用により総合事業の充実を図る必要がある。	・令和5年度評価（令和6年度実施）から、地域包括ケアシステムの充実に向けて、住民の実感を把握する指標を設けた評価基準を全市町で活用しており、引き続き各分野の推進状況について日常生活圏域ごとに評価を実施する。 ・引き続き、市町それぞれが目指す「将来的な在宅医療・介護連携の姿」を実現できるように必要な情報提供や課題の整理・解決に向けた支援を実施する。 ・市町、地域包括支援センター職員等が、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを行うことで、対象者を適切なサービスにつなぐことが出来るよう、ICTを活用したケアマネジメントを推進するとともに、研修会の開催や保健所を中心とした市町の実情に応じた支援を実施する。

ii	生活支援コーディネーターと地域運営組織（協議会）等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・地域の課題を吸い上げる第2層協議体の配置が目標どおりに進んでいない市町があり、協議体の配置や活動の充実に向けて、引き続き支援を行う必要がある。 ・行政と生活支援コーディネーター等の連携が十分でない市町があることから、その必要性を理解したうえで生活支援体制の整備・充実に取り組んでもらう必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き市町に対して研修会や情報交換会を開催するとともに、生活支援体制整備に関するノウハウを有するアドバイザーを市町の勉強会等に派遣することで生活支援体制の整備・充実を図る。 ・行政と生活支援コーディネーターの連携や協議体活動が充実している県内の優良事例を発信するとともに、県外の優良事例を現地視察することで、助け合い活動の創出に向けた実践的な取組につなげる。
iii	健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・高齢者の状態に応じた自立支援型サービス（短期集中予防サービスなど）の多様なサービスの充実を図る必要があるが、対象者の選定やサービス終了後の移行に課題があり、市町によっては活動・サービスの提供体制の整備が進んでいない現状がある。また、市町の介護予防事業や地域ケア会議の効果的な実施に向けて、リハビリテーション専門職等による支援体制を強化する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・フレイル･介護予防の取組強化に向けて、引き続き、市町・地域包括支援センター職員等を対象とした人材育成を行うとともに、実態調査を別途実施し、短期集中予防サービス事業所に対する支援内容を検討する。また、高齢者の自立支援や市町における介護予防ケアマネジメントの質の向上の観点から、ICTを活用したケアマネジメントの推進を図る。 ・市町事業においてリハビリテーション専門職等を効果的に活用できる、地域密着型リハビリテーション支援体制の構築に向けてリハビリテーション専門職等の関与のあり方や人材育成の方法等について検討する。
iv	ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・市町の担当者等を対象にした研修や市町へのアドバイザー派遣、助け合い活動の優良事例の共有等を行った。 ・助け合い活動の創出に向けた取組が始まっている一方、サービス創出のノウハウ不足や担い手とニーズのマッチングに苦慮している市町もある。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き、地域の実情を把握しながら研修会等を開催し、アドバイザー派遣による市町支援や助け合い活動の優良事例の発信を継続して行うほか、県外先進地視察により関係職員の有償ボランティア等に関する理解促進や活動意欲向上を図ることで、助け合い活動の仕組みづくりを推進する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R６新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業（医療介護基金） H29- 長寿社会課	市町が自己評価を効率的・効果的に行えるよう、評価基準、ロードマップの見直しや分野ごとの課題及び今後の取組内容が一覧で共有できるよう様式の変更を行った。	②	地域包括ケアシステムの充実に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や権利擁護の推進、地域共生社会の実現を見据えた動きなどの幅広い分野について、市町や様々な関係団体と連携しながら、具体的な取組のロードマップへの反映などにより、引き続き、効果的な市町支援に努めていく。	改善
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業 R元-9 長寿社会課	令和6年度に実施した在宅医療推進に係る市町との意見交換会等をもとに市町が作成したワークシートを活用し、県立保健所を中心に、管内の現状把握や課題整理など、市町の状況に応じた取組支援を実施することにした。	②	市町が作成したワークシート及び事業スケジュールを活用し、各市町における在宅医療・介護連携体制の課題解決につながる取組を推進するため、県や管轄保健所が継続的に支援する。	改善
		3	訪問看護サポートセンター事業（医療介護基金） H30- 医療政策課	訪問看護ステーション数の増加に伴い新規立ち上げ相談や内容も多様化しているため、電話相談だけではなく、状況に応じて、訪問やオンラインによる対応も進めていく。また、BCP作成及び運用にかかる研修も行うなど、多様な医療ニーズに対応できる事業所運営体制の推進を図っていく。	②	今後、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保や多職種連携が必須となることから、これまでの取組に加え、他事業所における各種取組の好事例や特定行為の研修を受けた看護師の活動報告等、特色ある事例について情報共有を図る。	改善

取組項目i		4	訪問看護サポートセンター事業（訪問看護ステーション人材確保事業）（医療介護基金） R2-7 医療政策課	従来の訪問看護未経験者の確保、育成のための経費に加え、看護経験者の特定行為研修受講を促進するため、受講者の代替となる職員の人件費に対する経費を補助対象とするよう拡充し、更なる質の高い訪問看護師の確保、定着の推進を図る。	②	今後の在宅医療の需要増大及び多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保、定着が必要となることから、訪問看護未経験者の確保、育成のほか、医師の手順書により、一定の診療の補助が可能な「特定行為の研修を受けた看護師」の育成、確保の推進を図っていく。	改善
		5	特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係） H18- 長寿社会課	—	②	市町等の意向等を踏まえた整備計画である「ながさき長寿いきいきプラン」に基づき、地域の高齢者人口の推移等を適切に踏まえ、計画的な整備に努めていく。	現状維持
		6	特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係） H18- 長寿社会課	—	②	施設に入居した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、快適なプライバシーの確保を推進する必要があることから、引き続き、改築等によるユニット型居室の整備を支援していく。	現状維持
		7	地域密着型施設整備助成等事業（医療介護基金） H27- 長寿社会課	市町が実施主体となる地域密着型サービスの整備については、建築資材の高騰等により整備が進んでいない実態である。市町に対して丁寧な聞取りを行いながら、介護ニーズが高い85歳以上の人口がピークとなる2040年に向けて、計画的な整備を進めていく。	②、⑤	市町等の意向等を踏まえた整備計画である「ながさき長寿いきいきプラン」に基づき、地域の高齢者人口の推移等を適切に踏まえ、市町に適切な指導・助言を行いながら整備を支援していく。	改善
		8	介護サービス情報の公表事業 H16- 長寿社会課	—	②	介護サービス事業に係る情報の公表により、利用者やその家族等が、介護サービスを適切に選択することができ、ひいては介護サービスの質の向上を図るため、全ての事業所の公表に向けて引き続き指導を行う。	現状維持
取組項目i iii		9	自立支援型サービス推進事業（医療介護基金） R6-8 長寿社会課	効果的な事業実施に向けた検討を行うため、短期集中予防サービス事業所の実態調査を実施することとした。	②	高齢者の状態に応じた自立支援型サービス（短期集中予防サービスなど）の充実を図っていくため、介護予防ケアマネジメントの質の向上や効率化を目指し、ICTを活用したケアマネジメントのさらなる推進を図る。また、実態調査をもとに現状把握、課題分析を行い、事業所が効果的なサービスを提供できるよう支援を行っていく。	改善
取組項目ii iv	○	10	助け合い活動強化事業（保険者努力支援交付金） R元-9 長寿社会課	市町職員・生活支援コーディネーター・協議体関係者を対象に、常設型居場所や有償ボランティアなどに関する実践的な情報や学びを得るために県外先進地視察研修を開催することとした。	②	市町の助け合い活動の仕組みづくりに関する課題は様々であるため、引き続き各市町の課題に応じた支援を行っていく。また、複雑化する地域ニーズに対して、世代や分野を超えて対応できるよう地域共生の視点を意識した生活支援体制の構築を推進する。	改善
取組項目iii	○	11	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金） H27- 長寿社会課	県リハビリテーション支援センターと各地域リハビリテーション広域支援センター間の連携強化を目的に、県リハビリテーション支援センターと地域リハビリテーション広域支援センターでの連絡会を行うこととした。 また、関係団体・関係機関との円滑な連携のための地域リハビリテーション連携指針の内容を見直すこととした。	②	地域リハビリテーション連携指針の改定を視野に入れながら、各圏域の実情に応じた地域密着型の地域リハビリテーション支援体制を構築するため、各圏域の関係者（市町、地域包括支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター、保健所等）の連携強化を図るともに、引き続き、地域リハビリテーションに関わる人材の育成等を実施する。	改善

注：「２．令和５年度取組実績」に記載している事業のうち、令和５年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　障害福祉課　里　隆介
施策名	3　地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	
事業群名	③　障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　86,990

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

誰もが住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境を整えていくために、障害者の相談支援体制の充実と、在宅生活を支える訪問系サービス等の確保・充実を図ります。

（取組項目）

ⅰ）支援従事者の相談支援体制の充実
ⅱ）在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	相談支援専門員専門コース別研修の修了者数	目標値①		120人	120人	120人	120人	120人	120人（R7）
		実績値②	104人（R元）	93人	82人	88人	68人		進捗状況
		達成率 ②／①		77%	68%	73%	56%		遅れ

（進捗状況の分析）

県内の相談支援専門員の資質向上のため、専門コースを選択した研修を実施している。

過去5カ年（令和2年度はコロナで中止のため除く）の平均修了者数は年間87人であるが、参加者アンケートの結果では参加者の評価は良く、相談支援専門員のスキルアップに繋がっているものの、目標数である年間120人には届かなかった。

令和7年度の目標を達成するために、今後も県内全ての相談支援事業所へ郵送で案内することにより、相談支援専門員のほか、事業所や法人に対しても当該研修参加への理解を求めつつ、さらなる研修内容の充実の検討を行っていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）				令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	主な指標							
取組項目ⅰ	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費	2,665	1,333	1,915				●事業内容 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等提供する者又はこれらのものに対して必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。 ●実施状況 国研修を受講した者を講師として、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するため、より専門的な分野に関する研修を行った。	【活動指標】 初任者研修の開催回数（回）	1	1	100%				●事業の成果 ・障害児（者）の抱える課題に対する適切な支援のための相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・専門コースの受講要件となる一定数の初任者研修の修了者を養成したことは、次年度以降につながるものと考える。
				2,607	1,304	1,971						1	1	100%				
				2,684	1,343	1,970						1						
			H18-	障害者総合支援法78条							【成果指標】 初任者研修による養成者数（人）	60	68	113%				
												60	78	130%				
			障害福祉課	○	—	—				受講希望者		60						

取組項目ii	○	2	施設整備助成費	278,474	125	3,064	●事業内容 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成。 ●実施状況 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害者支援施設等3か所を整備した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・施設整備補助金を活用して障害福祉サービス事業所が整備されたことにより、事業所の利用を希望する障害者等の機会と選択の幅が広がった。 ・施設整備への助成を行うことにより障害福祉サービスの確保・充実が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・施設整備への助成を通して、住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境の整備並びに障害福祉サービスの確保・充実に寄与した。
				84,383	28	3,154			—	—	—		
				198,902	1	3,151			—				
			S43-	—				【成果指標】 施設整備（助成）件数（件）	数値目標なし	2	—		
			障害福祉課	—	—	—	社会福祉法人等		数値目標なし	3	—		
									数値目標なし				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	支援従事者の相談支援体制の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域の特性を理解し、圏域内共通の課題を解決するため、相談支援体制の中核となるファシリテーターを養成し、相談支援体制の整備を図り、相談支援従事者が変わってもサービスの質が維持されるシステムを構築していく必要がある。 相談支援体制の充実のためには支援従事者の育成のみならず、相談支援従事者と関係機関との連携が必要である。	●課題解決に向けた方向性 令和2年11月に策定した長崎県相談支援専門員人材育成ビジョンに基づき、市町、研修事業者及び関係障害者団体等と連携を図り、国の研修体制の動向を踏まえて随時見直しを行いながら、相談支援体制の充実により、障害者の自立と社会参加が促進させるよう進めていく。 また、関係機関の連携強化のため県自立支援協議会各種部会を通じ、相談支援体制の充実を図る。
ii	在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 施設整備に関しては障害者入所施設から地域移行の受け皿となる「グループホーム」や地域における障害児療育の拠点機関となる「児童発達支援センター」の整備など、行政目標として取り組んでいくべき対象に対し優先（重点）的に補助を行っており、障害福祉サービスの確保・充実を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後とも、予算の制約がある中で効果的な施設整備を図っていく。 医療機関及び関係機関等との協議を実施し、対象者のニーズに沿った受入体制を整えていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費 H18- 障害福祉課	—	②	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内の相談支援体制の充実のため、引き続き実施していく。	改善
取組項目ii	○	2	施設整備助成費 S43- 障害福祉課	—	—	障害福祉計画に掲げる政策において、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要があり、そのための支援は必要である。限られた予算の中で、何（どの種の施設）を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を作る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　交通政策課　南澤　佑典
施策名	4 離島・半島等のくらしと交流を支える地域公共交通の確保	事業群関係課（室）	
事業群名	① 地域公共交通の経営安定とまちづくり、観光振興等の地域戦略との連携の促進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　3,779,078

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

交通事業者の安定的な運行（運航）を支援することにより、県民誰もが使いやすく安心して利用できる地域公共交通を維持するとともに、市町の観光振興やまちづくりなどの地域戦略と一体となった交通ネットワークの確立に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）航路維持等への支援
ⅱ）地域鉄道の維持等への支援
ⅲ）路線バスの維持等への支援
ⅳ）交流人口の拡大による公共交通の維持・活性化に向けた支援
ⅴ）離島航空路線の確保・維持等への支援
ⅵ）持続可能な地域公共交通網の形成に向けた支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	離島・半島地域における公共交通利用者数	目標値①		22,057千人	21,873千人	21,684千人	21,490千人	21,362千人	21,362千人（R7）
		実績値②	22,739千人（H30）	16,393千人	17,586千人	17,711千人	17,979千人		進捗状況
		達成率 ②／①		74%	80%	81%	83%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

路線バスや航路・航空路については、住民の重要な移動手段であることから、運行（航）費の補助を行うなど、路線等の維持確保を図ってきた。また、地域鉄道については、施設設備への支援を行い、施設の安全性を確保し、安定的な運行を支援してきた。

令和6年度の利用者数については、令和5年度より増加したものの、新型コロナウイルスによる大幅な利用者減少から回復しておらず、テレワーク普及等の行動変容に伴う輸送需要の減少や、深刻な運転士不足を背景としたバス路線の減便・休廃止等の影響も相まって、成果指標の目標を下回った。

交通モード毎の達成率は、バスが75%、鉄道が103%、航空路が110%、航路が87%となっており、バス利用者数の減少が主な要因と考えられる。

引き続き、利用実態に応じた対応について検討し、地域公共交通の維持を図っていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅳ	○	1	生活航路改善対策事業	2,374,219	2,453,863	2,843,209	1,593,961	1,630,234	2,007,403	7,659	7,884	7,878	●事業内容 離島航路の安定的な維持・確保を図り、もって離島地域の振興及び地域住民の生活の向上を図るため、航路事業者に対して、欠損額への補助及び資金の貸付を行う。 ●実施状況 補助航路の欠損額について、国と地方自治体による補助を実施し、補助航路を運航する事業者を対象に運転資金の貸付を行った。		【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（航路）	24 24 24	24	100% 100%		●事業の成果 ・24航路のうち、A評価は11航路、B評価は13航路と成果指標の目標は達成でき、住民等の移動手段の確保を図ることはできた。（A評価：目標を達成したもの　B評価：目標を一部達成できなかったもの） ●事業群の目標達成への寄与 ・輸送実績は昨年に比べ減少しておりコロナ禍以前の水準まで回復しておらず、目標の達成に寄与できていないものの、欠損補助及び経営安定資金貸付金を実施したことにより、離島住民の移動手段が確保された。
			H7-	離島航路整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱										【成果指標】 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価のＢ評価以上の航路割合（%）	100 100 100	100 100	100% 100%		
			交通政策課	—	—	—							離島航路事業者								

取組 項目 i i iv	○	2	松浦鉄道整備促進事業	62,825	62,825	3,830	●事業内容 松浦鉄道株式会社が行う経営改善計画に基づく施設整備事業に要する経費について、長崎県松浦鉄道施設整備事業費補助金を交付する。 ●実施状況 沿線住民に安全な交通手段を提供するため、沿線自治体とともに、老朽化した松浦鉄道の車両、レール等施設設備の更新等の事業経費を助成した。	【活動指標】 施設整備計画に基づく整備内容項目数（項目）	15 24 20	15 24	100% 100%	●事業の成果 ・施設整備補助により、レール更新、マクラギ交換など安全確保に必要不可欠な整備を支援することで、松浦鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・松浦鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。
				102,016	102,016	3,942							
				106,910	106,910	3,939							
			H18-	鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱				【成果指標】 施設の老朽化に起因した輸送障害件数（件）	0 0 0	0 0	100% 100%	
			交通政策課	—	—	—	松浦鉄道㈱						
	○	3	島原鉄道整備促進事業	29,784	29,784	3,830	●事業内容 島原鉄道株式会社が行う経営改善計画に基づく施設整備事業に要する経費について、長崎県鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金を交付する。 ●実施状況 沿線住民に安全な交通手段を提供するため、沿線自治体とともに、老朽化した島原鉄道の車両、レール等施設設備の更新等の事業経費を助成した。	【活動指標】 施設整備計画に基づく整備内容項目数（項目）	6 12 7	6 12	100% 100%	●事業の成果 ・施設整備補助により、レール更新、マクラギ交換など安全確保に必要不可欠な整備を支援することで、島原鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・島原鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。
				119,567	119,567	3,942							
				116,237	116,237	3,939							
			H19-	鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱				【成果指標】 施設の老朽化に起因した輸送障害件数（件）	0 0 0	0 0	100% 100%	
			交通政策課	—	—	—	島原鉄道㈱						
取組 項目 iii iv	○	4	地方バス対策事業	203,472	203,472	7,659	●事業内容 生活交通(乗合バス等)維持確保を図るため、当該路線を運行するバス事業者等に対し、運行費・車両購入費等の助成を行う。 ●実施状況 10事業者に対し運行費及び4事業者に対し車両購入費の助成を行った。	【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（路線）	37 40 41	37 40	100% 100%	●事業の成果 ・40路線のうち、A評価は23路線、B評価は16路線、C評価は1路線と成果指標の目標は達成できなかった。（A評価：目標を達成したもの　B評価：目標を一部達成できなかったもの　C評価：目標を著しく達成できなかったもの） ●事業群の目標達成への寄与 ・バス路線の維持は図られたものの、人口減少や少子高齢化の進展等の利用減少によるものに加え、コロナ禍の影響に伴う生活様式の変化による輸送人員減少の影響により、利用者数が伸び悩んだため、目標の達成に寄与できなかった。
				257,991	257,991	7,884							
				340,153	340,153	7,878							
			S47-	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱				【成果指標】 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価のＢ評価以上の路線割合（%）	90 100 100	100 97	111% 97%	
			交通政策課	—	—	—	乗合バス事業者						
取組 項目 iv v	○	5	離島航空路線確保対策事業	1,119,215	719,215	7,659	●事業内容 離島航空路線維持確保のため、県内の離島航空路線運航事業者に対して助成等を行う。 ●実施状況 離島住民の旅客輸送の確保のための運航費への助成及び重整備費用、機体購入費用のうち国の運航費補助の対象とならない経費に対する助成を行った。	【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（路線）	3 3 3	3 3	100% 100%	●事業の成果 ・利用者数は目標の109%と目標を達成することができた。 ・離島航空路線運航事業者の安定的な運航を支援したことにより、離島の５路線を維持し、住民等の移動手段の確保を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・利用者数は前年度を若干下回ったものの、目標の109%まで回復し、目標達成に寄与できた。住民等の移動手段の確保も図られた。
				806,864	406,864	7,884							
				773,052	373,052	7,878		【活動指標】 離島航空路線の機体更新数（機）	1 数値目標なし 数値目標なし	1 —	100% —		
			H21-	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱				【成果指標】 離島航空路線利用者数（千人）	416 412 410	455 452	109% 109%		
								【成果指標】 離島航空路線の維持路線数（ＯＲＣ運航路線）	5 5 5	5 5	100% 100%		
			交通政策課	—	—	—	県及び市町が出資している航空会社						

取組項目vi	○	6	地域公共交通再編推進事業	434	434	7,659	●事業内容 持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、市町交通会議への参画や、市町に対するアドバイザー派遣を実施する。 ●実施状況 令和6年度は、市町が開催する、コミュニティ交通の内容等を検討する協議会へ参画し、議論を行った。	【活動指標】	9	0	0%	●事業の成果 ・複数の市町と意見交換を実施することで、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るための取組を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内市町において、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るための取組は進んでおり、目標達成に向けて寄与できた。
				2,343	2,343	7,884		市町へのアドバイザー派遣回数（回）	3	1	33%		
				―				【成果指標】	17	18	105%		
			(R6終了)R2-6					地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）の着手又は策定市町数（市町(累計)）	18	18	100%		
			交通政策課	―	―	―	県内市町						
	○	7	地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業				●事業内容 地域公共交通ネットワークの再構築のために、市町バス路線等からコミュニティ交通への転換を促すための支援を実施する。 また、運輸事業者の人材確保のための企業説明会を開催する。 ●実施状況 令和6年度は、3市町によるコミュニティ交通への転換に係る取組を支援した。 また、県内2カ所において、運輸事業者の人材確保のための企業説明会を開催した。	【活動指標】				●事業の成果 ・人材確保に係る取組やコミュニティ交通への転換促進を通じて、地域公共交通ネットワークの再構築を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内市町において、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るための取組は進んでおり、目標達成に向けて寄与できた。
				36,434	13,437	7,884		企業説明会開催数（回）	2	2	100%		
				25,051	22,801	7,878			1				
				―				【成果指標】	―	―	―		
			R6-7					幹線バスの年間輸送人員（人）	2,963,929	4,166,709	140%		
			交通政策課	―	―	―	県内市町、運輸事業者		4,104,208				
		8	自動運転バス等社会実装推進事業				●事業内容 県内における自動運転バスの社会実装に向け、「長崎空港～新大村駅」間において実証実験等の取組を実施する。	【活動指標】				―	
				100,000	20,000	7,878		自動運転実証実験の取組数（累計）	1				
				―				【成果指標】					
			(R7新規)R7-9					Ｌ４自動運転の実証運行実施数（累計）					
			交通政策課	―	―	―	県内市町、交通事業者		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	航路維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 離島航路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であり、航路の維持と併せて利便性及び快適性の向上のため、所要の経営改善支援を行ってきたところであるが、地域人口の減少に伴い、利用者は減少傾向にあり、航路運営は引き続き厳しい状況である。	●課題解決に向けた方向性 今後も国・県・市町・事業者等一体となって、住民の生活等に必要な航路の維持に努める。
ii	地域鉄道の維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和７年度は、国から既定の補助率で補助されたが、車両検査に係る補助はなかった。過去にも国庫補助率の引き下げ等があり、その際は事業者負担や基金の取り崩し（MR）、事業計画の見直し、県、沿線市町の追加負担にて対応してきたところであるが、地域人口の減少に伴い、利用者は減少傾向にあり、鉄道事業者の経営状況は厳しい状況である。	●課題解決に向けた方向性 自治体連絡協議会や、第三セクター鉄道等道府県協議会の構成員として国への要望を継続し、国の補助率上限での交付を訴えていく。 また、今後も地域鉄道が維持できるよう、引き続き、沿線自治体との連携を図っていく。
iii	路線バスの維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 路線バスの輸送人員は減少傾向にあり、学生や高齢者など地域住民の生活交通を維持確保する当該事業の役割は大きいものであるが、生活交通路線の維持については、事業者の経営努力だけでは困難な状況である。	●課題解決に向けた方向性 広域的・幹線的なバス路線については、国と県が、準広域的・準幹線的な路線については、県と市町が連携して赤字補填を行い、路線の維持に引き続き努める。

iv	交流人口の拡大による公共交通の維持・活性化に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持のためには、利用者数の減少に歯止めをかけることや交通事業者の収益安定化が必要不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 各交通モードに対し経営安定化のための支援等を実施するとともに、高齢者等の地域住民への利用促進やインバウンド等の観光需要の取り込みを推進することで、公共交通機関の利用回数を増加させ、地域公共交通の維持・確保を図っていく。
v	離島航空路線の確保・維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ORCに対する離島航空路線運航費補助金や重整備、機体購入に対する助成は、ORCの経営安定化及び離島路線の維持に役立っている。しかし、ORCの経営は就航路線の利用者となる離島人口の減少に加え、飛行距離が短く離発着回数が多くならざるをえないという構造的な不経済性がある中で、令和４年度から機材更新を進めており、国県市において機材更新に対して一定の支援を行っているが、厳しい経営状況にある。	●課題解決に向けた方向性 令和４年度から順次導入してきた新機材の最大限の活用や運航体制の確立など、離島３市と連携しながら、ORCの更なる経営基盤の強化により、離島路線の維持・安定的な確保を図っていく。
vi	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和２年11月に地域交通法が改正され、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化され、県としても、市町における計画策定の後押しをすることができた。 一方で、計画を未策定または、今後、見直しの必要がある市町もある。 また、2024年問題等による運輸業界の人材不足が深刻化している。	●課題解決に向けた方向性 地域公共交通計画の策定や見直しが必要な市町について、引き続き、市町や事業者との意見交換を通じて地域の課題把握に努めながら、地域毎の最適な計画の策定等を後押ししていく。 また、運輸業界の人材確保を目的とした、県と関係団体が連携した合同説明会の開催や、輸送密度が低い市町のバス路線等から、コミュニティ交通への転換を促すための支援を実施する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i iv	○	1	生活航路改善対策事業 H7- 交通政策課	―	⑩	住民の生活に必要不可欠な離島航路については、引き続き、国・県・市町で欠損補助を行うとともに、航路毎の実情や地元市町・事業者の意見等を踏まえ、航路改善計画などを通して経営改善が図られるよう促していく。	現状維持
取組項目 ii iv	○	2	松浦鉄道整備促進事業 H18- 交通政策課	―	⑤	本事業は、松浦鉄道の安全な鉄道輸送を確保するための施設整備計画に基づき、国・県・沿線市町で補助を行っているものである。引き続き、国・県・沿線市町とともに支援を行っていくとともに、事業者に対しては更なる増収対策等の推進を促していく。	現状維持
	○	3	島原鉄道整備促進事業 H19- 交通政策課	―	⑤	本事業は、島原鉄道の安全な鉄道輸送を確保するための施設整備計画に基づき、国・県・沿線市町で補助を行っているものである。引き続き、国・県・沿線市町とともに支援を行っていくとともに、事業者に対しては更なる増収対策等の推進を促していく。	現状維持
取組項目 iii iv	○	4	地方バス対策事業 S47- 交通政策課	―	⑩	地域住民の生活や観光客の移動手段として必要不可欠な路線バスについては、利用者数が年々減少しており、路線バスの赤字路線の比率も年々増加していることから、今後もバス路線を維持・確保していくため、関係市町やバス事業者からの意見を伺いながら引き続き支援を行っていく。	現状維持

取組項目iv v	○	5	離島航空路線確保対策事業 H21- 交通政策課	―	⑩	離島航空路線の維持存続を図り、住民の移動手段はもとより地域振興のための交流活性化に貢献していくには、引き続きORCの経営基盤の強化を図っていく必要がある。ORCで令和４年度から順次導入してきた新機材の最大限の活用や運航体制の確立など、離島航空路の運航・安全整備等に対する支援を行うとともに、ANAや地元市、NABIC等関係者と協力してORCの経営基盤強化を図っていく。	現状維持
取組項目vi	○	7	地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業 R6-7 交通政策課	現行の長崎県地域公共交通計画が令和７年度に計画の終期を迎えることに伴い、令和８年度からの５年間を対象にした次期長崎県地域公共交通計画の策定に取り組む。	①	今年度の事業実績や次期長崎県地域公共交通計画の策定に係る議論を踏まえ、来年度以降、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するために必要な交通事業者や市町に対する支援等を検討する。	改善
		8	自動運転バス等社会実装推進事業 (R7新規)R7-9 交通政策課	R7新規	①	自動運転を取り巻く全国的な動向を注視しながら、県内における自動運転の推進に向け、交通事業者や市町と意見交換を行いながら取組等を検討する。	終了

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①②:企画部　デジタル戦略課	①②直塚　健
			事業群③:総務部　スマート県庁推進課	③湯川　亮一
施策名	5　ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化	事業群関係課（室）	農業イノベーション推進室、農業経営課、建設企画課、高校教育課	
事業群名	①　Society5.0実現に向けた推進体制の構築	令和６年度事業費（千円）※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額		107,678
	②　地域を支える情報通信基盤の整備促進			0
	③　行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）			360,634

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

①産学金官連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げ、幅広い分野における、AI、IoT、ビッグデータなどのICTの利活用を促進し、地域課題の解決による地域活性化及び新産業・新サービス創出といった県内産業の活性化、県民の豊かで質の高い生活の実現、行政におけるデジタル化の推進を図り、本県におけるSociety5.0の実現を目指します。
②本県におけるSociety5.0実現や新型コロナウイルス感染症に対応するための「ニューノーマル（新たな日常）」の確立に当たって、必要不可欠な光ファイバはもとより、第5世代移動通信システム（5G）の基地局設置を促進します。
③質の高い行政サービスの提供と県民の利便性向上、行政職員の多様な働き方の実現を図るため、行政手続きの電子化や文書の電子化など、ICTの利活用による業務効率化・業務改革を推進し、スマート自治体の実現に向けた取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）ながさきSociety5.0推進プラットフォームによるICT利活用の推進（事業群①）
ⅱ）Society5.0に対応したサービスの提供・活用等の効果的かつ効率的な推進や地域課題の解決（事業群①）
ⅲ）Society5.0の時代に対応する県内産業の育成・強化（事業群①）
ⅳ)情報通信基盤の整備促進（事業群②）
ⅴ)行政手続きのオンライン化（事業群③）
ⅵ)新たな技術を活用した業務効率化（事業群③）
ⅶ)データの利活用促進（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①ながさきSociety5.0推進プラットフォームで提案された課題解決手法の数（累計）	目標値①		5件	12件	21件	32件	45件	45件（R7）
	実績値②	0件（R元）	6件	16件	24件	32件		進捗状況
	達成率②／①		120%	133%	114%	100%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
②本県における民間通信事業者による5G高度特定基地局の整備率	目標値①		10%	20%	30%	40%	50%	50%（R7）
	実績値②	0%（R元）	41.8%	49.2%	65.6%	72.1%		進捗状況
	達成率②／①		418%	246%	218%	180%		達成

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
③県における電子申請利用所属数（累計）	目標値①		40所属	45所属	50所属	60所属	70所属	70所属（R7）
	実績値②	33所属（R元）	35所属	60所属	87所属	141所属		進捗状況
	達成率②／①		87%	133%	174%	235%		達成

（進捗状況の分析）

①本県におけるSociety5.0実現に向け、産学金官連携の「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、様々な分野におけるICTを利活用した地域課題解決等にかかる取組方法や国の動向等に関する情報共有、意見交換などを行っている。具体的な内容については、各分科会のワーキング（課題解決、基盤整備、行政デジタル化）の中で意見交換等を行い、令和6年度においては、新たに8件の課題解決手法の提案があったことから、実績は累計32件となり、目標の32件を達成した。

②5G通信にかかる基地局の整備は、民間通信事業者により行われており、県内の通信大手4社による5G提供エリアは、2次メッシュ四方単位では、全122箇所のうち、88箇所において提供されており、目標40%に対し実績は72.1%となり、目標を上回った。
（特定基地局の整備状況は把握できないため、各通信事業者が公表している5Gエリア整備状況により判断を行っている。）

③県における電子申請利用所属数（累計）
・令和4年10月に、新しい電子申請システムを導入し、令和5年1月からはキャッシュレス決済も可能とする環境を整備。電子申請システムの令和6年度実績は利用所属が141所属となっている。
・令和5年度に行政手続の全庁調査を実施し、把握した状況をもとに、各所属の実状に応じたオンライン化や電子決済の拡大を推進している。

事業群	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③県におけるRPA作成ロボット利用所属数（累計）	目標値①		15所属	20所属	30所属	40所属	50所属	50所属（R7）
		実績値②	5所属（R元）	15所属	27所属	37所属	55所属		進捗状況
		達成率②／①		100%	135%	123%	137%		達成
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③長崎県自治体クラウドサービス県内利用団体数	目標値①		8団体	10団体	12団体	14団体	16団体	16団体（R7）
		実績値②	5団体（R元）	5団体	5団体	5団体	2団体		進捗状況
		達成率②／①		62%	50%	41%	14%		遅れ
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③県・市町におけるオープンデータカタログサイトに登録されたデータ数（累計）	目標値①		1,800件	2,000件	3,400件	3,700件	4,000件	4,000件（R7）
		実績値②	1,515件（R元）	2,760件	3,126件	3,845件	3,243件		進捗状況
		達成率②／①		153%	156%	113%	87%		やや遅れ

③県におけるRPA作成ロボット利用所属数（累計）
・令和2年度に地方機関を含む全所属（教育庁含む）で共同利用するため、全庁的な運用環境を構築。
・令和6年度末時点で55所属が利用している。
・RPAの利便性に対する理解が進み、新規開発に加え、類似する業務への横展開ができたことにより目標を達成できている。

③長崎県自治体クラウドサービス県内利用団体数
・本サービスは、本県が独自開発した電子申請、webアンケート・申込、公共施設予約の各システムを他自治体にも提供してきたもの。
・目標設定時は、県内自治体における利用を促進していく方針であったが、全国的に独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れが強まっており、県では、県内希望市町との共同調達により汎用的電子申請システムを導入し、電子申請、webアンケート・申込の機能については、令和5年度から新システムに移行したところである。
・残る公共施設予約についても、ベンダー製品への移行を含めた検討を行っており、本サービスは縮小していく予定としている。

③県・市町におけるオープンデータカタログサイトに登録されたデータ数（累計）
・令和3年度に県と県内全21市町でデータ連携基盤を構築。
・令和6年度には、データ連携基盤において、洪水浸水想定区域等のデータ拡充を行い、市町に対しオープンデータ化を支援したが、一部の市町が公開済データの整理等も行った結果、オープンデータ数の合計としては、全体で3,243件となり、目標に対しやや遅れた進捗となった。
　なお、令和5年度には、当初の最終目標を達成したことから目標値の見直しを実施している。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等								
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
取組項目 i ii iii iv vii	○	1	ながさきSociety5.0推進費（民間人材活用以外）	47,211	22,063	34,466	●事業内容 Society5.0の実現に向け、本県のDX化推進にあたっての重点分野にかかる方向性の検討を行う調査事業を実施。 また行政・民間のデータを連携させる基盤の機能・データの拡充、メタバース空間の構築を実施。 ●実施状況 重点分野調査事業において、都市OS（データ連携基盤）、デジタル人材の育成確保、次世代モビリティにかかる調査及び方向性の検討を行った。 また基盤において、防災分野のデータ拡充及び基盤の機能拡張等を実施した。 さらに、2Dメタバースサービスの利用を昨年度に引き続き一部所属で実施し、セミナーや説明会等の活用を推進した。	【活動指標】 -R5:支援を行った市町・民間の事業数(事業)	3	—	—	●事業の成果 ・データ連携基盤の整備 洪水が発生した場合の浸水想定区域データを表示する県内河川の対象を拡充した。さらに、データ分析機能を利用可能なユーザを広げる機能拡張等を実施し、サービス創出に向けた環境整備が図られた。 ・ICT人材の育成 DX重点分野調査事業において、県内デジタル人材の育成・確保にかかる、課題やニーズ等の調査を行い、今後の施策方向性を決定した。 ・メタバースの活用 メタバースの利用を一部所属で開始し、教育庁において県立学校教員向けイベントをメタバース空間上で実施するなど、活用を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・データ連携基盤の整備 洪水浸水想定区域にかかるデータ拡充や機能拡張を実施し、基盤の活用性の向上が図られた。 ・ICT人材の育成 行政デジタル化WGや課題解決WG開催により、市町におけるDXの推進や県・市町間の連携強化が図られた。 ・メタバースの活用 「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム課題解決WG」等の会議をメタバース上で実施したことにより、双方向の議論ができ、これまでより会議が活性化された。
				56,697	24,748	29,171						
				53,480	24,674	22,847						
				—				【活動指標】 行政・民間で公開されたデータ数(件)	3,400 3,700 4,000	3,845 3,243	113% 87%	
								【活動指標】 -R5:情報戦略アドバイザー等による市町向け職員の研修開催数(回)	20	12	60%	
								【活動指標】 R6:DX重点分野調査にかかる検討会の組成数(件)	3 —	3	100%	
								【活動指標】 R6-:メタバース活用所属数(累計)(所属)	10 20	17	170%	
								【成果指標】 実用化された、ICTを活用したサービスや仕組みの数(累計)(件)	9 12 15	9 13	100% 108%	
								【成果指標】 -R5:実装に向けた取組又は検討につながった市町・民間の事業数(事業)	3	—	—	
								【成果指標】 -R5:研修の受講により、ICT利活用の意識が高まった市町職員の割合(%)	90%以上	89%	98%	
								【成果指標】 R6:DX重点分野調査にかかるロードマップ作成(件)	3 —	3	100%	
			R2-7					【成果指標】 R6-:メタバース活用コンテンツ数(累計)(件)	5 10	7	140%	
			デジタル戦略課	—	—	—	県民及び県内外企業					

取組項目 i ii iii iv vii	○	2	ながさきSociety5.0推進費（県市町デジタル人材共同利用事業）	7,331	3,711	11,489	●事業内容 三役・幹部職員に対する最新のデジタル情報の提供や各分野で実施する個別事業の充実化等を図るため、民間人材を登用。 ●実施状況 三役・幹部職員向けに実施する「デジタルミーティング」において、最新のデジタル・DX化情報等を提供した。また、デジタルコーディネーターを配置し、新たに次世代モビリティ、こども政策、宇宙航空の3分野を追加し、事業の充実化を図った。	【活動指標】	12	4	33%	●事業の成果 ①デジタルミーティングの実施 ・最新のデジタル情勢のインプットや意識醸成が図られた。 ②デジタルコーディネーター ・既存のWEBページの活用方法やターゲットを絞ったデジタルマーケティング方法について助言をもらい、サイト閲覧数やアクセス数の増加等へつながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・データ連携基盤の共同利用ビジョンに関する助言などにより、ビジョン策定につながった。
				1,937	1,937	7,884		-R6:デジタルミーティングの開催（回／年）	8	2	25%	
				23,241	10,519	9,454		R7:支援実施回数（回）	135			
				―				【活動指標】	6	5	83%	
								-R6:デジタルコーディネーターの活用人数(延べ数)(人)	6	5	83%	
								R7：支援実施回数（回）	135			
								【成果指標】	3	2	66%	
								-R6:先進性や独自性を有する施策の創出(累計)(件)	6	5	83%	
								R7:個別目標達成団体数(累計)(団体)	5			
								【成果指標】 -R5:先進性や独自性を有する事業の創出(件)	6	6	100%	
			R4-7					R6: 先進性や独自性を有する事業の創出や改善(件)	6	8	133%	
			デジタル戦略課	―	―	―	県民及び県内外企業	R7:個別目標達成団体数(累計)(団体)	5			

取組項目 i ii iii		3	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費				●事業内容 ドローンの活用による遠隔化・生産性向上及びイノベーション創出へ向け、ドローン活用を需要・供給両面から加速化させる。 ・ドローンプラットフォーム設置 ・オペレーター資格取得経費支援 ・高校生を対象としたドローン講座の実施 ・ドローン活用に向けた技術の改良・実証等 ・３次元データ取得ガイドライン作成等 ・ドローンを駆使したソリューションを実装等するプロジェクトへの支援 ●実施状況 企画部、土木部、農林部、教育庁においてドローンの活用促進事業を実施した。（詳細は事業番号3-1、3-2、3-3、3-4、3-5に記載。）	【活動指標】 ―				●事業の成果 ・ドローンプラットフォームの設置によるドローンサービス需給マッチングを図った。 ・オペレーター育成支援や高校生を対象とした操縦、プログラミング講座の実施によりドローンに関する人材育成を行った。 ・産業ごとの実証や普及事業として、農業分野での技術の改良・実証、ドローン防除等の拡大に向けた体制構築、土木分野における3次元データ取得等に関するガイドラインの作成を行った。また、県内で実施するドローンの社会実装へ向けた取組の支援を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・遠隔化・生産性向上及びイノベーション創出に向け、ドローンの活用を促進させることにより、地域課題の解決による地域活性化及び新産業・新サービス創出といった県内産業の活性化、県民の豊かで質の高い生活の実現に寄与している。
				49,044	41,908	47,305							
				82,670	48,371	57,510							
				―				【成果指標】					
			R6-8						3	3	100%		
			デジタル戦略課、農業イノベーション推進室、農業経営課、建設企画課、高校教育課	―	―	―	県民及び県内外企業、普及指導員、農業者等、農業協同組合、農業者等、県内高校生	ドローンを新たに活用した産業分野数(累計)(分野)	5				
取組項目 i ii iii		3-1	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費				●事業内容 ドローンの活用による遠隔化や生産性向上、イノベーション創出へ向け、各産業側での活用フィールドの創出（需要）とオペレーターの創出（供給）をともに拡大させるため、ドローンプラットフォームの設置・運営や、ドローンオペレーター資格取得支援、県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援を実施する。 ●実施状況 県内のドローンサービスの需給マッチングを促すため、マッチングサイトである「長崎県ドローンプラットフォーム」を開設した。また、ドローンオペレーターの資格取得支援を目的とした「ドローンオペレーター育成支援補助金」、県内におけるドローンの社会実装へ向けた支援を目的とした「先端ドローンソリューション社会実装支援補助金」を創出し、建設土木、農業、空撮分野におけるドローンオペレーター55名の資格取得への支援や、ドローンによる地元海産物の配送、海岸漂着ごみ運搬の社会実装へ向けた取組を支援した。	【活動指標】 オペレーター育成人数(人)				●事業の成果 ・令和6年7月にドローン事業者とユーザーのマッチングサイトである「長崎県ドローンプラットフォーム」を開設し、令和7年6月現在で60者の登録があっており、同プラットフォーム基盤を利用している6県のうち最多となっている。 ・県内事業者のうち、建設土木・農業・空撮分野において、国家資格者47名、民間資格者8名、計55名のオペレーター育成を支援し、ドローンサービスの質の向上につながった。 ・県内で実施された、ドローンの社会実装へ向けたプロジェクト２件を支援。地元海産物の配送時間の大幅短縮や、車両が入れない場所での海岸漂着ゴミの運搬作業効率化などにつながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ドローン活用のマッチングに対する支援のほか、産業面における活用ニーズなどの需要面や、オペレーター育成などの供給面の両面から支援することで、地域課題の解決や生産性の向上につながった。
				21,090	21,090	17,345			50	55	110%		
				31,530	25,930	29,149			90				
				―				【活動指標】 R7-:ドローンプラットフォームマッチングイベント開催回数(回)					
									3				
								【成果指標】 ドローンを新たに活用した産業分野数(累計)(分野)					
									3	3	100%		
									5				
								【成果指標】 R7-:イベントに来場した企業・団体数(累計)(社・団体)					
									30				
			R6-8					【成果指標】 R7-:イベント参加によりドローンプラットフォーム事業者への興味・商談等の関心が高まった来場者の割合(%)					
			デジタル戦略課	―	―	―	県民及び県内外企業		80				

取組項目 i ii iii		3-2	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費				●事業内容 機器・ソフトウェアに関する精度を検証したうえで、ドローンの飛行申請や飛行上の留意点、資格取得のメリット等も含めた3次元データ取得等に関するガイドラインを作成する。 ●実施状況 令和6年度は、ドローンを含む３次元データ取得機器や取得したデータを処理するソフトウェアの検討・検証を実施し、ガイドラインを作成した。また、作成したガイドラインを用いた研修を実施した。	【活動指標】 三次元データ活用研修の実施（回）				●事業の成果 ・ドローンを用いた事業者の業務効率化や高度化を実現する。また、研修により有資格者であるドローンオペレーター育成を啓発した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・人材不足等の地域課題解決が図られ、人材育成を含めたICT利活用の推進にも寄与している。
				6,650	3,325	1,577				2	2	100%		
				481	240	788				8				
					—			【成果指標】						
			R6-8											
			建設企画課	—	—	—	県民及び県内企業	県内業者の研修受講者数(人)		30	101	336%		
										280				
-		3-3	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考)				●事業内容 農業分野での新たなドローン活用拡大に向け、新規品目でのドローン防除技術の開発・実証、露地品目でのセンシング等によるデータ活用技術の開発・実証、普及を図る。 ●実施状況 品目別の専門部会での協議のもと、果樹などの新たな品目でのドローン防除やセンシング等新たな用途での技術確立に向けた技術の改良や実証に取り組むとともに、防除体制づくりに向けた県域での研修会や、地域での実演会を実施。	【活動指標】 専門部会の開催(回)				●事業の成果 ・県・農業団体等で構成する品目別の専門部会を6回（果樹1回、露地野菜1回、茶2回、農産2回）開催し、研究課題や実証の検討・評価等を行った。 ・開発技術2課題（びわのドローン防除、水稲のセンシング）及び実証技術の3課題（みかんのドローン防除、レタスセンシング、茶センシング）の計5課題について、昨年度の取組実績として成績書を作成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・条件不利地域でのドローンでの技術の導入拡大により、高齢化が進む農業者の省力化や効率化等につながり、縮小が懸念される産地での生産維持や生産者の所得向上等に寄与した。
				8,693	8,693	15,768				4	6	150%		
				12,442	12,442	15,756				4				
					—			【成果指標】						
			R6-8							5	5	100%		
			農業イノベーション推進室	—	—	—	普及指導員、農業者等	開発、実証技術(項目数)		5				
-		3-4	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考)				●事業内容 人口減少や高齢化に伴う労働力不足等に対応できる産業構造への転換に向け、ドローン防除を行う農業支援サービスの活用体制構築と、ドローン等を活用した新たな農業支援サービスの創出に向けた取組を実施する。 ●実施状況 ドローン防除実施体制のDX化やモデル産地育成にかかる経費に対して支援を行った。また、ドローンおよびラジコン草刈機を用いた新サービス創出に向けて、料金や作業条件設定に関する実証をおこなった。	【活動指標】 検討会の開催(回)				●事業の成果 ・圃場管理システム（Z-GIS）の改良を行い、ドローン防除受委託に係る一部の事務作業が軽減された。 ・オペレーターへの指示体制のDX化を目的に、タブレットの導入を支援した結果、圃場地図ファイルのペーパーレス化による作業の効率化が図られた。
				4,526	4,526	7,884				4	4	100%		
				30,977	5,977	7,878				4				
					—			【成果指標】						
			R6-8							0	0	—		
			農業経営課	—	—	—	農業協同組合、農業者等	農業支援サービス事業体の連携体構築(件)		0				
-		3-5	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考)				●事業内容 高校生からドローンを学ぶ機会を創出し、スキルを習得することにより、将来の産業界でドローンを活用する人材の育成を図る。 ●実施状況 ドローンの操縦やプログラミングを体験する講座と各専門高校において外部人材等を活用して専門的な知識・技能を学ぶ講座を実施した。	【活動指標】 ドローン講座に参加した生徒数(人)				●事業の成果 ・多くの高校生がドローンを学ぶ機会を創出し、ドローンへの関心を高め、スキルの向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高校生からドローンスキルやドローンを通じたプログラミングや空撮技術等を学習することにより、将来ICTにより地域課題を解決できる人材の育成を図った。
				8,085	4,274	4,731				810	761	93%		
				7,240	3,782	3,939				810				
					—			【成果指標】						
			R6-8							80	98	122%		
			高校教育課	—	—	—	県内高校生	ドローンの関心が高まり、自分のスキル向上につながったと答える生徒の割合(%)		85				

取組項目 i ii iii		4	次世代モビリティ検討事業費				●事業内容 空飛ぶクルマをはじめとした次世代モビリティの県内での活用について、国内外での先進事例の調査等により、有効なユースケースを検討する。また、行政としての関与の在り方を整理する。	【活動指標】 庁内検討会議の開催回数(回)				―
				2,000	1,187	5,515			12				
			(R7新規)R7	―				【成果指標】 想定されるユースケース数(件)					
			デジタル戦略課	―	―	―	庁内関係課		3				
取組項目 v	○	5	電子県庁推進事業	315,079	143,232	16,975	●事業内容 電子県庁を推進するため、県の事務の電子化を推進する。 ●実施状況 システム改修を計画的に実施している。	【活動指標】 システムの改修等数(件)	4	3	75%	●事業の成果 ・庁外向けシステムでは、令和3年度のサーバ更新以降、動作が不安定であったが、システム改修や設定の最適化により、安定稼働に至った。 ・庁内向けシステムでは、計画的な改修と併せて機能追加等の改修も実施し事務の効率化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民及び利用団体住民の利便性向上、また、庁内事務の効率化に取り組んでおり、県民サービスの向上に寄与している。
				319,036	78,624	24,441			4	5	125%		
				421,372	140,372	23,634			4				
				―				【成果指標】 庁外向けシステム利用件数(件)	1,048,283	796,717	76%		
			H13-						796,717	1,189,544	149%		
			スマート県庁推進課	―	―	―	県民(長崎県自治体クラウドサービス)(庁外向けシステム) 地方機関を含む知事部局(一部教育庁含む)(庁内向けシステム)		1,189,544			
取組項目 vi	○	6	スマート県庁プロジェクト	51,062	51,062	42,890	●事業内容 事務の効率化を行うためRPAを導入し、業務への活用を推進していく。 ●実施状況 RPAの関係所属の導入希望状況等を踏まえながら、85ロボット作成・40利用所属を目標に、開発を継続して推進した結果、102ロボット、55所属の利用となっている。 ●事業内容 紙で申請を受付けている行政手続きにおいて、県民の利便性の向上及び庁内業務の効率を高めるための電子申請システムを導入し、その利用拡大を目指す。 ●実施状況 令和4年10月に新しい電子申請システムを導入し、令和5年1月からはキャッシュレス決済も可能とする環境を整備している。また、知識、技術の向上を目指したOA研修の実施、職員が閲覧するポータルサイト内への利用方法等を掲載した専用サイトの開設を行っている。 電子申請システムの令和6年度実績は利用所属が141所属となっている。	【活動指標】 RPA作成ロボット数(累計)(ロボット)	70	75	107%	●事業の成果 RPAの活用推進 ・業務見直しとRPAによる自動化により、事務の効率化につながっている。 ・活用し効率化を体感した所属からは、他の業務でも活用したいとの相談があり、他所属への横展開も図られている。 電子申請システムの利用拡大 令和4年度にキャッシュレス決済機能等を有する新システムに移行したことから、利用所属が拡大している。 ●事業群の目標達成への寄与 RPAの活用推進 ・RPA導入により、業務時間の削減やミス防止等の効果を着実に得ることができており、スマート県庁の実現に寄与している。 電子申請システムの利用拡大 ・電子申請可能な手続数が拡大することにより、県民の利便性の向上及び庁内業務の効率化が期待でき、スマート県庁の実現に寄与している。
				41,598	41,598	52,824			85	102	120%		
				67,459	67,459	50,419			100				
				―				【活動指標】 電子申請システムに係る県庁内所属向け説明会・研修会の実施（回）	2	3	150%		
									2	4	200%		
									2				
								【成果指標】 RPA作成ロボット利用所属数(累計)(所属)	30	37	123%		
									40	55	137%		
									50				
								【成果指標】 県における電子申請利用所属数(所属)	50	87	174%		
			R2-						60	141	235%		
			スマート県庁推進課	―	―	―	県職員(RPAの活用促進、電子申請システム) 県民及び県内企業(電子申請システム)		70				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　ながさきSociety5.0推進プラットフォームによるICT利活用の推進

ii　Society5.0に対応したサービスの提供・活用等の効果的かつ効率的な推進や地域課題の解決

iii　Society5.0の時代に対応する県内産業の育成・強化

iv　情報通信基盤の整備促進

vii　データの利活用促進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を中心として、様々な分野におけるデジタル化やDXにかかる取組を推進し、本県のSociety5.0実現を目指しているところであり、令和6年度においては、各種ワーキンググループ等にて外部デジタル人材を県・市町で共同利用したDX推進や、地域課題解決に向けた、企業等が持つソリューションと課題のマッチング、データ連携基盤の活用によるデータ利活用の推進などの取組を実施した。課題解決手法は新たに8件提示されたが、今後の施策の方向性を総合的に検討したうえで集中的に実現すべき課題及び手法を検討していくことが必要である。 オープンデータ活用については、一部市町によるデータ整理等もあり、一部進捗に遅れが出ている点も課題である。 民間人材活用については、総務省事業による伴走支援も受け、令和7年度新規事業である県・市町デジタル人材共同利用事業の実現に繋がった。 令和6年度は、県・市町におけるデータ連携基盤の本格運用3年目となり、新規分野におけるデータ拡充等を進めたものの、基盤を活用したサービスの創出数が少ない点が課題である。	「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」の各種ワーキンググループでの議論を継続して実施するとともに、外部デジタル人材による支援も活用し、今後の戦略・施策を検討する。 また県・市町間での意見交換会などを随時開催し、市町のDX推進に係る詳細ニーズを把握しながら、県・市町双方にとって望ましいデジタル人材の育成・確保のあり方について検討していく。 さらにデータ連携基盤については、他道府県と合同の研究会への参加や、外部デジタル人材の活用、県・市町意見交換会の開催などを通して、今後の展開を検討するとともに、パーソナルデータの取り扱いや県・市町の共同利用実現に向けた検討を進めていく。

v　行政手続きのオンライン化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県における電子申請の利用促進 ・キャッシュレス決済等の新たな機能を実装した汎用的電子申請システムを令和4年10月に導入した。 ・今後も電子申請のさらなる活用・行政手続のオンライン化を推進する。 長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・令和6年度は1自治体との契約が終了し令和6年度末の利用団体数は17自治体（県内2、県外15）となった。 ・なお、令和4年度から汎用的電子申請システムを県内12市町と共同導入しており、庁内においては本サービスが提供する機能の一部について乗り換えを行った。	県における電子申請の利用促進 ・令和5年度に行政手続の全庁調査を実施し、把握した状況をもとに、各所属へのヒアリングを行い、実状に応じたオンライン化や電子決済の拡大を要請していく。 長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・全国的に、独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れにあり、平成19年度から利用していた電子申請、WEBアンケートは汎用的電子申請システムに移行したが、新システムへ移行できていない公共施設予約システムの一部機能についてはあり方の整理をしているところ。

vi　新たな技術を活用した業務効率化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・RPAの新規開発を継続して実施するとともに、類似する業務への横展開等を推進してきたが、今後は効果を最大限に発揮するため、業務全体の見直しの中で活用していく必要がある。 新たな技術活用 ・ノーコード開発ツールの検証を進め、効果のある取組を拡大・定着させていく必要がある。 ・スマート自治体の実現に向け、AI等の新技術の導入についての検証や業務選定等の検討を継続していく必要がある。	県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・関連所属と連携した業務見直しに取り組むとともに、業務全体の中で最適なRPAの導入に取り組んでいく。 ・さらなる活用拡大に向けては、RPAの開発体制の強化に取り組んでいく。 新たな技術活用 ・ノーコード開発ツールや、AI-OCRによる紙のデータ化など、AI等の新技術の検証を行いながら成果が見込まれるツールの拡大を推進する。特に、ノーコード開発ツールは、各職員が業務に合った簡易なシステムを自ら構築することができるツールであり、各所属の主体的な取組が実現できるよう研修の実施等に取り組んでいく。 ・各種ツールを活用し成果を上げていくためには、職員の意識改革やICTリテラシーの向上を図っていく必要があり、令和5年度に策定した「長崎県職員デジタル人材育成方針」に基づき、DX推進に向けた研修等を行っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv vii	○	1	ながさきSociety5.0推進費(民間人材活用以外) R2-7 デジタル戦略課	県・市町共同でのデータ連携基盤の活用を検討する。また、令和6年度のDX分野社会実装可能性調査や県・市町意見交換会でのヒアリング内容等を踏まえ、オープンデータを活用したユースケースについても検証・実証等を図る。 メタバースを含めた先端技術に関する情報収集を行いながら、メタバース等を活用した事業PRなど施策の検討を進める。	②④⑧	データ連携基盤について、共同利用している参加市町等の意見も踏まえ、県民に有益となる具体的なサービスの提供が実現するよう検討する。 メタバースの活用について、庁内における活用事例をまとめ、各課（教育庁含む）への情報共有を行うとともに、効果的・戦略的なＰＲの支援を行う。	拡充
取組項目 i ii iii iv vii	○	2	ながさきSociety5.0推進費(県市町デジタル人材共同利用事業) R4-7 デジタル戦略課	令和6年度における市町との意見交換会等の成果を活かし、県・市町双方にとって望ましいデジタル人材の育成・確保のあり方の検討など実効的な支援の実施を検討していく。	⑨	令和7年度開始の県・市町デジタル人材共同利用事業について、初年度の実施成果・反省を踏まえ事業内容を改善するとともに、参加市町の拡充を図る。	改善
取組項目 i ii iii		3	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 R6-8 デジタル戦略課、農業イノベーション推進室、農業経営課、建設企画課、高校教育課	令和6年度事業の成果及び新技術実装連携”絆”特区の指定等を踏まえ、既存実証事業等の継続に加え、マッチング促進、普及啓発・機運醸成の強化など、各分野においてさらなるドローン活用促進に向けた事業を実施する。	②④⑥	令和7年度事業の成果や新技術実装連携”絆”特区における実証の成果を活かしつつ、ドローンによる課題解決及び産業振興を図るため、各分野において引き続き施策を検討していく。	改善
取組項目 i ii iii		3-1	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 R6-8 デジタル戦略課	既存事業に加え、新技術実装連携”絆”特区の指定を共に受けた福島県との連携事業（福島県産機体の展示会）や、ドローン活用への機運醸成に向けたイベントへの開催支援等を新たに盛り込み、県内におけるドローンを活用した先端的サービスの実装をさらに加速化させる。	②④⑥	ドローン活用が進んでいない産業界における活用促進、県内で実装が進んでいない新技術の実装促進に向け、さらなるドローン活用促進に取り組む。	拡充
取組項目 i ii iii		3-2	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 R6-8 建設企画課	昨年度実施したガイドラインを用いた研修の実施回数を増やし、県内各地で実施することで、より多くのドローンを用いた事業者の業務効率化や高度化を図るとともに、ドローンオペレーター育成を啓発する。	②	引き続きガイドラインを用いた研修を実施するなかで、令和7年度に実施する研修の受講者アンケート結果等を活用し、より効果的な研修内容に見直していく。	改善

-		3-3	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考) R6-8 農業イノベーション推進室	令和6年度実証結果を踏まえ、引き続き技術確立に向け、開発・実証の取組を実施。	②	水稲での防除などドローンの農業分野での取組は進んでいるものの、産地の維持・拡大に向け、ドローンの導入拡大はまだまだ必要であるため、新たな品目や防除以外の用途拡大を引き続き図っていく。	改善
-		3-4	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考) R6-8 農業経営課	令和7年度から水稲に加えかんきつ防除が開始されるため、防除面積の増加にともない、オペレーターの確保・育成に関する支援を行う。 また、受発注体制整備については、既存システムで対応できない部分について、アプリ導入の検討をおこなう。	②	地域内に連携可能な事業者がいないJAについては、自らオペレーターを育成するためのドローンスクールの立上げ支援を行う等、地域の実情に合わせた体制構築に取り組む。 また、ドローン防除の受託作業についてはさらなるＤＸ化に向けた取組について支援をおこなう。	改善
-		3-5	<ビジョン> 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費(参考) R6-8 高校教育課	高校でのさらなるドローン教育の普及を図るため、就職者が多い総合学科等でもドローン講座を行う。 また、高校生のドローンのスキル向上や産業界へのPRを図るため、ドローンコンテストを開催する。	②	令和7年度のドローンコンテストの実施結果を踏まえ、よりスキルの向上やPRにつながる開催方法を検討する。	改善
取組項目 i ii iii		4	次世代モビリティ検討事業費 (R7新規)R7 デジタル戦略課	R7新規		ー	終了
取組項目 v	○	5	電子県庁推進事業 H13- スマート県庁推進課	長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・全国的に、独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れにあり、平成19年度から利用していた電子申請、WEBアンケートは汎用的電子申請システムに移行したところ。 ・残る公共施設予約についても、ベンダー製品への移行を含めた検討を行っており、本サービスは縮小していく予定としている。	⑨	長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 全国的に、独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れにあることから、新システムへ移行できていない機能についてもあり方の整理を進める。	縮小
取組項目 vi	○	6	スマート県庁プロジェクト R2- スマート県庁推進課	県における電子申請の利用促進 ・各所属に対するヒアリングの中で、必要に応じて、新システム利用の拡大を要請していく。 県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・関連所属と連携した業務見直しに取り組むとともに、業務全体の中で最適なRPAの導入に取り組んでいく。 新たな技術の活用とデジタル人材育成 ・生成AIやAI-OCRによる紙のデータ化などAI等の新技術について費用対効果等を検証しながら、導入に向けた検討を行う。 ・各種ツール導入の成果を得るため、DX推進に向けた研修を行うなど、職員の意識改革やICTリテラシー向上を目指し人材育成に取り組む。	②	県における電子申請の利用促進 ・引き続き、新しい電子申請システムの利用を庁内各所属に要請し、活用を拡大していく。 県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・引き続き、業務見直しに最適なRPAの導入とともに、職員研修の実施など開発体制の強化に取り組んでいく。 新たな技術の活用とデジタル人材育成 ・新技術の活用について、検証結果を精査し、本格導入の可否を判断していく。 ・人材の育成には長い期間を要することから、デジタル人材の育成に向け、職員向けポータルサイトでの情報提供や、研修の内製化などの高度化・効率化を図った上で、継続的に取り組んでいく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　道路維持課	田﨑　智
施策名	6　持続可能なインフラの整備及び利活用	事業群関係課（室）	都市政策課、河川課、港湾課、住宅課	
事業群名	①　インフラの戦略的な維持管理、更新及び利活用の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	15,157,368

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

長崎県公共土木施設等維持管理計画基本方針等に基づき、計画的で適切な維持管理や更新によって、トータルコストの縮減・予算の平準化を図り、インフラを安全に、より長く利用できるよう取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）橋梁、トンネルの維持管理更新
ⅱ）道守制度※の活用
ⅲ）公園施設の維持管理更新
ⅳ）ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新
ⅴ）道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援
ⅵ）港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新
ⅶ）県営住宅の維持管理更新
※道守制度：長崎大学が行う「まちおこし」の基礎となるインフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材創出の取組

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	橋梁の補修実施橋梁数（累計）	目標値①		116橋	140橋	170橋	197橋		197橋（R6）
		実績値②	74橋（R元）	95橋	109橋	146橋	197橋		進捗状況
		達成率②／①		81%	77%	85%	100%		達成

（進捗状況の分析）

橋梁長寿命化修繕計画（第二期_平成27年度～令和6年度）において補修を予定している197橋を評価指標および最終目標とし、計画における各年度の予定橋梁数を目標値として設定している。
令和6年度は、最終年度であり、計画どおり197橋の補修を完了した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
									法令による事業実施の義務付け / 県の裁量の余地がない事業 / 他の評価対象事業（公共、研究等）	令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象								
取組項目ⅰ	○	1	橋梁の維持管理更新（橋梁補修費）（公共）	3,616,798	3,794,890	4,490,852	101,953	97,338	60,761	―	道路法第42条	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋梁について対策を実施する。 ●実施状況 長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋梁について対策を実施した。	【活動指標】 橋梁の補修実施橋梁数（橋）	34 29 20	38 51	111% 175%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R6年度は51橋の補修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画に基づく補修の実施により、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
			―										【成果指標】 -R6:第二期橋梁長寿命化修繕計画（H27～R6）に基づく橋梁の補修実施数（累計）（橋）	100 100	86 100	86% 100%		
			道路維持課	○	―	○				県管理道路利用者			R7-:第三期橋梁長寿命化修繕計画（R7～16）に基づく橋梁の補修実施数（累計）（橋）	20				

取組項目i	○	2	舗装の維持管理更新（舗装補修費）（公共）	780,648	28,080	—	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施する。 ●実施状況 長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な33箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】 舗装の補修箇所数（箇所）	20	28	140%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R6年度は33箇所の補修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
				890,228	3,605	—			20	33	165%		
				476,562	2,606	—			15				
				道路法第42条				【成果指標】 舗装の補修延長（km）	3.9	7.8	200%		
			—						3.9	8.4	215%		
			道路維持課	○	—	○	県管理道路利用者		2.9				
	○	3	道路維持補修費	1,124,471	918,672	31,402	●事業内容 苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。 ●実施状況 753,154kmの道路巡視を実施し、苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。	【活動指標】 パトロール走行距離（km）	数値目標なし	740,421	—	●事業の成果 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見し対応することで、管理瑕疵による道路事故の抑制に寄与した。
				1,186,741	979,987	32,324			数値目標なし	753,154	—		
				1,321,539	1,148,085	33,875			数値目標なし				
				道路法第42条				【成果指標】 管理瑕疵による道路事故に伴う賠償（件）	数値目標なし	7	—		
			—						数値目標なし	6	—		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
		4	橋梁補修事業	86,978	15,678	2,298	●事業内容 小規模補修が必要な橋梁に対して対策を実施する。 ●実施状況 小規模補修が必要な7橋に対して対策を実施した。	【活動指標】 橋梁の補修実績数（橋）	8	10	125%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、令和6年度は、7橋の補修を実施し、大規模な修繕に至る前に補修することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的な補修の実施により橋梁の安全性の向上に寄与している。
				100,040	34,840	3,154			7	7	100%		
				120,800	24,000	3,151			数値目標なし				
				道路法第42条				【成果指標】 補修して安全を確保した橋梁数（橋）	8	10	125%		
			—						7	7	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
		5	舗装補修事業	1,964,468	89,668	55,911	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、県内道路の舗装補修を実施する。 ●実施状況 長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な121箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】 舗装の補修箇所数（箇所）	116	118	101%	●事業の成果 ・過去に補修が出来なかった箇所も含め補修を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
				2,227,955	104,355	63,860			120	121	100%		
				2,771,299	1,899	70,902			114				
				道路法第42条				【成果指標】 舗装の補修延長（km）	27	25.5	94%		
			—						26	26.3	101%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		25.1				
		6	舗装調査費	1,070	1,070	0	●事業内容 舗装維持管理システムの保守・点検及び路面性状データを更新し、道路舗装の補修計画を立案する。 ●実施状況 舗装維持管理システムの保守・点検及び点検サイクルに基づく調査を実施し、路面性状データを更新し、道路舗装の補修計画を立案した。	【活動指標】 舗装維持管理システム更新業務委託（1式）	1	1	100%	●事業の成果 ・点検サイクルに基づく調査の実施により、舗装区間におけるデータ蓄積を適切に行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的で適切な維持管理や施設更新のためのデータを蓄積することで、施設を安全に、より長く利用する維持管理に寄与した。
				4,453	4,453	0			1	1	100%		
				3,132	3,132	0			1				
				道路法第42条				【成果指標】 システム更新距離（km）	数値目標なし	151	—		
			—						数値目標なし	171	—		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
		7	トンネル安全施設費	8,655	8,655	0	●事業内容 トンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図る。 ●実施状況 1箇所のトンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図った。	【活動指標】 トンネル照明灯の清掃等の実施箇所数（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・照明施設を適切に維持管理することで、トンネル照明施設の管理瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・トンネル内の通行の安全性向上に寄与している。
				4,600	4,600	0			1				
				6,000	6,000	0							
				道路法第42条				【成果指標】 トンネル照明施設の管理瑕疵による事故件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				
		8	道路照明灯管理費	228,622	227,063	6,893	●事業内容 道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者（車両及び歩行者）の安全を図る。 ●実施状況 道路照明灯を適切に管理点検（玉替え等）し点灯させることで、夜間の道路利用者（車両及び歩行者）の安全が図られた。	【活動指標】 道路照明灯等の電気料金支出（式）	1	1	100%	●事業の成果 ・道路照明灯を適切に点灯することで、照明灯の管理瑕疵による交通事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・夜間の道路の安全性向上に寄与している。
				284,438	284,302	7,884			1	1	100%		
				342,219	340,824	8,666			1				
				道路法第42条				【成果指標】 事故発生件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				

取組項目i		9	道路清掃委託費	70,303	70,303	2,298	●事業内容 県管理道路の路面清掃を行う。 ●実施状況 県管理道路の路面清掃を行い、路面スリップや路面排水閉塞などを未然に防ぎ、道路管理瑕疵に伴う事故防止を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・路面清掃等を適切に行うことで、道路清掃の瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路の安全性向上に寄与している。
				70,303	70,303	2,365		県管理道路の清掃業務の委託（式）	1	1	100%	
				70,303	70,303	1,576			1			
				道路法第42条				【成果指標】	0	0	100%	
			—					道路清掃の瑕疵による事故件数（件）	0	0	100%	
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0			
		10	道路緑化維持・整備景観費	624,115	391,018	17,616	●事業内容 県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備（除草等）を行う。 ●実施状況 県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備（除草等）を適切に実施し、良好な景観の維持並びに通行阻害等による事故を未然に防止した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・道路敷の高木や花壇の維持管理及び除草等を適切に行ったことで、枝や葉による視距障害や通行阻害に起因した事故の発生を未然に防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高木や花壇の維持管理を適切に行うことで、道路の安全及び景観の向上に寄与している。
				630,649	390,649	18,133		緑化維持・整備景観の発注（式）	1	1	100%	
				639,655	474,848	15,756			1			
				道路法第42条				【成果指標】	0	0	100%	
			—					緑化区間の管理瑕疵による事故件数（件）	0	0	100%	
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0			
		11	道路管理事務費	3,393	0	0	●事業内容 道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際、被害者救済のため、道路賠償責任保険に加入する。 ●実施状況 被害者に対し、保険で損害賠償を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・道路の管理瑕疵の可能性がある事故は令和6年度に26件発生し、管理瑕疵が認められた6件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。
				5,019	0	0		保険加入（式）	1	1	100%	
				6,964	0	0			1			
				国家賠償法第2条				【成果指標】	100	100	100%	
			—					管理瑕疵による道路事故に伴う賠償（%）	100	100	100%	
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		100			
取組項目iii	○	12	都市公園整備費（公共）	147,149	17,695	—	●事業内容 長崎県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設（遊戯施設や運動施設など）の改修・更新を行う。 ●実施状況 3つの県立都市公園において公園施設（遊戯施設や運動施設など）の改修・更新を行った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・公園施設の危険個所の除却や補修等を実施することで、利用者の安全の確保と利便性の向上に寄与するとともに成果指標の目標値を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・不特定多数の県民が利用する公園施設の安全性を確保することができた。
				108,062	5,413	—		整備・維持管理都市公園箇所数（箇所）	3	3	100%	
				292,364	2,100	—			4			
				都市公園法第2条の3				【成果指標】	88	90	102%	
			—					利用者の満足度割合（%）	88	93	105%	
			都市政策課	○	—	○	県立都市公園施設利用者		88			
		13	都市公園整備費（一般）	138,535	48,835	4,595	●事業内容 利用者の安全確保、利便性向上のため公園施設の改修・修繕を行う。（単独事業） ●実施状況 5つの県立都市公園において、トイレの洋式化や法面対策工、遊戯施設の補修などを行った。	【活動指標】	5	5	100%	
				164,104	18,451	7,096		整備・維持管理都市公園箇所数（箇所）	5	5	100%	
				144,562	15,669	3,939			5			
				都市公園法第2条の3				【成果指標】	88	90	102%	
			—					利用者の満足度割合（%）	88	93	105%	
			都市政策課	○	—	○	県立都市公園施設利用者		88			
取組項目iv	○	14	堰堤改良事業費（公共）	2,664,545	26,709	—	●事業内容 長寿命化計画に基づくダム設備の更新・改良の実施 ●実施状況 各ダムにおいて適切な管理を実施するため、長寿命化計画に基づき、計画的にダム設備の更新や改良を実施し、機能回復、向上を図った。	【活動指標】	15	15	100%	●事業の成果 ・県管理の15ダム（野々川ダム、江永ダム等）において設備の更新・機能向上を行い、管理瑕疵による事故や水害による死者は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的に機能の回復または向上を図ることにより、設備の長寿命化の推進に寄与している。
				1,767,015	21,550	—		事業実施施設数（施設）	15	15	100%	
				2,228,181	93,534	—			35			
								【活動指標】	0	0	100%	
								システムが停止した回数（回）	0	0	100%	
									0			
								【成果指標】	0	0	100%	
								管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
									0			
				河川法第10条				【成果指標】	0	0	100%	
			—					水害による死者数（人）	0	0	100%	
			河川課	○	—	○	事業実施ダム下流河川沿川住民		0			

取組項目iv	○	15	ダム管理費	333,967	241,423	23,742	●事業内容 ダム施設の維持管理 ●実施状況 洪水被害の防止を図るため、ダム設備の点検、維持や巡視の委託等、ダムの適切な維持管理を行った。	【活動指標】 委託業務の発注（件）	数値目標なし	9	—	●事業の成果 ・ダムが適切に機能することにより、大雨時の洪水被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的にダム設備の点検等を行うことにより、設備の長寿命化の推進に寄与している。
				323,588	240,638	24,443			数値目標なし	9	—	
				336,347	251,576	24,424			数値目標なし			
				河川法第15条の2				【成果指標】 維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			河川課	○	—	—	ダム流域の住民・家屋等		0			
取組項目v	○	16	県民参加の地域づくり事業費	8,293	8,293	2,298	●事業内容 県管理公共土木施設の清掃美化活動を行う団体の活動支援 ●実施状況 県管理公共土木施設の清掃美化活動に取り組む団体へ消耗品の支給と活動時のけがや事故に対応した傷害保険及び対人・対物保険への加入を行い、地域の愛護活動の活性化を図り、行政と県民との美しい県土づくりを推進した。	【活動指標】 登録団体数（団体）	1,200	1,187	98%	●事業の成果 ・事業の定着により登録団体数は増加している。目標達成には至らなかったものの、県管理公共土木施設の維持・管理に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったもの、インフラの適切な維持管理に寄与した。
				9,703	9,703	2,365			1,210	1,204	99%	
				9,703	9,703	2,363			1,210			
				—				【成果指標】 活動回数（回）	3,350	3,278	97%	
			H15-						3,350	3,100	92%	
			河川課	—	—	—	県管理公共土木施設の清掃美化活動に取り組むボランティア団体		3,350			
取組項目vi	○	17	空港維持管理費	465,317	437,002	135,566	●事業内容 対馬空港、壱岐空港、福江空港、小値賀空港、上五島空港において、空港施設の維持管理を行う。 ●実施状況 県営5空港の空港施設について、場周柵の維持補修やエプロン灯の維持補修等、空港の適切な維持管理と管理運営を行った。	【活動指標】 R5：適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・離着陸する航空機の安全を確保するため、日々の点検や定期的な巡回点検のほか維持補修工事を行うなど適切な維持管理を行ったことにより、施設の不具合に起因した航空機事故の発生はなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				491,936	375,250	139,548		R6-：適正な管理空港数（空港）	5	5	100%	
				504,351	479,339	139,441			5			
				航空法第47条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			港湾課	○	—	—	県管理空港利用者		0			
	○	18	港湾施設維持管理費	581,850	198,707	140,926	●事業内容 港湾施設利用者が円滑に利用できるよう港湾施設の管理を適切に行う。 ●実施状況 臨港道路の除草・伐採、上屋の設備点検等、港湾施設の維持補修及び管理運営を行った。	【活動指標】 適正な港湾管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・職員の巡視による不具合箇所の確認、又は外部委託による施設の保守点検等適切に管理運営を行った。なお、管理瑕疵が認められた3件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				749,932	282,136	145,065			数値目標なし	適正管理	—	
				958,037	316,341	144,956			数値目標なし			
				港湾法第12条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	1	0%	
			—						0	3	0%	
			港湾課	○	—	—	港湾施設利用者		0			
		19	ボートパーク整備事業費	16,300	0	1,532	●事業内容 県管理のボートパーク施設（浮桟橋）の補修を実施し、施設の長寿命化を図る。 ●実施状況 長崎港他1港の浮桟橋補修を実施し、安全でより長く利用できるよう施設の長寿命化ををを図った。	【活動指標】 事業実施港数（港）	3	3	100%	●事業の成果 ・補修工事の実施により、プレジャーボートの係留における安全・安心が向上した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				6,548	0	1,577			2	2	100%	
				16,095	10,000	1,576			2			
				港湾法第12条 長崎県プレジャーボート対策要綱第4条				【成果指標】 施設破損による事故件数(件)	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		0			
		20	長崎空港維持管理費	53,348	45,452	2,298	●事業内容 長崎空港において、内外連絡通路等の維持管理を行う。 ●実施状況 長崎空港において、内外連絡通路の昇降設備等の点検や警備業務、花文字山の樹木の剪定等、適切な維持管理と管理運営を実施した。	【活動指標】 R5：適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・連絡通路の昇降設備、動く歩道等の保守点検業務委託、警備業務委託等、小規模補修工事の実施により管理瑕疵に伴う事故の発生は無かった。また、花文字山を維持管理することで長崎空港の景観保持に貢献した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				39,860	31,895	2,365		R6-：適正な管理空港数（空港）	1	1	100%	
				2,746,218	71,373	2,363			1			
			—	—				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
									0	0	100%	
			港湾課	—	—	—	長崎空港周辺県有施設利用者		0			

取組項目vi		21	空港整備事業（公共）	97,035	0	—	●事業内容 対馬空港、福江空港、上五島空港、小値賀空港、長崎空港において、適正な維持管理と老朽化対策を行う。 ●実施状況 対馬空港、福江空港、上五島空港、小値賀空港において、照明施設の更新工事等を実施した。また、長崎空港において、内外連絡通路の補修工事を実施した。	【活動指標】 R5：適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・対馬空港等の照明施設の改良更新工事、及び長崎空港の内外連絡通路の補修工事を行うことにより、航空機の安全運航に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				273,312	226	—		R6−：適正な管理空港数（空港）	5	5	100%	
				621,387	200	—			5			
			—	空港法第6条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
									0	0	100%	
			港湾課	○	—	○	県管理空港利用者		0			
取組項目vii	○	22	公営住宅建設費（公共）	1,164,093	54,304	—	●事業内容 長崎県公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替えや住戸改善事業、外壁改修等を実施し、安全・安心な県営住宅整備を行う。 ●実施状況（外壁改修） 矢上第3団地　1棟　40戸、泉福寺団地　1棟　42戸、福田団地　1棟　12戸　ほか	【活動指標】 適正な県営住宅の管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・適正な維持管理を実施したことにより、管理瑕疵に起因する県営住宅の外壁落下による人的被害事故は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な管理により、インフラを安全に使用することができた。
				2,023,992	5,759	—			数値目標なし	適正管理	—	
				2,105,785	31,510	—			数値目標なし			
			—	公営住宅法第3条				【成果指標】 住宅の外壁落下による事故被害者（人）	0	0	100%	
									0	0	100%	
			住宅課	○	—	○	県営住宅入居者		0			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　橋梁、トンネルの維持管理更新

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
橋梁長寿命化修繕計画（第二期_平成27年度～令和６年度）に基づき計画的な補修を行っている。令和6年度は、単年度の目標値である29橋に対し、51橋の補修を完了し、最終目標値である197橋の補修を完了した。	今後も計画的な維持管理を継続する。

ii　道守制度の活用

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
大学と協働し、インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、インフラ構造物を将来にわたり適切に維持管理を行うためには、適正な点検や診断を行う必要があるため、職員を含め養成人数を増やす必要がある。	今後も引き続き、道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の養成を継続し、道守（道守、特定道守、道守補）の養成人数を増やし、県内全域での人材確保を行う必要がある。

iii　公園施設の維持管理更新

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
都市公園整備費（一般、公共）により、公園施設の安全性の確保や利便性の向上が図られ、引き続き利用者の満足度も高評価をいただいている。	誰もが安心して安全に利用できる公共施設の提供に寄与するよう、日常点検や定期点検の結果を長寿命化計画に反映しながら適正な公園施設の維持管理に努めていく。

iv　ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県管理のダムは現在35ダムあり、平成29年度までに長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を図っているが、ダムの老朽化が進んでおり、今後ますます維持管理費の増大が見込まれる。 大型の水門・樋門については、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく補修等の予算を確保する必要がある。	長寿命化計画に基づき、定期的に検査・点検を実施し、優先度の評価・整理を行うことで、適切な河川関係施設の維持管理・更新を行っていく。

v　道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
目標達成には至らなかったものの登録団体数・活動回数ともに増加しており、河川や道路、港湾等における環境保全活動が例年どおり継続されている。インフラの適切な維持管理のためにも現状の活動水準の維持が必要である。	今後も県管理公共土木施設において環境保全活動が実施され、適切な維持管理に資するよう活動水準を維持するために継続して活動に対する支援を行っていく。

vi	港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　港湾、海岸及び空港施設の何れについても、県民の人流、物流を支える重要なインフラであり、引き続き事業群の推進のため必要な事業である。計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで成果指標である「管理瑕疵による事故件数（件）」は発生していないが、インフラ施設の老朽化が進む中、通年を通して施設全てを巡回することが難しい状況であり、より一層適切な管理を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 　維持管理に係るコストを削減しながら、効果的に施設の巡回を行うとともに、職員の巡視による不具合箇所の確認を徹底し、外部委託による施設の保守点検等計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで事故の発生を未然に防ぐ。
vii	県営住宅の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　県営住宅の維持管理の不備に起因する事故は発生しておらず、適切な維持管理が継続されている。	●課題解決に向けた方向性 　指定管理者と連携して通常の維持管理を行うとともに、長寿命化計画に基づき計画的に大規模修繕等を行う。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	3	道路維持補修費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路を適切に管理する義務があり、今後も道路の安全な利用を図る。	現状維持
		4	橋梁補修事業 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があり、今後も橋梁補修を行うことで道路の安全な利用を図る。	現状維持
		5	舗装補修事業 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、予防的補修に移行できるよう、早期に補修が必要な箇所を重点的に行う。今後も舗装補修を行うことで道路の安全で快適な利用を図る。	現状維持
		6	舗装調査費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、今後も舗装維持管理システムを管理し、最適な舗装補修の計画立案で、ライフサイクルコストの低減を図る。	現状維持
		7	トンネル安全施設費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者としてトンネル照明灯等を適切に管理する義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持

取組項目i		8	道路照明灯管理費 — 道路維持課	—	—	道路管理者として道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者（車両及び歩行者）の安全を図る義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持
		9	道路清掃委託費 — 道路維持課	—	—	道路管理者としてガードレール等の施設を適切に管理する義務があり、今後も適切な維持管理を行い、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		10	道路緑化維持・整備景観費 — 道路維持課	—	—	道路管理者として植樹等を適切に管理する義務があり、今後も本事業を実施することで、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		11	道路管理事務費 — 道路維持課	—	—	適切な道路の維持管理に努めているところであるが、今後も管理瑕疵を原因とする事故が発生する可能性があり、本事業を継続する。	現状維持
取組項目iii		13	都市公園整備費（一般） — 都市政策課	—	—	公園管理者として公園施設を適切に管理するため、長寿命化対策工事（更新・改修）を行うことで安心して利用できる公園整備を行う。	現状維持
取組項目iv	○	15	ダム管理費 — 河川課	—	—	ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後も適切に維持管理を行う。	現状維持
取組項目v	○	16	県民参加の地域づくり事業費 H15- 河川課	—	—	当事業を実施することにより、県民の自発的な清掃美化活動への参画意識が高まっており、登録団体も増加している。 令和７年度においても、登録団体の増加を図りながら、当事業を継続的に実施することで県管理公共土木施設の維持・保全に寄与していく。	現状維持
取組項目vi	○	17	空港維持管理費 — 港湾課	—	—	航空法及び空港機能管理規程など各法令等を遵守し、本事業を継続することで適切な維持管理運営を行い、インフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、航空機の安全運航を維持する。	現状維持

取組項目vi	○	18	港湾施設維持管理費 — 港湾課	—	—	職員による巡視及び外部委託による保守点検等を実施するとともに、不具合箇所について地元市町等から早期に情報提供を受け、早期に対応することにより施設の適切な管理運営を行っていく。	現状維持
		19	ボートパーク整備事業費 — 港湾課	—	—	管理者として、施設管理を適切に行う義務があり、今後も計画的な維持管理補修を行い施設の長寿命化を図ることで、利用者の安全・安心を確保する。	現状維持
		20	長崎空港維持管理費 — 港湾課	—	—	本事業を継続し、隣接県有地や連絡通路の適切な維持管理によりインフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、また、長崎空港の花文字山の適切な維持管理により長崎空港の景観保全に努める。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　住宅課　野口　孝
施策名	6　持続可能なインフラの整備及び利活用	事業群関係課（室）	
事業群名	②　民間資金、遊休資産の活用	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　253,569

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

官民が連携した公共施設等の整備・利活用や都市機能等の更新により、良好な市街地環境を整備するとともに、空き家の利活用や適正な管理等を推進することで、にぎわいのあるまちづくりの推進を目指します。

（取組項目）

ⅰ）　空き家活用団体への支援
ⅱ）　民間が実施する市街地再開発事業等への支援
ⅲ）　民間資金等を活用した港湾施設の有効活用

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	空き家活用団体等により活用される空き家の数	目標値①		200件	270件	340件	410件	480件	480件（R7）
		実績値②	60件（R元）	237件	360件	444件	530件		進捗状況
		達成率②／①		118%	133%	130%	129%		順調

（進捗状況の分析）

令和元から令和4年度まで実施していた移住者向け住宅確保加速化支援事業において、空き家バンクへの空き家登録促進のため、継続的に空き家対策協議会等で市町に対し、空き家の活用事例等の情報提供を行ってきたことや空き家活用団体への支援等が団体の自走に繋がり、順調な結果に結びついたものといえる。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ		1	住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業	7,810	7,843		4,296	4,314	3,830	3,942		●事業内容 本県の地形的特徴による住まいにかかる費用負担や、県内企業による良質な住宅（長期優良住宅）の供給を促進し、県民の住宅費負担軽減を図るため、長崎の気候条件等に配慮した良質で長持ちする「長崎型住宅」の普及促進を行う。 ●実施状況 令和6年度は「長崎型住宅」が長崎独自の住宅ブランドとし普及する為の広報活動を行った。	【活動指標】 空き家活用に関する情報提供の数（回）	—	—		—	—	—	●事業の成果 長崎型住宅のエンドユーザー向けパンフレット作成やテレビCM、SNS等の情報発信を行うことにより、県民認知度目標33%に対し36%を達成。（県民アンケートによる） ●事業期間内の取組に対する総括 県民の住まいにかかる費用負担を減らす為、「長崎型住宅」を創設し、その広報活動を行った。 「長崎型住宅」は徐々に普及し始め、県内の良質な住宅の底上げに寄与している。
			（R6終了）R4-6	—									【成果指標】 民間事業者等により活用される空き家の数（件）	—	—		—	—	—	
			住宅課	—			—	—	—			民間事業者								
取組項目ⅱ	○	2	幸町地区優良建築物等整備事業	493,687	242,866		492,287	242,866	3,064	3,154		●事業内容 幸町地区で（株）ジャパネットホールディングスが進めているスタジアム・アリーナを中心とした複合施設（長崎スタジアムシティ）の整備事業に関し、県民の楽しみの場と日常的に開放された空間の創出を図り、良好な市街地環境を形成するための施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部を補助する。 ●実施状況 令和6年度は長崎市に対し、工事管理費、共同施設整備費の一部に補助を行った。	【活動指標】 事業者、地元市と県で行う協議会の開催回数（回）	10	10	100%	4	4	100%	●事業の成果 ・建設工事は予定通り完了。 ・令和6年10月供用開始。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業による効果は建物完成後に発揮され、新たなまちのにぎわい創出と周辺地区の空き家活用が促進される。 ●事業期間内の取組に対する総括 事業期間中は事業者・市・県で協議会を定期開催し、密に進捗状況等の共有を行ったことにより、工事の遅延等もなく開業を迎えることができた。
			（R6終了）R4-6	—									【成果指標】 幸町地区再開発事業の進捗率（%）	80	100	100%	81	100	101%	
			住宅課	—			—	○	—			市町								

取組項目ⅰ	○	3	長崎空き家deミライ創出事業費	2,860	1,573	3,942	●事業内容 空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等のモデル的な取り組みを始める空家等管理活用支援法人（市町が指定）に対し、市町と連携し、運営や改修に要する経費の一部を助成することで、迅速かつ柔軟な空き家対策の推進を図る。 ●実施状況 令和6年度は、空家等管理活用支援法人が5法人指定され、そのうち4法人に対し、市町と連携し運営や改修に要する経費の一部を助成した。	【活動指標】 空家等管理活用支援法人の数(累計)				●事業の成果 ・空家等管理活用支援法人の指定数は3市町で5法人となり、九州県内で長崎県が最多。（令和6年12月1日時点） ●事業群の目標達成への寄与 ・活動指標の7法人には届いていないものの、民間プレーヤーの取組により、空き家対策の加速化に一定寄与している。
				36,000	19,800	3,939					7	5	71%	
			R6-10	―							10			
			住宅課	―	―	―	市町	【成果指標】 空家等管理活用支援法人が対応した空き家の数(件／法人)						
											64	46	71%	
											64			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ 空き家活用団体への支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
空家等管理活用支援法人の指定数は3市町で5法人で、活動指標の7法人には届いていないものの、九州県内で長崎県が最多となっている（令和6年12月1日時点）。令和7年度は、新たに4市町で5法人が指定の見込みであり、目標達成に向けて事業の活用を図っていく。	空家等管理活用支援法人の活動を市町と連携して支援する。プラットフォーム協議会の場を活用して、市町や民間事業者に、支援法人の制度や「長崎空き家deミライ創出事業」のメリット等を周知し、市町と民間事業者のマッチングをサポートしていく。

ⅱ 民間が実施する市街地再開発事業等への支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
幸町地区優良建築物等整備事業については、令和6年10月より施設利用開始されており、当事業による効果（新たなまちのにぎわい創出、周辺地区の空き家活用など）は、事業完了後に発揮されるため、今後、事業効果を検証する必要がある。 スタジアム・アリーナ・オフィス・商業施設等が整備され、まちのにぎわいの創出等が期待される。	再開発事業等を実施した周辺の空き家活用については、各市町と連携し、引き続き注視していく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	3	長崎空き家deミライ創出事業費 R6-10 住宅課	―	②	空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等を行う「空家等管理活用支援法人」の取組を県下に広げるため、本事業の成果を市町や関係団体に周知する。 また、令和8年度は支援法人数の増加が見込まれるため、必要事業量を確保する。	拡充

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　交通政策課	南澤　佑典
施策名	1　人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課（室）		
事業群名	①　航空路線の拡充と長崎空港の運用時間延長	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	19,490

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

長崎空港の就航状況により24時間離発着できる体制を整備するため、官民連携した取組を推進し、空港管理、CIQ等国関係者への協力要請を実施するとともに、国際・国内航空路線の路線誘致を強化し、深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備及び交通アクセス確保を行います。

（取組項目）

ⅰ）長崎空港24時間化における官民連携の推進
ⅱ）運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請
ⅲ）国際・国内航空路線の路線誘致の強化
ⅳ）深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備
ⅴ）深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	長崎空港での運航可能な時間	目標値①		17時間	19時間	15時間	15時間	17時間	17時間（R7）
		実績値②	15時間（R元）	15時間	15時間	15時間	15時間		進捗状況
		達成率②／①		88%	78%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

長崎空港の24時間化に向けては、国と協議を重ねてきた結果、令和4年3月に航空管制業務のリモートによる運用が開始され、航空需要に応じた弾力的な運航が可能となった。一方で、コロナ禍以降、ビジネス需要の減少や燃油高騰など航空会社を取り巻く環境は大きく変化しており、需要が少ない深夜・早朝帯の取組はこれまで以上に難しくなっている。このため、今後は国・航空会社等の動向や国際線誘致の方向性を踏まえながら、24時間化の実現に向けた取組を進める。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅲ	○	1	県内空港活性化推進事業	7,579	7,579	15,318	●事業内容 県内空港の活性化を図るため、長崎路線の利用促進に繋がる各種施策を展開。 ●実施状況 県、市町及び各種団体等で構成する長崎県空港活性化推進協議会を通じて、県内市町及び航空会社等とも連携し、県内空港の利用促進対策を実施。コロナ禍を経て旅客需要が全国的に回復する中、「選ばれる空港」となるため、各航空会社が行う利用促進事業等に対して支援を行った。	【活動指標】 国内航空会社等との実務協議（回）	10	12	120%	●事業の成果 ・航空会社と連携し、乗継便を含めた既存路線の利用促進に繋がるPRや離島空港でのイベントなど県内空港の活性化に寄与する施策を実施。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各航空会社の利用促進を図り、目標達成に向け寄与した。
				8,462	8,462	15,768			10	17	170%	
				15,250	15,250	15,756			10			
			H13-	—				【成果指標】 長崎空港での運航可能な時間（時間）	15	15	100%	
									15	15	100%	
			交通政策課	—	—	—	航空会社、旅行会社、空港ビルディング、利用者		17			

取組項目 i ii iv v	○	2	長崎空港活性化事業	45,628	30,910	7,659	●事業内容 長崎空港の運用時間延長・24時間化や航空ネットワーク拡充等に繋がる具体的な各種施策を展開。 ●実施状況 航空会社や関係者と協議のうえ、運用時間延長・24時間化に向けた具体的な施策（チャーター便の誘致等）を実施。 また、空輸による県産品販路拡大の取組なども実施。単純に利用者増に向けた取組だけでなく、航空ネットワークを活用した様々な視点での空港活性化策を行った。	【活動指標】	10	8	80%	●事業の成果 ・令和4年3月に運用開始されたリモート管制を活用し、運用時間外の初日の出チャーターフライトなどを実施。 ・また、各航空会社が様々な利用促進策に取り組んだ結果、令和6年度の長崎空港の利用者数は307万人となり、最盛期（H30年度）の約94%まで回復した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・運用時間外における運航や、各航空会社の利用促進を図り、目標達成に向け寄与した。
				11,028	11,028	7,884		臨時便の運航回数（往復）	10	0	0%		
				38,400	38,400	7,878			10				
								【活動指標】	8	1	12%		
								チャーター便の運航回数（往復）	8	1	12%		
									8				
								【成果指標】					
								長崎空港の24時間化					
									実現				
								【成果指標】	309	286	92%		
			R5-7					長崎空港利用者数（万人）	318	307	96%		
			交通政策課	—	—	—	航空会社		328				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	長崎空港24時間化における官民連携の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎空港の24時間化に向けては、２次交通対策など諸課題の解決のため、官民が連携し、具体的方策を検討する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 国・航空会社等の動向を踏まえながら、長崎空港24時間化推進委員会及び下部組織である４つのプロジェクトチーム（２次交通対策PT、空港ビル内受入対策PT、利用促進対策PT、大村市内滞在対策PT）において検討を深めていく。
ii	運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請	
	●実績の検証及び解決すべき課題 運用時間を延長するためには、深夜早朝帯に運航する航空会社の確保やCIQ等国関係者との調整等を行い、国土交通省へ要望を実施する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 国・航空会社等の動向を踏まえ、リモート管制を活用した深夜早朝帯の臨時便等の実証運航を重ねながら、運用時間の段階的な延長が図られるよう関係者と協議を行っていく。
iii	国際・国内航空路線の路線誘致の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 コロナ禍以降、ビジネス需要の減少や燃油高騰など航空会社を取り巻く環境は大きく変化しており、需要が少ない深夜・早朝帯の取組はこれまで以上に難しくなっている背景を踏まえながら、長崎空港の特色を生かした施策展開で路線誘致を強化していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 国・航空会社等の動向を踏まえ、まずは日中の航空路線の維持・拡充や利用促進により長崎空港の活性化を推進しながら、リモート管制を活用した深夜早朝便の路線誘致を行っていく。
iv	深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 深夜早朝便の受入に向けては、空港ビルや空港所在地である大村市内における体制整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 国・航空会社等の動向を踏まえながら、引き続き長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である空港ビル内受入対策PT、大村市内滞在対策PTにおいて、事業者等と協議を行っていく。
v	深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 交通アクセス確保に向けては、利用者のニーズを踏まえながら、空港を起点とする２次交通の整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 国・航空会社等の動向を踏まえながら、引き続き長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である２次交通対策PTにおいて、交通事業者等と協議を行っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 iii	○	1	県内空港活性化推進事業 H13- 交通政策課	令和６年度の実施結果を踏まえ、航空会社と協議のうえ、よりPR効果の高い施策となるよう見直しを行った。	②	インバウンド客を筆頭に、旅客需要が増加している中、「選ばれる空港」となるため、他課と連携し、県が進めている移住・ワーケーションなどの取組と連動した施策展開を行うことで、県内各空港の活性化に取り組んでいく。	改善
取組項目 i ii iv v	○	2	長崎空港活性化事業 R5-7 交通政策課	令和６年度の実施結果やコロナ後の人の動きの変化を踏まえ、まずは日中の航空路線の維持・拡充のため、利用促進や県産品販路拡大に重点的に取り組むなど、施策の見直しを行った。	②	令和７年度の実績や国・航空会社等の動向や国際線誘致の方向性を踏まえながら、長崎空港の運用時間延長に繋がるような施策展開を検討していく。	終了

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　道路建設課　平 博敏
施策名	1　人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課（室）	地域づくり推進課
事業群名	②　高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　6,685,117

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化には、地域間の時間短縮、定時性の確保やミッシングリンク※の解消が課題です。このため、地域の交流促進や連携強化に資する高規格幹線道路や地域高規格道路など、規格の高い道路の重点的な整備を推進します。
※ミッシングリンク：高規格幹線道路等のうち未整備区間で途中で途切れている区間のこと

（取組項目）

ⅰ）西九州自動車道（松浦佐々道路及び佐々IC～佐世保大塔IC間4車線化、武雄南IC～波佐見有田IC間4車線化）の整備促進、西九州自動車道（佐世保大塔IC～波佐見有田IC間4車線化）の早期着手、東彼杵道路の早期事業化
ⅱ）島原道路の整備推進
ⅲ）西彼杵道路の整備推進
ⅳ）長崎南北幹線道路の整備推進
ⅴ）島原天草長島連絡道路※の実現に向けた取組
※島原天草長島連絡道路：長崎県島原半島～熊本県天草と熊本県天草～鹿児島県長島を2つの長大橋で結び、九州西岸地域を一体化する構想

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	高規格幹線道路・地域高規格道路の供用率	目標値①		59.2%	60.6%	62.1%	63.6%	64.2%	64.2%（R7）
		実績値②	58.0%（R2）	58.0%	60.6%	62.1%	62.1%		進捗状況
		達成率②／①		97%	100%	100%	97%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

西九州自動車道については、松浦佐々道路の整備が国において進められている。また、佐々IC～佐世保大塔IC間及び武雄南IC～波佐見有田IC間の4車線化工事が西日本高速道路株式会社において進められ、このうち、佐々IC～佐世保中央IC間が令和7年3月に完成した。
東彼杵道路については、事業化に向けて環境影響評価の手続きを進めている。
島原道路については、国と県で4工区の整備を推進している。
西彼杵道路については、大串白似田バイパスの整備推進と、長崎市長浦町～時津町日並郷間の環境影響評価の手続きを進めている。
長崎南北幹線道路については、茂里町～滑石工区の整備を推進している。
今後も整備中区間の整備推進に必要な予算確保に努めていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	企画調査費	64,363	64,363	6,127	●事業内容 国等への要望活動を行う際の資料として、現状の問題点や課題を整理したうえで、ストック効果（整備効果）などを整理した資料作成を行う。 ●実施状況 国等への要望活動を計6回実施した。	【活動指標】 （国等への）要望活動回数（回）	5	6	120%	●事業の成果 ・要望活動の結果、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備に関する予算として、令和6年度補正予算では約94億円、令和7年度当初予算では約168億円を確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・予算が確保できたことにより、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				35,126	35,126	6,308			5	6	120%	
				79,942	79,942	6,303			5			
			―	―				【成果指標】 新規事業化箇所数（箇所）	0	0	―	
			―						0	0	―	
			道路建設課	―	―	―	国土交通省等		0			

取組項目ii	○	2	島原道路の整備促進（公共）	6,638,210	257,380	—	●事業内容 南島原市から諫早インター間を結ぶ延長約50㎞の高規格道路の整備を行い、諫早市中心部から島原半島の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （国）251号（出平有明バイパス） 用地取得、改良工、橋梁上部工を推進した。 （国）251号（有明瑞穂バイパス） 調査、測量、設計、橋梁下部工を推進した。 （国）251号（瑞穂吾妻バイパス） 調査、設計、用地取得、改良工を推進した。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・県で実施している3工区は、調査設計、用地取得、道路改良工事を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・島原道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				5,467,350	129,991	—		事業箇所数（箇所）	3	3	100%	
				8,845,346	130	—			3			
				—				【成果指標】	50	50	100%	
			H20-					島原道路の供用率（%）	50	50	100%	
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		50			
取組項目iii	○	3	西彼杵道路の整備促進（公共）	180,640	13,200	—	●事業内容 長崎市と佐世保市を結ぶ延長約46㎞の高規格道路の整備を行い、長崎市から佐世保市間の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （国）206号（大串白似田バイパス） 調査、設計、用地取得を推進した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・大串白似田バイパスは、調査設計、用地取得を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・西彼杵道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				463,520	9,974	—		事業箇所数（箇所）	1	1	100%	
				1,319,700	96	—			1			
				—				【成果指標】	38	38	100%	
			H25-					西彼杵道路の供用率（%）	38	38	100%	
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		38			
取組項目iv	○	4	長崎南北幹線道路の整備促進（公共）	768,080	25,634	—	●事業内容 長崎市と時津町を結ぶ延長約15㎞の高規格道路の整備を行う。高速道路及び西彼杵道路を含めた高規格道路ネットワークを形成し、主要都市間の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （都）長崎時津縦貫線（茂里町～滑石工区） 調査、設計を推進した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・茂里町～滑石工区は、調査設計を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎南北幹線道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				717,821	24,185	—		事業箇所数(箇所)	1	1	100%	
				1,596,400	45	—			1			
				—				【成果指標】	47	47	100%	
			—					長崎南北幹線道路の供用率（%）	47	47	100%	
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		47			
取組項目v	○	5	島原・天草・長島架橋構想等推進費	1,435	1,435	1,531	●事業内容 島原・天草・長島架橋構想を推進するため、国への要望や地元の機運を醸成する活動を行う。 ●実施状況 島原・天草・長島架橋建設促進協議会を通じて、国に対し要望活動を実施し、構想実現の社会的意義と地元の熱意を強く訴えた。また、地元機運の醸成を図るため、三県（長崎、熊本、鹿児島）の地域間交流連携事業などを実施した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・国への要望活動や構想推進地方大会等の開催、啓発用リーフレットのリニューアルなどを行った。 ・国による調査の再開には至らなかったが、今後も引き続き国に対し構想実現の意義を訴えていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国への要望活動や地元機運の醸成を図る地域間交流連携事業を実施することで、目標達成に寄与した。
				1,300	1,300	1,577		（国等への）要望活動回数（回）	2	2	100%	
				1,445	1,445	1,576			2			
				—				【成果指標】	数値目標なし	—	—	
			S63-					島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査の再開	数値目標なし	—	—	
			地域づくり推進課	—	—	—	島原・天草・長島架橋建設促進協議会		数値目標なし			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	西九州自動車道（松浦佐々道路及び佐々IC～佐世保大塔IC間4車線化）の整備促進、西九州自動車道（佐世保大塔IC～武雄南IC間4車線化）の早期着手、東彼杵道路の早期事業化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ミッシングリンクの解消に向けて、国において松浦佐々道路の整備が進められており、このうち、松浦ＩＣ～平戸ＩＣ間の開通が令和７年度中に予定されている。 ・NEXCO西日本において佐々IC～佐世保大塔IC間、武雄南IC～波佐見有田IC間の4車線化工事が進められており、このうち、佐々IC～佐世保中央IC間については、令和７年３月に完成供用している。また、波佐見有田IC～佐世保大塔IC間の４車線化については未着手である。 ・東彼杵道路については、国と県が連携して事業化に向けた環境影響評価の手続きを進めている。	●課題解決に向けた方向性 ・松浦佐々道路の整備促進に向け、県としても西九州道推進室を立ち上げ、国の事業を支援している。道路整備の必要性を示したストック効果などの資料を作成し、松浦佐々道路の整備促進を引き続き国等へ要望していく。 ・４車線化工事については、佐世保中央IC～佐世保大塔IC間、武雄南IC～波佐見有田IC間の整備促進、波佐見有田IC～佐世保大塔IC間の早期着手を引き続き国等へ要望していく。 ・東彼杵道路については、環境影響評価の手続きを円滑に進めるとともに、早期事業化に向け引き続き国等へ要望していく。
ⅱ	島原道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・国において森山拡幅の整備が進められており、このうち、森山東IC～森山西IC間については、令和５年１１月に完成供用している。 ・小野町～長野町間については、計画の具体化に向けて国と県で連携して進めている。 ・県において出平有明バイパス、有明瑞穂バイパス、瑞穂吾妻バイパスの整備を進めており、令和６年度は必要な予算を確保し、調査設計、用地取得、道路改良工事を推進した。 ・島原道路の供用率は令和６年度末時点で50%であり、残る25㎞のミッシングリンクの解消が課題である。	●課題解決に向けた方向性 ・国が事業を進めている森山拡幅については、残る森山西IC～尾崎IC(仮称)の早期完成を引き続き要望する。 ・小野町～長野町間については、早期事業化を国等へ要望していく。 ・県が事業を進めている出平有明バイパス、有明瑞穂バイパス、瑞穂吾妻バイパスについては、必要な予算を確保するため引き続き国等へ要望していく。
ⅲ	西彼杵道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大串白似田バイパスの整備を進めており、令和６年度は必要な予算を確保し、調査設計、用地取得を推進した。 ・調査中区間のうち長浦～日並間の約9㎞について、令和６年より環境影響評価の手続きを進めている。 ・西彼杵道路の供用率は令和６年度末時点で38%であり、残る28㎞のミッシングリンクの解消が課題である。	●課題解決に向けた方向性 ・県が事業を進めている大串白似田バイパスおよび長浦～日並間の環境影響評価については、必要な予算を確保するため引き続き国等へ要望していく。
ⅳ	長崎南北幹線道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・茂里町～滑石工区の整備を進めており、令和６年度は必要な予算を確保し、調査設計、用地取得を推進した。 ・長崎南北幹線道路の供用率は令和６年度末時点で47%であり、残る8㎞のミッシングリンクの解消が課題である。	●課題解決に向けた方向性 ・県が事業を進めている茂里町～滑石工区については、必要な予算を確保するため引き続き国等へ要望していく。
ⅴ	島原天草長島連絡道路の実現に向けた取組	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・国の大型公共事業の見直しなどにより平成20年に海峡横断プロジェクトが凍結され、個別の架橋プロジェクトに関する調査が中止となり、厳しい状況が続いている。こうした中、国への要望活動などを行ったが、国による調査の再開には至っていない。	●課題解決に向けた方向性 ・調査再開に向けて、引き続き、島原・天草・長島架橋建設促進協議会を通じて普及啓発活動等を実施しながら地元の機運醸成に努めるとともに、熊本・鹿児島両県、各地元期成会、関係団体などと一体となって事業の必要性を国に対して強く働きかけていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	企画調査費 ― 道路建設課	―	①	令和８年度以降も必要な予算の確保や未着手区間の新規事業化に向けて、現状の問題点や課題を整理したうえで、道路整備に伴い活発になる地元の取組などを踏まえたストック効果（整備効果）などを整理した資料を作成し、引き続き国等へ要望していく。	現状維持
取組項目ⅴ	○	5	島原・天草・長島架橋構想等推進費 S63- 地域づくり推進課	―	⑨	引き続き、構想推進地方大会の開催や三県サッカー大会などの地域間交流の取組を通して地元３県の機運醸成を図るとともに、国への要望活動を行い、三県架橋建設に資する調査の再開、島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施、必要な道路整備のための予算確保を強く訴えていく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　道路建設課　平 博敏
施策名	1　人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課（室）	
事業群名	③　生活に密着した道路の整備による道路ネットワークの拡充	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　19,249,660

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

日常生活の利便性、快適性の向上には、道路の幅員が狭くてすれ違いができない区間や、線形が屈曲した区間の解消が課題です。このため、安全で安心かつ快適な暮らしの実現に資するバイパス整備や道路拡幅など、国県道の整備を計画的に推進します。

（取組項目）

ⅰ）国県道の整備推進
ⅱ）街路の整備推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国県道の供用延長（累計）	目標値①		5.2km	13.7km	18.9km	25.3km	37.6km	37.6km (R7)
		実績値②	0km (R2)	5.2km	10.3km	17.9km	22.3km		進捗状況
		達成率 ②／①		100%	75%	94%	88%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

公共事業、単独事業ともに早期に事業の効果を発現できるように事業の推進に努めており、令和6年度に交付金事業のうち2工区が全線供用した。

しかし、一部工区において、工事期間中の地元調整に不測の日数を要した等の理由により、目標年次に完成することができず、目標値を下回る結果となった。

令和７年度は完成までの工程管理を確実に行い、目標を達成するよう努めたい。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	道路整備事業（公共）	17,375,553	353,662	—				●事業内容 「地域をつなぐ道路ネットワークの整備」のため、国県道の整備を国庫補助金で行う。 ●実施状況 各工区の進捗状況により、調査、測量・設計、用地取得、道路改良工事を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】 事業箇所数（箇所）	61 59 61	61 59	100% 100%	●事業の成果 ・令和6年度は（国）389号（多比良バイパス）等の供用開始を行い、各工区の事業推進を図ることができた。しかし、一部工区において、工事期間中の地元調整に不測の日数を要した等の理由により、目標年次に完成することができず、目標値を下回る結果となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標達成・工程管理を確実に行うとともに、遅れが生じた場合はフォローアップを実施する。
				16,073,150	453,047	—									
				21,667,273	200,289	—									
			—	—							【成果指標】 供用延長（km）	5 6 12	8 4	160% 66%	
			道路建設課	—	—	○				道路利用者					
	○	2	道路整備事業（単独）	1,580,487	196,004	74,104				●事業内容 「地域をつなぐ道路ネットワークの整備」のため、国県道の整備のうち、短区間の視距改良や路肩拡幅等の小規模な整備を県単独事業で行う。 ●実施状況 各工区の進捗状況により、調査、測量・設計、用地取得、道路改良工事を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】 整備延長（km）	1 1 1	0.4 0.9	40% 90%	●事業の成果 ・令和6年度は各工区事業進捗を図り、（国）206号（琴海村松工区）等の供用開始を行った。しかし、一部工区において、工事期間中の地元調整に不測の日数を要した等の理由により年度内に整備が完了せず、目標値を下回る結果となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工程管理を確実に行うとともに、遅れが生じた場合はフォローアップを実施する。
				1,514,656	44,943	76,281									
				1,799,386	10,616	76,223									
			—	—							【成果指標】 交通支障箇所数の解消（箇所）	5 2 0	2 2	40% 100%	
			道路建設課	—	—	—				道路利用者					

取組項目i		3	道路改良調査費	28,222	28,222	438	●事業内容 新規事業化予定箇所の必要性の整理やルートの検討、現地調査を行い、新規事業化に向けた整理を行う。 ●実施状況 調査、設計を行い、新規事業化に向けた整理を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・令和7年度新規事業化予定だった5箇所において必要性やルートの検討、現地調査を行い、新規事業化向けた整理ができ、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行い、目標達成へ向け事業推進を図る。
				31,546	31,546	451		事業箇所数（箇所）	1	1	100%		
				26,250	26,250	451			1				
			—	—				【成果指標】	3	3	100%		
								新規箇所数（箇所）	5	5	100%		
									1				
			道路建設課	—	—	—	道路利用者						
		4	みちづくりスクラム事業費	2,579	2,579	0	●事業内容 重要な幹線道路ネットワークのうち、代替となる市町道の整備を支援することで、地域振興や防災機能向上を図る。 ●実施状況 （対馬市）市道堂坂線 道路改良工の推進を支援した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・令和6年度は、昨年度に引き続き対馬市に市道堂坂線トンネル坑口付近の道路改良工に関する経費を支援し、事業推進を図ったことから、目標値を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行うことで市町道の整備を支援するとともに、適切な指導、助言を行う。
				2,687	2,687	0		事業箇所数（箇所）	1	1	100%		
				2,920	2,920	0			1				
			—	—				【成果指標】	12	12	100%		
								道路進捗率（%）	12	12	100%		
			道路建設課	—	—	—	道路利用者（対馬市）		12				
取組項目ii	○	5	重要幹線街路整備事業（公共）	2,123,693	62,663	—	●事業内容 都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備を行う。（R4:4路線、R5:2路線、R6：2路線） ●実施状況 （都）滑石町線（大神宮工区） 用地補償、改良工事を実施した。 （都）春日瀬戸越線 調査、用地取得を推進した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・令和6年度は、昨年に引き続き2路線については事業の進捗を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行い、目標達成へ向け事業推進を図る。
				1,558,931	44,065	—		整備路線数（路線）	2	2	100%		
				2,450,653	8,322	—			2				
			—	—				【成果指標】	0	0	—		
								交差点整備箇所数（箇所）	0	0	—		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		0				
		6	重要幹線街路整備事業（単独）	192,969	79,016	12,254	●事業内容 都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備を行う。（R5:5路線、R6：3路線、R7：3路線） ●実施状況 補助事業案件に該当しない取付道路の調査及び設計を行い、本線事業の推進を図った。	【活動指標】	5	5	100%	
				68,690	5,568	12,614		整備路線数（路線）	3	3	100%		
				155,191	4,871	12,605			3				
			—	—				【成果指標】	0	0	—		
								交差点整備箇所数（箇所）	0	0	—		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	国県道の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ○道路整備事業（公共・単独） ・公共事業、単独事業とも必要な予算確保に努め、早期に効果が発揮できるように一部供用開始を行ったが、単独事業においては、地元調整に不測の日数を要した等の理由により工事進捗が図れず目標値を下回る結果となった。 ○みちづくりスクラム事業 ・平成29年度から工事に着手しており、令和5年度は、対馬市に市道堂坂線トンネル坑口付近の道路改良工に関する経費を支援し、事業推進を図ったことから、目標値を達成することができた。	●課題解決に向けた方向性 ○道路整備事業（公共・単独） ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、事業実施に当たっては工程管理を確実に行い、遅れが生じた場合はフォローアップを実施することで、事業群の目標達成を図る。 ○みちづくりスクラム事業 ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、事業実施に当たっては市町への適切な市道、助言を行い、事業群の目標達成を図る。
ii	街路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・公共事業、単独事業とも必要な予算を確保できたため、工事の進捗を図ることができ、目標を達成することができた。	●課題解決に向けた方向性 ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、工事進捗を図っていくよう事業管理を徹底する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	2	道路整備事業（単独） ― 道路建設課	―	①	交通支障箇所はまだ多く存在しており、今後も事業を計画的に推進していくため、事業実施に当たっては工程管理を確実に行い、市町と連携した事業用地の取得に取り組み、事業推進を図っていく。	現状維持
		3	道路改良調査費 ― 道路建設課	―	①	今後も計画的な新規事業化が必要不可欠であることから、事業の必要性の検討や整備の優先順位の検討を行っていく。	現状維持
		4	みちづくりスクラム事業費 ― 道路建設課	―	⑤	トンネル坑口前後の改良工を展開し、工事進捗を図っていることから、今後のトンネル着手に向けた必要な予算確保やスケジュール確認を行っていく。	現状維持
取組項目ⅱ		6	重要幹線街路整備事業（単独） ― 道路建設課	―	①	事業未着手の都市計画道路を減らし可能な限り早期に整備するためには、今後も計画的な事業化が必要不可欠であり、整備の優先順位や事業展開の検討を行っていく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　港湾課	本多　健一
施策名	1　人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課（室）		
事業群名	④　国内外との交流の拠点となる港の整備	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	8,438,103

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

国内外との人流・物流の拠点となっている県内の各港湾は、地域の観光振興や産業振興を下支えするとともに、離島等の生活基盤として重要な役割を担っていることから、船舶の増加や大型化に対応する受入環境の整備や、安全・効率的で利便性が高い港の整備を推進します。
また、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」における新型コロナウイルス感染症クラスター発生事案の検証を踏まえ、クルーズ船受入れに関する感染症対応について関係者と連携して取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）急増するクルーズ船や定期旅客船に対応した岸壁等の整備による受入環境の改善
ⅱ）地域の産業や人々の暮らしを支える港湾物流機能の確保
ⅲ）離島半島地域をはじめとした地域住民の安定した生活環境を確保する港の整備

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国内外との交流の拠点となる港湾施設の整備	目標値①		0施設	2施設	3施設	3施設	4施設	4施設（R7）
		実績値②	0施設（R元）	0施設	2施設	3施設	3施設		進捗状況
		達成率 ②／①		—	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

長崎港においては、今後も増大が見込まれるクルーズ需要に対応した施設整備を推進している。厳原港においては、人流物流が混在し非効率な運用となっていることから、荷役の効率化、乗降客の安全性・利便性の向上のため、ふ頭の再編整備を推進しており、国内航路の高速船が発着するための施設整備が完了した。比田勝港においては、国際航路の高速船が発着するための施設整備が完了したほか、定期航路乗降客の安全性及び利便性の向上のための施設整備を推進している。
引き続き、国内外との交流促進や地域住民の安定した生活環境を確保するため、施設整備の推進を図っていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）：主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	港湾改修費（交流・物流）（公共）	3,830,166	72,696	—	港湾法第34条	●事業内容 交流・物流の拡大に対応した受入環境の整備を実施する。 ●実施状況 長崎港他4港において交流・物流の拡大に対応した施設整備を実施し、受入環境の整備を図った。	【活動指標】 交流・物流対策実施港数（港）	5	5	100%	●事業の成果 ・浮桟橋や岸壁整備などが進捗し、受入環境の整備が図られた。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・交流・物流の拡大に対応した施設整備を図り、事業群目標へ寄与した。
				5,993,404	85	—				5	5	100%	
				5,640,789	402,381	—				6			
			H23-R17						【成果指標】 交流・物流対策整備施設数（施設）	6	6	100%	
			港湾課	○	—	○		港湾利用者		8	8	100%	
										7			
		2	港湾改修費（単独）	85,286	24,344	3,830	港湾法第34条	●事業内容 港湾施設の機能として必要な埋立や付属施設などの整備を行う。 ●実施状況 大村港他9港において港湾施設の機能として必要な埋立や付属施設の整備を実施した。（補助対象とならないもの）	【活動指標】 要対策箇所の対策実施港数（港）	9	11	122%	●事業の成果 ・補助事業などとの一体整備を行うことで、港湾機能の向上を図り地域経済の活性化や安心・安全が図られた。
				34,122	3,582	3,942				7	10	142%	
				146,156	60,810	3,939				10			
			—						【成果指標】 要対策箇所の対策実施施設数（施設）	9	11	122%	
										8	12	150%	
			港湾課	○	—	—		港湾利用者		11			

取組項目 i ii iii		3	計画調査（一般）	69,355	9,555	8,425	●事業内容 事業化に向けた調査や施設点検等を行う。 ●実施状況 青方港他において、事業化・施設供用に向けた調査設計を実施した。また、県内港湾において施設点検を実施した。	【活動指標】 調査実施港数（港）	10	6	60%	●事業の成果 ・施設点検調査による老朽化した施設の今後の整備方針検討及び適切な維持補修計画策定の推進が図られた。
				42,581	8,778	8,672			4	6	150%	
				43,311	38,049	8,666			5			
				港湾法第34条				【成果指標】 調査結果を踏まえ施設整備を計画した港数（港）	1	1	100%	
			—						1	1	100%	
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		2			
取組項目 i ii	○	4	港湾機能施設整備事業・ふ頭用地造成事業	166,300	0	13,786	●事業内容 起債事業による公共岸壁等背後埋立のふ頭用地造成や用地舗装、付属施設などの整備を行う。 ●実施状況 長崎港小ヶ倉柳地区における用地舗装を実施した。	【活動指標】 事業港数（港）	2	1	50%	●事業の成果 ・用地舗装や付属施設の整備により利便性が向上した。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・交流・物流の拠点となる港湾の整備進捗が図られ、事業群の目標達成に寄与している。
				1,103,600	0	14,191			2	2	100%	
				5,418,400	0	14,180			2			
				港湾法第34条				【成果指標】 用地利用率（%）	77	78	101%	
			—						78	79	101%	
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		79			
取組項目 iii	○	5	港湾改修費（防災）（公共）	567,582	6,333	—	●事業内容 安心安全の向上のため、防波堤等の改良を行う。 ●実施状況 有川港他6港において、防波堤等施設の整備を実施し安心・安全の向上を図った。	【活動指標】 災害に強い施設整備実施港数（港）	7	6	85%	●事業の成果 ・防波堤整備等の整備進捗により、安心・安全の向上が図られた。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,264,396	17	—			6	7	116%	
				1,789,244	128,713	—			8			
				港湾法第34条				【成果指標】 背後施設の被災件数（件）	0	0	100%	
			H23-R9						0	0	100%	
			港湾課	○	—	○	港湾利用者、住民		0			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	急増するクルーズ船や定期旅客船に対応した岸壁等の整備による受入環境の改善	
	●実績の検証及び解決すべき課題 新型コロナウイルス感染症の影響によりクルーズ船寄港数が減少したが、令和５年３月に国際クルーズ船の受付再開後、寄港回数も回復しており、長崎港への寄港要請は引き続き高い状況である。また、高速船などの旅客船に対応した岸壁整備も不足していることから、受け入れ環境の改善をおこなう必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。
ii	地域の産業や人々の暮らしを支える港湾物流機能の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域の基幹産業を活性化し、人々の暮らしを支える港湾物流機能を確保するため、県内の港湾物流に必要となる水深や延長を備えた岸壁等の整備を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。
iii	離島半島地域をはじめとした地域住民の安定した生活環境を確保する港の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内における離島定期航路をはじめとした離島半島の人流・物流の拠点として重要な役割を担う港において、地域住民の安定した生活環境の確保を図る必要があるが、多くの港湾施設において老朽化が進み利用に不便な状況となっていることから、計画的な港湾施設の補修や改良を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ、ⅱ、ⅲ		2	港湾改修費（単独） ― 港湾課	―	―	補助事業により事業を執行する上で、補助対象外となる港湾の整備であり施設整備の達成には不可欠な事業であるため、令和8年度も同様の手法により事業を継続する。	現状維持
		3	計画調査（一般） ― 港湾課	―	―	補助事業での事業採択や事業を執行する上で、補助対象外となる調査であり施設整備の達成には不可欠な事業であるため、令和8年度も同様の手法により事業を継続する。	現状維持
取組項目ⅰ、ⅱ	○	4	港湾機能施設整備事業・ふ頭用地造成事業 ― 港湾課	―	―	港湾の利用形態に応じたふ頭用地及び施設整備を行い、港湾の人流・物流環境の利便性・安全性を向上していく必要があり、特別会計の収支にも留意し、令和8年度も引き続き事業を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　新幹線対策課　川口　正剛
施策名	2　九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大	事業群関係課（室）	都市政策課
事業群名	①　九州新幹線西九州ルートの整備促進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　4,822,723

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）は、交流人口の拡大や産業振興につながる重要な交通基盤であることから、令和４年秋の着実な開業を目指します。また、新鳥栖～武雄温泉間については、西九州地域の発展に大きく寄与するフル規格による整備の早期実現を目指します。

また、九州新幹線西九州ルートの整備に伴い、上下分離方式に移行することとなるJR長崎本線（肥前山口～諫早）は、令和４年秋の西九州ルート開業に合わせ、確実な実施に向けて取り組んでいきます。

（取組項目）

ⅰ）西九州ルートの令和４年秋までの開業と全線フル規格化の実現
ⅱ）JR佐世保線の輸送改善に向けた取組
ⅲ）西九州ルートの早期完成・開業を目指した整備促進
ⅳ）開業を契機とした関係市町と連携したまちづくりの推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の開業	目標値①		—	開業				開業（R4）
		実績値②	—	—	開業				進捗状況
		達成率 ②／①		—	—				達成

（進捗状況の分析）

武雄温泉～長崎間については、令和4年9月23日に、武雄温泉駅での対面乗換方式による開業を迎えた。

一方、新鳥栖～武雄温泉間については、令和元年8月に与党PT検討委員会からフル規格による整備が適当であるとの基本方針が示され、現在、国土交通省と佐賀県の間での協議や与党での検討をはじめ、関係者間での議論が行われている。

フル規格による整備の早期決定に向けて、県では、地方負担や並行在来線等の課題解決を図るよう、政府・与党やJR九州に対して要請等を実施した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）：主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	新幹線・鉄道整備促進事業	662,613	720,400	562,498	385,513	38,295	—			●事業内容 全線フル規格の実現に向けた国等への要望活動や情報収集、県内向けの広報・啓発活動 県内鉄道網の整備並びに改善の促進 ●実施状況 政府・与党、国土交通省、財務省等へ全線フル規格の早期実現を要望した。 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会と連携し、JR九州へ鉄道網の整備促進に関する要望を実施した。 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会と連携し、イベントや公共交通機関車両を活用した広報活動、ノベルティグッズ製作等を実施した。 上下分離方式での運営へと移行したJR長崎本線（江北～諫早）の鉄道施設の維持管理を実施した。	【活動指標】 要望活動（回）	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	3 5		—	—		●事業の成果 ・国土交通省と佐賀県の間での協議や与党での検討をはじめ、関係者間での議論が行われており、令和6年7月には与党PT検討委員会から沿線自治体への意見聴取が行われ、本県として課題解決に向けた具体策の提示など強く訴えた。また、令和6年8月には国土交通省と佐賀県による「幅広い協議」が実施された。加えて、広報活動等により、西九州新幹線の開業やフル規格による整備に対する気運が高まった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・九州新幹線西九州ルートの整備促進に寄与した。
			H7-										【活動指標】 利用促進のための県民向け講座（回）	10 10 10	10 14		11 14		110% 140%	
			新幹線対策課	—			○	—				国、市町、鉄道事業者等	【成果指標】 JRによる府県相互間旅客輸送人員〔関西・中国・福岡県～長崎県（千人）〕	2,305 2,305 2,305	2,305		1,812 算定中		78% —	

取組項目i	○	2	西九州新幹線ネットワーク強化事業費				●事業内容 新幹線効果の拡大を図るため、県外向けの情報発信等の取組を実施。	【活動指標】 シンポジウム開催（件）				—
									1			
				30,958	16,073	11,029		【活動指標】 体験乗車参加者数（人）				
				—					400			
			(R7新規)R7-9					【成果指標】 全線開業した場合にプラスの影響があると答えた割合（%）				
			新幹線対策課	—	—	—	国、市町、鉄道事業者等		50			
取組項目iii	○	3	新幹線整備事業費負担金	2,271,245	54,948	15,318	●事業内容 新幹線開通に伴う環境対策及び減渇水対策事業、安全対策事業を実施。 ●実施状況 「環境対策」 ・建物日陰補償：完了済 ・テレビジョン電波受信障害対策：完了済 「減渇水事業対策」：令和７年度完了予定 「安全対策」 ・脱線防止ガードの設置：令和７年度完了予定	【活動指標】 負担金支出額（千円）	数値目標なし	2,271,245	—	●事業の成果 ・建物日陰補償及びテレビジョン電波受信障害対策への対応が完了済。 ●事業群の目標達成への寄与 ・九州新幹線西九州ルートの建設に寄与した。
				2,486,301	242,236	15,768			数値目標なし	2,486,301	—	
				3,673,772	360,974	15,756			数値目標なし			
				—				【成果指標】 西九州ルート開業後の環境対策	数値目標なし	—	—	
			H19-						数値目標なし	—	—	
			都市政策課	—	○	—	鉄道・運輸機構		数値目標なし			
取組項目iv	○	4	長崎駅周辺連続立体交差事業促進費	57,848	47,910	10,031	●事業内容 JR長崎本線連続立体交差事業の実施に伴う駅前広場等の整備に関するデザイン調整を実施する。 ●実施状況 令和6年度は、駅前広場の利活用及びデザイン検討等を実施した。	【活動指標】 鉄道事業者との協議回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」に基づいたデザイン調整を行い、駅前広場の工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・駅舎等の施設・公共空間のデザイン調整により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				16,500	13,136	10,249			1	1	100%	
				17,600	14,150	10,241			0			
				—				【成果指標】 長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画テーマの達成項目（個）	1	1	100%	
			H19-						1	1	100%	
			都市政策課	—	○	—	長崎市、JR九州		1			
	○	5	長崎駅周辺連続立体交差事業(公共)	595,148	8	—	●事業内容 高架切替（R2.3.28）後における側道の改良工事等を実施する。 ●実施状況 令和6年度は、側道の改良工事等を実施した。	【活動指標】 工事説明会の開催回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・工事説明会の実施により住民の理解を得て、工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・JR長崎本線の高架化により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				1,412,895	22,884	—			1	1	100%	
				426,515	9,766	—			0			
				—				【成果指標】 事業進捗率（%）	96	96	100%	
			H21-						99	99	100%	
			都市政策課	—	—	○	JR九州		100			
	○	6	長崎駅周辺連続立体交差事業(単独)	6,716	3,359	3,086	●事業内容 高架切替（R2.3.28）後における側道の改良工事等を実施する。 ●実施状況 令和6年度は、側道の改良工事等を実施した。	【活動指標】 工事説明会の開催回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・工事説明会の実施により住民の理解を得て、工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・JR長崎本線の高架化により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				186,627	10,998	3,154			1	1	100%	
				296,188	13,212	3,151			1			
				—				【成果指標】 事業進捗率（%）	96	96	100%	
			H22-						99	99	100%	
			都市政策課	—	○	—	JR九州		100			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	西九州ルートの令和4年秋までの開業と全線フル規格化の実現	
	●実績の検証及び解決すべき課題 新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、現在、政府・与党での検討をはじめ、関係者間で議論が行われている。在来線や地方負担等の課題の解決に向け、様々な場で精力的に協議を積み重ね、議論を進展させることが必要である。また、県外への情報発信等を行うことで全線フル規格への気運醸成を図ることが必要である。	●課題解決に向けた方向性 地方負担や並行在来線等の課題解決を図り、関係者が納得する形で早期に整備が実現できるよう、西九州地域全体の視点から、議論を積み重ね、関係者との協議をもつとともに、県外向けの情報発信等を行うことで全線フル規格による整備の早期実現を目指していく。
ⅱ	JR佐世保線の輸送改善に向けた取組	
	●実績の検証及び解決すべき課題 JR九州及び佐世保市と協議を重ね、令和４年９月の九州新幹線西九州ルートの開業に合わせて、JR佐世保線の高速化事業を実施することができた。引き続き、佐世保線の利便性を向上していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 JR佐世保線の利便性向上に向けて、佐世保市と連携しながらJR九州に継続して働きかけていく。
ⅲ	西九州ルートの早期完成・開業を目指した整備促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 西九州ルートは令和４年９月23日に開業し、着実に工事を進めることができた。令和７年度までは残事業（高架下等の工事や環境対策対応）を実施予定である。残事業にあたっては、特に課題は無い。	●課題解決に向けた方向性 残事業（高架下等の工事や環境対策対応）が早期に完了できるよう、鉄道・運輸機構や地元市町等と連携し、進捗を図っていく。
ⅳ	開業を契機とした関係市町と連携したまちづくりの推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎駅周辺連続立体交差事業については、令和２年３月28日に高架化が完了しており、残事業は、稲佐立体交差改良及び側道整備となっている。側道整備にあたっては、特に課題は無い。	●課題解決に向けた方向性 工事進捗をはかり、稲佐立体交差改良及び側道整備を完成させる。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	2	西九州新幹線ネットワーク強化事業費 (R7新規)R7-9 新幹線対策課	―	②	新幹線効果の拡大や全線フル規格の必要性について、より多くの方に伝え、理解を高めてもらうため、シンポジウムの内容等を改めて経済団体と協議するとともに、県外向けPRについてもエリアや手法を見直して、より効果的な気運醸成に繋がるよう努める。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　新幹線対策課	川口　正剛
施策名	2 九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大	事業群関係課（室）		
事業群名	② 新幹線開業に向けたアクションプランの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	14,054

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

令和４年秋の九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の開業に向けて、その効果を県内各地へ波及・拡大させるため、①県民の気運醸成、②誘客促進、③県内各地への周遊促進、④来訪者の満足度向上、⑤産業の振興の５つの方向性に沿って、幅広い分野にわたる項目に官民一体となって取り組んでいきます。併せて開業時期や対面乗換の方法など、開業に係る情報発信を強化し、県民の理解を深めていきます。

（取組項目）

ｉ）新幹線開業効果拡大事業の実施

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	JRによる府県相互間旅客輸送人員（関西・中国・福岡県～長崎県）	目標値①		—	基準値＋15%	2,305千人	2,305千人	2,305千人	2,305千人（R7）
		実績値②	894千人（R3）	894千人	1,482千人	1,812千人	算定中		進捗状況
		達成率②／①		—	144%	78%	—		やや遅れ

（進捗状況の分析）

新幹線効果拡大に向け、JR九州や市町と連携した周年イベントや子供無料乗車会、観光列車の佐世保駅実証運行等を実施した結果、令和5年度実績は、開業年度の令和4年度から22%増と伸びたものの、目標値には届かなかった。要因としては、関西方面の目標達成率が約6割にとどまっており、2回の乗り換えが及ぼす心理的負担が想定以上に大きかったと推測される。今後も、西九州新幹線の効果を県内各地域へ波及させるため、安定的な新幹線利用者の確保と来県者の県内周遊促進への取組を引き続き実施するほか、SNS等を活用した情報発信にも取り組む。

達成率78%＝実績値1,812千人／R5目標値2,305千人

なお、令和5年度から、「最終目標（年度）」を以下のとおり変更した。

●変更箇所：「基準値＋15%（R7）」　⇒　2,305千人

●変更理由：基準値である、R3の府県相互間旅客輸送人員（関西・中国・福岡県～長崎県）実績「893,975(人)」が、現在のコロナ後の回復状況と大きく乖離していることから、目標値を上方修正するもの。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目i	○	1	Hello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業	44,337			3,006	15,318					●事業内容 ・開業2周年イベントの開催 ・小学生向け無料乗車会の開催 ・修学旅行等における新幹線利用への支援 ●実施状況 ・9/20,21の2日間、佐世保駅前広場において、鉄道好きタレントのトークショーや県産品の販売ブースの出展など、多彩なイベントを開催した。 ・県内の小学生以下の子ども達を対象とした新幹線の無料乗車会を開催した。 ・県内外の小中学校を対象とした修学旅行等における新幹線利用を支援した。 ・観光列車「ふたつ星4047」の初の佐世保駅までの運行を実施。		【活動指標】	1	1		100%	●事業の成果 ・無料乗車会には、保護者を含め約1,000名が乗車。また、修学旅行等における新幹線利用支援により、離島を含む42校、1,153名の児童・生徒が西九州新幹線を利用。これらの取組などにより、対面乗換の現状への理解が広がり、全線フル規格に向けた気運醸成にも繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・認知度向上、誘客促進、利用促進等に向けた各種事業の実施により、各地との周遊促進、安定的な新幹線利用者の確保等に寄与している。
				14,054			3,309	15,768							県外プロモーションの実施（回）	1	1		100%			
				17,150			8,797	7,090								1						
			R5-7	—											【成果指標】 JRによる府県相互間旅客輸送人員〔関西・中国・福岡県～長崎県（千人）〕	2,305	算定中		1,812	算定中	78% —	
			新幹線対策課	—			—	—					県、市町、民間企業等			2,305						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ｉ　新幹線開業効果拡大事業の実施

●実績の検証及び解決すべき課題

令和６年９月の西九州新幹線開業２周年に合わせて、JR九州や各市町と連携したイベントや子供向け乗車会の実施により、西九州新幹線の認知度は上昇したほか、修学旅行等による新幹線利用の支援や観光列車の佐世保駅実証運行等を行ったことで、県内への周遊を図った。

引き続き西九州新幹線の効果を県内各地域へ波及させるため、安定的な新幹線利用者の確保と来県者の県内周遊促進への取組を強化する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

誘客促進、利用促進等を図るとともに、フル規格に向けた気運を醸成するため、引き続き、JR九州や市町等と連携した周年イベントや子供向け無料乗車会を開催し、西九州新幹線の現状や課題について考える機会を創出する。

また、修学旅行等における新幹線利用を支援することで、安定的な利用者の確保に努め、県北地域で観光列車の実証運行を実施し、県内への周遊を促進する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	Hello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業 R5-7 新幹線対策課	新幹線効果を県内各地へ波及させるため、令和６年度は佐世保で実施した周年イベントを波佐見町で開催し、Ｄ＆Ｓ列車「ふたつ星4047」の実証運行（長崎～佐世保間）は、集客が見込める時期に実施することとした。 また、子供向け無料乗車会については、これまでの実施状況を踏まえ、県北地域の子ども・保護者がより参加できるよう見直した。	②	西九州新幹線の開業効果を西九州地域全体へ波及させるため、新幹線の利用拡大と各地への周遊促進を引き続き実施するほか、JR九州や市町等と連携したプロモーション等を実施して、全線フル規格整備に向けた気運醸成を図っていく。	終了

注：「２．令和５年度取組実績」に記載している事業のうち、令和５年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部　政策企画課	内田　正樹
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	①　特定複合観光施設(ＩＲ)区域の整備	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	#REF!

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

観光需要が急速に拡大するアジアに最も近いという本県の強みを活かし、全国で3か所を上限とする区域認定を獲得し、九州・長崎ＩＲを実現することで、交流人口の拡大による観光・地域経済の活性化、良質な雇用創出の好循環を生み出し、九州の地方創生、ひいては我が国の発展にも貢献します。

（取組項目）

ⅰ）広域連携・機運醸成
ⅱ）県民理解促進

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	国による特定複合観光施設(ＩＲ)区域の認定	目標値①		—	認定	—			認定(R4)
		実績値②	—	—	—	不認定			進捗状況
		達成率②／①		—	—	—			—

（進捗状況の分析）

平成30年7月、特定複合観光施設区域整備法(ＩＲ整備法)が公布され、令和2年12月には、ＩＲ整備に向けた国の基本方針が公表された。

こうした状況を踏まえ、国の基本方針に基づき県において策定・公表した実施方針に沿って、ＩＲ事業者の公募・選定手続きを進め、選定したＩＲ事業者と連携しながら、ＩＲ区域整備計画案の作成に取り組み、令和4年4月に、立地市町村である佐世保市及び公安委員会の法定協議を経て、県議会の議決を受けた後、区域整備計画の認定申請を行い、国に正式に受理された。

令和5年4月に国土交通大臣により、ＩＲ区域整備計画の継続審査に言及があった後も、ＩＲ実現に向けた機運醸成や理解促進に取り組んできたが、令和5年12月の国土交通大臣通知により、区域整備計画「不認定」との審査結果が公表された。

令和6年6月には、認定を行わないこととした国の審査結果を受け、改めて一連の経緯を振り返り、関係者へ説明するために、報告書をとりまとめ、公表を行った。

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	真鳥　喜博
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	②　長崎市中央部のグランドデザイン	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	6,236

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

長崎市中央部では、都市・居住環境整備基本計画を策定し、新幹線開業に向けたまちづくりを進めてきましたが、さらにその先を見据えて、まちづくりの方向性を示すグランドデザインや重点４エリアにおける整備計画を見直し、計画的な都市基盤整備を進めるとともに、長崎スタジアムシティプロジェクト等のまちづくりに貢献する民間都市開発への支援を検討します。

（取組項目）

ⅰ）長崎駅周辺区域の機能的で魅力ある都市環境創出を目的とした、専門家と事業実施機関によるデザイン検討・調整
ⅱ）長崎港周辺におけるアーバンデザインシステムを活用した、先導性が高く、景観的に優れた施設整備の推進
ⅲ）長崎市中心部の交通結節機能の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	長崎都心地域における民間都市再生事業計画の認定数（累計）	目標値①		2件	2件	2件	2件	4件	4件（R7）
		実績値②	0件（R元）	2件	2件	2件	2件		進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

令和２年に指定を受けた都市再生緊急整備地域「長崎中央地域」において、一定の要件を満たす民間都市開発事業に対し減税措置等を行うことで開発を支援する。
令和３年に「長崎スタジアムシティプロジェクト」と「新長崎駅ビル開発プロジェクト」が民間都市再生事業計画に認定された。
引き続き、開発計画のある民間事業者と協議・調整等を行い、優良な都市開発の促進を図っていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	R6目標	R6実績	達成率	R7目標	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	都市再生推進事業	1,578	1,578	9,957						●事業内容 長崎駅周辺エリア全体に係るデザインルールづくりや、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設相互間のデザイン調整を行う。 ●実施状況 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議で諮られた案件について、エリア内で整備される民間施設2件、公共施設1件のデザイン調整を行った。		【活動指標】 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の開催回数（回）	2	1	50%	1	0	0%	1	●事業の成果 ・令和6年度は会議に諮る案件がなく未開催であったが、令和7年度に向けた個別相談等を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎都心地域である長崎駅周辺地区において、デザイン調整を行い、引き続き周辺環境と調和の取れた都市空間を創出している。
				442	442	5,058																
				1,997	1,997	3,939																
			H21-	—										【成果指標】 デザイン調整が整った施設数の累計（施設）	22	24	109%	26	24	92%	26	
			都市政策課	—	—	—						県、長崎市、民間事業者										
取組項目ⅱ	○	2	環長崎港地域都市再生調整事業	11,837	11,837	11,489						●事業内容 美しく魅力ある「港まち」をつくり、後世に引き継ぐ財産とするため、アーバンデザイン専門家会議において、環長崎港周辺で実施されるプロジェクトのデザイン調整を行った。また、取り組みを後世に引き継ぐため、設立当初からの取組をまとめたレビュー冊子の配布を行った。 ●実施状況 R6年度は、専門家会議を1回、持回り相談を24回実施した。		【活動指標】 アーバンデザイン会議等の開催回数（回）	11	15	136%	11	25	227%	11	●事業の成果 ・事業ごとのデザイン調整の時期に合わせてスケジュール管理を行い、必要に応じてオンライン開催を実施しデザイン調整を行った。またレビュー冊子の配布について、関係各所、県内中学・高校、大学、図書館等へ配布を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎都心地域を含む、長崎港周辺地域において、デザイン調整を行い、魅力的な都市景観を形成している。
				5,794	5,794	3,501																
				7,121	7,121	3,151																
			H10-	—										【成果指標】 アーバンデザイン会議等の検討を経て完成した事業数（件）	1	1	100%	1	1	100%	1	
			都市政策課	—	—	—						県、長崎市、民間事業者										

取組項目ⅲ	○	3	第一種市街地再開発事業補助金（大黒町地区） (R7新規)R7-13 都市政策課	52,000 — —	5,200 — —	12,605 — ○	●事業内容 県営バスターミナルを含む周辺地区は、長崎駅前に位置し、都市間交通の拠点であるが、建物の老朽化と耐震不足に加え、ターミナル機能が不足しており、再整備が喫緊の課題である。このことから、市街地再開発事業により、土地の合理的かつ健全な高度利用による魅力的な都市空間の創出、建物の耐震化・耐燃化による防災性の向上、高速バスターミナルの機能更新による利便性の向上を諮るもの。 ●実施状況 令和7年度中の都市計画決定を踏まえ、準備組合により調査設計業務が進められる。 県、長崎市、民間事業者	【活動指標】 再開発事業の進捗率（%） 【成果指標】 施行者、地元地権者、関係機関と行う協議会の開催回数（回）	14 12			—

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ 長崎駅周辺区域の機能的で魅力ある都市環境創出を目的とした、専門家と事業実施機関によるデザイン検討・調整

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
長崎駅周辺エリアデザイン調整会議を通じて、民間の共同住宅や稲佐立体交差などについて周辺環境と調和したデザイン調整を実施してきた。長崎駅周辺では、今後も大黒町の再開発や長崎中央郵便局の建て替え等の公共及び民間施設の整備が予定されていることから、令和7年度も継続的なデザイン調整が必要である。	長崎駅周辺では、公共及び民間施設の整備が予定されていることから、引き続き、円滑なデザイン調整を進める。

ⅱ 長崎港周辺におけるアーバンデザインシステムを活用した、先導性が高く、景観的に優れた施設整備の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
これまで２０年以上に亘り、先導性が高く、景観的に優れた施設整備のためのデザイン調整を行ったことにより、グッドデザイン賞を６度受賞するなど、全国的な評価を得てきた。その一方で専門家の高齢化が進み、若い委員の起用が必要である。	アーバンデザインシステムで築いてきた思想について、専門家の意見を踏まえながら、同システムの意義や立ち上げの経緯、これまでの成果・実績を取りまとめ、次の世代の専門家等へ引き継いでいく。

ⅲ 長崎市中心部の交通結節機能の強化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
長崎駅周辺の交通結節機能の強化に向け、関係者と検討を行い、国・県・市で令和７年３月に「長崎駅前交通拠点の整備方針」を策定し、公表した。	事業計画の策定に向け、引き続き関係者と調整を進めていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	都市再生推進事業 H21- 都市政策課	—	—	今後も公共施設や長崎駅周辺土地区画整理事業区域内等における民間開発が進むと想定されることから、引き続き、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議において周辺環境と調和したデザイン調整を円滑に進めていく。	現状維持
取組項目ⅱ	○	2	環長崎港地域都市再生調整事業 H10- 都市政策課	—	—	今後も、元船地区の整備事業や松が枝国際観光船埠頭の2バース化、県庁舎跡地など長崎港周辺で整備される施設についてデザイン検討を行い、魅力的な都市景観の形成を進めていく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　県庁舎跡地活用室	松島　勝久
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	③　県庁舎跡地の整備の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	5,620

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

長崎市の中心部に位置する県庁舎跡地において、様々な交流の場や憩いの空間を整備し、この地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創出を進めます。なお、早期に賑わいを創出するため、使用可能な箇所から先行して活用を進めていきます。

（取組項目）

ⅰ）県庁舎跡地に整備する主要機能及びその詳細な機能並びに規模等の検討
ⅱ）長崎市の中心部における県庁舎跡地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創設
ⅲ）賑わい創出や交流人口の拡大のための機能等の整備と企画運営の仕組みづくり

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
県庁舎跡地の整備（賑わいづくりに向けた先行整備） ※R5で（総合計画一部改訂）	目標値①		供用開始					供用開始 （R3年度以降）
	実績値②	―	供用開始	―	―	―		進捗状況
	達成率 ②／①		―	―	―	―		達成

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
県庁舎跡地の整備（基本設計） ※R6から（総合計画一部改訂）	目標値①				―	着手	着手	着手 （R6年度以降）
	実績値②				―	―		進捗状況
	達成率 ②／①				―	―		―

（進捗状況の分析）

整備に向けて民間事業者等へのマーケットサウンディングを実施した結果、民間活力の導入の検討を含め、整備に向けた基本計画の策定を進めることとした。
また、公共で整備する機能の配置イメージ案や今後のスケジュール案を整理し、公表した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等							R6目標	R6実績		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）					R7目標			
			所管課(室)名						事業対象					
取組項目 i ii iii	○	1	跡地活用検討経費	88,518	40,018	53,613			●事業内容 県庁舎跡地における賑わい・交流の場の創出を推進するため、基本構想の具体化に向けた調査等を実施するとともに、跡地の暫定供用を継続実施。 ●実施状況 基本構想の具体化に向けて民間事業者等へのマーケットサウンディングを実施し、公共で整備する機能の配置イメージ案を整理し、公表した。また、暫定供用期間中の賑わい創出のため、イベント開催の支援等に取り組んだ。	【活動指標】 R5:県議会等への整備進捗状況の報告回数（回）	4	4	100%	●事業の成果 ・マーケットサウンディング説明会を実施し、個別対話も含め多くの民間事業者の参加があり、今後の整備に向けたの意見交換を行った。 ・本県の食や観光などの魅力を発信するイベントとして、市町や関係団体、庁内各課等と連携し、長崎くんちに合わせた長崎大縁日やランタンフェスティバルに合わせた県産品フードマルシェを開催した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・マーケットサウンディングを通じて、民間事業者の考えを把握することができたため、今後の事業スキーム等の検討を進めていくうえで、有効なものとなった。
										R6-:県庁舎跡地整備に係るサウンディングの実施（回）	1	1	100%	
											1			
				5,620	5,620	47,304				【活動指標】 R5:検証する機能の種類(種類)	7	7	100%	
										R6-:利活用に向けた市町等への働きかけ回数（回）	10	10	100%	
											5			
				97,853	95,886	47,268				【成果指標】 R6-:県庁舎跡地整備に係る民間ニーズの把握	—	—	—	
											把握	把握	—	
											把握			
										【成果指標】 R5：調査・検証結果の取りまとめ	経過報告	経過報告	—	
			H21-	—						R6-:市町等と連携した事業の実施回数（回）	2	2	100%	
			県庁舎跡地活用室	—	—	—			県、長崎市		2			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　県庁舎跡地に整備する主要機能及びその詳細な機能並びに規模等の検討
ⅱ　長崎市の中心部における県庁舎跡地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創設
ⅲ　賑わい創出や交流人口の拡大のための機能等の整備と企画運営の仕組みづくり

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
基本構想では、整備する主な機能や利活用イメージについての記載はあるが、漠然とした内容であるため、施設の規模や配置、設備内容や利活用イメージ等について、より具体的な検討を進めていく必要がある。	これまでの検証結果や専門家、民間事業者等との意見交換、県議会をはじめとする関係者の皆様のご意見等を参考にしながら、整備に向けた基本計画の策定を進めていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	跡地活用検討経費 H21- 県庁舎跡地活用室	事業スキームを通常の発注だけでなく、PFI事業としての発注の可能性についても検討を行う。	②⑥	関係者や民間事業者、専門家と意見交換を行いながら、整備する建物の規模や配置、事業スキーム等を整理し、整備に繋げていく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部　政策企画課	内田　正樹
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	④　ＩＲの整備や新幹線の開業等を見据えた大村湾周辺地域の活性化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	10,800

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

九州新幹線西九州ルートの開業やＩＲ誘致の動きを見据え、本県を訪れた方に大村湾周辺地域から離島地域を含めた県内各地域への周遊を促し、県民も含め利便性が高くストレスのない移動の実現を目指すため、MaaS等の新たなモビリティサービスの導入を図り、観光地域づくりを推進します。

（取組項目）

ｉ）MaaSをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	MaaS等新たなモビリティサービスの導入	目標値①		—	—	導入			導入（R5）
		実績値②	（R3）	—	導入				進捗状況
		達成率 ②／①		—	—	—			達成

（進捗状況の分析）

令和4年8月に、長崎県においてMaaSアプリ「my route」を導入済み。

令和5年度においては、MaaSのさらなる推進に向けた九州MaaSの導入にかかる計画等を検討する会議に参加した。

令和6年度においては、九州各県や交通事業者等で構成される「（一社）九州MaaS協議会」に参画し、8月から九州MaaSのサービスが開始された。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象					
取組項目ｉ	○	1	MaaS推進事業費					【活動指標】				●事業の成果 「（一社）九州MaaS協議会」に参画し、九州各県や交通事業者等と協議を重ね、令和6年8月から九州MaaSのサービスが開始された。利用者にとって利便性の高いサービスを提供することで、国内外からの移動需要の創出や交流人口の拡大が図られる。 ●事業群の目標達成への寄与 九州MaaSのサービス開始により、本県のMaaSのさらなる推進に寄与する。
				10,800	10,800	3,942	●事業内容 「（一社）九州MaaS協議会」に参画し、九州MaaSのサービス開始及び利用拡大・普及促進に取り組む。 ●実施状況 「（一社）九州MaaS協議会」において、九州各県や交通事業者等と協議を重ね、令和6年8月に九州MaaSのサービスが開始された。	関係事業者等が開催する協議会への参加回数（回）	3	7	233%	
				10,994	10,994	3,939			3			
				—				【成果指標】				
			R6-8					R6:九州MaaSへの参画	参画	参画	100%	
								【成果指標】				
			政策企画課	—	—	—	九州各県の自治体および民間事業者、サービス利用者等	R7-:「my route」アプリの県内ダウンロード数（累計）（件）	19,000			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	MaaSをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 九州MaaSは、九州全域で取り組むことで、広域的なルート検索や周遊チケットの提供、観光施設との連携など、様々なサービスの利便性向上や公共交通の維持・確保、交流人口の拡大による経済活性化にもつながるものであるため、九州MaaSの普及促進及び参画事業者の拡大が重要な課題である。	●課題解決に向けた方向性 九州MaaS協議会の一員として、九州MaaSのさらなる普及促進を図るため、九州MaaSの利用拡大に向けたPR及び官民連携の推進に取り組む。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	MaaS推進事業費 R6-8 政策企画課	九州MaaS協議会の一員として、九州MaaSのさらなる普及促進及び利用拡大を図るため、九州MaaS協議会が主催する各種会議やワーキンググループへの参加を通じ、九州MaaSの利用拡大に向けたPR及び官民連携のさらなる推進に貢献する。	③⑥⑨	前年度に引き続き、九州MaaSの利用拡大に向けたPR及び官民連携のさらなる推進に貢献する。 加えて、九州MaaS協議会への参画を達成したことを踏まえ、同協議会の事業内容を考慮し、所管する庁内担当部局を調整・検討する。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	真鳥　喜博
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤ 市町と連携した景観まちづくりの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	8,527

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

五島列島の島なみの景観や大村湾を中心とした沿岸の景観など、市町の行政区域を越えて広がる特徴的な景観を保全し、さらに魅力を高めるため、それぞれの地域に関係する市町と連携・協力しながら広域景観形成事業に取り組みます。また、子どもたちに景観教育を実施することにより、地域の歴史・文化・営みを学ぶことで、地元への愛着を育み定住の促進を図ります。

（取組項目）

ⅰ）景観行政団体及び同団体への移行を目指す市町の景観計画策定等を支援
ⅱ）地域の魅力ある景観形成を先導するための、県施行の公共施設等整備事業に対する専門家によるデザイン支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	広域エリアにおける県及び市町の連携による景観形成ガイドラインの策定（累計）	目標値①		1件	2件	2件	2件	2件	2件 (R7)
		実績値②	0件 (R元)	0件	0件	0件	0件		進捗状況
		達成率 ②／①		0%	0%	0%	0%		遅れ

（進捗状況の分析）

「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」ためには、都市部と同じような画一的な都市景観を求めるよりも、生活や文化に根ざした長崎らしい美しい景観（自然景観、歴史文化景観、地域景観、これらを背景とした複合的で、地域ごとの豊かな多様性をもつ景観）を維持、保全、創造していくことが重要である。

最終目標の達成には、関係市町が協力・連携して取り組むことが必要だが、市町間で景観行政の優先度や考え方の温度差が大きく、進捗が図られていない。関係市町に対して、広域景観の形成に取り組む上でどのような問題があるのか、ヒヤリング等を進めてきているが、関係市町から、一緒に何に取り組むべきなのか、具体的なイメージや方向性を共有すべきという意見が多く聞かれた。そこで、まずは大村湾の広域景観の魅力を県と関係市町が再認識し、共通認識とするために、県市町合同で現地調査を実施。R6年度には大村湾東側、R7年度には西側の調査を行い、2年かけて大村湾全体の広域景観を調査する予定である。その結果をもとに市町と取組の具体的なイメージや方向性を共有しながら、今後の環大村湾広域景観における動きについて検討を深めていきたい。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）				令和６年度事業の成果等
				R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	主な指標	R5目標	R5実績	達成率	
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ ⅱ	○	1	長崎らしい景観形成推進事業	1,716	1,716	4,642	●事業内容 地域の特性を生かした景観の保全と創造を推進するため、県事業課や市町、県民等の求めに応じ、美しい景観形成アドバイザーを派遣する。 県内の公共事業等に対し、景観への配慮が必要な事業について選定し、専門家の意見を取り入れながらデザインの支援を行う。 ●実施状況 県事業課や市町、県民等からの要請に基づき美しい景観形成アドバイザーを派遣し、まちづくりに対するアドバイスを実施した。また、市町の景観に関するニーズを捉えるための景観連絡会議を開催し、広域景観の形成に向けて関係市町と意見交換を行うなど、長崎らしい景観形成を推進した。 公共事業デザイン推進制度では、県及び市町が行う公共事業の計画又は設計段階のデザイン支援が必要な事業の調整を行っている。	【活動指標】 景観形成アドバイザーの派遣人数（人）	20	10	50%	●事業の成果 ・景観に配慮した施工方法やまちづくりに関するアドバイスにより、地域の特性を活かした景観資産の保全を推進することができた。 ・公共デザイン支援会議は、対象案件を選定した結果、事業の進捗状況を鑑み具体のデザイン調整には至らなかったが、今後のデザイン調整の方針について調整を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーの高度な助言をどれだけ施策や事業に反映させる事ができるかが派遣先の課題としてあったが、助言を取り入れることで、景観への意識向上に一定寄与した。
				2,051	2,051	11,282			20	2	10%	
				2,584	2,584	7,090			10			
				景観法 長崎県美しいまちづくり推進条例				【活動指標】 公共デザイン支援会議での検討回数(回)	1	2	200%	
									1	1	100%	
									1			
								【成果指標】 派遣後、アドバイザーの助言が市町の各種取組に反映された割合（%）	90	100	111%	
									90	100	111%	
									90			
			H23-					【成果指標】 公共デザイン支援を行なった事業数（件）	5	1	20%	
									5	1	20%	
			都市政策課	—	—	—	市町、県民等		1			

取組項目i	○	2	21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業）	3,939	3,939	9,144	●事業内容 交流人口の拡大、地域課題の解決、地域資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町等地域が取り組む景観整備等のまちづくりの事業に対して、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を交付する。 ●実施状況 地域景観の核となる景観資産4件の修景・保全に係る補助を実施したことにより、資産の魅力向上及び地域のまちづくりへの活用が推進された。	【活動指標】 R5,6：補助件数（件/年）※景観計画策定	1	0	0%	●事業の成果 ・これまでの県の支援により市町の計画策定が一定進んでいったが、残る市町は景観計画策定に複数の課題を抱えており、目標達成に至らなかった。 ・景観資産4件の修景・保全に係る補助を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域景観の核となる景観資産4件の修景・保全が行われたことにより、美しい景観形成及び地域のまちづくりに寄与した。
				5,242	5,242	1,556			1	0	0%		
				5,365	5,365	1,576		R7-：景観計画の策定に関する市町へのヒアリングや他自治体の取組み方法を共有した件数（件/年） ※景観計画等策定事業	1				
				長崎県美しいまちづくり推進条例				【活動指標】 R5,6：補助件数（件/年）※景観資産等	3	5	166%		
									3	4	133%		
								R7-：補助に関する市町への説明や所有者への周知件数（件/年）※景観資産活用事業等	2				
								【成果指標】 R5,6：景観法に基づく景観計画等の策定または景観計画に基づく各種規制基準等の作成（件/年）	1	0	0%		
									1	0	0%		
								R7-：景観計画等策定事業の補助件数（件/年）	1				
								【成果指標】 R5,6：事業実施主体に対するアンケート調査で「まちなみや景観がよくなった」と回答した割合（%）	100	100	100%		
			H15-						100	100	100%		
			都市政策課	—	—	—	市町	R7-：景観資産活用事業等の補助件数（件/年）	3				
取組項目ii		3	屋外広告物指導監督費（周知啓発）	866	866	4,595	●事業内容 屋外広告物講習会は、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置に必要な知識の修得のため、長崎市・佐世保市との共催により開催し、屋外広告物に関する法令や景観、安全性等について講習を行う。 「ながさきサインフォーラム」は、屋外広告物制度の普及や違反広告物への意識を高めるため、県屋外広告美術協同組合が主催、県及び開催市町が共催で各年度1回開催している。 ●実施状況 屋外広告物講習会は、令和6年11月14日に長崎市役所庁舎において開催、受講者34名に修了証を交付した。 また、「ながさきサインフォーラム」は、令和7年1月17日にミライon図書館（大村市）で開催。民間広告事業者、行政関係者など計37名が参加。行政からの報告事項、老朽看板やデジタルサイネージの野外展示、大村駅周辺のサインウォッチング、屋外広告物トークセッションなどを実施した。	【活動指標】 屋外広告物講習会の開催（回／年）	1	1	100%	●事業の成果 ・屋外広告物講習会の受講者は、屋外広告業の業務主任者の資格を得ることや、屋外広告物の管理者としての知識習得を目指す人が多い。前年度アンケート結果を長崎市・佐世保市と共有し、配布資料に改善を施した結果、受講者の理解度について目標を達成できた。また、サインフォーラムにおいては、県のドローン活用施策についても紹介し、広告物の安全点検方法について、検討を深めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・屋外広告物講習会では、屋外広告物関係法令や広告物の安全確保、良好な景観形成について理解を深めることによって、またサインフォーラムでは、街中の広告物の実地観察等によって、地域景観向上への意識醸成や取組促進に寄与した。
				1,234	1,234	3,942			1	1	100%		
				1,214	1,214	3,939			1				
				長崎県屋外広告物条例				【成果指標】 屋外広告物講習会受講者アンケートにおいて、理解できたと回答した割合（%）	90	94	104%		
			—						90	91	101%		
			都市政策課	—	—	—	県民等		90				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	景観行政団体及び同団体への移行を目指す市町の景観計画策定等を支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 景観計画を策定している15市町のうち、13市町が「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用することで景観計画を策定しているなど県の支援によって市町の計画策定が一定進んできたが、残る６市町（諫早市、西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町）において景観計画が未策定という状況にある。	●課題解決に向けた方向性 ・ 環大村湾の広域景観形成の取組を進めることを通して、関係自治体の景観行政や広域景観形成への意識醸成を図りながら、景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた作業の着手を促していく。
ⅱ	地域の魅力ある景観形成を先導するための、県施行の公共施設等整備事業に対する専門家によるデザイン支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 公共デザイン推進制度については、公共デザイン支援会議により、景観に配慮した施設が県内各地で完成し、他事業の模範となっている。当制度は、県が質の高い公共施設等を整備し、魅力ある景観の保全・形成を先導することで、市町・民間企業の追随を促すことを目的としていることより、これらの取組を県内の類似事業に波及させていく必要があるが、適切な時期に会議開催ができなければ事業の進捗を止めてしまう可能性もある。 ・ 屋外広告物講習会は、屋外広告業の業務主任者資格を取得できるなど、屋外広告物全般にわたる講習会であるが、初心者から経験者まで幅広い受講があるため、理解しやすい内容とするための工夫が求められる。また、「ながさきサインフォーラムは、主催者である県屋外広告美術協同組合との連携が不可欠であるが、一般県民の関心を高め、参加を促すような魅力的なプログラムを盛り込むことが望まれる。組合の企画を早期に把握し、内容の調整を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・ これまでのデザイン支援の成果を検証し取りまとめた「景観に配慮した公共事業事例集」を土木職員への研修等で活用し周知していくことと併せて、柔軟かつ効率的な会議運営を行い、公共事業の円滑な推進にも取り組んでいく。検討する事業を選定する際に、事業のスケジュール感をヒアリングし、適切な時期に開催する。 ・ 屋外広告物講習会は、昨年度の受講者アンケートの分析を踏まえ、法令順守や、景観に配慮した広告物の事例、安全点検の必要性について、より効果的な周知ができるよう努める。また、ながさきサインフォーラムについては、主催者・県・地元開催市町において、企画内容や県民への周知手段の検討を行い、フォーラムの実施効果を高めていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	長崎らしい景観形成推進事業 H23- 都市政策課	景観形成アドバイザーの派遣人数を増加させるため、関係各課に加え21市町へも活用依頼を送付する。また、まちづくり景観資産の所有者宛てに景観形成アドバイザー活用の案内を送付する。	②	コロナ禍で景観形成アドバイザーの派遣人数が低下しており、その間に関係課、市町及びまちづくり景観資産所有者の派遣制度に対する認知が下がっているため、引き続き派遣制度の周知に努める。今後は活用事例等の情報を共有しながらアドバイザーの活用を促すよう努める。	改善
取組項目ⅰ	○	2	21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業） H15- 都市政策課	重点ヒアリングでの財政課意見を踏まえ、活動指標を能動的な内容に見直した。また、成果指標については、より客観的な判断が出来る内容に見直した。	―	景観計画の策定に至っていない市町については、予算措置の課題や職員の不足、景観意識の不足など、景観計画の策定・運用方法についての複数の課題が挙げられるが、厳しい財政状況が主な課題となっていることから、市町への財政支援の一助としても引き続き本制度を継続するとともに、別途開催している景観連絡会議においても継続して市町職員の意識向上を図るなど、景観計画策定を促すよう努める。	現状維持
取組項目ⅱ		3	屋外広告物指導監督費（周知啓発） ― 都市政策課	屋外広告物講習会は、配布資料の種類が多く、資料の内容は各講師が作成するが、受講者の理解を助けるために、昨年度の受講者アンケートの内容を踏まえて、各講師に改良を要請する。 ながさきサインフォーラムでは、一般県民の参加を促すため、主催者である組合との早期の打合せ実施を促す。	―	屋外広告物講習会については、受講者の声を踏まえ、長崎市・佐世保市と調整しながら、より効果的な講義内容となるように引き続き工夫に努めるとともに、初の佐世保市開催に向けて、両市との調整を進める。 また、ながさきサインフォーラムについては、長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、参加者が屋外広告物の安全や良好な景観への意識を高められるよう、引き続き内容の充実に努める。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	真鳥 喜博
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	⑥ 都市機能の集約化による効率的な市街地の形成	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	6,160

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

中心拠点や生活拠点への都市機能（医療・福祉・商業等）の集約や、その周辺への居住の誘導により、
高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる都市環境を構築し、生活利便性の維持・向上及び持続可能な都市経営の実現を図ります。

（取組項目）

ⅰ）都市計画基礎調査の実施
ⅱ）立地適正化計画作成の推進、取組実施への支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	立地適正化計画を作成した市町数（累計）	目標値①		3市町	4市町	5市町	6市町	7市町	7市町（R7）
		実績値②	2市（R元）	3市町	4市町	5市町	6市町		進捗状況
		達成率 ②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

都市再生特別措置法の改正により、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定められ、令和6年度までに6市町が立地適正化計画を作成(公表)した。

現在、検討中の市町について、検討会等に参加するなど、必要な助言などによる、支援等を行う。また、新たに計画策定を推進するため、各会議などの機会に際し、最新情報などを提供するなど、普及啓発等を行うとともに、検討に関心を示した市町に対して、個別に働きかけを行う。

引き続き、各市町に対して支援等を行い、計画策定の推進を図っていく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 ⅰ ⅱ	○	1	都市対策費（基礎調査）	8,800	4,400	1,532	●事業内容 社会経済情勢の変化等に対応し、適切な都市計画の見直しを行うため、都市計画区域について、都市計画法省令に基づき、人口や産業、土地利用などの項目の調査を行った。 ●実施状況 令和6年：1市	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・令和6年度については、1市の調査を行い、都市計画の現状及び課題を把握し、立地適正化計画作成の検討につなげる。 ●事業群の目標達成への寄与 ・人口や産業、土地利用などのデータ収集により、立地適正化計画の作成に必要な基礎データとすることができた。
				6,160	3,080	1,577		調査を実施した市町数	1	1	100%	
				15,930	7,965	1,576			3			
				都市計画法第６条				【成果指標】	2	2	100%	
			—					都市計画の変更の有無を判断した市町数	1	1	100%	
			都市政策課	○	—	—	都市計画区域		3			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	都市計画基礎調査の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　都市計画基礎調査については、法で求められている調査項目に従い調査を行っており、都市計画の見直しや立地適正化計画の策定を行うために必要な基礎資料が得られている。今後、調査結果に基づいた都市計画の検討に必要なデータを整理し、立地適正化計画策定に、効果的に反映できるよう、データの活用を行う。☒	●課題解決に向けた方向性 　基礎調査結果を立地適正化計画の検討に際し、客観的・定量的な評価・分析などに活用でき、調査データをGISデータにする。
ⅱ	立地適正化計画作成の推進、取組実施への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　作成主体である各市町に対して、会議等で、個別協議を含めた普及啓発等を行ったため、複数の市町が計画策定に取り組んでいる。さらに、県も計画策定検討委員会等に参加し、技術的助言など支援を行い、予定どおりに計画策定を行った。今後も作成中又は新規で取り組む市町への普及啓発を引き続き行い、計画策定に係る助言等の支援により一層取り組みたい。	●課題解決に向けた方向性 　県が立地適正化計画の普及啓発を行うにあたり、新規で計画策定の取り組みを検討する市町に対しては、定期的な協議を実施し、まちづくりの課題を共有するなどして、積極的に支援することで、計画策定に向けた機運の醸成を図っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ	○	1	都市対策費（基礎調査） ― 都市政策課	―	―	引き続き、立地適正化計画の策定に必要な基礎データ収集を、関係市町とも連携しながら、適切に実施していく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　地域づくり推進課　梅田　真由美
施策名	4　しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	交通政策課、観光振興課、高校教育課
事業群名	①　しまの資源を活かした地域活性化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　2,763,472

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

しまの人口減少に歯止めをかけるため、有人国境離島法関連施策等を積極的に活用し、新たな雇用の場の創出や、地域資源を活かした生産者の事業拡大、滞在型観光の推進による交流人口の拡大などに取り組み、しまの活性化を推進します。

（取組項目）

ⅰ）しまの特性に応じた産業の活性化
ⅱ）しまの魅力を活かした交流人口等の拡大

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	雇用機会拡充事業による新規雇用者数	目標値①		200人	200人	200人	200人	200人	200人（R7年度）
		実績値②	183人（R元年度）	144人	150人	126人	117人		進捗状況
		達成率②／①		72%	75%	63%	58%		遅れ
その他関連指標	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	しまの人口の社会増減数	目標値①		▲510人	▲407人	▲305人	▲204人	▲102人	▲102人（R7年）
		実績値②	▲642人（R元年）	▲901人	▲529人	▲608人	▲729人		進捗状況
		達成率②／①		0%	48%	10%	0%		遅れ

（進捗状況の分析）

雇用機会拡充事業（国境離島創業・事業拡大等支援事業費）による新規雇用者数は、島内事業者による同事業の活用が一定進んだことや島内の人手不足などから、目標を下回った。

また、関連指標である、しまの人口の社会増減数については、有人国境離島法施行前は約1,000人の社会減であったが、法施行後は改善傾向に転じているものの、令和6年は転入者が前年から166人減少し、前年の実績をさらに下回った。

しまの活性化に重要な役割を果たす雇用機会拡充事業の更なる活用の促進など、国の交付金等を最大限に活用しながら、関係市町と一体となって、引き続き各種施策に積極的に取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	国境離島創業・事業拡大等支援事業費	590,244	120,495	19,148	●事業内容 特定有人国境離島地域において、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援する。 ●実施状況 西海市を除く6市町（対馬市、壱岐市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市）において、82件の支援を行った。	【活動指標】 事業周知に向けた説明会等の回数（回）	30	37	123%	●事業の成果 ・島内事業者による事業活用が一定進んだこと、島内の人材不足などの要因から、事業件数や新規雇用者数は減少傾向にあり、令和6年度の新規雇用者数は目標の58%となる117人にとどまった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業により多くの新規雇用の場が創出されており、特定有人国境離島地域の社会減の改善に重要な役割を果たしている。
				582,047	117,897	17,345			30	30	100%	
				948,409	192,876	17,332			30			
			H29-	有人国境離島法				【成果指標】 新規雇用者数（人）	200	126	63%	
									200	117	58%	
			地域づくり推進課	—	—	—	特定有人国境離島地域の市町		200			

取組項目i		2	しまのビジネスチャレンジ促進事業費	18,402	9,456	7,659	●事業内容 島内外からの雇用機会拡充事業の活用を促進するとともに、地域課題の解決につながる事業等を創出するため、しまのビジネスコンテストを開催する。 ●実施状況 しまのビジネスコンテストのアイデア募集開始後、オンライントークセッションイベントを3回実施し、予備審査を経て、12月に本審査会・表彰式を県庁において開催した。	【活動指標】 -R6:海援隊等による支援回数（回）	50	56	112%	●事業の成果 ・ビジネスコンテスト関連イベントの開催をはじめ、募集に係る周知・相談対応等を計59回実施するなど、前年度の実施結果を踏まえPRの方法を改善したが、国境離島創業・事業拡大等支援事業への応募件数は前年度並みであった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・しまの魅力や国境離島創業・事業拡大等支援事業等の認知度向上に寄与した。
				16,128	7,330	7,878			50	59	118%		
				17,419	9,043	10,241		R7:募集に係る周知等の回数（回）	50				
				有人国境離島法、離島振興法				【成果指標】 国境離島創業・事業拡大等支援事業の応募件数（件）	200	160	80%		
			R5-7						230	167	72%		
			地域づくり推進課	—	—	—	国境離島創業・事業拡大等支援事業の活用検討者等		260				
		3	国境離島輸送コスト支援事業費	145,847	145,847	7,659	●事業内容 特定有人国境離島地域において、加工品以外の農水産品全般の出荷（移出）や原材料等の仕入れ（移入）にかかる輸送費用を支援する。 ●実施状況 対象となる7市町の159事業者に対し支援を行った。	【活動指標】 輸送コスト支援事業の活用事業者数（事業者）	150	156	104%	●事業の成果 ・本事業の活用事業者は、前年度から3事業者増加し、国境離島創業・事業拡大等支援事業の活用事業者は1事業者増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業者の生産意欲が向上し、新規雇用や設備投資などにつながった。
				147,161	147,161	5,519			150	159	106%		
				170,481	170,481	5,515			150				
				有人国境離島法				【成果指標】 活用事業者のうち国境離島創業・事業拡大等支援事業に取り組んだ事業者数（累計）（事業者）	50	49	98%		
			H29-						54	50	92%		
			地域づくり推進課	—	—	—	特定有人国境離島地域の市町		57				
		4	しまの産品ステップアップ推進事業費	73,919	8,022	11,489	●事業内容 食品流通専門の団体と連携し、しまの産品の販路拡大を支援するとともに、事業者が抱える様々な課題の解決に向けて市場・消費者の視点に立って指導・アドバイスを行う伴走型の支援を実施する。 ●実施状況 しまへのバイヤー等の招聘、大型商談会への出展、スーパー等での販促フェアの実施、新商品の開発など、しまの事業者に対し各種支援を行った。	【活動指標】 支援するしまの事業者数（事業者）	140	130	92%	●事業の成果 ・しまへのバイヤー等の招聘、大型商談会への出展支援等の取組により、支援したしまの事業者の販売額は、目標を大きく上回った。
				84,772	19,937	13,403			150	136	90%		
				—				【成果指標】 県や市町・しまの地域商社等の支援による、しまの事業者の新たな販売額（百万円）	800	1,204	150%		
			(R6終了)R2-6						1,000	1,285	128%		
			地域づくり推進課	—	—	—	しまにおける食品の生産・製造・流通事業者等						
		5	しま振興推進費	62,364	56,625	15,318	●事業内容 離島振興予算を確保するため、国等に対し提案・要望活動等を行うとともに、有人国境離島以外の離島への輸送コスト支援などを実施する。 ●実施状況 政府施策要望をはじめ、あらゆる機会を通じ離島振興予算の確保や有人国境離島法の改正・延長等の要望を行った。また、有人国境離島以外の離島への輸送コスト支援などを行った。	【活動指標】 国等への提案・要望活動等の回数（回）	15	16	106%	●事業の成果 ・令和7年度当初予算における本県への離島振興関係公共事業予算の採択率は59.7%となった。なお、令和6年度当初予算における国全体の離島振興関係公共事業予算に占める本県の割合は36.0%であった。
				53,153	48,356	18,922			15	16	106%		
				40,324	38,080	22,058			15				
				離島振興法				【成果指標】 離島振興予算の採択率（%）	数値目標なし	56.8	—		
			S58-						数値目標なし	59.7	—		
			地域づくり推進課	—	—	—	政府与党・国会議員・関係省庁、市町等		数値目標なし				

取組項目ii	○	6	しま旅滞在促進事業費	854,946	263,807	5,361	●事業内容 特定有人国境離島地域への滞在観光を推進するため、地域の魅力を活かした旅行商品の企画開発への支援等の実施。 ●実施内容 旅行会社が造成・販売する体験プランと宿泊、交通を組み合わせた旅行商品への支援等を実施した。	【活動指標】 事業の対象となった旅行商品数（商品）	383	473	123%	●事業の成果 ・国の交付金の大幅な減額等により、延べ宿泊者数は34%となったものの、旅行商品数は101%と目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・旅行商品に対する開発・販売助成支援等の実施により、滞在型観光の推進、地域経済の活性化に一定寄与した。
				200,802	46,133	5,519			473	480	101%		
				255,428	58,642	4,727			480				
				有人国境離島法				【成果指標】 事業の対象となった旅行商品等の延べ宿泊者数（人）	65,504	69,199	105%		
			H29-						82,904	28,231	34%		
			観光振興課	—	—	—	観光関連団体		46,000				
		7	しま旅受入体制整備事業費（－R5：しま旅グレードアップ事業費）	135,221	17,046	11,489	●事業内容 特定有人国境離島地域への滞在型観光を推進するため、旅行者に「もう一泊」してもらうための仕掛けづくりや各地域の受入体制構築への支援等の実施。 ●実施内容 各市町ならではの魅力を活かした長期滞在型観光に繋がる着地型旅行商品の造成や販売等への支援を実施。また、教育プログラムの充実や誘客促進などに取り組んだ。	【活動指標】 しまづくり補助金の助成件数（件）	10	17	170%	●事業の成果 ・関係者との調整に時間を要したことによる商品の販売開始時期の遅れや、悪天候等による体験プログラム受入人数の減少等の理由により成果指標を達成することができなかったものの、各市町ならではの魅力を活かした長期滞在型観光に繋がる着地型旅行商品の造成や販売等への支援を通して、特定有人国境離島地域への滞在型観光の推進に向けた取組を進めることができた。
				102,119	18,285	11,826			10	15	150%		
				111,067	18,294	8,666			10				
				有人国境離島法				【成果指標】 事業実施主体が作成する「実績確認調書」の目標に対する達成又は一部達成の事業の割合（%）	100	65	65%		
			H29-						100	53	53%		
			観光振興課	—	—	—	観光関連団体・企業、関係市町		100				
		8	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	1,492,881	433,288	7,659	●事業内容 特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民等の航路運賃をJR運賃並みまで、航空路運賃を新幹線運賃並みまで低廉化する経費を支援する。 ●実施内容 24路線において、1,138,025人に対し国境離島割引を行った。	【活動指標】 運賃低廉化対象路線数（路線）	数値目標なし	24	ー	●事業の成果 ・令和6年度の割引利用者数は、昨年度と比較して航路が1.3%、航空路が1.1%の増となり、有人国境離島地域における住民等の航路・航空路運賃を低廉化することで、地域社会の維持、地域住民の移動に要する負担軽減に繋げることができた。
				1,524,344	442,396	7,884			数値目標なし	24	ー		
				1,698,174	493,104	7,878			数値目標なし				
				有人国境離島法				【成果指標】 年間の航路・航空路輸送客数（人）	数値目標なし	2,353,381	ー		
			H29-						数値目標なし	2,322,387	ー		
			交通政策課	—	—	—	国境離島航路・航空路運航事業者		数値目標なし				
		9	高校生の離島留学推進事業	42,860	33,245	12,254	●事業内容 しまの特色ある教育課程の中で、自分を磨き、自分らしさを発見することで、希望する進路を実現するとともに、しまの豊かな自然や文化、あたたかさにふれることで、第2のふるさととしての思いを醸成し、生涯にわたり、しま親、友人、島民とのぬくもりのある交流を生み出すための支援の実施。 ●実施状況 離島留学生が安心して生活できるよう、また、持続可能な制度となるよう、離島留学推進協議会を開催して取組内容の検証を行うとともに、令和6年3月に公表した離島留学制度の改善策を具体化する取組を行った。 体験入学や宿泊体験への参加者を増やすべく、年度前半の広報活動に力を入れるとともに、在校生が各学科やコースの魅力を中学生や保護者に広く発信し、離島留学への関心を喚起するよう努めた。	【活動指標】 R5：他県教育委員会への 訪問回数＋説明会で の説明回数（回）	105	40	38%	●事業の成果 ・令和6年度の離島留学生の高校生活における満足度は、令和5年度と比較して20.4ポイントの増となった。 ・県内外での説明会、メディアおよびリーフレットやポスターの配布による広報活動、宿泊体験等の取組を実施し、令和7年4月の入学者数は57名で、昨年度より入学者数12名増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島留学実施校が企画する体験入学や宿泊体験への参加もしまの魅力を活かした交流人口等の拡大に寄与している。 ・また、「離島留学制度の改善策」に基づく離島留学支援員の増員等、生徒の支援体制の充実を図ることで満足度の向上に寄与している。
				52,946	37,395	13,403			1	1.2	120%		
				74,975	62,708	12,605			1				
				—				【成果指標】 R5：離島留学制度による留学者数（入学者選抜における合格者数） （人）	110	45	40%		
			H13-						90	94	104%		
			高校教育課	—	—	—	中学生、高校生	R6-：離島留学生の高校生活の満足度（%）	90				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　しまの特性に応じた産業の活性化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
雇用機会拡充事業（国境離島創業・事業拡大等支援事業費）においては、制度開始からの８年間で1,600人を超える雇用の場を創出し、令和７年度は当初交付決定時点で82人の雇用の場の創出が見込まれている。しかし、事業拡大に意欲的な島内事業者による同事業の活用が一定進んだこと、また、島内の人手不足により雇用者の確保が困難になっていることから、事業件数、新規雇用者数ともに減少傾向にある。 国境離島輸送コスト支援事業費及びしまの産品ステップアップ事業費においては、しまの生産者・事業者の新規雇用や賃金アップをはじめ、設備投資、販路拡大等につながり、農水産業や食品製造業等の振興に寄与している。一方で、小規模な生産者・事業者にあっては、生産拡大やブランド化などの新たな取組につなげることが難しいケースが見られる。	国境離島地域において継続的に雇用の拡大を図るためには、島内はもとより島外から事業者及び働き手を呼び込む必要がある。このため、引き続き関係市町等と連携して、しまのビジネスチャレンジ促進事業費や移住相談会などあらゆる機会を通じて、「しま」の魅力や雇用機会拡充事業等の認知度をさらに向上させ、事業者の掘り起こしや人材の確保に取り組んでいく。

ⅱ　しまの魅力を活かした交流人口の拡大

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
しま旅滞在促進事業費については、国の交付金の大幅な減額等により、令和６年度のしま旅旅行商品の延べ宿泊者数は、28,231人泊となり、前年を上回ることができなかった。 しま旅受入体制整備事業費については、関係者との調整に時間を要したことによる商品の販売開始時期の遅れや、悪天候等による体験プログラム受入人数の減少等の理由により、計画に沿った事業進捗が図られなかったことから、事業進捗管理の徹底等により事業効果を高める必要がある。	国の交付金は、航路、航空路運賃の値上げ等に伴い、今後も運賃低廉化事業や輸送コスト支援事業の増加が見込まれることから、必要な滞在型観光事業予算の確保について、関係市町と連携して国へ要望していく。 しま旅滞在促進事業費については、より効果的な事業執行に努めるとともに、引き続き関係市町や旅行会社等と連携しながら、地域の魅力を活かした旅行商品の販売を促進し、「もう1泊」に繋がる旅行需要を更に喚起していく。 しま旅受入体制整備事業費については、事業執行にあたり進捗管理の徹底等を関係市町に求め、事業効果を高めることにより「もう１泊」に繋がる受入体制づくりを推進していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	国境離島創業・事業拡大等支援事業費 H29- 地域づくり推進課	島内外に事業を周知するため、関係市町の公募開始について県HPでプレスリリースを行うほか、プレスリリース配信サービスを利用して主に県外への周知を行った。	②⑤⑥	令和７年度に実施する見直しの成果を検証したうえで、応募事業者数や新規雇用者数等の確保対策のさらなる改善を図る。また、対象となる事業者が増えるよう、国に対して制度拡充を要望していく。	改善
		2	しまのビジネスチャレンジ促進事業費 R5-7 地域づくり推進課	島の先輩事業者等によるメンタリングや伴走支援を充実させることで、応募者のビジネスアイデアの「しま」での実現可能性を高める。	②⑤⑥	これまでの成果を検証したうえで、しまの魅力や雇用拡充事業等の支援制度をPRし、しまでの創業等を促進する事業を展開していく。	終了
		3	国境離島輸送コスト支援事業費 H29- 地域づくり推進課	―	⑤⑥	引き続き関係市町と連携して、本事業を継続し、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図っていく。	現状維持
		5	しま振興推進費 S58- 地域づくり推進課	有人国境離島法が令和９年３月で期限を迎えることから、法の改正・延長に向けて県で意見書をとりまとめ、関係市町等と一体となって要望活動を行う。	⑧	引き続き、関係市町等と連携して、国に対し各種施策の充実及び必要な予算の確保を求めていく。	現状維持

取組項目ii	○	6	しま旅滞在促進事業費 H29- 観光振興課	旅行会社による「しま旅旅行商品」の造成・販売支援によって、島内の体験を組み込んだ旅行商品事業の充実を図る。また、各地域が地域に根差した滞在型観光や課題解決に資すると判断するコンテンツ等を旅行商品化する仕組みを創設し、さらなる誘客促進に取り組んでいく。	②⑤⑥	国に対して必要な予算の確保を求めていくとともに、安全安心な離島観光の実現に向けて、関係市町及び島内観光事業者、旅行会社等と連携を強化する。また、新たに創設した地域に根差した旅行商品の効果検証等を行いながら、引き続き、地域の魅力を活かした旅行商品等の販売を促進し、国境離島地域への観光誘客を図っていく。	改善
		7	しま旅受入体制整備事業費（－R5：しま旅グレードアップ事業費） H29- 観光振興課	離島の魅力を伝えるための効果的な情報発信や離島への修学旅行の誘致活動に加え、市町が事業計画を作成するにあたっては、国による事前ヒアリングの機会の活用を促すなどして、事業効果の高い内容への磨き上げにつなげたところであり、引き続きサポート体制を強化し、事業効果を高めていく。	②⑤⑥	国に対して必要な予算の確保を求めていくとともに、旅行者に「もう１泊」してもらうための滞在型観光の実現に向けて、引き続き関係市町と連携しながら、随時、改善・見直し等により、事業効果の高い内容に磨き上げ、国境離島地域の誘客につなげていく。 また、インバウンドを含めた観光誘客についても、関係市町と連携しながら随時取り組んで行く。	改善
		8	国境離島航路・航空路運賃軽減事業 H29- 交通政策課	―	⑤⑥	本事業は、国の交付金を活用して、対象地域に指定された離島住民向けに航路・航空路運賃に対する補助を行うものである。引き続き従来の利用実績や今年度の利用状況を踏まえながら、事業に必要な経費を確保し、継続して国境離島地域における住民の経済的負担の軽減を図る。	現状維持
		9	高校生の離島留学推進事業 H13- 高校教育課	―	②	すべての離島留学実施校において、安定した生徒募集が可能になるような体制づくり、しま親の維持・新規開拓等を進めるとともに、引き続き、中学生及びその保護者に離島留学制度について理解を促し、島外からの入学者増加のための広報活動等、必要な取組を検討していく。 また、「離島留学制度の改善策」の内容を踏まえ、離島留学生や保護者、しま親、離島留学実施校にとって安全で安心な制度となるよう、市、学校と連携しながら必要な措置を講じる。 令和８年度から新たに宇久島の自然や資源とDX等の最先端技術を組合せた学びによる離島留学制度を宇久高校に導入することで、交流人口の拡大や島の活性化を推進する。	拡充

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　地域づくり推進課　梅田　真由美
施策名	4　しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	
事業群名	②　地域の特色を活かした地域発のプロジェクトの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　8,243

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

活力ある地域づくりのため、それぞれの地域が自ら地域課題の解決に取り組むとともに、地域を担う一人一人の想いを活かしながら、豊かな自然環境、気候風土に培われた個性豊かな歴史文化など、それぞれの地域に特有の資源を活かした特色ある地域づくりを進めます。

（取組項目）

ⅰ）半島市町の広域連携による交流人口拡大及び定住促進の推進
ⅱ）各地域の特色や魅力的な地域資源を活かした地域活性化の取組の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	ながさき旅ネット内「半島のページ」のページビュー（PV)数	目標値①		7,020PV	7,125PV	7,232PV	7,340PV	7,450PV	7,450PV（R7年度）
		実績値②	6,814PV（R元年度）	5,767PV	6,673PV	7,696PV	10,634PV		進捗状況
		達成率 ②／①		82%	93%	106%	144%		順調

（進捗状況の分析）

地域内外の交流を活発化させるため、地域資源を活用した特徴ある地域づくりや、地域の魅力の効果的な情報発信を行うことで、認知度向上を目指し、国の制度・事業も活用しながら、令和6年度は新たに大学生と連携した半島地域の情報発信等を実施した結果、目標を達成した。

引き続き、目標達成に向けて引き続き市町が連携し広域的な活動を行うよう働きかけ、半島地域の魅力発信に取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要	令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	半島振興推進費	5,864	5,243	13,888	3,514	2,808	3,388	6,127	6,308	5,514		●事業内容 半島振興対策実施地域の振興を図るため、国への要望活動や市町等が広域連携して取り組む事業への支援（半島振興広域連携促進事業）を行う。 ●実施状況 県内外の関係団体と連携し、半島振興法の改正・延長や財政措置の充実等を国に対して要望した。 半島振興広域連携促進事業において、交流促進、産業振興等の事業を行った2団体を支援した。		【活動指標】 要望活動回数（回）	2 2 2	2 3	100% 150%				●事業の成果 ・全国の協議会と連携したものも含め、国への要望を3回実施したことが、半島振興法の改正・延長の後押しとなった。 ・半島振興広域連携促進事業に係る事業費の必要額が確保された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・半島振興広域連携促進事業において、SNS等で半島地域の魅力を情報発信する取組を支援し、目標達成に寄与した。
			H13-	半島振興法												【成果指標】 半島振興策に係る国の支援等の要望実現	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	一部実現 一部実現	—	—			
			地域づくり推進課	—	—	—	—	—						半島振興対策実施地域									

取組項目ii	○	2	振興局活動推進費（県北プロジェクト）	3,000	1,500	3,830	●事業内容 肥前窯業圏の認知度向上を図るとともに、来訪者の周遊化と消費喚起につなげることで県北地域の経済活性化を図る。 ●実施状況 長崎・佐賀県及び関係自治体、団体等で設置する肥前窯業圏活性化推進協議会において、産地への誘客促進のためSNS等を活用した情報発信、福岡県内で開催される西日本陶磁器フェスタや陶器まつりでのPRブースの出展、JAFと連携したドライブスタンプラリーの実施等を行った。	【活動指標】	2	1	50%	●事業の成果 ・ドライブスタンプラリーの参加者数は令和5年度を下回り、目標の入館者数には届かなかったものの、参加者の7割がやきものを購入する等、一定の経済効果を創出することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各種事業を実施することにより、目標達成に寄与している。
				3,000	1,500	3,942		R5,6:新たな着地型旅行商品素材数(累計)（件）	2	1	50%	
				3,000	1,500	2,364		R7-：日本遺産「肥前窯業圏」を活用した事業の実施回数（回）	3			
				—				【成果指標】	139	172	123%	
			R3-						187	176	94%	
								圏域内主要文化施設の入館者数（千人）				
			地域づくり推進課	—	—	—	関係市町、関係団体（商工・観光・窯業）など		187			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　半島市町の広域連携による交流人口拡大及び定住促進の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

半島地域の魅力的な資源を活かして、観光・イベントプロモーションや産業の振興を図るイベントの実施など、半島地域をPRするための県内大学生と連携した情報発信や地域間交流などに取り組んできたが、依然として一般地域と比較して地理的な条件が不利であり、人口減少が進んでいる状況である。

国の財政措置等について要望活動を行い、事業費の必要額の確保、半島振興法の改正・延長につながっているが、依然として支援の拡充が必要である。

●課題解決に向けた方向性

国の財政措置等の充実が不可欠であり、庁内・市町からの意見も汲み取り、本県の実情を踏まえた具体的な要望・提案活動を継続的に行っていくとともに、半島振興計画に基づき半島地域の活性化を図る。

半島振興税制の活用促進のため商工会等を通じた制度周知を図り、また、市町が連携して国の補助事業等を有効活用した広域的な取組を行うよう働きかけ、半島地域の魅力発信等の取組を引き続き行っていくことで交流人口を増やし、地域の活力につなげる。

ii　各地域の特色や魅力的な地域資源を活かした地域活性化の取組の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

肥前窯業圏の認知度向上については、SNSの活用や福岡県で開催される各種イベントへの出展により、認知度向上・来場者の消費喚起につなげ地域の活性化を図ってきた。また、来場者へアンケートを実施し、認知度や購買意欲及びニーズの調査を行い、結果を窯元及び商社へ提供することができた。

今後は、「肥前窯業圏」の認知度をさらに向上させるため、PR事業を充実させるとともに、協議会を構成する関係団体との連携強化を図ることが課題である。

●課題解決に向けた方向性

引き続き、産地の特色を活かしたPR事業により認知度向上・誘客促進を図りつつ、協議会の事業戦略を明確化し、学校等教育機関や民間事業者等と連携した人材育成事業を実施することにより、日本遺産「肥前窯業圏」の認知度を向上させることで関係自治体の地域活性化を図っていく。

今後も、日本遺産として認定された「窯業圏」として継続していくため、長崎・佐賀県の両事務局が協力し、取り巻く環境に柔軟に対応できる圏域づくりを実施し、地域活性化に寄与していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	半島振興推進費 H13- 地域づくり推進課	令和７年４月１日から施行された改正半島振興法の趣旨を踏まえ、国の基本方針に基づき、関係市町と連携しながら半島振興計画を策定する。 国の交付金を活用し、半島地域の情報発信を強化する。	②⑤⑧	本県の実情等を踏まえた具体的な要望・提案を国に対して行っていくとともに、国の交付金等を活用した半島活性化を推進していく。	改善
取組項目 ii	○	2	振興局活動推進費（県北プロジェクト） R3- 地域づくり推進課	「肥前窯業圏」活性化推進総合戦略を改定し、協議会としての方向性を明確化するとともに、各事業の推進体制を強化する。	⑤⑥⑦	令和８年４月に日本遺産登録10周年を迎えることから、PR事業に力を入れ、「肥前窯業圏」の更なる認知度向上を図るとともに、地域活性化に寄与する取組を推進していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部　政策調整課　山下　公誉
施策名	4　しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	地域づくり推進課
事業群名	③　九州各県等との連携による取組推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　31,775

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

連携先を佐賀県に限らず、九州地方知事会・九州地域戦略会議の枠組みを活用して、より広域的な連携を目指します。具体的には、移住推進や小さな拠点とネットワークコミュニティ構築に向けた担い手確保、空港連携の検討、高卒就職者の圏域内就職率の向上等を九州各県共同して行います。

（取組項目）

ⅰ）九州・山口が一体となった移住促進
ⅱ）佐賀県等との連携による地域活性化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	九州・山口地域の移住者数の増加	目標値①		11,600人	12,900人	15,200人	15,800人		15,800人（R6）
		実績値②	8,755人（H30）	13,966人	15,244人	18,415人	16,981人		進捗状況
		達成率②／①		120%	118%	121%	107%		達成

（進捗状況の分析）

九州各県等との連携による取組については、九州地域戦略会議において策定された第2期九州創生アクションプラン「JEWELS+」（令和2～6年度）により、九州・山口各県と連携しながら、移住の促進をはじめ各種取組を実施したところである。

令和6年度の移住者数は16,981人となり、令和5年度の移住者数より減少したが、目標は達成した。

本取組は「JEWELS+」の終期である令和6年度をもって終了し、今後は九州・山口各県ごとに移住施策に取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）：主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	UIターン拡大事業費	25,867	12,838	16,975				●事業内容 市町と共同運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、UIターンの拡大を図る取組を実施。 ●実施状況 都市部での移住相談会の開催や、移住希望者に対する就職・転職や住まいの支援など、UIターンの拡大を図る取組を実施した。	【活動指標】 ながさき移住倶楽部会員登録数（累計）（人）	7,500	4,420	58%	●事業の成果 ・「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携して事業を実施したところ、過去最高だった令和5年度から77人減少したが、長期的には上昇傾向となる結果となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・移住希望者に対する丁寧な相談対応等により、移住者数の増加に寄与している。
				24,302	12,546	14,980						9,000	4,805	53%	
			(R6終了)R4-6	―							【成果指標】 移住者数（単年度）（人）	2,700	2,075	76%	
			地域づくり推進課	―	―	―				県外からの移住希望者		3,000	1,998	66%	
取組項目ⅰ	○	2	ながさきUIターン拡大・魅力発信事業費	46,588	24,129	33,088				●事業内容 市町と連携して、本県の魅力を発信し、「ながさき移住サポートセンター」を中心に移住希望者の相談等に対応。	【活動指標】 ながさき移住ナビアクセス数（件）	346,118			―
			(R7新規)R7-9	―							【成果指標】 移住者数（人）				
			地域づくり推進課	―	―	―				県外からの移住希望者		3,200			

取組項目ⅰ		3	地域活性化人材支援事業費	8,206	4,103	9,191	●事業内容 地域おこし協力隊の定住を促進するため、隊員の受入や任期後の活動等にかかる相談対応や研修会を実施。 ●実施状況 隊員・市町向け研修会等を計6回開催し、相談窓口の運営、アドバイザー派遣などの支援を実施したほか、隊員就任希望者に向けて県内の隊員の取組等を情報発信した。	【活動指標】	4	4	100%	●事業の成果 ・成果指標（定住率）は前年度から3ポイント上昇し60%となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域おこし協力隊の受入及び定住を促進することで、集落・地域コミュニティの維持・活性化に寄与している。
				7,473	3,737	9,461		県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）	6	6	100%		
			(R6終了)R4-6	―				【成果指標】	60	57	95%		
								地域おこし協力隊の本県への定住率（%） ※総務省調査に基づく	63	60	95%		
			地域づくり推進課	―	―	―	地域おこし協力隊員、隊員OB、OG、隊員就任希望者、市町						
取組項目ⅰ		4	ふるさとづくり推進費（地域おこし協力隊関係）				●事業内容 地域おこし協力隊の受入及び定住促進を図るため、隊員の受入や任期後の活動等にかかる相談対応等を実施するとともに、県内に定住したOB、OGの活動などの情報を発信。	【活動指標】				―	
								県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）	6				
				7,301	3,651	9,454		【成果指標】					
			(R7新規)R7-9	―				地域おこし協力隊の本県への定住率（%） ※総務省調査に基づく					
			地域づくり推進課	―	―	―	地域おこし協力隊員、隊員OB、OG、隊員就任希望者、市町		63				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　九州・山口が一体となった移住促進

ⅱ　佐賀県等との連携による地域活性化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
九州・山口各県が一体となり、都市部での合同移住相談会に取り組んだことで、より多くの人に訴求することができ、移住促進につながった。九州・山口が一体となった移住促進の取組は令和6年度で終了のため、今後は各県でそれぞれの強みを活かしながら取り組んでいく必要がある。 また、西九州新幹線の開業効果の持続化と波及・拡大を図るため、構築された関係者とのネットワークを活かしつつ、さらに九州エリアの魅力を高め、誘客・再訪につなげていく必要がある。	引き続き九州・山口各県において、それぞれの強みを生かしながら、関連施策に取り組んでいく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	2	ながさきUIターン拡大・魅力発信事業費 (R7新規)R7-9 地域づくり推進課	R7新規	②④⑤	令和8年度からは、市町や関係団体とのさらなる連携を図り、相談・サポート体制を充実させた上で、情報発信及び都市部対策を一層強化していくこととし、令和7年度で本事業を廃止する。	廃止
取組項目ⅰ		4	ふるさとづくり推進費（地域おこし協力隊関係） (R7新規)R7-9 地域づくり推進課	R7新規	②⑤⑥⑧	受入市町とのミスマッチ解消やさらなる定住率の向上に向け、隊員や中間支援組織（協力隊OB、OG団体）、市町と連携して、事業内容を改善していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部　政策企画課　内田　正樹
施策名	4　しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	地域づくり推進課
事業群名	④　広域連携の推進による県北地域の活性化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　3,000

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

県北地域の特性を活かし、歴史的・地理的につながりが深い本県と佐賀県との緊密な連携により、交流人口の拡大や地域振興などに取り組みます。また連携中枢都市圏（西九州させぼ広域都市圏）の運営や事業が円滑に行われるよう助言や支援を行い、人口減少社会において活力ある経済・生活圏を維持、形成します。

（取組項目）

ⅰ）肥前窯業圏の活性化に向けた取組
ⅱ）伊万里湾周辺自治体等における地域資源を活用した地域活性化
ⅲ）ＪＲ佐世保線の高速化による輸送改善

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	連携した取組に基づいて事業化した数（継続）	目標値①		3件	3件	3件	3件	3件	3件（R7）
		実績値②	2件（R元）	2件	3件	3件	3件		進捗状況
		達成率②／①		66%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

肥前窯業圏の活性化に向けては、「肥前窯業圏」活性化推進協議会において各種事業を行っており、福岡県でのイベントへの出展やSNS等を活用した陶磁器文化等の魅力発信、JAFと連携したドライブスタンプラリーなどにより、交流人口の拡大に取り組んでいる。

また、西九州させぼ広域都市圏協議会に参加し、連携中枢都市圏等の地域間連携を推進するなど、伊万里湾周辺自治体を含む県境周辺地域における広域的連携を推進しながら、県北地域における地域資源を活用した地域活性化に取り組んでいる。

ＪＲ佐世保線の高速化による輸送改善については、令和4年度に「有田～佐世保間」の高速化工事を実施したところであり、引き続き、利便性向上に向けて取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績			令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）		R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	振興局活動推進費（県北プロジェクト）	3,000	1,500	3,830	●事業内容 肥前窯業圏の認知度向上を図るとともに、来訪者の周遊化と消費喚起につなげることで県北地域の経済活性化を図る。 ●実施状況 長崎・佐賀県及び関係自治体、団体等で設置する肥前窯業圏活性化推進協議会において、産地への誘客促進のためSNS等を活用した情報発信、福岡県内で開催される西日本陶磁器フェスタや陶器まつりでのPRブースの出展、JAFと連携したドライブスタンプラリーの実施等を行った。	【活動指標】	2	1	50%	●事業の成果 ドライブスタンプラリーの参加者数は令和5年度を下回り、目標の入館者数には届かなかったものの、参加者の7割がやきものを購入する等、一定の経済効果を創出することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 各種事業を実施することにより、目標達成に寄与している。
				3,000	1,500	3,942		-R6：新たな着地型旅行商品素材数（累計）（件）	2	1	50%	
				3,000	1,500	2,364		R7-：日本遺産「肥前窯業圏」を活用した事業の実施回数（回）	3			
				―				【成果指標】	139	172	123%	
			R3-					圏域内主要文化施設の入館者数（千人）	187	176	94%	
			地域づくり推進課	―	―	―	関係市町、関係団体（商工・観光・窯業）など		187			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　肥前窯業圏の活性化に向けた取組

ⅱ　伊万里湾周辺自治体における地域資源を活用した地域活性化

ⅲ　ＪＲ佐世保線の高速化による輸送改善

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
肥前窯業圏の認知度向上については、SNSの活用や福岡県で開催される各種イベントへの出展により、認知度向上・来場者の消費喚起につなげ地域の活性化を図ってきた。 また、西九州させぼ広域都市圏協議会に参加し、連携中枢都市圏等の地域間連携を推進するなど、伊万里湾周辺自治体を含む県境周辺地域における広域的連携を推進しながら、県北地域における地域資源を活用した地域活性化に取り組んでいる。 ＪＲ佐世保線の高速化による輸送改善については、令和4年度に「有田～佐世保間」の高速化工事を実施したところであるが、その効果が最大限に生かされるよう、引き続き、利便性向上に向けて取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係自治体等と連携しながら、県北地域の活性化に努めていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	振興局活動推進費（県北プロジェクト） R3- 地域づくり推進課	「肥前窯業圏」活性化推進総合戦略を改定し、協議会としての方向性を明確化するとともに、各事業の推進体制を強化する。	⑤⑥⑦	令和8年4月に日本遺産登録10周年を迎えることから、PR事業に力を入れ、「肥前窯業圏」の更なる認知度向上を図るとともに、地域活性化に寄与する取組を推進していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課　深谷　雪雄
施策名	4　しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	
事業群名	⑤　地域振興のための自然資源の活用	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　400,530

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

人々の価値観の変化やニーズの多様化が進む中、国立公園やジオパーク等の地域の豊かな自然をより深く理解・体験し楽しむことを通じて、少しでも長く滞在し何度も訪れたくなるような滞在環境の魅力が向上する取組を推進します。

（取組項目）

ⅰ）自然公園等におけるインバウンド受入環境整備の推進
ⅱ）国立公園雲仙の滞在環境上質化
ⅲ）国立公園とジオパーク等の連携

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	自然資源を活用した利用環境整備箇所数（累計）	目標値①		2箇所	4箇所	1箇所	1箇所	3箇所	3箇所（R7）
		実績値②	—	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所		進捗状況
		達成率②／①		0%	25%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

国立公園雲仙の滞在環境の魅力を向上させるため歩道等の再整備を実施する予定だったが、令和3年8月の豪雨により被災した雲仙温泉地区の復興対策に注力する必要が生じたため、令和4年度までに1個所整備するにとどまった。そのため、令和5年度に指標の見直しを行い、達成時期を後ろ倒しすることとした。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費	42,502	1,351	14,552	自然公園法	●事業内容 令和3年8月の豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄の復旧・再生を図るため、斜面の安定化対策工事等を実施。 ●実施状況 崩壊した斜面上部の安全対策のための本体工事を実施した。	【活動指標】	発注	発注	100%	●事業の成果 ・本体工事のうち上段部の対策工事を実施し、予定どおり復興への取組を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対策工事を着実に進めることで、国立公園の上質化などによる利用促進の基盤となる施設の安全性の確保に寄与できた。
				369,906	1,954	9,461			測量調査・実施設計業務及び工事の発注	発注	発注	100%	
				120,000	0	9,454				発注			
			R4-9						【成果指標】	—	—	—	
									対策工事の完了	—	—	—	
			自然環境課	—	—	○		国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		—			
	○	2	雲仙ネクスト１００年上質化事業				自然公園法	●事業内容 島原半島全体の持続的な地域振興のため、国立公園雲仙の利用拠点である雲仙温泉地域の滞在環境の上質化及び周辺資源の活用を推進。 ●実施状況 民間の知見も取り入れて雲仙地域全体の利用施設の現状・課題を整理し、今後の活用方針及び再整備の方向性を検討した。	【活動指標】				●事業の成果 ・民間事業者へのサウンディングにより、雲仙地域の主な利用拠点の魅力度や課題に加え、具体的な民活の活用手法について知見を得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・滞在期間の延長やリピーターの確保につながるための知見が得られ、地域資源を活用した施設整備の推進に寄与できた。
				15,578	7,790	7,884			コンテンツと連携した歩道等の再整備箇所数（箇所）（累計）	1	1	100%	
				80,000	0	7,878				3			
			R6-10						【成果指標】				
									雲仙天草国立公園（雲仙地域）の利用者数（千人）	2,178	1,877	86%	
			自然環境課	—	—	○		国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		2,270			

取組項目 i ii iii		3	自然公園等DX推進事業費				●事業内容 自然公園施設等の現地確認業務にドローンを導入し、自然公園利用拠点の上質化及び民間事業者と連携した観光情報発信等を実施。	【活動指標】 ドローン操縦職員数（人）（累計）				—
				2,327	1,432	788			2				
			(R7新規)R7-9	自然公園法、長崎県自然公園内県営公園施設条例				【成果指標】 自然公園登山道（歩道）巡視回数（回／月）					
			自然環境課	—	—	—	県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		2				
		4	自然公園施設補修費	12,806	5,806	10,340	●事業内容 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、維持補修を実施。 ●実施状況 壱岐対馬国定公園勝本園地（壱岐市）などの維持補修を実施した。	【活動指標】 自然公園等利用環境整備箇所数（箇所）（累計）	5	7	140%	●事業の成果 ・自然公園施設の不具合等が発見され次第速やかに補修を行うことにより、利用者の事故防止に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・自然公園施設を維持補修することで、地域の自然資源を安全に活用できる利用環境の確保に寄与した。
				15,046	6,146	9,067			5	4	80%		
				89,532	15,132	9,060			8				
			—	自然公園法第3条				【成果指標】 自然公園利用者数（千人）	14,417	10,880	75%		
									14,504	10,843	74%		
			自然環境課	○	—	—	県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		14,591				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	自然公園等におけるインバウンド受入環境整備の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 多様化が進む利用ニーズに対応した受入環境整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 県が実施する安全対策工事により利用者の安全性を向上させ、関係機関が連携して受入環境の整備に取り組んでいく。
ii	国立公園雲仙の滞在環境上質化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 国立公園雲仙の利用拠点である八万地獄が令和3年度の豪雨により被災したため、利用者の安全を確保する対策工事を可能な限り早期に完成させる必要がある。	●課題解決に向けた方向性 八万地獄の創造的復興に向けたグランドデザインに基づき、県が実施する安全対策工事をはじめ国、県、市、地元関係者が連携して国立公園雲仙の上質化に取り組んでいく。
iii	国立公園とジオパーク等の連携	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域が進めるジオパークを活用したコンテンツと連動した案内板・解説板の再整備など受入環境整備を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ワーキング会議等により地元のニーズを把握し、受入環境を充実させていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費 R4-9 自然環境課	—	—	利用者の安全を確保し、雲仙の復興を図るため本事業を推進する。 なお、当該事業については工事中に作業用道路法面が小崩壊するなど不測の事態が発生し、工事に遅延が生じたため事業終期を令和9年度まで延長する。	現状維持

取組項目 i ii iii	○	2	雲仙ネクスト１００年上質化事業 R6-10 自然環境課	令和6年度に実施した国立公園雲仙の上質化のための民間活力導入の検討結果を施設整備の設計に反映させることとしている。	⑤	雲仙市観光戦略に位置づけられた受入環境（県有施設）の整備について、民間活力導入の検討結果を踏まえ、更なる魅力向上に取り組んでいく。	改善
		3	自然公園等DX推進事業費 (R7新規)R7-9 自然環境課	R7新規	②	令和7年度はドローン導入による取組の初年度であり、秋以降に自然公園施設等の現地確認業務に導入された実績、課題を検証し、令和8年度以降の運用改善を図ることとしている。	改善
		4	自然公園施設補修費 ― 自然環境課	―	―	老朽化した施設の損傷や不具合により利用者の安全が損なわれることがないよう、施設管理者と十分連携を図り、計画的に本事業を実施していく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部　文化振興・世界遺産課　松尾　泰子
施策名	5　特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）	観光振興課、物産ブランド推進課
事業群名	①　歴史や文化芸術による地域活性化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　105,312

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

本県の特色ある歴史や文化芸術による地域づくり、それを担う人材の育成、文化資源を活用した地域の取組への支援など、官民協働で地域の文化資源を磨き上げることにより、歴史や文化芸術による地域の活性化を図ります。

（取組項目）

ⅰ）県内のどこにいても音楽や美術などの良質な芸術に触れられる機会の提供
ⅱ）本県を舞台とした作品の創作支援、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築
ⅲ）継続的な若手芸術家の支援及び若者の企画立案能力向上を図るための人材育成、離島地域を含む本県の多様な文化芸術を総合芸術祭として一体的に実施
ⅳ）長崎ゆかりの偉人のさらなる顕彰や本県と中国との交流の歴史などの情報発信による認知度向上と

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域と協働して実施するイベントへの参加者数	目標値①		15,100人	15,500人	15,900人	16,300人	16,700人	16,700人（R7）
		実績値②	13,290人（H30）	12,677人	13,713人	14,451人	16,378人		進捗状況
		達成率②／①		83%	88%	90%	100%		順調

（進捗状況の分析）

地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援する市町等への補助を継続して行い、地域主体の継続的な事業への転換がさらに推進された。
参加者数については、ながさきピース文化祭2025の開催を契機とした文化芸術への機運醸成が図られたことにより、令和5年度から増加した。ながさきピース文化祭2025の開催に際し、県民が県内のどの地域でも文化芸術の鑑賞やイベントへの参加ができるよう、ながさきピース文化祭2025と連携した情報発信等を効率的に実施しながら、最終目標達成に向けて取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	R6目標	R6実績	達成率	R7目標	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	文化芸術ながさきステップアップ事業費	37,710	9,013	5,361				●事業内容 県民に良質な文化芸術に触れられる機会を提供し、芸術文化活動の促進と県民文化の向上を推進するため、長崎県美術展覧会（県展）の開催や長崎県文化団体協議会への支援を行う。 ●実施状況 長崎県美術展覧会（県展）及び同移動展を県内各地で開催したほか、県内の文化団体相互の連絡協調を行い、文化芸術活動を促進して県民文化の向上を図るため補助を行った。	【活動指標】 展覧会の回数(回)	5	5	100%	5	5	100%	5	●事業の成果 ・県内5ヵ所での展覧会を開催し、県民の芸術鑑賞・参加機会の創出と、美術活動の普及促進を図ることができた。 ・長崎県文化団体協議会に文化芸術分野の専門人材を配置し、新人演奏会の開催や新人演奏会出演者を活用したコンサート等の企画・運営、地域の文化団体活動への支援を行うことにより、芸術鑑賞・参加の機会を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民のニーズに応じた文化芸術活動を支援することにより、県民文化の向上を図ることができた。
				30,803	10,745	6,938					【活動指標】 主催事業（自主事業）実施件数（件）	15	17	113%	15	14	93%	15	
				34,313	12,150	6,933					【成果指標】 県展の観覧者数（人）	15,000	13,008	86%	15,000	13,135	87%	15,000	
			R2-	—							【成果指標】 主催事業（自主事業）参加者数（人）	12,000	14,263	118%	12,000	13,105	109%	12,000	
			文化振興・世界遺産課	－	－	－				長崎県美術展覧会実行委員会、長崎県文化団体協議会									

取組項目i	○	2	ながさき未来のアーティスト応援事業費				●事業内容 地理的・経済的な格差なく、子どもたちが地域で主体的に文化芸術活動に取り組むことができる「こども場所」をつくるため、子どもたちが求める分野の指導者を派遣し、文化芸術活動への参画機会を創出する。 ●実施状況 離島・半島・過疎地域の子どもたちに向けて音楽・美術・演劇の３つのジャンルから専門人材が講師の選定を行い、ワークショップ「未来のアーティスト教室」を開催し、地理的要因により、生の文化芸術に触れる機会の少ない地域の子どもたちが文化芸術活動に主体的に参加する機会の創出を行った。	【活動指標】 文化芸術に触れられる「こども場所」の数（箇所）			
				4,038	2,020	7,884			10	11	110%	●事業の成果 ・離島・半島・過疎地域11ヵ所で子どもたちが文化芸術活動を始める契機となるようなワークショップを行い、身近な場所で良質な文化芸術を体験し、アーティストから指導を受ける機会の場を提供した。 ・講師として本県にゆかりのあるアーティストや指導者をワークショップへ派遣することで、活躍の場を創出することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係部局や市町行政、児童館等の受入施設へ事業の情報共有を行ったことで、ワークショップに参加した子ども達だけでなく、地域の人々の文化芸術活動への関心を高めることに寄与した。
				8,756	4,378	7,878			12				
				―				【成果指標】 こども場所での活動への参加者数(人)					
			R6-8						200	191	95%		
			文化振興・世界遺産課	―	―	―	離島・半島・過疎地域の子どもたち		240				
取組項目ii		3	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費				●事業内容 県内各地に様々なジャンルの聖地・拠点を創出し、多くのマニア（愛好家）の誘客を図るため、市町・民間と連携して、潜在するコンテンツを掘り起こし磨き上げるとともに、情報発信及び受入環境整備を促進する。 ●実施状況 県内外での書店フェアや企画展の開催、出版社訪問や作家招へいによる創作支援、ロケ地マップや特設サイトを活用した情報発信、さらに動画制作とSNS広告による県産酒の魅力発信を通じて、地域資源の活用と誘客促進を図った。	【活動指標】 ―			
				29,495	27,496	17,931						●事業の成果 ・県内各地に多様な聖地・拠点を創出する取組として、SNSを活用した情報発信によりイベント参加者の誘導を図るとともに、ロケ支援では市町と連携し、前年を上回る403件の支援を実現。ロケ地マップや特集ページの整備も進めた。さらに、県産酒の魅力を伝える動画は累計15万回再生を超え、書店フェアや企画展でも高い満足度を得るなど、マニア層への訴求に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・作品ゆかりの地域との連携やロケ支援、SNS等を活用した情報発信を通じて、地域の魅力向上と誘客促進を図り、地域活性化に寄与した。
				57,294	30,882	12,606							
				―				【成果指標】 本事業の取組により本県へ行きたいと思った人の割合(%)					
			R6-8						70	90	128%		
			文化振興・世界遺産課 観光振興課 物産ブランド推進課	―	―	―	様々なジャンルのマニア		75				
	○	3-1	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費				●事業内容 アニメや小説等の聖地化及び誘客促進のため、本県を舞台とした作品の創作支援、小説等のマニアや作家のファン向けのSNSを活用した情報発信、書店フェア等を開催し、作品舞台を巡る「聖地巡礼」など交流人口の拡大を図る。 ●実施状況 県内2カ所、東京・名古屋・福岡の3カ所の書店で、本県を舞台にしたマンガや小説等を紹介する書店フェア、長崎歴史文化博物館で、本県を舞台にしたアニメ・マンガ作品や、本県出身漫画家等を紹介する企画展を開催した。 また、本県を舞台にしたマンガや小説等の作品を増やすため、首都圏の出版社を訪問し、本県の地域資源の売り込みを行ったほか、作家等を取材に招へいして作品の創作支援を行った。	【活動指標】 イベント開催数(件)			
									2	2	100%	●事業の成果 ・イベントではSNSを中心とした情報発信を行い、SNSで興味・関心を持った人がイベントに参加する流れにつながった。 ・また、来場者アンケートの結果、書店フェアでは約70%、企画展では約80%の来場者が満足と回答し、いずれも高い評価を得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・作品にゆかりのある市町や関係団体と連携したことで、イベントの企画内容がより充実し、来場者の高い満足度及び来場者数の増加に寄与した。
									2				
				2,788	2,565	3,154		【活動指標】 創作を支援した出版関係者・作家数（人）					
									5	3	60%		
				10,096	6,991	3,152			5				
				―				【成果指標】 イベント参加者数（人）					
									8,000	9,440	118%		
									8,000				
			R6-8					【成果指標】 長崎県を舞台にした作品数（本・累計）					
									27	25	92%		
			文化振興・世界遺産課	―	―	―	出版社・作家・県内外のマニア等		29				

取組項目ii		3-2	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費（ロケ地ファン創出誘客促進事業）（参考）				●事業内容 本県への誘客や県内周遊を図るため、本県を舞台とした映画やドラマ等のロケ支援活動のほか、作品ロケ地等を活用した情報発信等の取組を実施する。 ●実施状況 ロケ支援活動に加え、版権交渉などロケ地情報活用ノウハウの取得やロケ誘致活動の強化のため「ロケツーリズム協議会」へ参画するとともに、ロケ地マップ・特設サイトの作成等による情報発信を実施し、本県がロケ地となった映像作品のファンの誘客・周遊促進を図った。	【活動指標】 ロケ支援件数（件）				●事業の成果 ・制作関係者が集まるロケ地商談会に市町と連携して積極的に参加し、県内各地のロケ候補地の紹介などが増えたため、各市町・観光協会による直接的な支援が増加し、活動指標は目標を下回ったものの、県内の総支援件数は、前年より18件増加し403件となった。 ・また、ロケ地マップの作成や、観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」内のロケ地特集ページでの紹介、モデルコースの掲載、SNSを活用した情報発信などを実施したことで、作品を通じた本県の魅力発信にもつながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・細やかなロケ支援や積極的な売込み等でロケ誘致を図るとともに、映像作品を新たな観光コンテンツとして活用し本県の魅力・観光情報を発信することで、本県への誘客・周遊促進に寄与した。
				13,284	13,284	7,884			135	116	85%		
								【成果指標】 特設WEBページの閲覧数（万PV／年）					
			(R6終了)R6						1	1	100%		
			観光振興課	—	—	—	映画、テレビ等の制作会社、一般観光客等						
		3-3	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費（アニメ・ロケ地ファン誘客促進事業）（参考）				●事業内容 本県への誘客や県内周遊を図るため、本県を舞台とした映画やドラマ等のロケ支援活動、作品ロケ地等を活用した情報発信等の取組に加えて、海外を含めた熱心なファンが多いアニメ作品を活用した聖地巡礼ツアーやファン交流イベント等を実施。	【活動指標】 ロケ支援件数（件） ※市町等含む				—
				25,000	12,500	5,515			390				
								【成果指標】 特設WEBページの閲覧数（万PV/年）					
									1.5				
			(R7新規)R7-9					【成果指標】 アニメ聖地登録件数（件）					
			観光振興課	—	—	—	映画、テレビやアニメ等の制作会社、一般観光客等		6				
		3-4	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費（参考）				●事業内容 アフターコロナにおいて、消費が落ち込んだ観光や酒類市場を活気づけるため、長崎県産酒のコアな魅力を全国の酒マニアに届け、長崎のファンになってもらい、訪れてもらうことで交流人口の拡大及び酒類市場の活性化につなげる。 ●実施状況 ・YouTubeチャンネルを開設し、県内6つの蔵元のそれぞれの魅力を引き出す取材及び動画編集により、クオリティの高い動画群を投稿するとともに、YouTube及びInstagramによる情報発信・広告の投下により、ターゲットを絞って認知の拡大を図った。	【活動指標】 動画作成本数（累計）（本）				●事業の成果 ・クオリティの高い動画の作成や継続的な情報発信・ターゲットへの効果的な広告の投下により、動画の累計再生数が15万回を超えた。これにより県産酒の「コアな魅力」酒マニアに向けて発信できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・YouTubeチャンネル及びInstagramアカウントでの情報発信を行うことで、県産酒の認知度向上や販売促進に寄与した。また、食とのペアリングを取り上げ、長崎ならではの「食の魅力」の発信に寄与した。
				13,423	11,647	6,893			3	6	200%		
				22,198	11,391	3,939			12				
			R6-8					【成果指標】 動画再生回数（累計）（回）					
									116,500	150,220	128%		
			物産ブランド推進課	—	—	—	お酒に興味関心のある関東、関西、福岡圏の方、県内飲食店		698,400				

取組項目iii	○	4	みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費	20,114	2,761	7,659	●事業内容 ながさきピース文化祭2025の開催に向けて、地域資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を重点的に支援する。また、全県域における若者を対象としたイベントやワークショップ等の取組により「ながさき愛」を高め、交流人口の拡大、人口定着を図る。 ●実施状況 ながさきピース文化祭2025の開催に向けて、R5年度から継続して地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援した。また、若者参画型の文化芸術による地域づくりを通して、地域で活動することの楽しさを知ってもらい、交流人口の拡大・関係人口の創出と若者人口定着を図った。	【活動指標】	15,900	14,451	90%	●事業の成果 ・地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援する市町等への補助制度を継続したことに加え、ながさきピース文化祭2025の開催を契機とした地域文化への機運の醸成がイベント参加人数の増加に繋がった。 ・若者を対象としたダンスイベントを佐世保で開催し、若者が地域で文化活動を行うことへの関心を高めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ながさきピース文化祭2025の開催に向けて地域文化への関心を高めることができたことで、事業を一過性のものではなく、継続的に実施するための文化芸術推進体制の基盤づくりに寄与した。
				22,177	5,531	5,125		国民文化祭へ向けた地域で実施する文化資源の磨き上げや伝統文化の継承などの取り組みにかかる参加者数（人）	16,300	16,378	100%		
				20,606	10,944	5,121			16,700				
				—				【成果指標】	18	19	105%		
			R4-7					国民文化祭へ向けた地域で実施する文化資源の磨き上げや伝統文化の継承などの取り組みにかかるイベントの実施回数（回）	20	19	95%		
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	市町等		21				
取組項目iv	○	5	「長崎の歴史」魅力再発見・発信事業費	10,596	8,793	26,806	●事業内容 本県のプレゼンスの向上や中国との交流の深化を図るため、隠元禅師や孫文・梅屋庄吉などに象徴される長崎と中国との交流の歴史について国内外への効果的な情報発信を実施するとともに、本県の特色のある歴史文化を研究する「長崎学」や「日本遺産」を活用して国内・海外交流及び情報発信を強化する。 ●実施状況 長崎ゆかりの偉人顕彰については、黄檗文化交流会の開催などによる日中関係者の交流や、県内高校での「孫文と梅屋庄吉」講演会開催、ウェブサイト「旅する長崎学」による海外向け情報発信の強化に取り組んだ。 日本遺産「国境の島」については、日本遺産イベント（京都府・福島県）でのブース出展PR、長崎歴史文化博物館、県庁及び各協議会部会でのパネル展を行った。また、観光庁支援事業として「国境の島」多言語パンフレット(韓国語)を作成した。	【活動指標】	4	5	125%	●事業の成果 ・長崎と中国の交流の歴史や日本遺産等の歴史文化資源を活用した幅広い情報発信等に取り組んだほか、日中間の交流促進（中日黄檗文化交流大会への参加等）や民間交流活性化（福建省黄檗関係者と興福寺の相互訪問等）が図られた。 ・日本遺産「国境の島」については、観光庁の事業に採択され、国内外の情報発信に資するなど効果があった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・日中関係者の交流による情報発信や、県内高校での講演、各種イベントの開催、ウェブサイトでの海外向け情報発信の強化などを行うことで、中国との交流の歴史や日本遺産をはじめとする長崎の文化資源について広く周知することができ、これらを担う人材の育成や、地域活性化へとつながる基盤づくりに寄与した。
								長崎と中国との交流の歴史に関する情報発信数（回）	4	5	125%		
				8,789	8,789	27,594			4				
								【活動指標】	30	31	103%		
								日本遺産のPR活動件数（件）	30	30	100%		
				7,762	7,762	27,573			30				
								【成果指標】	72	100	138%		
								長崎と中国の繋がりの理解が深まった割合（%）	72	86	119%		
				—					72				
			R3-7					【成果指標】	40	53	132%		
								日本遺産の認知度(%)	50	42	84%		
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	市町、国内、中国自治体および中国国民		50				
		6	日本遺産「国境の島」認定10周年記念事業				●事業内容 日本遺産「国境の島」の認定10周年を記念して、関係市町（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町）と連携し講演会、パネル展、動画配信等による情報発信や、クイズラリー、関東・関西居住者等を対象とした旅行商品の造成・販売、島内をナビゲートする人材の育成等を実施することで、「国境の島」の認知度向上と誘客促進を図る。	【活動指標】				—	
								記念事業(イベント等)実施件数(累計)(件)					
				9,337	3,076	3,939			9				
				—				【成果指標】					
			(R7新規)R7					各市町「国境の島」拠点施設の来訪者数(人)					
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	県内外の住民		98,800				

取組項目ⅳ	○	7	長崎県文化観光推進事業費	5,433	1,786	3,315	●事業内容 文化観光推進法に基づく国の補助金等を活用した博物館などの文化観光拠点施設の機能強化や、食文化コンテンツの磨き上げ、文化観光理解促進PRブック制作等により、来館者の満足度向上、周遊促進を図る。 ●実施状況 文化観光拠点施設の機能強化として、長崎歴史文化博物館及び長崎県美術館での高精細画像データのながさきミュージアムネットワークシステムへの移行等を行った。また、海外交流に根差した豊かな食の歴史を活かした文化観光コンテンツの増進を図ることを目的とした研究や、拠点施設や地域の魅力を発信する文化観光理解促進PRブック制作等を行った。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・令和6年度は、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館での高精細画像データのながさきミュージアムネットワークシステムへの移行等を行うことで、幅広い年齢層に対し、来館につながるような資料検索が可能となり、満足度向上が図れた。また、「キリシタン文化をはじめとする海外交流史」をテーマに拠点施設や地域の魅力を発信するガイドブックを作成することで周遊・再訪促進を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県の特色ある歴史文化の発信強化の取組により長崎県の文化観光への理解促進や地域周遊の活性化に寄与したほか、長崎県文化観光推進協議会の場における各施設や観光事業者の取り組みについての情報共有の実施により、各施設の文化観光施設としての魅力向上が実現できた。
				10,010	3,448	5,518		長崎県文化観光推進協議会の開催数(回)	2	2	100%		
				9,957	3,583	5,514			2				
			R3-7	—				【成果指標】 文化観光拠点施設の中核館である歴史文化博物館と県美術館の満足度アンケート(5段階)	4.0	4.3	107%		
									4.0	4.5	112%		
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	長崎県文化観光推進協議会		4.0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ 県内のどこにいても音楽や美術などの良質な芸術に触れられる機会の提供

●実績の検証及び解決すべき課題

優れた芸術鑑賞の機会が少ない地域においては、県展移動展のほか、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館が行う移動展や遠隔授業等の実施により、県内各地において地域住民に優れた芸術文化鑑賞の機会を確保した。県展については、県展への親近感を醸成するため、チャリティーオークションや作品解説鑑賞会、小中学生を対象としたワークショップ、「入賞・入選作品貸出事業」に取り組んだ。令和6年度は、前年度と比べて観覧者数が増加したが、物価高騰の影響もあり同展の運営状況は厳しい状況が続いている。

長崎県文化団体協議会には、文化芸術分野の専門人材を配置し、より質の高い文化事業の企画・運営を目指し、体制強化を図った。地域の文化団体は、人口減少や高齢化により弱体化の傾向にあり、ながさきピース文化祭2025に向けて、支援のあり方を検討する必要がある。

地域住民に参画していただく「ながさき国際文化芸術祭」を実施することにより、良質な芸術に触れられる機会の提供が図られたが、子どもや若者が文化芸術への関心を高める取組につながっていない。また、離島や過疎地では身近な場所での文化芸術の鑑賞・体験機会が少なく、地域間格差がある。令和6年度から新たにながさき未来のアーティスト応援事業を実施し、県内で活動する文化芸術団体等から講師を派遣し、離島や過疎地域に住む子ども達が文化芸術を体験する機会の場を提供した。

●課題解決に向けた方向性

ながさきピース文化祭2025を契機に、子ども県展との連携を図るなど、県展の段階的な再編を検討し、出展数、観覧者数の増加につながるような「総合美術展」としてステップアップしていく。今後も、イベント等の集客や実施方法について、オンラインなどを活用した新たな手法を取り入れていくことを引き続き検討していく。また、出品数や観覧者数、協賛企業数の増加につながる運営方法の改善について、県展実行委員会と協議を進める。

地域文化活動の活性化を図るため、補助制度の見直しや専門人材を活かした支援のあり方を検討するとともに、ながさきピース文化祭2025文化団体補助制度やながさき未来のアーティスト応援事業を通して、新しい分野の団体の掘り起こしやネットワークの構築を図る。

イベント等の開催において、県内どこにいても良質な芸術に触れられる機会を創るため、オンラインの活用や分野を超えた連携など新たな手法の構築を検討していく。

文化芸術の専門人材を活用し、未来の文化芸術を担う子どもたちが、ワークショップ等を通じて地理的な格差なく、幼少期から身近な場所で優れた文化芸術に触れることができる場を提供するため、市町等との連携を図る。

ⅱ 本県を舞台とした作品の創作支援、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築

●実績の検証及び解決すべき課題

人口減少などにより地域の活力が低下するなか、地域の活力を再生するには、他県にはない個性的な取組や、交流人口等拡大のための各種施策、人的ネットワークの構築が重要である。本事業では、作家等を招聘し、本県をテーマとしたマンガや小説等が作品化されることで、本県の魅力発信に努めるとともに、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築を推進した。

令和6年度から新たに「アニメ・小説」の「マニアが集う長崎プロジェクト」を実施し、イベントには県内外から多くの方が参加するなど、興味・関心の高さが伺えたが、本県はいわゆるサブカルチャーを基軸とした取組を行っておらず、当該分野を活用した地域活性化の取組は他の都道府県と比べて遅れている状態である。

●課題解決に向けた方向性

首都圏の出版社等を訪問し、他県に類を見ない本県の歴史、風土、景観等の地域資源のさらなる売り込みを行い、マンガ、小説などの分野で作品化を図る手法の確立を目指すとともに、「マニアが集う長崎プロジェクト」において、引き続き、より幅広い人的ネットワークの構築を図る。

今後は、創作支援から市町の協力を得ることができる仕組みを構築し、作家のファンや歴史、アニメ等のマニアが集うような聖地化を見据えた取り組みを連携して実施する。また、ファンやマニアによるSNSなどでの情報発信により、本県の地域資源の更なる魅力発信を図る。

iii	継続的な若手芸術家の支援及び若者の企画立案能力向上を図るための人材育成、離島地域を含む本県の多様な文化芸術を総合芸術祭として一体的に実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化芸術活動による地域づくりをさらに推進するため、従来の県が地域をけん引する形での事業ではなく、地域主体型への事業へと転換を図った。今後も各地域で持続可能な取組が継続されていく体制を構築することに努める。 若者や関係人口、海外アーティストの参画など、人口減少対策や国際文化交流に繋がる文化芸術活動の実施が求められており、若者が地域で文化芸術活動を行うことによる「郷土愛」を高めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 地元の学校等との連携強化を図り、そのノウハウや人的ネットワーク等を活用して地域実行団体の体制強化・人材育成を行う。また、市町等の補助金に頼らない多様な財源の確保を推進し、地域での自走を図る。
iv	長崎ゆかりの偉人のさらなる顕彰や本県と中国との交流の歴史などの情報発信による認知度向上と海外との交流拡大、県内の日本遺産等を通じた長崎固有の歴史・文化の県内外への発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 隠元禅師の顕彰については、黄檗文化交流会の開催などの日中関係者の交流による情報発信や、ウェブサイト「旅する長崎学」による海外向け情報発信の強化に取り組んだ。ただし、長崎ゆかりの偉人に対する認知度向上や海外との交流拡大については、コロナによる中断の影響等もあり、まだ十分ではなく、行政主導による取組の側面が強い。 日本遺産「国境の島」については、多言語パンフレット作成や日本遺産イベントへのブース出展PR、長崎歴史文化博物館、県庁及び各協議会部会でのパネル展などによる情報発信・普及啓発を実施してきた。今後さらに、日本遺産そのものの知名度を高め、文化観光の進展やコロナ後の地域活性化事業に取り組んでいく必要がある。 国へ申請した令和3年度から令和7年度までの長崎県文化観光推進地域計画に基づき事業を計画的に実施しており、文化観光施設への誘客喚起、来訪者の満足度向上につながる、施設のソフト・ハード両面における機能強化を図っている。計画期間の後半においては、文化観光を活かした周遊促進等による経済効果の波及や、地域の活性化につなげていくための施設連携について更なる強化を図り、文化観光拠点施設の魅力と地域の魅力を顕在化するためのコンテンツを創出する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎ゆかりの偉人の顕彰については、民間の動きを活発にするとともに、国内外に広く分かりやすく情報発信するなどの取組を継続して行うことにより、孫文と梅屋庄吉の友情の物語や、隠元が日本文化に与えた影響に対する認知度・理解度を高め、交流の拡大・多様化につなげていく。 日本遺産については、令和7年度が「国境の島」認定10周年であることもあり、各地域の構成資産や歴史ストーリーが持つ魅力の磨き上げを図ることや、連携した誘客対策等により、ふるさと教育や観光誘客の促進に取り組むとともに、日本遺産の全国イベントをはじめ、様々なイベントや各種媒体で魅力を発信して知名度向上を図っていく。 また、県内の博物館・美術館が収蔵する資料の中から、海外交流と信仰にまつわる内容を厳選して紹介する書籍の一部内容をホームページで発信するなど、本県の歴史を受け継がれる文化と併せて紹介するとともに、博物館等の魅力増進、文化観光拠点施設の魅力と地域の魅力を顕在化するためのコンテンツを活用し、本県の文化観光の魅力について発信していく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	文化芸術ながさきステップアップ事業費 R2- 文化振興・世界遺産課	作品輸送費等にかかる経費への支援を行うとともに、新たに子ども県展と連携し特別賞作品を展示し、観覧者数の確保を図る。 また、より質の高い文化事業の企画・運営と県内文化団体の活動の活性化を目指し、文化芸術分野の専門性の高い人材を確保し、長崎県文化団体協議会の体制強化を図っていく。	②③⑥	出品者の増加と観覧者にとって魅力ある「県内最大の総合美術展」を目指し、出品資格の見直しやオークション・ワークショップの充実等を引き続き検討する。 また、長崎県文化団体協議会の体制強化を図ることにより、県内の文化芸術団体、地域文化の活性化、若者人材の掘り起こし等につなげ、より効率的かつ効果的な事業の推進とながさきピース文化祭2025後も持続的な芸術文化事業を運営できる基盤づくりと、文化基金への寄附など自主財源の獲得を目指す。	改善
	○	2	ながさき未来のアーティスト応援事業費 R6-8 文化振興・世界遺産課	令和7年度は、引き続き離島や半島、過疎地域など文化芸術に触れる機会の少ない子どもたちを対象としたワークショップを行い、子どもたちのアートスタートを促していく。 また、ワークショップの受入施設だけでなく、保護者や市町関係部署、地域の文化団体等へ広く取組を周知するための体験会や啓発イベントを開催する。	②④⑤⑥	子どもたちの文化芸術活動を支える体制づくりや、本県にゆかりのあるアーティストと地域のコミュニティを構築するために、関係市町や地域文化協会、大学や民間団体等と連携体制を構築していく。	改善
取組項目ii		3	マニアが集う長崎プロジェクト費 R6-8 文化振興・世界遺産課 観光振興課 物産ブランド推進課	専門家や県庁内のマニアとの意見交換を踏まえ、これまで取り組んできたマニア向けのコンテンツ作りや情報発信に加え、新たに市町や民間団体と連携を図りながら、アニメを活用した聖地巡礼ツアー等を展開することとした。	②④⑤⑥	より効果的な事業実施に向けて、専門家等との意見交換を図りながら、必要な改善を行っていく。	改善

取組項目ii	○	3-1	マニアが集う長崎プロジェクト費 R6-8 文化振興・世界遺産課	交流人口の拡大のほかに、県民が本県を舞台にした作品を通じて、地域の文化的価値を再認識し、シビックプライドの醸成につなげていくため、県内向けの事業を強化することとした。	②④⑤⑥	これまで事業を一体となって取り組んできた出版社や作家、関係市町等との連携を一層強化しながら、本県ゆかりの作品を通じた地域の魅力発信による交流人口の拡大やシビックプライドの醸成に繋げていく。	改善
取組項目iii	○	4	みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費 R4-7 文化振興・世界遺産課	ながさきピース文化祭2025と若者が参加するイベントを一体的に行い、開催市町の事業と連携しながら効果的な事業実施を図っていく。また、若者が地域のコミュニティとの対話を繰り返しながら、アート作品を制作するなど新しい取組の実践に努める。	②③⑤⑥	各市町や地域で活躍する事業者のほか、連携協定を締結する東京藝術大学等との連携を活かして人材育成を図るとともに、ながさきピース文化祭2025を契機に高まった地域文化への関心を一過性に終わらせず、地域資源の磨き上げや若者の参画を継続的に推進していく新たな仕組みづくりを検討し、交流人口の拡大に繋げていく。	終了
取組項目iv	○	5	「長崎の歴史」魅力再発見・発信事業費 R3-7 文化振興・世界遺産課	令和7年度は、コロナで交流が止まっていた中国・湖北省などの人的ネットワークの再構築、博物館交流の再開に取り組むとともに、これまで構築したネットワークを生かした交流事業として、中国・福建省や京都など隠元禅師ゆかりの地と連携した国内外への情報発信、本県の認知度向上につながる取組の推進を図る。 日本遺産「国境の島」の取組については、令和7年度が日本遺産「国境の島」認定10周年であることから、様々な機会を捉えて情報発信等を行い、知名度向上につなげていく。	②③⑥	今後、欧米や国内でも知られている天正遣欧少年使節や、日本遺産、中国長崎ゆかりの偉人、長崎学など長崎特有の歴史・文化と観光を融合させ、専門家の意見も踏まえた新たな魅力の発掘、本県への誘客までを見据えた情報発信や誘客促進等の取組を、関係地域とも連携を深めながら積極的に進めていく。 また、令和7年度の日本遺産「国境の島」認定10周年の事業成果等を踏まえて、関係市町とも連携しながら更なる認知度向上や誘客促進に向けた新たな取組を検討していく。	終了
		6	日本遺産「国境の島」認定10周年記念事業 (R7新規)R7 文化振興・世界遺産課	R7新規	②⑤⑥⑦	―	終了
	○	7	長崎県文化観光推進事業費 R3-7 文化振興・世界遺産課	令和7年度までの長崎県文化観光推進地域計画に基づき、博物館等の展示内容の充実や機能強化を進めてきた館の魅力、及び地域の魅力を顕在化するために作成したコンテンツを活用しウェブサイトを制作することで、より幅広く発信し来訪者増加・周遊促進を図る。	③⑤⑥⑧	5ヶ年計画である地域計画は終了するが、今後、文化拠点の連携・協力体制構築及び情報発信を行い、各施設の魅力向上及び認知度向上を図っていく。	終了

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁　学芸文化課　岩尾　哲郎
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）	
事業群名	② 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　400,430

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

文化財を観光やまちづくり分野に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保していくことが求められています。このため、文化財の保存・活用に努め、地域総がかりで取り組んでいく体制づくりを進めていきます。

（取組項目）

ⅰ）「長崎県文化財保存活用大綱※1」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進
ⅱ）次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間※2」等の事業の実施
ⅲ）文化財の適正な保存管理とその活用の促進

※１長崎県文化財保存活用大綱：文化財保護法に基づき、県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内の各種取組を進めていく上で共通の基盤となるもの
※２長崎県の文化財公開月間：毎年11月を基本として、県内の文化財の情報発信を集中的に行い、県民の地域の歴史・文化に対する理解・関心の深まりと文化財保護意識の醸成を図る取組

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国や県の指定等となった文化財の数（累計）	目標値①		691件	695件	699件	703件	707件	707件（R7）
		実績値②	683件（R元）	695件	697件	703件	711件		進捗状況
		達成率 ②／①		100%	100%	100%	101%		順調

（進捗状況の分析）

令和6年度は、国の文化財として指定特別史跡1件、指定史跡2件、指定重要有形民俗文化財1件、指定重要文化財（美術工芸品）1件、登録有形文化財（建造物）5件の計10件が新たに指定等され、県の文化財として有形文化財3件の文化財の指定等を行い、後世に残すべき本県における文化財数は着実に増加している。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	R6目標	R6実績	R7目標	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	文化財調査管理費	109,605	115,736	128,778	63,444	21,063	文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条 銃砲刀剣類所持等取締法第14条	●事業内容 次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成の推進。 ●実施状況 「長崎県の文化財公開月間」を実施するとともに、県内文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】 長崎県の文化財公開月間のイベントの開催回数（回）	数値目標なし	46	—	数値目標なし	43	—		●事業の成果 ・「長崎県の文化財公開月間」の実施により、次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成が図られるとともに、県内文化財の整備への助成により、文化財の保存・活用の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・前年度と比較して参加者数の増加など、貴重な文化財の次世代への確実な継承が図られ、文化財の国・県の指定等に向けた保存・活用の推進が図られた。
			S47-	115,736	111,429	128,778	123,148	17,726			【成果指標】 長崎県の文化財公開月間の参加数（人）	数値目標なし	146,695	—	数値目標なし	269,684	—	
			学芸文化課	○	—		—			県民、国民		数値目標なし			数値目標なし			

取組項目 i iii		2	世界遺産保存整備事業	58,504	58,504	8,042	●事業内容 世界遺産関連の構成資産である文化財の保存・活用の推進。 ●実施状況 世界遺産関連文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】 助成件数（件）	数値目標なし	18	—	●事業の成果 ・世界遺産関連の構成資産である文化財の所有者が計画した補助事業に対し補助し、文化財の保存・活用の推進に寄与した。
				97,702	97,702	8,279			数値目標なし	15	—	
				78,994	78,994	8,272			数値目標なし			
				文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条				【成果指標】 事業計画の達成率（%）	100	100	100%	
			H19-						100	100	100%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		100			
取組項目 iii	○	3	重要遺跡情報保存活用事業費	14,789	11,817	19,148	●事業内容 埋蔵文化財保護と公共事業の調整を図るため、事業計画地において埋蔵文化財の分布調査や予備調査を行う。 ●実施状況 開発行為に伴う埋蔵文化財の予備調査、分布調査を実施した。国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者を対象に、文化財保護の基礎的知識を習得するための研修を実施した。	【活動指標】 文化財基礎研修の開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・開発行為に伴う調査や研修の開催によって、本県の文化財保護行政の推進に寄与するとともに、埋蔵文化財の適切な保護が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・基礎研修を実施することで、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者に対し文化財保護意識の醸成が図られた。
				16,772	13,619	18,922			1	1	100%	
				28,705	20,446	28,361			1			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 文化財基礎研修の参加者数（人）	80	79	98%	
			H14-						80	78	97%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		80			
	○	4	埋蔵文化財センター管理運営費	135,229	130,063	20,680	●事業内容 県内に所在する遺跡の発掘調査や出土品の調査研究・収蔵保管、普及啓発を行う。 ●実施状況 遺跡から出土した木製品や金属製品などの保存処理や科学的分析を行った。また、埋蔵文化財の普及・啓発を図るため、オープン収蔵展示やバックヤードツアーを実施した。	【活動指標】 遺物の保存処理点数（点）	572	706	123%	●事業の成果 ・県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収蔵保管、埋蔵文化財の普及啓発の実施により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・埋蔵文化財の適切な保存・活用により、文化財保護の推進に寄与した。
				130,321	124,428	17,345			400	609	152%	
				120,574	115,126	18,120			644			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 保存処理機器等を活用した普及啓発事業参加者数（人）	170	176	103%	
			H21-						170	230	135%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		170			
	○	5	宗家文書修復・保存・整理事業費	29,326	11,348	10,724	●事業内容 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理 ●実施状況 保存・活用の推進のため、劣化の著しい資料や展示効果が高い資料などを優先して実施した。	【活動指標】 修復した点数（点）	17	17	100%	●事業の成果 ・「対馬宗家関係資料」のうち損傷度の著しい冊子類及び展示等を考慮し選定した記録類や絵図類の修理が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「宗家資料」について適切な保存が図られたことで、文化財保護の推進に寄与した。
				30,677	12,708	8,675			28	28	100%	
				32,319	12,904	11,818			15			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 修復した宗家文書の公開（件）	36	36	100%	
			H2-						16	16	100%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		17			
		6	「しまの遺跡の魅力」探求事業費	8,142	4,320	12,255	●事業内容 離島地域における埋蔵文化財調査研究と成果の情報発信や、離島地域の高校生に対する出前授業等を行う。 ●実施状況 壱岐で発掘調査を実施し、長崎県庁にて発掘調査成果展・高校生遺跡フォーラムを開催した。宇久・五島地域・対馬・長崎市の高校生に対する出前授業を実施した。	【活動指標】 高校生への学習支援（授業）の回数（回）	8	5	62%	●事業の成果 ・これまでの事業のまとめとして、長崎県庁にて発掘調査成果展・高校生遺跡フォーラムを開催した。離島地域における調査研究の成果を情報発信するとともに、埋蔵文化財についての関心を高めることができた。また、離島地域に加え、県内各地での遺跡や出土遺物をもとにした研究支援により、高校生に対し埋蔵文化財に対する理解を深めることができた。
				6,302	3,435	15,768			6	9	150%	
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 埋蔵文化財に対する理解度（%）	80	100	125%	
			(R6終了)H10-R6						80	100	125%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民					

取組項目iii		7	「身近な埋蔵文化財の魅力」再発見事業費		15,245	7,952	11,030	●事業内容 県内各地の県立高校が所蔵する埋蔵文化財を用いた体験学習・授業支援の実施や、情報発信を行う。	【活動指標】 学校資料活用校数（校）		2		—
			(R7新規)R7-9	文化財保護法第3条、第182条					【成果指標】 埋蔵文化財に対する理解度（%）				
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民			80%以上			
		8	水中文化遺産保存活用推進事業費		1,299	802	8,425	●事業内容 県内全域を対象にした水中遺跡の分布調査を行い、その所在や内容を把握し、周知を進めることにより、海洋開発と水中遺産保護との調整を図る。 ●実施状況 県内水中遺跡の分布調査を実施した。また、水中文化遺産保護の担い手育成を目指し、水中考古学の体験講座を実施した。	【活動指標】 水中遺跡の潜水調査件数（件）	3	0	0%	●事業の成果 ・平戸市3か所、佐世保市1か所の潜水調査を行った。佐世保市の調査では、集落の沿岸部で中世遺物が集中して見つかったことから、当該遺跡の性格や範囲を確認するための調査を続ける。 ・令和4～5年度にかけて、佐世保市内の陸上踏査で発見した水中遺跡3件を新たに周知した。
					2,920	1,460	6,308			3	4	133%	
					2,776	1,388	7,091			3			
			R3-7	文化財保護法第3条、第182条					【成果指標】 水中遺跡等の新規登録の件数（件）	3	4	133%	
										3	3	100%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民			3			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	「長崎県文化財保存活用大綱」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視点に立った計画的な取組が求められている。 県においては、令和３年２月に「長崎県文化財保存活用大綱」を策定し、本県文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方向性を示している。 今後、未指定の文化財も含めた県内文化財の保存活用のためには、各市町において、「長崎県文化財保存活用大綱」を勘案し、各市町の「文化財保存活用地域計画」を策定することが求められている	●課題解決に向けた方向性 県内各市町に対し、各種会議や研修会等を通して、「文化財保存活用地域計画」の作成を促すとともに、市町が「文化財保存活用地域計画」を作成する際には、国や専門機関と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行い、各地域による文化財の次世代への継承を目指す。
ii	次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財公開月間期間中に各市町が実施する各種事業等は、「地域の文化財は地域で守る」という文化財の保護意識の醸成及び普及啓発のために有効な施策であり、今後、地域に密着した更なる取組の推進と周知が重要である。	●課題解決に向けた方向性 市町が取り組む事業等について、積極的に助言等を行うとともに、ホームページや広報紙、SNS等の活用による県民への広報等を実施するなど、市町と緊密に連携しながら、文化財を大切に守り、次世代へ継承していく気運醸成の推進と周知を図っていく。
iii	文化財の適正な保存管理とその活用の促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財を守り、次世代へ確実に引き継いでいくため、今後より一層、文化財の国・県指定を推進するとともに、定期的な巡視による文化財の適切な保全等を図る必要がある。 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、損傷度の著しい資料から優先的に修復を進めているが、修復が遅れるほど資料の劣化が進み修復経費が嵩むことから、可能な限り早期の修復が必要である。	●課題解決に向けた方向性 文化財所有者や市町、専門研究機関等と連携した技術的、財政的支援について推進していく。 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、今後も引き続き優先度の高いものから計画的な修復とその維持に努める。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	文化財調査管理費 S47- 学芸文化課	例年開催する長崎県文化財保護行政主管課課長・担当者会議において、「文化財保存活用地域計画」について周知しているが、令和７年度は、新しい地方経済・生活環境創成交付金（第２世代交付金）の弾力措置についても周知し、地域計画作成の更なるメリットを示すこととした。	①⑧	引き続き、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を推進していく。 また、市町が計画を策定した後の県内文化財のより充実した保存・活用を図っていくために、補助制度についても検討していく。	改善
取組項目ⅰⅲ		2	世界遺産保存整備事業 H19- 学芸文化課	世界遺産関連の構成資産である文化財についても、「文化財保存活用地域計画」の認定を推進しており、例年開催する長崎県文化財保護行政主管課課長・担当者会議において、「文化財保存活用地域計画」について周知しているが、令和７年度は、新しい地方経済・生活環境創成交付金（第２世代交付金）の弾力措置についても周知し、地域計画作成の更なるメリットを示すこととした。	①⑧	引き続き、世界遺産関連の構成資産である文化財の保存・活用を推進し、世界遺産関連文化財の整備への助成を実施していく。	改善
取組項目ⅲ	○	3	重要遺跡情報保存活用事業費 H14- 学芸文化課	島原道路関係等の各種開発行為に伴う予備調査（分布調査・試掘確認調査）に加え、原の辻遺跡や対馬の遺跡の内容確認調査など、離島地域の特色ある埋蔵文化財の調査を行うこととした。	②	各種開発行為に伴う埋蔵文化財の調査に加え、離島地域の特色ある埋蔵文化財の調査を継続的に行うことにより、埋蔵文化財の適切な保護を図っていく。 また、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者の文化財保護意識の醸成を図るため、文化財基礎研修を継続していく。 併せて、島原道路や西彼杵道路・東彼杵道路などの大規模開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の推進を図る。	拡充
	○	4	埋蔵文化財センター管理運営費 H21- 学芸文化課	一支国博物館と連携して行っているオープン収蔵展示において、「戦争と考古学-終戦80年を迎えて-」という展示企画を行うなど、県内の社会情勢を踏まえ県内の埋蔵文化財を活用したイベントを行うこととした。	②	壱岐市立一支国博物館との連携を深化するため、県関係部局や地元の壱岐市と協力しつつ、効果的な普及啓発方法を検討していく。また、県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管により、埋蔵文化財の適切な保護と普及啓発を図るとともに、東アジア視点での調査研究を行っていく。	改善
	○	5	宗家文書修復・保存・整理事業費 H2- 学芸文化課	―	―	令和７年度以降は、第２期修理計画を基本に令和11年度までの第３期修理計画を策定し、修復事業を実施していく。 引き続き対馬市とも連携を図りながら文化財の保存・公開・活用等を推進していく。	現状維持
		7	「身近な埋蔵文化財の魅力」再発見事業費 (R7新規)R7-9 学芸文化課	R7新規	②	Ｒ７年度からの新規事業であり、Ｒ８年度に向けては今年度の取組状況を踏まえながら、実施内容を検討していく。	改善
		8	水中文化遺産保存活用推進事業費 R3-7 学芸文化課	令和６年度に陸上調査を実施した島原地域の潜水調査と県央地区の陸上調査を実施する予定であり、事業実施体制の見直しなどを行いながら事業が効率的に進むよう調査を実施することとした。	②	Ｒ７年度を事業終期としていたが、地元関係者との調整など不測の時間を要したことから、令和８年度まで事業を継続して実施する。 併せて、これまでの調査成果を成果報告会等で発信するなど、水中遺跡のさらなる周知を図っていく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部　スポーツ振興課	川瀬　亨介
施策名	5　特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）	障害福祉課	
事業群名	③　スポーツによる地域活性化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	150,236

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

ラグビーワールドカップ2019TM及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における海外チームキャンプの誘致活動で得られた人脈や、受入ノウハウ等を活用し、国内外のスポーツ合宿誘致をさらに推進していくとともに、Ｖ・ファーレン長崎及び新たにBリーグへの参入を目指す長崎ヴェルカと連携して、地域のにぎわいづくりを進めます。

（取組項目）

ⅰ）プロスポーツクラブと連携した地域活性化の推進
ⅱ）長崎スタジアムシティプロジェクトと連携した地域活性化につながる各種スポーツイベント等の誘致協力
ⅲ）スポーツ施設や恵まれた自然環境を活用し、地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進
ⅳ）障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進
ⅴ）国内及び近隣諸国で開催される国際大会に向けた海外チームキャンプ誘致の推進
ⅵ）スポーツを通した国際交流の推進や、観光・物産を含めた本県の情報発信

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	スポーツ合宿参加者数	目標値①		6,648人	6,914人	7,190人	7,478人	7,777人	7,777人（R7）
		実績値②	5,910人（H30）	2,681人	4,460人	5,164人	5,187人		進捗状況
		達成率②／①		40%	64%	71%	69%		遅れ

（進捗状況の分析）

令和6年度は、諫早市においてローイング競技の合宿参加者数が減少したものの、五島市及び雲仙市において、前年度実績を大きく上回った（五島市：193名増、雲仙市：129名増）ほか、多くの地域で前年度より実績増となり、県全体として昨年度実績は上回ったが、目標値には届いていない状況。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業費	21,826	20,205	6,893	●事業内容 県内のプロスポーツクラブＶ・ファーレン長崎と、長崎ヴェルカの活動を支援することで、県民に夢と希望を与えるとともに、チームを応援することで県民の一体感と郷土愛の醸成や交流人口の拡大等による地域活性化を図る。 ●実施状況 Ｖ・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカに対しては、ホームゲームの観客数増を図るため、県民応援フェアを開催するとともに、両クラブと県内全自治体で構成する自治体連携会議を開催し、自治体による集客支援やクラブによる地域貢献活動の促進を図った。 また、Ｖ・ファーレン長崎に対しては、県立総合運動公園陸上競技場使用時の使用料減免（減免相当分を指定管理者へ補助）を実施した。なお、ホームゲームへの誘致活動を目的としたアウェイゲーム訪問（PR）については、効果を検証した結果、令和6年度以降の実施手法について、SNSでの情報発信へ見直すこととした。	【活動指標】	3	2	66%	●事業の成果 ・Ｖ・ファーレン長崎については、県立総合運動公園陸上競技場使用時の使用料相当額の支援により、クラブの経営安定化に寄与することができた。また、2025シーズンも引き続き、県民応援フェアを実施し、前回に引き続き1万人を超える観客動員となった。また、ホームゲームへの誘致活動を目的としたアウェイゲーム訪問（PR）については、SNSでの観光情報発信に変更し、クラブと連携した取組を実施した。 ・長崎ヴェルカについても、ホームゲームにおいて県民応援フェアを開催し、当日の観客動員は前年度の県民応援フェアの観客動員を上回る人数となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民応援フェアの開催により、多くの観客を呼び込むことで、チームを応援する県民の意識醸成に寄与した。また、自治体連携会議の開催により、クラブと市町が連携した取組を積極的に働きかけることで、プロスポーツ活用による地域活性化の推進に寄与した。
				18,334	15,221	4,730		-R6：アウェイ客に向けたPR回数（回）	－	－	－	
				8,921	7,299	3,939		R7-:アウェイ客に向けたSNSを用いた情報発信回数（回）	6			
			R3-	―				【活動指標】 R7-:県民応援フェアの実施回数（回）	2			
								【成果指標】	13,601	7,300	53%	
								-R6:Ｖ・ファーレン長崎のホームゲーム１試合平均観客人数（人）	13,601	9,814	72%	
								R7-:Ｖ・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲーム１試合平均観客合計数（人：サッカー、バスケットの合計）	15,762			
			スポーツ振興課	―	―	―	Ｖ・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ、指定管理者					

取組 項目 iii v vi	○	2	スポーツによる賑わいづくり推進事業費	24,940	15,206	9,191	●事業内容 スポーツ合宿・大会誘致を進める他、東京オリンピックの正式種目に採用されたアーバンスポーツの振興や、国体文化プログラムにも採用されたeスポーツを活用したスポーツの振興に取り組むとともに、国際大会の誘致に向けた関係団体のヒアリングを行うなど、国際交流、交流人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいく。 ●実施状況 令和6年度は、プロチーム9件、実業団8件を含む、43件の接触・訪問を行うことができた。国内チームの合宿については、国内トップリーグであるSVリーグに所属するSAGA久光スプリングスや、長崎ヴェルカ所属選手を含むプロバスケットボール選手のトレーニングキャンプが初めて開催されるなど、これまでの誘致活動等の成果も見られた。 海外チームの合宿受入については、「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」に向けたチームキャンプとして、ポルトガル及びドイツチームに対して誘致を行ったが、両チームともキャンプ自体を実施しなかったため実現にいたらなかった。また、スケートボード等のアーバンスポーツについて、その普及によりスポーツに親しむ機会の充実や若者の県内定着に繋がる効果が見込まれることから、主に県内在住の子ども達を対象とした「スケートボード体験会」を、五島市及び波佐見町において初めて開催するとともに、大村市において、初級者向けコンテストを初めて開催した。 諫早湾干拓事業によってもたらされた豊かな自然環境を有する本明川水上競技場の活用とともに、スポーツを通じて地域資源に親しむ機会を創出することを目的とした「第5回 本明川スポーツフェスタ」において、令和6年度は市民参加型レガッタ等を実施した。 eスポーツの効果について研究・理解するとともに、県内の機運醸成等を目的として、関係団体や自治体職員等を対象に、福祉分野での活用に関する勉強会を開催した。	【活動指標】 市町等との連絡会議実施数（回）	10	10	100%	●事業の成果 ・市町等との連絡会議については、計10回開催することができ、会議においては市町等と課題を共有するとともに、各市町等の誘致方針を踏まえた効果的な誘致を行うことができた。 ・補助金を用いて誘致した合宿については、年間で10件であるが、補助金がなくとも実施された合宿もあり、長年にわたる継続した誘致活動等の成果が見られた。 ・産業や観光、福祉、教育等で活用が期待されるeスポーツについては、自治体職員等を対象に勉強会を行い、外部講師による「福祉におけるeスポーツの活用」に関する講演を実施するなど、eスポーツの幅広い活用に向けた機運醸成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・合宿誘致については目標値には届かなかったが、国内トップリーグに所属するSAGA久光スプリングスの誘致に成功するなど、スポーツ合宿地としてのブランド力の向上を図ることができた。
				21,532	13,430	9,461				10	10	100%	
				29,518	19,617	9,454				10			
			R3-7	—				【成果指標】 スポーツ合宿参加者数（人）（県外の高校生以上（離島地域では島外の高校生以上））	7,190	5,164	71%		
									7,478	5,187	69%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県外スポーツチーム、市町、競技団体		7,777				
取組 項目 iii vi		3	サイクルツーリズム推進事業費	803	480	5,361	●事業内容 地域資源を活用したサイクルツーリズム振興を行い、交流人口の拡大等による地域活性化を図る。 ●実施状況 島原半島3市が島原半島観光連盟を事業主体として進めているサイクリストの受入環境整備に関して、定例会議を実施したほか、県サイクルツーリズム推進協議会島原半島地域部会に出席した。また、大村湾南部地域において関係自治体を集め、ルートを試走し、意見交換会を行うとともに、有識者による講演会を実施した。 九州各県と連携した取組として、九州・山口サイクルツーリズム推進委員会のアドバイザーによる講演会や担当者会議に出席し、意見交換を行うとともに、デジタルスタンプラリーを開催した。	【活動指標】 サイクルツーリズム推進に係る関係団体との協議等回数（回）	15	17	113%	●事業の成果 ・県サイクルツーリズム推進協議会島原半島地域部会への参加を通じた関係者間での課題の共有や解決を行うことで、島原半島地域におけるサイクリストの受入環境整備を推進することができた。また、大村湾南部地域において関係者とともにルート試走、意見交換会、さらに有識者による講演会を実施し、機運醸成を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・サイクルツーリズムの推進に向けて、有識者や先進地の知見を取り入れながらサイクリストの受入環境整備を進めるとともに、地元の機運醸成を図ることで、交流人口の拡大に寄与することができる。 ・また、九州各県との連携で、より広域の人々へ訴求効果が図られ、さらなる交流人口の拡大に向けて基盤整備を進めることができている。
				1,734	1,320	5,519			15	19	126%		
				1,241	752	5,515			15				
			R4-7	—				【成果指標】 サイクリスト受入環境整備箇所数（箇所）	10	10	100%		
									10	14	140%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、市町、地元観光協会等、競技団体		10				

取組項目iv	○	4	障害者スポーツ振興費	30,327	2,140	4,978	●事業内容 障害に対する理解促進や共生社会の実現に向けた障害者スポーツ大会等の開催や選手への支援。 ●実施状況 ・長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	【活動指標】 障害者スポーツレクリエーション教室の開催回数（回）	37	19	51%	●事業の成果 ・障害者スポーツの裾野を広げる取り組みとして、障害者スポーツレクリエーション教室を開催し、スポーツに取り組む楽しさと継続を指導した。 ・県障害者スポーツ大会を開催したほか、佐賀県で開催された第23回全国障害者スポーツ大会に本県選手団の派遣を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県障害者スポーツ大会を開催し、障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進に寄与した。
				27,216	2,177	5,125			37	24	64%		
				36,751	1,596	5,121			37				
			S38-	身体障害者福祉法第21条				【成果指標】 県障害者スポーツ大会参加者数(人)	1,395	864	61%		
									1,395	913	65%		
			障害福祉課	○	—	—	長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者		1,395				
取組項目vi		5	日本スポーツマスターズ2024長崎大会開催事業費	7,901	4,718	5,361	●事業内容 日本スポーツマスターズ2024長崎大会の成功に向けて、大会の機運醸成や本県のPRに繋がるような広報等を実施するとともに、競技運営等に対する支援を実施する。 ●実施状況 大会の機運醸成と、大会を契機として全国から多くの皆様に来県いただくため、大会アンバサダーや本県出身の元プロスポーツ選手等が登場するPR動画、ポスターやのぼり等の各種広報ツールを作成した。また、県内競技団体等と連携し、円滑な競技運営に取り組むとともに、安全安心な大会を実施するため、日本スポーツ協会と連携のうえ、競技会場への救護所を設置し、医師や看護師、アスレティックトレーナーを配置した。加えて、来場者に本県の魅力を発信するため、開会式（前夜祭）では本県ならではのアトラクションや郷土料理・地酒の提供、観光・県産品等のPRブースを設置した。	【活動指標】 日本スポーツマスターズ大会の開催に向けた啓発イベントの開催数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・大会アンバサダーや本県出身の元プロスポーツ選手等が登場する動画においては、延べ約45万回再生され、大会の機運醸成を図ることができた。また、参加者アンケート結果から、7割以上の方が本県への再訪の意向を示した。大会開催により本県内への約9億円(日本スポーツ協会推計)の経済波及効果があった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本大会を開催したことで、県内外からの来県者に対しての大会PRに加え、各種媒体を活用した本県の観光・物産等の情報を発信することで、本県の魅力発信に寄与した。
				72,603	43,554	20,498			1	1	100%		
			(R6終了)R5-6	—				【成果指標】 マスターズ大会への選手・役員等の参加者数（人）	—	—	—		
									10,000	11,571	115%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、来県者、日本スポーツ協会、日本スポーツマスターズ2024長崎大会実行委員会						
		6	ツール・ド・九州開催準備事業費				●事業内容 佐世保市で開催する国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」大会開催に向け、大会実行委員会において準備及び運営に関する事業を行うとともに、県民の機運醸成、広報にかかる取組を実施する。 ●実施状況 大会の開催準備を円滑に進めるため、佐世保市や観光団体等と構成する推進委員会を設立した。大会への県民の理解促進や機運醸成を図るため、佐世保市でのPRイベントの開催や長崎市・大村市の地域イベントにおける大会PRを実施した。 また、大会の認知度向上のため、県独自のホームページの制作やSNSでの情報発信を行った。	【活動指標】 2025大会開催に向けた機運醸成イベント等開催数（回）				●事業の成果 ・佐世保五番街での単独イベントに加え、長崎ヴェルカのホーム戦や大村市民感謝祭等でPRを実施したところ、延べ5,500人の方に来場いただき、大会の機運醸成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・佐世保市での単独イベントに加え、長崎ヴェルカのホーム戦でもPRを行った事で、県民に加え県外からの来県者へ大会のPRができ、スポーツを通した本県の情報発信に寄与した。
				8,817	8,817	2,365			5	5	100%		
			(R6終了)R6	—				【成果指標】 県PRブース来場者数（人）					
									5,000	5,500	110%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、来県者、ツール・ド・九州2025実行委員会、ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム推進委員会						
		7	ツール・ド・九州開催事業費				●事業内容 佐世保市で開催する国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」の成功に向けて、大会の認知度向上を図るとともに賑わい創出や競技運営等を実施する。 ●実施状況 大会の開催準備を円滑に進めるため、佐世保市や観光団体等と構成する推進委員会を設立した。大会への県民の理解促進や機運醸成を図るため、佐世保市内でのシティドレッシングや各種広報媒体による情報発信、PRを実施するほか、レース当日に関連イベントを開催する。 また、大会への誘客促進や来県した方の滞在期間の延長を図るため、大会期間中のイベント開催や周遊対策事業を実施する。	【活動指標】 2025大会開催に向けた機運醸成イベント等開催数（回）				—
				76,833	59,070	7,090			5				
			(R7新規)R7-	—				【成果指標】 ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム来場者数（人）					
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、来県者、ツール・ド・九州2025実行委員会、ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム推進委員会		12,000				

取組項目ii		8	スポーツで創る！賑わい・シビックプライド醸成事業費				●事業内容 Ｖ・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカを活用し、県民のシビックプライド醸成や、地域の賑わい・交流の創出を図る。 また、県民のスポーツ実施率向上に向けて、長崎スタジアムシティにおいて、スポーツ教室及びスポーツ体験イベントを実施する。	【活動指標】 プロスポーツクラブ連携事業活動回数（回）				―
				29,790	29,790	2,363			20回以上					
			(R7新規)R7-9	―				【成果指標】 地元プロスポーツクラブを応援する県民の割合の上昇率（%：サッカー、バスケットの合算値）						
			スポーツ振興課	―	―	―	Ｖ・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ、県民		4					

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　プロスポーツクラブと連携した地域活性化の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

両プロスポーツクラブの活躍は県民に大きな夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛を育み、また、上位ステージで活躍するほど全国メディア等での露出や熱心なアウェイサポーターの来訪など交流人口の拡大等に大きく寄与することから、県としても、県内自治体と連携し、今後も積極的にクラブの活動の応援、後押しを行っていく必要がある。

令和6年10月のスタジアムシティ開業に伴い、両クラブは新たな本拠地へ移転し、入場者数は大幅に増加した。Ｖ・ファーレン長崎の平均入場者数は、2024シーズンJ2リーグの20チーム中6位から2025シーズン（第35節終了時点）は20チーム中1位へと増加しているが、常時満席の状態までには至っていないことから、引き続きアウェイ客誘致及びホームゲームの県民へのPRに取り組んでいく必要がある。

また、長崎ヴェルカの平均入場者数は、2023－24シーズンのB1リーグ24チーム中22位から、2024－25シーズンは24チーム中4位へと増加し、チケットは完売する状況が続いているが、引き続き、ホームゲーム入場者数の維持に向けて、県民の応援機運の醸成に資する取組を実施する。

各市町とプロスポーツクラブの連携・活用については、予算化された事業数が増加しており、各自治体の事業構築に活用できるよう、新規で実施する事業の内容等について自治体連携会議で共有を図っているところであるが、まちづくりや観光など、幅広い分野での活用をさらに進めていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

県民のホームゲーム入場者数増につなげるため、県民応援フェアの内容充実（魅力アップ）を検討するとともに、県のみではなく、県内各市町においても万遍なくホームゲームの広報を実施するよう機会を捉えて呼びかけを行っていきたい。

アウェイ客誘致については、各クラブと連携したPR活動を実施するほか、アウェイクラブのSNSを用いた長崎県の観光情報を発信する機会を増やし、ホームゲーム入場者数の増加に繋げるとともに、アウェイ客の県内周遊へと繋げていきたい。

幅広い分野でのクラブの活用については、県民が両クラブに触れる機会が増え、クラブに対する県民の愛着醸成につながるとともに、各市町にとっては、クラブの集客力を活かした事業実施が可能となることから、自治体連携会議において県の事例を紹介するとともに、スポーツ所管部署以外の職員もオンラインで参加してもらうなどの取組を行っていきたい。

ii　長崎スタジアムシティプロジェクトと連携した地域活性化につながる各種スポーツイベント等の誘致協力

●実績の検証及び解決すべき課題

長崎スタジアムシティについては、開業半年で250万人が来場するなど、試合日に限らずにぎわいを創出する新たな拠点となっている。各種スポーツイベント等の誘致については、Bリーグオールスターの開催などの誘致に成功しているが、県としては、新たなスポーツイベント等の誘致への関わり方等について、関係者と協議していく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

長崎スタジアムシティへのスポーツイベント等の誘致については、Ｖ・ファーレン長崎や長崎ヴェルカが持つ日本トップリーグ連携機構などのコネクションを活用し、ジャパネットホールディングス自らで誘致活動を行う意向であるが、県としても、ジャパネットホールディングス側から具体的な要望等があれば、誘致活動の助力となるよう、長崎県スポーツコミッションの支援制度を活用した共同での誘致活動を提案するなど、関係者との役割分担の中でできる限りの対応を行う。

iii　スポーツ施設や恵まれた自然環境を活用し、地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進

●実績の検証及び解決すべき課題

スポーツ合宿・大会の誘致は、交流人口の拡大とともに、選手と住民との交流を通じた地域のスポーツ振興に寄与できることから、観光関係者、スポーツ関係者両方にとって高い需要があり、特に観光業界においては閑散期対策としてより効果的である。また、合宿・大会参加のために来県したスポーツ選手と県内子どもたちとの交流体験や、それに伴う競技力向上も期待されている。

トランスコスモススタジアムについて、Ｖ・ファーレン長崎のホームスタジアム移転により、新たな活用策の検討が必要となっている。

●課題解決に向けた方向性

合宿・大会誘致について人脈やノウハウを有している長崎県スポーツコミッションにおいて、市町ごとに競技団体、施設管理者、観光関係団体等との連絡会議を開催するとともに、県内競技団体等の有識者や市町のスポーツ関係部局等によるスポーツ合宿等の誘致に関する意見交換を行う。また、トランスコスモススタジアム長崎の活用については、施設管理者や競技団体などの意向も踏まえながら、スポーツ大会等の誘致を検討していく。

あわせて、スポーツによる交流人口拡大、地域活性化をさらに推進していくため、県外からも多くの観客数が見込めるスポーツイベント等に対する支援策も新たに検討していく。

iv	障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会のなかった障害者の活動の機会を広げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を設置し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行ってきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツレクリエーション教室の開催回数は減少したが、令和6年度は前年度より増加した。 県障害者スポーツ大会の参加者数については、コロナウイルス感染症拡大前と比較して、徐々に回復傾向ではあるものの、目標値に達していない。	●課題解決に向けた方向性 障害者向けのスポーツレクリエーション教室を開催し、障害者の社会参加、生活の質の向上のための支援を継続していくほか、健常者も実施可能な障害者スポーツレクリエーション教室も開催し、健常者と障害者の交流する場の提供を行っていく。 県内障害者トップアスリートの強化対策の支援を積極的に行うことで、障害者スポーツの機運醸成及び理解・普及促進を図る。
v	国内及び近隣諸国で開催される国際大会に向けた海外チームキャンプ誘致の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 2024年5月に開催された世界パラ陸上神戸のポルトガルチームの事前キャンプ誘致に取り組んだが、同年8月から開催されるパラリンピックに予算を割くため、国内での事前キャンプ自体が行われず、誘致は実現しなかった。事前キャンプを実施するチームは、キャンプを実施したことがある場所を候補とするため、新たに提案していくのは難しく、効果的なアピールを行うためには、事前に情報を入手し早い段階で受入市町と体制を構築して誘致活動を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も国内や近隣諸国で国際大会について情報収集を行うとともに、受入市町の意向も踏まえながら、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致で培った人脈や受入ノウハウを活かし、第20回愛知・名古屋アジア競技大会などを見据えて誘致活動を積極的に行っていく。 国際スポーツ大会の誘致については、中央競技団体や市町を巻き込んで進めていく必要があることから、知事トップセールスも交えながら、誘致成功の可能性を最大限高められるよう取り組んでいく。
vi	スポーツを通した国際交流の推進や、観光・物産を含めた本県の情報発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 日本スポーツマスターズについては、マスメディアやSNS等を活用した情報発信に加え、知事と大会アンバサダーと連名で全国の競技団体に対して大会参加の案内の手紙を送るなどした結果、大会には推計で1.2万人の方々に参加いただけた。また、開会式や競技会場では全国の方々に対し、本県の観光や食、県産酒などの魅力のＰＲを行うことができた。 ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムについては、2024年10月に本県での開催が決定し、その後、機運醸成を図るためのイベント開催や各種イベントにおけるブース出展、SNSやホームページでの情報発信を行ってきたが、レース本番に向け、本県の認知度向上を図るため、引き続き効果的な情報発信に取り組むとともに、観戦者向けに県内周遊を促すよう取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も海外関係事業の際には、参加する選手の負担にならない範囲で、国際交流の場を設けることや観光地・物産のSNSなどによる発信を促進し、キャンプ等を受け入れた際の事業効果を最大限に活用できるよう教育、国際、物産、観光関係の部署と連携して工夫しながら、事業を実施する。 民間同士のスポーツ交流について、国際関係の部署と連携しながら、カウンターパートの紹介など交流に必要な情報の共有を行っていく。 ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムについては、マスメディアやSNS等を活用した情報発信に加え、県内イベントでのブース出展等PRなどの機運醸成やレース時に周辺イベントを開催するなどの賑わいづくり、また、大会を機に来県される方に県内を周遊していただき、本県の魅力に触れていただけるよう、効果的な周遊対策に取り組む。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業費 R3- スポーツ振興課	各市町やＶ・ファーレン後援会と連携して取り組む「スタジアム・アリーナ体験ツアー」について、対象地域を令和6年度の16市町から令和7年度には20市町に拡大し実施予定。 また、長崎ヴェルカに関連して、Bリーグオールスターが本県で初めて開催されることから、県内主要施設でのシティドレッシング及び県内周遊ツアーの造成等、応援機運の醸成に資する取組を実施予定としている。	①⑤⑥	トップリーグB1に在籍する長崎ヴェルカは、引き続き交流人口の拡大に向けた効果が期待できる。また、Ｖ・ファーレン長崎も、J1在籍時（2018年）のホームゲーム平均観客数は、それ以前のJ2在籍期間における平均入場者数の倍以上であったことから、トップリーグへの在籍は、当事業の目的である交流人口の拡大等による地域活性化に大きく寄与すると考えられる。 このような中、昨年10月に両クラブの本拠地である長崎スタジアムシティが開業し、ホームゲーム入場者数が大幅に増加している状況であるが、特にＶ・ファーレン長崎については、常時満席の状態までには至っていないことから、アウェイ客誘致及び県民の観戦促進に向けたPRなどの支援手法の見直し等について検討を進める。 今後も、より県民に親しまれる強いプロスポーツクラブとして根付かせていくため、引き続き両クラブへの補助制度等により、トップリーグでの活躍を後押しする支援策を継続していく。	拡充

取組項目 iii v vi	○	2	スポーツによる賑わいづくり推進事業費 R3-7 スポーツ振興課	スポーツ合宿について、より効果が高いチームを選定するため、宿泊数や実績に基づく評価指標を作成し、点数によりチームを評価するよう改善を行った。	⑤⑥	国際大会等大規模な大会の誘致については、知事トップセールス等の手法も検討しながら、誘致成功の可能性を最大限高められるよう取り組む。 また、引き続きスポーツ合宿誘致に取り組むとともに、トランスコスモススタジアム等への大会誘致の可能性について、施設管理者や市町、競技団体など関係者との協議を進めていくほか、スポーツによる交流人口拡大、地域活性化をさらに推進していくため、多くの観客数が見込めるスポーツイベント等に対する支援策も新たに検討していく。	終了
		3	サイクルツーリズム推進事業費 R4-7 スポーツ振興課	島原半島地域においては、引き続き財政的支援や助言を行い、サイクリングルートの充実や地域の機運醸成などサイクリストの受入環境整備を進めていくとともに、認知度向上に向けてPRグッズの開発に取り組む。 大村湾南部地域においては、ルート上の自治体や関係団体等と意見交換会を行い、今後の活用について協議を行う。	②⑤⑥	島原半島地域においては、国内外からのサイクリストの誘客に向けて、PR・プロモーション活動に関係者と連携して取り組むとともに、引き続きサイクリストの受入環境整備に取り組む。 大村湾南部地域においては、関係自治体と連携し、サイクリスト受入環境整備の計画策定や地域の機運醸成について協議を行い、実施主体の立ち上げを検討する。 九州・山口サイクルツーリズムについては、推進委員会のアドバイザーによる講演会や担当者会議に出席し、意見交換を行い、県内のサイクルツーリズム推進を図る。	終了
取組項目 iv	○	4	障害者スポーツ振興費 S38- 障害福祉課	障害者スポーツレクレーション教室等において、特別支援学校や障害福祉サービス事業所等に対し、県障害者スポーツ大会の更なる周知を実施する。	②⑥⑨	事業の一層の効果促進を図るため、各種広報媒体を活用して、障害者スポーツを広く周知していくとともに、健常者と障害者の交流の場としてスポーツ教室を引き続き実施する。	改善
取組項目 vi		7	ツール・ド・九州開催事業費 (R7新規)R7- スポーツ振興課	R7新規	⑤⑥	2026大会について、UCIの公認を得て開催が決定したことから、本大会に対する県民の機運醸成、県民や来県者に対する効果的なおもてなし及び本大会を活用した長崎県のPRに繋がるよう、本大会に係る広報や関連イベント等を実施するとともに、九経連と開催各県で構成する実行委員会が行うレース運営に対する支援を実施することにより、大会成功に向けた取組を推進する。	現状維持
取組項目 ii		8	スポーツで創る！賑わい・シビックプライド醸成事業費 (R7新規)R7-9 スポーツ振興課	R7新規	②⑤⑥	Ⅴ・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの補助金については、両クラブが取り組む地域貢献活動等を通して、県民のシビックプライド醸成や、地域の賑わい・交流の創出などを図る。 県民のスポーツ実施率向上に向けたスポーツ教室及びスポーツイベントについては、今年度は県民が集まりやすい長崎スタジアムシティにて実施したが、次年度以降は県内全域での同様の取組に拡大するよう改善する。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁　体育保健課	松山　度良
施策名	5　特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）		
事業群名	④　競技スポーツの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	328,927

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

国際大会や全国大会等で本県選手が活躍する姿は、県民に大きな感動と活力を与え、郷土愛を育みます。そのため、優秀選手の発掘・育成・強化に取り組み、競技力向上を図ることで競技スポーツを推進します。

（取組項目）

ⅰ）選手の発達段階に応じた一貫指導システムの充実
ⅱ）世界の舞台へ羽ばたく選手の育成・強化
ⅲ）優秀成年選手の確保に向けた支援体制づくり
ⅳ）最新のスポーツ医・科学を活用した指導者・選手サポート体制の充実

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国民スポーツ大会の順位	目標値①		20位台	20位台	20位台	20位台前半	20位台前半	20位台前半（R7）
		実績値②	26位（R元）	開催中止	45位	39位	40位		進捗状況
		達成率②／①		—	—	—	—		遅れ

（進捗状況の分析）

佐賀国民スポーツ大会では、前年度の鹿児島国体と比べて、成年種別における獲得点数は増加したものの、少年種別における獲得点数が伸び悩んだことから、目標とする総合成績20位台前半に届かなかった。このため、成年選手においては、今後も好成績が残せるよう継続した強化に取り組むとともに、本県の得点源である少年選手において、全国大会で入賞が期待できる高校部活動や中学・高校生を強化指定し、競技力の向上に取り組んでいく。引き続き、少年世代から成年世代までの一貫した選手の育成・強化に努める。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）：主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲⅳ	○	1	競技力向上特別対策費	148,590	148,590	27,572	スポーツ基本法			●事業内容 官民一体となって組織する「長崎県競技力向上対策本部」を中心に、県スポーツ協会や県高体連等と連携・協力して選手や団体の育成・強化に取組み、本県競技力の向上を図る。 ●実施状況 国スポ強化事業や小・中学生を対象とした強化事業、指導者育成事業、ジュニアスポーツ推進事業などを実施し、選手の発掘・育成・強化に取り組んだ。 また、これからの本県競技スポーツの振興指針となる「長崎県競技力向上対策戦略ビジョン（案）」を作成した。	【活動指標】 強化競技団体数（団体）	41	41	100%	●事業の成果 ・佐賀国民スポーツ大会における総合成績は40位と目標を下回る結果となったが、5種目において優勝できたことは、強化事業の一定の成果である。 ・R7年4月開催の長崎県競技力向上対策本部において「長崎県競技力向上戦略ビジョン」が決定され、今後、このビジョンを踏まえた競技力の向上に取組むこととなった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・5種目での優勝は、過去5大会のうちで最も多く、また、ビジョンの策定は、今後、各競技団体における強化策の指針となり、競技力向上に寄与するものである。
				140,076	140,076	24,440						41	41	100%	
				143,687	143,687	31,118						41			
			H4-								【成果指標】 国体天皇杯順位（位）	20位台	39位	-	
												20位台前半	40位	-	
			体育保健課	—	—	—				県競技団体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟等		20位台前半			
取組項目ⅰⅱⅲ		2	スポーツ合宿施設費	4,692	4,647	1,148	—			●事業内容 県スポーツ協会が運営するスポーツ合宿所の経費の一部を助成する。 ●実施状況 スポーツ合宿所の運営に要する経費の一部を助成することのにより、離島地区の児童・生徒のスポーツ機会を確保し、保護者の負担軽減を図った。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・県スポーツ協会に対して運営に要する経費の一部を助成することにより、スポーツ合宿や大会等に参加する児童・生徒へ宿泊施設を提供でき、保護者の負担軽減が図られた。
				4,603	4,521	1,182						—	—	—	
				5,459	5,377	1,418						—			
			H12-								【成果指標】 離島部の年間利用者数（人）	2,500	911	36%	
												2,500	712	28%	
			体育保健課	—	—	—				（公財）長崎県スポーツ協会		2,500			

取組項目 i ii iii		3	未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業				●事業内容 県スポーツ協会が設置する「アスリートサポートセンター」と協力し、成年選手（指導者）の就職支援やスポンサー企業の開拓、社会人クラブの活動支援などを行い、県内で競技スポーツ活動ができる環境づくりを推進する。 ●実施状況 県スポーツ協会に対して、アスリートサポートセンター専用ホームページの開設や就職希望者・求人企業の登録、周知広報に要する経費などを助成した。	【活動指標】 求人登録企業数（社）			
				19,238	0	3,153			15	55	366%	●事業の成果 ・県内企業や県内外の大学等を直接訪問して事業説明等に取り組んだ結果、R6年度は、 登録アスリート数：23人 求人登録企業数　：55社 就職者　　：1名 の成果となった。
				19,238	0	2,678			25			
				—				【成果指標】 アスリートの県内就職数（人）				
			R6-8						5	1	20%	
			体育保健課	—	—	—	（公財）長崎県スポーツ協会		9			
取組項目 i ii iii iv		4	スポーツ振興総合推進事業費	12,547	12,547	765	●事業内容 競技団体を統括し、本県スポーツの普及・振興の一翼を担う「長崎県スポーツ協会」に対して助成を行い、本県スポーツの振興に資する。 ●実施状況 本県におけるスポーツの普及・振興のため、県競技団体の統括団体である県スポーツ協会に対して協会運営費等に要する経費の一部を助成した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・県スポーツ協会が中心となって、スポーツ関係団体・機関等との緊密な連携のもと、スポーツの普及・振興等が図られた。
				12,225	12,225	1,182			—	—	—	
				12,565	12,565	866			—			
				スポーツ基本法				【成果指標】 体育・スポーツの発展と、県民の健康と体力の保持増進	数値目標なし	—	—	
			H15-						数値目標なし	—	—	
			体育保健課	—	—	—	（公財）長崎県スポーツ協会		数値目標なし			
		5	国民スポーツ大会費	120,861	120,861	16,849	●事業内容 国民スポーツ大会及び同九州ブロック大会への監督・選手等の派遣費、大会運営本部に対する助成を行う。 ●実施状況 国民スポーツ大会・同九州ブロック大会における、本県代表の監督・選手等の旅費、大会運営本部に要する経費を助成した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・佐賀国民スポーツ大会及び同九州ブロック宮崎大会への本県代表の監督・選手が参加するために必要な旅費等の支給業務が円滑に実施された。
				130,160	130,160	16,950			—	—	—	
				226,345	226,345	21,270			—			
				スポーツ基本法				【成果指標】 国スポ天皇杯順位（位）	20位台	39位	—	
			S40-						20位台前半	40位	—	
			体育保健課	—	—	—	（公財）長崎県スポーツ協会		20位台前半			
		6	競技力向上特別対策重点強化事業費	9,530	0	3,829	●事業内容 県内から一人でも多く、オリンピック選手等の日本代表選手を輩出するため、選手の育成・強化や競技環境の整備を行い、本県競技力の更なる向上を図る。 ●実施状況 県内在住の各カテゴリー日本代表選手を特別強化選手及び強化選手に指定し、合宿や遠征等に要する経費の助成を行った。また、R6年度からは、指定対象を全国大会で入賞した中学・高校生にも拡大し、ジュニア世代からの育成・強化に取り組んだ。 さらに、ローイング競技の艇の整備を行った。	【活動指標】 オリンピックアスリート等特別強化事業で支援した選手数（人）	17	17	100%	●事業の成果 ・全国大会等において上位の成績を収めたアスリート61名を強化選手として指定し、強化活動の支援を行った。そのうち17名が日本代表候補選手となり、さらに4名の選手が世界選手権等の日本代表選手に選ばれた。
				22,625	0	3,153			17	61	358%	
				29,762	0	2,520			65			
				スポーツ基本法				【成果指標】 上記事業によりオリンピック及び世界選手権等の日本代表になった選手数（人）	4	4	100%	
			H30-						4	4	100%	
			体育保健課	—	—	—	県競技団体（特別強化選手、強化選手）		4			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	選手の発達段階に応じた一貫指導システムの充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和６年度からは、国民スポーツ大会の少年種別をターゲットとした選手の育成・強化に取り組むとともに、少年世代の指導者に対しても資質向上を図るための事業を実施するなど、更なる競技力の向上に努めた。 令和６年度の佐賀国民スポーツ大会での成年種別の獲得点数は、前回大会の160.5点から224点と上回ったものの、本県の主力となる少年種別での獲得点数が201.5点から153.5点となり、結果、総合成績は40位と目標とする20位台前半には届かなかった。 今回の成果と課題を踏まえた少年世代から成年世代までの系統的な強化や優秀な指導者の育成、少年選手の競技力向上を図るための成年選手との合同練習など、一貫した選手の育成・強化に継続して取り組むことが必要である。	●課題解決に向けた方向性 本県の競技力向上のためには、少年世代から成年世代までの一貫した選手の育成・強化が重要である。特にその土台となる少年世代では、育成・強化に加えて、選手の発掘においても注力する必要がある。 また、各競技団体が強化方針や課題を踏まえ、少年世代の発掘・育成・強化から成年世代までの一貫した強化事業が実施できるよう事業の改善を図る。
ii	世界の舞台へ羽ばたく選手の育成・強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 中・高校生で全国上位レベルにある選手や、チームの核となる選手及び県内在住の各テゴリー日本代表選手を、中央競技団体等が主催・派遣する合宿や大会等に参加させることで、より高いレベルで強化を図ることができている。 本県ゆかりの日本代表選手数は、令和６年度は31名輩出しているが、本県からより多くの日本代表選手を輩出するための各世代優秀選手の重点強化が必要である。	●課題解決に向けた方向性 全国上位レベルにある選手や各カテゴリーの県内在住の日本代表選手を指定して強化を図ってきたが、令和７年度からは、県外在住であっても、国民スポーツ大会の「ふるさと選手」として登録をしている本県ゆかりの選手も対象に加えた。また、世界レベルや権威ある全国大会等で優秀な成績を収めている指導者等を招へいした選手強化や指導者の指導力向上に努める。
iii	優秀成年選手の確保に向けた支援体制づくり	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県スポーツ協会が設置する「アスリートサポートセンター」と連携して、成年選手や指導者の県内への就職・定着に取り組み、就職希望者23人、求人企業55社が登録し、1名が就職につながった。引き続き、就職希望者・求人企業の登録数を増やすための県内外大学等や企業の訪問活動等を実施し事業の周知広報とともに、「アスリートサポートセンター」における就職希望者と求人企業のマッチングを支援していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 県スポーツ協会が設置する「アスリートサポートセンター」と連携しながら、就職希望者と求人企業の登録数を増やし、県内において安心して成年選手（指導者）が競技活動を継続できる環境づくりを推進する。
iv	最新のスポーツ医・科学を活用した指導者・選手サポート体制の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和６年度に開催された佐賀国民スポーツ大会や同九州ブロック宮崎大会において、本県代表選手が、実力を十分に発揮できるように延べ35名のトレーナーを派遣した。 本県代表選手の競技パフォーマンスを最大限に発揮させるためには、選手の発育や発達段階、競技特性に応じた最新のスポーツ医・科学の見地に基づいた科学的なトレーニングやサポート体制の整備が不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 各競技団体に対して実施する派遣希望の調査をもとに、トレーナー派遣の充実を図る。 また、選手に対しても最新の医・科学の知識に基づいた指導ができるよう、指導者向けの研修会を実施する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv	○	1	競技力向上特別対策費 H4- 体育保健課	令和７年度は、本県の競技スポーツが目指す姿を示した「長崎県競技力向上戦略ビジョン」を踏まえ、今後５カ年に取り組む具体策をまとめた、「長崎県競技力向上５カ年推進計画」を作成し、強化事業の改善を図る。 また、より効果的なものとするために、各競技団体においてもビジョンを踏まえた今後５年間の推進計画の作成と、各競技団体が実情や課題を踏まえた提案型の強化事業をさらに推進する。	①②	令和７年度中に作成する予定の「長崎県競技力向上５カ年推進計画」には、国民スポーツ大会における競技別の獲得点数や成果課題の分析、全競技団体を対象に実施するヒアリングを通して強化方針や課題等を踏まえた具体的な方策を盛り込み、令和８年度から５年間の継続的な競技力の向上を図る。 同様に、各競技団体に対しても５か年の推進計画の作成を求め、各競技団体がより効果的な強化策等に取り組めるように事業の改善を図っていく。	改善

取組 項目 i ii iii		2	スポーツ合宿施設費 H12- 体育保健課	離島地区児童・生徒のスポーツの機会の確保と保護者の経済的を負担の軽減を図るとともに、施設の状態把握と、利便性を高めるための施設改修についても検討する。 また、利用者を増やすために、合宿所を運営する県スポーツ協会が取り組む周知活動等を支援する。	①⑨	県スポーツ協会から、合宿所運営にあたっての施設上の問題点や、要望等についてヒアリングを実施するとともに、施設の老朽化や少子化が進む中、今後の施設のあり方等について検討を進めていく。	改善
取組 項目 i ii iii		3	未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業 R6-8 体育保健課	就職希望者と求人企業の登録を増やしていくために、引き続き、長崎県スポーツ協会が設置する「アスリートサポートセンター」を支援し、県内企業や大学等訪問に同席するなど事業推進に取り組む。	①②③	「長崎アスリートサポートセンター」を利用して、大学生等が卒業後に県内社会人選手として競技を継続でき、また、既に県外で活動している選手や指導者が本県に戻ってきて活動できるように環境づくりを進めていく。	改善
取組 項目 i ii iii iv		4	スポーツ振興総合推進事業費 H15- 体育保健課	―	―	本県におけるスポーツの普及・振興と県民の健康増進を図るため、スポーツの普及・振興の中心的立場にある県スポーツ協会に対し継続して運営費の一部を助成していく。	現状維持
取組 項目 i ii iii iv		5	国民スポーツ大会費 S40- 体育保健課	第７９回国民スポーツ大会の予選となる、第４５回九州ブロック大会が長崎県で開催されるため、その運営費の一部を助成し、大会の円滑な運営を支援する。	⑩	青森県で開催予定の令和８年国民スポーツ大会と鹿児島県で開催予定の九州ブロック大会に参加するために必要な監督・選手の旅費等の経費を助成する。	改善
取組 項目 i ii iii iv		6	競技力向上特別対策重点強化事業費 H30- 体育保健課	これまでは県内在住の日本代表選手等を強化選手として指定してきたが、令和７年度からは県外在住であっても、国民スポーツ大会の「ふるさと選手」として登録している本県ゆかりの日本代表選手等まで指定の対象を広げた。 また、競技用具が成績を左右するマリンスポーツ等については、計画的に最新の競技用具を整備していくこととしており、令和７年度はカヌー競技用の艇を整備する。	①②	指定した選手がオリンピック等で活躍することは、県内スポーツの活性化や次世代選手の育成にもつながることから、引き続き、指定選手が強化に必要な経費の一部を支援していく。 また、選手の競技力向上を図るため、計画的に競技用具を整備し、競技スポーツの環境整備を進める。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部　ながさきピース文化祭課	小柳　剛志
施策名	5　特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤　ながさきピース文化祭2025の開催	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	118,448

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

令和7年度のながさきピース文化祭2025は本県の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、市町と一体となって文化芸術の振興や地域活性化につながる長崎県らしい文化祭の開催を目指し、文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承していきます。

（取組項目）

ⅰ）市町主体の分野別フェスティバルや地域の特色あるプログラムの実施
ⅱ）文化芸術活動を行う団体等に対する支援の充実
ⅲ）文化を担う人材の育成及び文化団体の体制強化、学校や地域との連携
ⅳ）地域に伝わる伝統芸能や歴史、食などの文化観光資源を活用した、国内外からの誘客促進
ⅴ）文化芸術活動を通した国際交流の拡大及び平和への願いの発信
ⅵ）障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる芸術文化事業の実施

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	ながさきピース文化祭2025 総参加者数	目標値①				—	—	190万人	190万人（R７）
		実績値②				—	—		進捗状況
		達成率 ②／①				—	—		—

（進捗状況の分析）

文化祭総参加者数目標190万人の達成のため、県実行委員会や各市町実行委員会を中心に、これまで各種事業の構築や磨き上げ、認知度の向上および機運醸成に取り組んだ。
本番年度となる令和7年度はこれまでの集大成として、各種計画等に基づく文化祭の円滑な実施運営をはじめ、更なる認知度向上や機運醸成、おもてなしに係る取り組みを行う必要がある。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）：主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ ⅳ ⅴ	○	1	国民文化祭推進事業費	22,885	117,257	694,079	0	45,954	0	0	149,796	●事業内容 ながさきピース文化祭2025の開催に向け、県及び県実行委員会を中心に開催準備を進めるとともに、プレイベントの開催やアンバサダーを活用した広報・情報発信等を実施する。 ●実施状況 ながさきピース文化祭2025の開催準備、運営等を行う県実行委員会へ負担金を支出したほか、各種計画の策定や有識者で構築する企画会議にて県実行委員会主催事業の一層具体的な構築等を行った。	【活動指標】 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加市町数（市町）	— — 21	— — ／	— — ／	— — ／	— — ／	— — ／	●事業の成果 ・企画会議を開催するとともに、文化祭の開催周知や先催県への視察、実施状況について情報収集を行い、県実行委員会主催事業の準備を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和7年度の開催に向けて文化祭の開催周知や各種事業の構築・調整等に寄与した。
			R5-7	—									【成果指標】 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加者数（千人）	— — 1,900	— — ／	— — ／	— — ／	— — ／	— — ／	
			ながさきピース文化祭課	—	—	—		—				第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会								

取組項目vi	○	2	全国障害者芸術文化祭推進事業費	194	0	4,595	●事業内容 ながさきピース文化祭2025の開催に向け、県及び県実行委員会を中心に開催準備を進める。 ●実施状況 実施計画（案）の策定に向け、企画会議を開催し、県実行委員会主催事業の協議等を行った。	【活動指標】	―	―	―	●事業の成果 ・企画会議を開催するとともに、先催県への視察や実施状況について情報収集を行い、県実行委員会主催事業の準備を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和7年度の開催に向けて障害者の社会参加や理解促進に寄与した。
				1,191	0	31,536		国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加市町数（市町）	―	―	―		
				70,500	0	31,512			21				
			R5-7	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 第9～19条				【成果指標】	―	―	―		
								国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加者数（千人）	―	―	―		
			ながさきピース文化祭課	○	―	―	第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会		1,900				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 市町主体の分野別フェスティバルや地域の特色あるプログラムの実施

●実績の検証及び解決すべき課題

各事業の実施に向け、事業計画書及び収支予算書等に基づき、県内市町、中央文化団体及び関係団体と個別・具体的に調整を図った結果、分野別交流事業（分野別フェスティバル（全国大会））は、10市町で23事業の実施を予定。地域文化発信事業（地域の特色あるプログラム）は、21市町で134事業の実施を予定。

今後は、魅力ある事業の構築や円滑な実施に向けて、各市町と更なる連携を図り、支援を行っていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

各市町事業について、引き続き質の高い事業構築に向けた支援に努めるとともに、円滑な事業実施に向けて連携を深め、広報PRへの協力や必要な助言等にも取り組んでいく。

ii 文化芸術活動を行う団体等に対する支援の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

分野別交流事業や地域文化発信事業に加え、ながさきピース文化祭期間中に県内の文化団体が実施する事業を文化団体主催事業と位置付け情報発信を行うとともに、新規性の高い事業を実施する団体に対する補助制度を構築した。

今後は、各事業の円滑な実施と補助制度の運用について、長崎県文化団体協議会等との更なる連携を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

県文化団体協議会と協力・連携し、円滑な補助事業の推進に努めるとともに、各文化団体事業とピース文化祭との一体的な実施に向けて、情報共有や広報支援等にも取り組んでいく。

iii 文化を担う人材の育成及び文化団体の体制強化、学校や地域との連携

●実績の検証及び解決すべき課題

有識者で構成する企画会議で立案した「次世代を担う子供たちや若者が主体的に関わり、故郷への誇りや愛着を持ち、新しい文化を生み出すエネルギーに繋げていく取組」について、事業内容の具体化を進めるため、県内出身の「演劇」「音楽」のプロの方々と連携し、学校等の協力も得ながら若者を中心とした県民の参加を呼びかけた。

具体的には、演劇や音楽についてプロから直接学べるワークショップの開催やその成果を披露する機会の創出等に取り組むこととしており、今後は、参加者の達成感を高めるための効果的な事業の実施方法等について、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。

また、地域の方々をはじめ多くの方々が参画できる仕組みを実現するため、企業協賛やボランティア制度を構築するなど、関係団体等と連携し、文化祭の機運醸成に努めた。

●課題解決に向けた方向性

本県出身の「演劇」「音楽」のプロの方々と連携し、ワークショップ等の参加者が充実感を得ながら長崎の文化を学んでいけるよう、事業内容の充実と円滑な推進に取り組んでいく。

また、イベントへの直接的な参加はもちろんのこと、協賛支援やボランティアなど多方面での参画を引き続き呼びかけることで、文化祭の更なる機運醸成等に努める。

iv 地域に伝わる伝統芸能や歴史、食などの文化観光資源を活用した、国内外からの誘客促進

●実績の検証及び解決すべき課題

有識者で構成する企画会議で立案した「本県の歴史や食などの文化資源を活かし、本県の魅力を発信し誘客に繋げる取組」を市町とともに検討。若者が長崎の伝統的な踊りや日舞に親しめる機会の創出や、日本遺産である「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」にスポットを当てた取り組みについて、専門家の意見を伺いながら事業内容の充実を図った。また、全国から来県する出演団体や個人の円滑な受入を推進するため、宿泊・旅客輸送等を担うトラベルセンターの設置に向けた準備を行った。

今後は、文化祭での実施に向け万全な準備を行うとともに、国内外からの誘客に向けた情報発信や受入態勢を構築・強化する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

各種事業について、県内外から多くの方に参加いただくため、専用ホームページやSNSを活用した情報発信について、市町や関係機関と連携して取り組むとともに、文化祭はもとより本県の文化観光資源等について、国内外に向けた積極的な情報発信に努める。

加えて、トラベルセンターの設置による県外参加者の受入体制の構築や、OTA（オンライントラベルエージェント）による誘客促進に努めるとともに、参加者の満足度向上のための「おもてなし事業」にも取り組んでいく。

v	文化芸術活動を通した国際交流の拡大及び平和への願いの発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 有識者で構成する企画会議で立案した「日本・中国・韓国の若者で結成したオーケストラによる演奏会の開催や、『平和』をテーマとした子供たちによるアート事業やシンポジウムの開催等」について、音楽関係者や美術関係者又は平和活動の関係者が参画した検討部会を設置し、取り組み内容の充実を図った。 今後は、参加者及び観覧者の集客を図るとともに、各市町実行委員会主催事業との相乗効果を図るため、各種事業との連携や関連付けを図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 文化祭を通じて県内外の多くの方に国際交流や平和の素晴らしさを発信するため、音楽関係者や美術関係者又は平和活動の関係者と連携・協力体制を密にし、市町とも連携しながら各事業の効果的な情報発信と集客に努める。 また、各市町や関係団体との各種調整を行いながら、一層効果的な事業実施、事業展開の準備に努める。
vi	障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる芸術文化事業の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 全国障害者芸術・文化祭は、平成19年に実施され今回が2回目の開催となる。1回目開催時は、主に会場であったシーハット大村においてイベント等を集約させて実施した。今回の全国障害者芸術・文化祭は、国民文化祭と一体的に開催し、多くの県民の参加や鑑賞の機会の充実を図るため、県内各地域において各種イベント等を実施し、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に繋げる必要がある。 また、令和6年（2024年）4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、県実行委員会並びに市町実行委員会主催イベントでは、関係機関と連携し、合理的配慮に向けた対応が必要である。	●課題解決に向けた方向性 県実行委員会主催事業及び市町実行委員会主催事業において、県内各地域の特色ある文化・芸術を踏まえ、障害のある人もない人も一緒に参加・交流ができる各種イベントを県内各地域において実施する。 また、障害のある方が安心して参加・鑑賞ができる環境づくりを創出するため、手話通訳や要約筆記等の情報支援のほか、会場案内等を行うボランティアの確保並びに専用ホームページにおける、イベント会場のバリアフリー情報の掲載等、環境整備を整え充実を図る。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv v	○	1	国民文化祭推進事業費 R5-7 ながさきピース文化祭課	文化祭の更なる認知度向上や機運醸成、各種事業の磨き上げ、関係者との連携強化など、総参加者数の拡大に向けた取組を行う。	―	―	終了
取組項目 vi	○	2	全国障害者芸術文化祭推進事業費 R5-7 ながさきピース文化祭課	障害のある人の文化芸術活動の発表の場を通して、障害に対する理解を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に繋げていくとともに、障害のある人が安心してイベントの参加・鑑賞ができる環境づくりを創出し、総参加者数の拡大に向けた取組を行う。	―	―	終了

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部　国際課	貝淵　裕幸
施策名	6　国際交流と平和発信の推進	事業群関係課（室）	県民生活環境課、漁政課	
事業群名	①　国際交流の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	86,536

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

長い交流の積み重ねにより培われた友好交流関係や人的ネットワーク等を活かして海外との交流を拡大するとともに、市町や関係団体等と連携した交流活動の支援や地域で活躍する国際人材の育成を図ることにより、地域における幅広い分野での国際交流を推進していきます。

（取組項目）

ⅰ）友好都市等との関係強化と相互交流の拡大
ⅱ）地域における多文化共生の推進
ⅲ）民間団体等が取り組む先駆的な国際交流活動への支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民等が参加した国際交流事業の開催件数	目標値①		26回	29回	32回	35回	38回	38回（R7）
		実績値②	23回（H30）	30回	32回	41回	40回		進捗状況
		達成率②／①		115%	110%	128%	114%		順調

（進捗状況の分析）

多様な国際交流事業の実施を通じて、友好都市等との関係強化を図るとともに、県民や青少年の国際理解を促進した。また、国際理解講座などの取組により、県民の多文化共生に対する意識も高まった。さらに、国際交流協会を通じて民間団体が実施する国際交流事業への支援も行い、地域全体で国際交流が着実に推進されている。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅲ	○	1	友好交流関係推進事業費	5,750	7,367	12,542	5,750	6,107	9,904	27,572	21,287	21,271	●事業内容 本県の特色ある歴史・文化（ソフトパワー）に関連する各種交流事業を実施し、友好交流関係都市等との交流拡大を推進する。 ●実施状況 海外における本県の認知度向上を図るため、友好都市等と連携し、韓国で開催された日韓交流おまつり及びベトナムのホイアン市で開催された日本祭りにおいて、長崎県ブースを出展し、長崎県の魅力をPRした。 友好交流関係樹立10周年を迎えた釜山広域市との一層の交流促進につながるよう青少年交流事業を実施し、また、長崎県内においても県内留学生と大学生を対象とした青少年交流事業を実施した。	【活動指標】 各種事業の実施数（件）	6 8 9	8 9	133% 112%	●事業の成果 ・ホイアン日本祭りにおける長崎県ブース出展や釜山広域市との青少年交流事業等、多様な交流事業を実施したことにより事業件数の目標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・青少年交流事業は、参加学生に長崎県と韓国・中国との交流に対する理解を深めてもらい、友好交流都市との相互理解促進や相互交流拡大に寄与した。 ・友好都市等において長崎県ブースを出展し、友好都市等の市民の方々が長崎に触れる機会を創出することで、国際交流の推進を図った。
			H27-	—									【成果指標】 友好都市等との連携事業数（件）	6 5 8	5 7	83% 140%				
			国際課	—			—		—			県民及び中国・韓国・東南アジア地域国民							
取組項目ⅰⅲ		2	国際交流関係連絡調整費	8,654	8,832	9,195	8,654	8,832	9,195	1,532	2,365	2,363	●事業内容 中国及び韓国等、本県と所縁のある諸外国との連絡調整及び友好親善交流のための助成等を行う。 ●実施状況 長崎県日中親善協議会が実施する日中友好交流事業に対し支援を行った。福建省、上海市、湖北省、釜山広域市をはじめ、中国・韓国両国との友好交流促進のため各種連絡調整を行った。	【活動指標】 助成事業実施件数（件）	8 8 8	7 6	87% 75%	●事業の成果 ・天候等の理由から一部交流事業を実施できなかったため、実施件数及び事業への延参加者数の目標達成には至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・留学生交流会などの日中交流事業を通じて、県民の国際交流への参加機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
			S48-	—									【成果指標】 事業への延参加者数（人）	370 370 370	379 268	102% 72%				
			国際課	—			—		—			中国・韓国の自治体等、長崎県日中親善協議会							

取組項目i		3	国際交流関係連携強化事業費				●事業内容 ポルトガル政府と締結したMOUに基づき、各分野におけるこれまでの取組状況を確認し、今後の展開について意見交換等を行うための年次会議を本県で開催し、本県とポルトガルとの関係強化や各分野における連携拡大に繋げる。 ●実施状況 知事と在日ポルトガル大使館の長による年次会議を本県で開催し、本県とポルトガルとの歴史的な絆を未来に向けた交流に繋げるための取組等について、様々な意見交換を行った。	【活動指標】 年次会議開催数（件）				●事業の成果 ・MOUを契機に始まった青少年交流を引き続きサポートしていくことや、県民がポルトガルに触れる場や機会を増やしていくことの重要性について確認した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・MOU締結1周年を記念したパネル展やフェア（ポルトガル産品の展示販売）を開催するなど、県民がポルトガルに触れる機会の創出を行い、国際交流の推進に寄与した。
				552	552	2,365				1	1	100%	
				10,489	10,489	2,363				1			
			R6-8	―				【成果指標】 連携事業数（件）					
										1	4	400%	
			国際課	―	―	―	県民及びポルトガル国民			2			
		4	日韓海峡沿岸交流事業費	3,264	3,264	3,064	●事業内容 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を設置し、日韓交流事業を実施することで、地域間の友好関係の増進及び相互理解の促進を図るとともに、両地域の発展と繁栄に繋げる。 ●実施状況 日韓海峡沿岸地域の発展に向けた、日韓の8県市道による連携・協力事業として、第32回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を佐賀県で開催し、スポーツ文化を通じた地域活性化策についての事例発表、共同声明文の発表を行った。 また、これまでの共同声明による合意に基づき、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業、広域観光協議会事業等、共同交流事業を実施した。	【活動指標】 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議における合意事項の実現に向けた会議の開催回数（回）	幹事会3回 実務会議2回	幹事会3回 実務会議2回	100%	●事業の成果 ・日韓海峡沿岸県市道交流知事会議の合意事項である観光活性化に関する取組の推進や8県市道で実施される事業の相互協力などの3項目について、8県市道で連携して事業に取り組み、目標を達成できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・海岸漂着ごみ一斉清掃事業や水産関係交流事業などの日韓海峡沿岸交流事業を通じて、県民の国際交流への参加機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				3,264	3,264	3,942				幹事会3回 実務会議2回	幹事会3回 実務会議2回	100%	
				3,264	3,264	3,939				幹事会3回 実務会議2回			
			H4-	―				【成果指標】 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議における合意事項の実現		合意項目3項目	合意項目3項目	100%	
										合意項目3項目	合意項目3項目	100%	
			国際課	―	―	―	日韓海峡沿岸8県市道			合意項目3項目			
		5	周年記念事業費（LA、釜山）				●事業内容 南カリフォルニアと本県との懸け橋としての役割を果たすLA Nagasaki-kaiの周年記念事業への出席と併せて、観光や県産品PR等を行い、本県と米国との関係強化や経済交流等の拡大に繋げる。 長崎県と釜山広域市の友好交流関係樹立10周年を記念し、訪問団の派遣・受け入れ等を行うことで、友好交流関係や人的ネットワークを一層強化するとともに、経済、文化等のさらなる交流の促進を図る。 ●実施状況 知事を団長とする訪問団が訪米し、創立35周年を迎える県人会式典へ参加した。また、ロサンゼルスとサンフランシスコで、観光や県産品のPRを行った。 知事を団長とした訪韓団を派遣し、釜山広域市長への表敬、釜山広域市内の視察を行った。 また、釜山友好交流10周年を記念事業として、PR展・写真展の開催、県内大学生と釜山の大学生を対象とした青少年交流事業を実施した。	【活動指標】 記念事業の開催数（回）				●事業の成果 ・訪米では、県人会式典への参加を通じて、会員各位の労を労い交流を深めることができた。また、外務省と連携しロサンゼルスでは観光・経済関係者へ本県の観光と食の魅力のPRを行った。サンフランシスコでは、長崎和牛と県産酒のPRを行い、事業者との関係構築が図られた。 ・釜山市長を表敬訪問して意見交換を行い、釜山広域市との友好関係や人的ネットワーク強化のほか、今回の訪問や長崎-ソウル線の再開、来年の日韓国交正常化60周年を契機として文化・観光など各分野での交流拡大の取組を一層推進していくことを確認できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・訪米および訪韓、PRイベントを通じて友好交流関係を再確認し、これまで築いてきた友好交流関係を内外にアピールする機会ともなり、さらなる友好交流の拡大に貢献するとともに、国際交流の推進に寄与した。
				9,992	9,992	12,614				3	5	166%	
								【成果指標】 記念事業の参加者数（人）					
			(R6終了)R6	―						230	703	305%	
			国際課	―	―	―	県民及びアメリカ・韓国国民						
取組項目i		6	周年記念事業費（中国）				●事業内容 中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年を記念したレセプションの開催等を通して、本県の中国におけるプレゼンスの向上や友好交流関係の強化を図る。	【活動指標】 記念事業の開催数（回）				―	
				22,242	22,242	14,968				2			
			(R7新規)R7	―				【成果指標】 記念事業の参加者数（人）					
			国際課	―	―	―	県民及び中国国民			300			

取組項目i		7	長崎発東アジアの環境技術発信事業	304	304	1,915	●事業内容 環境に係る課題の解決を図るため、福建省との人材交流や、日韓8県市道との環境保全技術等に関する共同事業を実施。 ●実施状況 会議を開催し、福建省、日韓8県市道の環境部局担当者とそれぞれ環境政策や研究事例等について情報共有や意見交換を行った。	【活動指標】 実務者会議参加回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・環境政策や研究事例等の発表を通じ、環境保全技術に関する知見が深まるとともに相互理解が進んだ。 ●事業群の目標達成への寄与 ・福建省、日韓8県市道の環境部局担当者との関係構築及び相互理解が進み、本県の国際交流の推進に寄与した。
				784	784	2,759			1	1	100%		
			(R6終了)R4-6	—				【成果指標】 交流事業実施件数（件）	1	1	100%		
									1	1	100%		
			県民生活環境課	—	—	—	福建省、日韓海峡沿岸8県市道の環境部局担当者						
		8	東アジア地域との環境技術交流事業費				●事業内容 環境に係る課題の解決を図るため、福建省との人材交流や、日韓8県市道との環境保全技術等に関する共同事業を実施。	【活動指標】 実務者会議等参加回数（回）				—	
				3,171	3,171	2,757			1				
			(R7新規)R7-R9	—				【成果指標】 交流事業実施件数（件）					
			県民生活環境課	—	—	—	福建省、日韓海峡沿岸8県市道の環境部局担当者		1				
		9	日中・日韓水産関係交流促進事業費	3,095	3,095	1,532	●事業内容 中国福建省・浙江省、韓国1市3道との水産技術者、行政担当者等による交流事業を実施する。 ●実施状況 韓国1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）と資源管理等に関する交流事業、魚類の種苗放流、ならびに漁業者交流を実施した。また、中国福建省とは、県訪問団を現地に派遣し、交流会議、水産関連施設の視察及び備忘録の交換を行った。中国浙江省とは先方の機構改革の影響で本県への訪問が中止となった。	【活動指標】 漁業者が参加した親睦交流の実施回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・日中韓が水産資源を共有する東シナ海等における国際的資源管理等の意識醸成、共同放流等の交流事業による関係構築及び相互理解の深化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・中国及び韓国の水産技術者や行政担当者との交流事業の実施により、水産分野における国際交流の推進に寄与している。
				2,396	2,396	1,577			1	1	100%		
				3,575	3,575	1,576			1				
				—				【成果指標】 知事会議における評価、総括意見	継続の必要性あり	継続の必要性あり	—		
			H16-						継続の必要性あり	継続の必要性あり	—		
									継続の必要性あり				
			漁政課	—	—	—	韓国南岸1市3道福建省浙江省						
取組項目ii iii	○	10	国際交流協会助成事業費	18,065	15,013	7,659	●事業内容 （公財）長崎県国際交流協会が実施する地域の国際化に向けた関係事業（多文化共生・国際理解講座等）について、その一部経費を助成する。 ●実施状況 多文化共生・国際理解講座や外国人による日本語弁論大会等を通して、日本人住民と外国人住民との相互理解を深める機会を提供できた。	【活動指標】 国際交流イベント、理解講座開催数（回）	13	7	53%	●事業の成果 ・開催数は大幅に増加し目標を達成することができた。参加者数については、悪天候により来場キャンセルが生じた講座があったことなどにより、昨年度の実績を下回ったものの、目標を概ね達成できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国際理解講座や各種イベントをとおして、県民の国際交流への参加機会や日本人住民と外国人住民との相互理解を深める機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				18,233	14,924	7,884			13	15	115%		
				22,146	18,370	7,878			13				
				—				【成果指標】 国際交流イベント、理解講座参加者数（人）	385	383	99%		
			H2-						385	363	94%		
									385				
			国際課	—	—	—	（公財）長崎県国際交流協会						
取組項目ii		11	海外技術研修員受入事業費	0	0	1,532	●事業内容 将来、派遣元国の経済開発と繁栄に貢献しうる人材を養成するとともに、県民との交流を通じて相互理解、友好親善の促進を図ることを目的として、海外からの研修生を本県で受け入れる。	【活動指標】 海外技術研修員の受入人数（人）	0	0	0%	●事業の成果 ・パラグアイから海外技術研修員を受け入れ、受入機関において研修員の専門に応じた具体的な研修を実施した。また、受入機関においても、高く満足いただき、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・派遣元国の経済開発等に貢献しうる者との関係の構築および県民との交流の機会を創出することで、本県の国際交流の推進に寄与している。
				2,393	2,393	788			1	1	100%		
			(R6終了)S48-R6	—				【成果指標】 受入機関の満足度（%）	0	0	0%		
									80	100	125%		
			国際課	—	—	—	海外技術研修員						

取組項目ii		12	語学指導等外国青年招致事業費	32,198	0	2,298	●事業内容 地域における国際化の推進を図るため、語学指導や翻訳・通訳等を行う外国青年を招致する。 ●実施状況 語学指導や翻訳・通訳等を行う外国青年を招致し、国際理解講座や語学指導をとおして地域における国際化の推進を図った。	【活動指標】 県国際交流員による講座の開催数（回）	36	24	66%	●事業の成果 ・英語圏CIRが途中退職したため、講座の開催数は目標に達しなかったが、関係機関と連携して実施したこと等により、受講者数は目標を大きく上回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・外国青年の増加は、県民と外国人が交流する機会の増加や海外とのネットワーク拡大に繋がるものであり、本県の国際交流促進に寄与している。
				32,723	19	3,942			36	26	72%		
				37,014	2,175	3,939			36				
			S62-	―				【成果指標】 県国際交流員による講座の受講者数（人）	540	431	79%		
									540	829	153%		
			国際課	―	―	―	語学指導等を行う外国青年（JETプログラム参加者）		540				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　友好都市等との関係強化と相互交流の拡大

●実績の検証及び解決すべき課題

ホイアン日本祭りへの参加や釜山広域市との青少年交流、ポルトガルとのMOUに基づく事業、日韓海峡沿岸県市道との連携事業、訪米・訪韓による交流強化など、多様な国際交流事業を展開した。特に、青少年や県民が国際的な文化や価値観に触れる機会を創出し、相互理解の促進に寄与した。

今後、さらに地域、経済のグローバル化が進展していくことが予想されることから、県民の国際交流、多文化共生に対する意識を高めていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

継続的な交流プログラムや人的ネットワークの維持・発展を図っていくことが重要であり、友好都市や関係機関等と連携を図りながら、友好都市との相互交流の拡大や県民が参加できる国際交流事業の創出に繋げていく。

ii　地域における多文化共生の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

多文化共生推進のため、国際交流員による語学講座や国際交流フェスティバルの開催などの異文化に対する理解促進の機会提供や国際人材育成などに取り組んだ。県内在留外国人数及び総人口に占める比率は増加を続けており、引き続き、外国人住民が地域社会の一員として安全・安心に生活できる環境整備を推進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

今後も、関係機関や市町と連携し、県民の国際交流への参加機会や日本人住民と外国人住民との相互理解を深める機会などを提供することで、外国人住民が安全・安心に生活できる多文化共生社会の実現を目指す。

iii　民間団体等が取り組む先駆的な国際交流活動への支援

●実績の検証及び解決すべき課題

国際交流協会を通じて民間団体が行う国際交流事業への助成を行っており、令和6年度は地域連携促進事業（国際交流スタート支援）2団体、国際交流団体支援事業（草の根国際交流支援）3団体に交付した。

●課題解決に向けた方向性

事業の企画立案段階から、国際交流団体を支援するとともに、新たな団体の掘り起こしに向けて、支援制度の更なる周知に取り組んでいく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i iii	○	1	友好交流関係推進事業費 H27- 国際課	ファンナム省と締結したMOUに基づき、ファンナム省との人材交流（職員受入）を実施できないか検討を進めていく。あわせて、友好都市である釜山広域市と連携し、青少年交流や両地域のPRなどの新たな事業の実施を検討する。	⑨	友好交流関係にある国・地域とのこれまでの取組で得た人的ネットワークを活用しながら、引き続き本県ならではの諸外国との交流の歴史等の魅力を情報発信していく。また、青少年交流事業などの取組を積極的に推進することで、主体的に国際交流に参加する県民の層を拡大し、地域に根差した国際交流が県内各地に定着するよう努めていく。	改善
取組項目i iii		2	国際交流関係連絡調整費 S48- 国際課	新型コロナウイルス感染症等の影響によりここ数年開催できていなかった中国大使館との交流会を再開できないか検討を進めている。	⑨	引き続き、福建省、上海市、湖北省、釜山広域市をはじめ、中国・韓国両国との友好交流促進のため各種連絡調整を行い、これらの取組が一過性のものにとどまらず、県民レベルでの継続的な交流へとつながるよう、事業の検討を進めていく。また、長崎県日中親善協議会が実施する日中友好交流事業、中国外交部等職員の長崎県立大学への受入事業等に対し効果的な事業の実施ができるよう時期や内容等について関係者と調整し、工夫しながら取り組んでいく。	改善

取組項目i		3	国際交流関係連携強化事業費 R6-8 国際課	大阪・関西万博参加のために来日するポルトガル要人の来県実現のために、在日ポルトガル大使館と調整を続ける。また、県民がポルトガルに触れることができる場や機会を増やすための具体的な取組についても検討を進めている。	⑨	令和7年度の取組状況も踏まえながら、本県とポルトガルとの関係強化や、県内のポルトガル関連市や民間友好団体も含め、各分野での連携拡大に資する、より効果的な連携の在り方について検討し、事業内容の改善を図っていく。	改善
取組項目i		4	日韓海峡沿岸交流事業費 H4- 国際課	引き続き、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催するとともに、これまでの共同声明による合意に基づき、共同交流事業を行う。共同交流事業については、水産関係交流事業、広域観光協議会事業等を引き続き実施するほか、新たにパラスポーツに関する共同事業を実施する。	―	引き続き、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催し、発表、自由討論、共同声明、共同記者会見等を行うとともに、これまでの共同声明による合意に基づき、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業、広域観光協議会事業等、共同交流事業に取り組んでいく。	現状維持
取組項目i		6	周年記念事業費（中国） (R7新規)R7 国際課	R7新規	⑩	―	終了
取組項目i		8	東アジア地域との環境技術交流事業費 (R7新規)R7-9 県民生活環境課	R7新規	③	限られた予算を最大限活用できるよう、令和7年度の取組状況も踏まえ、関係者と意見交換しながら、事業内容の見直しを図っていく。	改善
取組項目i		9	日中・日韓水産関係交流促進事業費 H16- 漁政課	交流会議での意見交換のテーマについては、今後の施策の参考となるよう、交流の相手方と調整のうえ設定する。	⑨	本県と水産資源を共有している中国、韓国と相互理解を深め、良好な交流協力関係を維持していくことは重要であるため、引き続き、両国の水産技術者、行政担当者等と時勢に応じたテーマ設定による交流事業を実施する。	改善
取組項目ii iii	○	10	国際交流協会助成事業費 H2- 国際課	国際交流協会との意見交換や指導・助言を継続し、県民の国際交流への参加機会や日本人住民と外国人住民との相互理解を深める機会を確保し、イベントや講座へのより多くの方の参加を促す。	⑨	国際交流協会による県民の国際理解促進のための取組や、在留外国人への支援などの各種事業が効率的に実施され、在留外国人と共生する魅力ある地域づくりが促進されるよう、意見交換や指導・助言を継続し、事業内容の改善を図っていく。	改善
取組項目ii		12	語学指導等外国青年招致事業費 S62- 国際課	語学指導等を行う外国青年のスムーズな招致を行うため、令和7年度は市町へのサポート・研修会を実施し、さらなる外国青年の活躍と地域の国際化の推進を図る。	⑨	学校現場や地域の国際化に果たす外国青年の役割が増えていることから、今後も外国青年のスムーズな招致を行うため、市町へのサポート・研修に取り組み、さらなる外国青年の活躍と地域の国際化を実現する。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部　国際課	貝淵　裕幸
施策名	6　国際交流と平和発信の推進	事業群関係課（室）	原爆被爆者援護課	
事業群名	②　核兵器や戦争のない平和な世界の実現に向けた情報発信	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	33,371

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

被爆県の使命として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向け、長崎市や関係団体と連携し高齢化が進む被爆者の被爆体験の継承に取り組むとともに、県としては原爆の悲惨さや非人道性を引き続き世界へ発信します。併せて、被ばく者医療の実績を活かした国際貢献にも取り組みます。

また、国際交流事業などあらゆる機会を捉え、平和を希求する人達と連携し、平和の尊さを発信します。

（取組項目）

ⅰ）原爆の悲惨さや非人道性を伝える情報の発信
ⅱ）県内市町やNGO等と連携した平和活動の推進
ⅲ）若い世代への被爆体験の継承と平和活動を担う人材の育成
ⅳ）長崎大学核兵器廃絶研究センターと連携した専門的見地からのアプローチによる情報の発信
ⅴ）在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者支援のための医師の研修受け入れや専門家派遣
ⅵ）文化やスポーツなどの活動を通した平和についての発信

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民等が参加した平和発信事業の開催件数	目標値①		16回	18回	20回	22回	24回	24回（R7）
		実績値②	14回（H30）	17回	24回	29回	45回		進捗状況
		達成率②／①		106%	133%	145%	204%		順調

（進捗状況の分析）

令和5年度同様、オンラインでも開催するなど開催形態を工夫するとともに、新たに主体的・対話的な学びの場としてワークショップを開催したことから、開催件数は目標値の22回を大きく上回る45回（204%）となった。

引き続き、県民の皆様の被爆の実相への理解が深まり、平和意識の向上に結びつくよう取組を進めていきたい。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 i ii iii iv vi	○	1	長崎県平和発信事業費	15,771	155	16,084	●事業内容 県民の悲願である核兵器廃絶の実現に向けて、被爆の実相や核兵器廃絶の思いを広島県と連携して世界へ発信するとともに、県内を中心に地域や世代を超えた平和教育を推進する。 ●実施状況 県内小中学生等への被爆体験講話やワークショップ、広島県への県内高校生派遣を実施した。また、平和に関心を持つ方々を増やすため若者を対象としたイベントの開催に加えて、NPT再検討会議準備委員会に参加し、オーストリア政府や広島県等とサイドイベントを実施したほか、専門家による市民講座の開催、ユース代表団による各種平和活動への支援を行った。	【活動指標】 被爆体験講話者等派遣数（人）	18	23	127%	●事業の成果 ・被爆体験講話等参加者数が目標値の4,200人に対し5,941人となるなど、本事業を通じ参加者の被爆の実相に対する理解が深まるとともに、平和意識の向上に繋がるなど、次代の平和活動を担う人材育成を推進された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・新たにワークショップを開催したことにより、開催件数が大きく増加した。
				26,236	153	24,440			35	40	114%	
				38,413	298	24,422			45			
			H27-	—				【成果指標】 被爆体験講話等参加者数（人）	2,000	2,397	119%	
									4,200	5,941	141%	
			国際課	—	—	—	県民等		7,000			

取組項目v	○	2	ヒバクシャ医療国際協力事業	7,643	5,431	7,659	●事業内容 長崎が有する被爆者治療の実績や放射線障害に関する調査研究の成果を活かし、在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者を支援するため、国外からの医師の研修受け入れや専門家の派遣、医学教科書の出版等を行う。 ●実施状況 韓国及びカザフスタンから放射線被ばく医療に従事する医師を受け入れて研修を行うとともに、当該国へ専門家を派遣した。 また、国際社会におけるヒバクシャ医療への貢献者を広く顕彰することにより、継承者を育成し、将来に向けた原爆関連医療の遺産を継承することを目的に永井隆平和記念・長崎賞を実施した。 出前講座、機関誌の発刊、ホームページの更新などの普及啓発活動を実施した。	【活動指標】 招聘する研修生（人）	5	5	100%	●事業の成果 ・医師受入や専門家派遣により、ヒバクシャ医療に携わる医師等の技術水準の向上やヒバクシャ医療の情報の共有化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎が有する被爆者治療の実績及び調査研究の成果を活用し、ヒバクシャ医療におけるナガサキを国の内外にアピールした。
				7,135	5,597	7,884			5	5	100%		
				8,075	5,625	7,878			4				
			H10-	—				【成果指標】 帰国後、放射線被爆医療に従事する割合（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			原爆被爆者援護課	—	—	—	在外被爆者及び世界各地の放射線被爆事故被災者		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　原爆の悲惨さや非人道性を伝える情報の発信

ii　県内市町やNGO等と連携した平和活動の推進

iii　若い世代への被爆体験の継承と平和活動を担う人材の育成

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
核兵器廃絶の実現には、多くの人々が被爆の実相に触れ、平和の尊さや核兵器廃絶への思いを共有することが重要であるため、県内市町等と連携した県内小中学校等への被爆体験講話者の派遣やワークショップの開催、広島県と連携した研修の開催やユース代表団による各種平和活動への支援等に取り組んだことで、多くの方に平和発信を行うことができた。 一方で、被爆者の高齢化が進んでおり、被爆の実相や核兵器の非人道性ををいかに後世に伝えていくかが喫緊の課題である。	今後も市町や広島県等関係機関と連携を図りつつ、より多くの方に被爆の実相と平和の尊さについて情報発信を図っていく。 また、世界中の人々に核兵器問題を自分事として捉えていただくことを目的に、次の国連開発目標に核兵器廃絶を位置付けるための各国軍縮関係者への働きかけを推進する。 加えて、引き続き、若い世代が主体的に参加できるワークショップ等の平和教育を実施するとともに、若い世代同士の交流機会を設けるなど次代を担う人材育成に取り組む。

iv　長崎大学核兵器廃絶研究センターと連携した専門的見地からのアプローチによる情報の発信

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
長崎大学核兵器廃絶研究センターや長崎市と連携し、核兵器廃絶をテーマとする市民講座等を開催した。核兵器廃絶の問題は国際情勢に左右されるが、より身近な問題として捉えていただくため、専門的な情報を分かりやすく発信していく必要がある。	多くの県民の方に核兵器廃絶について考えていただけるよう、引き続き、長崎大学核兵器廃絶研究センターや長崎市と連携し、理解しやすい市民講座等の開催に取り組む。

v　在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者支援のための医師の研修受け入れや専門家派遣

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
医師の受入研修は、県内医療機関や研究機関が誇る高度な被ばく者医療の知見、技術を海外の医療関係者へ直接教示できる貴重な機会であるとともに、より多くの研修生を受け入れることにより、海外における医療水準の向上に貢献することができるため、今後とも受入研修を実施していく。継続するにあたり、日程や研修内容の改善点があれば、次回以降の研修に反映し、研修の一層の充実に努める必要がある。	運営部会において、受入先研究機関等からの研修実施報告をふまえ、研修の充実に向けた意見交換を行う。

vi　文化やスポーツなどの活動を通した平和についての発信

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
人々が平和について考えるきっかけを創出し、世界平和の実現への機運醸成につなげるため、県内NGO等と連携した地球市民フェスや、広島県及び国際NGOと連携したSNSによる「未来へのおりづるキャンペーン」を実施した。おりづるキャンペーンは、地元のスポーツチームや団体などにも参加を呼びかけたが、今後さらに事業効果を高めるため、キャンペーンの知名度向上を図る必要がある。	県内市町やNGOなどの関係機関が有するネットワークを活用して、幅広く協力を呼びかけていくとともに、本県にゆかりのある著名人等への働きかけも行っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv vi	○	1	長崎県平和発信事業費 H27- 国際課	本年が被爆80年の節目になることから、団体等の開催イベントへの支援を行うことで、核兵器廃絶の機運醸成や被爆者なき次代を担う平和人材育成を促進する。 また、JET青年（国際交流員等）や海外（JICAと連携）の方々に向けた被爆体験講話等の平和教育を実施することで、被爆の実相や「長崎を最後の被爆地に」という思いを伝える。	⑤⑥	核兵器廃絶の実現に向けて、広島県や長崎市、関係団体と連携・協力しながら、核兵器廃絶を次期国連開発目標に位置付ける取組など、実効性のある手法について引き続き検討を進める。 また、被爆者の高齢化により、次代を担う若い世代を対象とした平和教育の重要性が年々高まっているため、被爆地の平和発信を担う人材育成を推進する。	改善
取組項目 v	○	2	ヒバクシャ医療国際協力事業 H10- 原爆被爆者援護課	医師の受入研修については、ロシアによる軍事侵攻の影響により実施できなかったウクライナからの受入が可能となったことから、ウクライナからの受入研修を再開する。また、長崎大学医学部原爆復興80周年事業へのナシム活動紹介パネルの展示や、長崎原爆関連書籍（英訳）の増刷により、ヒバクシャ医療におけるナガサキの更なる発信に取り組む。	⑨	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会の発足目的である「被爆者治療の実績を国外の被爆者医療に活用すること」のための事業（海外からの研修受入事業）は、今後も受入を継続していくが、実施にあたっては、社会情勢等の変化に対応した方法で行っていく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①：警察本部　生活安全企画課	①：朝末　英一
			事業群④：警察本部　組織犯罪対策課	④：吹田　守孝
			事業群⑤：警察本部　サイバー犯罪対策課	⑤：奥野　春夫
施策名	1　犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課（室）	交通・地域安全課、薬務行政室	
事業群名	①　安全・安心を実感できる社会づくりの推進	令和６年度事業費（千円）　※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額		84,260
	④　組織犯罪対策の推進			59,210
	⑤　サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進			14,872

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

①県民や観光客が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの効果的活用などにより、犯罪の被害に遭いにくい環境を整備します。
④安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するとともに、官民一体となった活動により暴力団の排除及び犯罪の未然防止に取り組みます。
⑤社会全体のサイバーセキュリティ意識を高揚させるため、サイバーセキュリティボランティア活動などを活用した情報発信活動を推進します。また、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度な情報通信技術を有する産業界・学術機関と連携した人材育成・情報共有などにより、サイバー犯罪への対処能力の強化を図ります。

（取組項目）

ⅰ）広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による子供・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進（事業群①）
ⅱ）自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進（事業群①）
ⅲ）犯罪被害者等に対する支援の充実（事業群①）
ⅳ）暴力団総合対策（事業群④）
ⅴ）来日外国人犯罪対策（事業群④）
ⅵ）薬物銃器犯罪対策（事業群④）
ⅶ）サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進（事業群⑤）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①安全・安心に関する情報発信数	目標値①		3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上（毎年）
	実績値②	2,892件（H29～R1年平均）	3,561件	3,587件	3,325件	3,873件		進捗状況
	達成率 ②／①		100%	100%	95%	100%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
④暴力団勢力数	目標値①		H28～R2年の平均値（約220人）を下回る	H29～R3の平均値（約190人）を下回る	H30～R4の平均値（約160人）を下回る	R元～R5の平均値（約140人）を下回る	R2～R6の年平均値（約120）を下回る	R2～R6の平均値を下回る（R7年）
	実績値②	約260人（H27～R元年平均）	約130人	約110人	約100人	約100人		進捗状況
	達成率 ②／①		100%	100%	100%	100%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数	目標値①		13,000人以上	13,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上（毎年）
	実績値②	12,599人（H29～R1平均）	15,011人	22,642人	39,274人	38,794人		進捗状況
	達成率 ②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

【①安全・安心に関する情報発信数】
　犯罪情勢に応じて、テレビ、新聞、メール配信サービス、SNS、ファックスネットワークなどのあらゆる媒体を通じた情報発信に努めた結果、令和6年度は目標を達成することができた。
　従来のニセ電話詐欺に加え、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が本県でも拡大している状況を受け、被害防止に関する情報発信に努めたこと、また、全国的に社会問題となったいわゆる「闇バイト」に関する注意喚起など、全世代に向けた情報発信に努めたことが達成要因と考える。

【④暴力団勢力数】
　行政機関・各企業に対する不当要求防止責任者講習を含めた講習の実施による暴力団排除の意識の高まり、官民一体となった暴力団排除活動の実施、県民からの相談・情報を端緒とした暴力団員の検挙により、暴力団組員の組織離脱が進んでおり、その成果として暴力団勢力数にあっても順調に減少傾向で推移している。

【⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数】
　サイバー空間の安全を確保するため、積極的に県下各地において地域住民や事業者に対してサイバー犯罪の現状や対処法等の講話を実施するとともに、産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動に取り組んだ結果、目標値を達成することができた。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	地域安全活動推進事業	22,154	21,062	28,146	15,082	163,137	警察法第２条			●事業内容 犯罪の起きにくいまちづくりを実現するため、県民の犯罪に対する抵抗力の強化、防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化を図り、特に悪質巧妙化しているニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等防止対策を推進 ●実施状況 防犯講習会、防犯教室、キャンペーン等の実施により、幅広い世代の自主防犯意識の高揚を図り、ボランティア団体や自治会、事業所等と連携し、自主防犯活動の活性化を図った。また、街頭防犯カメラの運用、ニセ電話詐欺被害防止のためのコールセンター事業やSNS等の広告事業を活用した広報啓発活動を推進した。		【活動指標】 防犯講習会、防犯教室の回数（回）	1,850 2,000 2,000	2,207	119%	●事業の成果 ・地域住民等が開催する防犯講習会や学校における防犯教室等において積極的に講話等を実施した。またボランティア団体と連携したキャンペーン・防犯診断等にも精力的に取り組み、多くの県民の防犯意識を高めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防犯講習会や自主防犯活動等を通じて、報発信の場が拡大されたことや、SNS等の広告事業の活用により、防犯情報の効果的な発信が可能となり、安全・安心を実感できる社会づくりの推進に寄与した。
			―	28,146			18,615	170,164						【成果指標】 防犯診断等自主防犯活動の実施（回）	500 500 500	559 502	111% 100%				
			生活安全企画課	○			―	―					地域住民、児童、生徒等								
取組項目ⅰ		2	少年非行防止対策事業	41,257	48,039	52,881	36,582	706,160	警察法第２条			●事業内容 少年非行を防止するため、非行防止教室等の非行防止活動を行う。 ●実施状況 少年サポートセンターの少年育成官とスクールサポーターが中心となって、児童・生徒に対する非行防止教室を行い、少年の規範意識醸成を図った。 また、非行に走るおそれ等の問題を抱えた少年に対する面接、学習支援、農業体験等の継続的な支援を推進した。		【活動指標】 非行防止教室の実施回数（回）	400 450 400	405 345	101% 76%	●事業の成果 ・活動指標である非行防止教室の実施回数は、学校からの依頼数の減少により、目標を下回った。 ・少年の規範意識の低下等を背景とする万引きなどの初発型非行の増加により、成果目標未達成となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標は未達成であるが、少年に対する各種非行防止活動の実施により、犯罪の起きにくい社会づくりに寄与した。
			―	48,039	43,130	663,044								【成果指標】 非行少年の人数（人）	126 190 225	191 226	65% 84%				
			生活安全企画課	52,881	47,876	657,813	―	―					少年								
取組項目ⅱ		3	防犯まちづくり推進事業	2,146	1,967	2,384	2,146	7,659	長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例			●事業内容 犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して、県民（自治会、老人会等）に自主防犯活動に取り組んでもらう「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」への参加を推進。 ●実施状況 宣言団体等への活動支援として、防犯グッズの提供や防犯情報・活動事例に係る情報発信を行うとともに、防犯研修会を開催した。		【活動指標】 安全・安心まちづくり宣言団体数（団体）	370 400 430	371 410	100% 102%	●事業の成果 ・活動支援を行うとともに、日常生活を通じた「ながら見守り」の推進により、宣言団体が活動に取り組みやすくなった結果、成果指標を達成し、地域の防犯活動の活性化に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民（自治会・老人会等）の自主防犯意識を向上させ、自主防犯活動を活性化させたことにより、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。
			R3-7	1,967	1,967	7,884								【成果指標】 安心まちづくり宣言活動結果件数（件）	310 320 350	318 352	102% 110%				
			交通・地域安全課	2,384	2,384	7,878	―	―					県民、観光旅行者								
取組項目ⅲ	○	4	犯罪被害者等支援対策事業費									●事業内容 誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に係る相談体制を整えるとともに、男性被害にも目を向けた幅広い広報啓発活動を実施。 ●実施状況 啓発チラシ配付など犯罪被害者等支援の相談窓口について広報活動を行うとともに、関係機関と連携のうえ講演会を開催して犯罪被害者等が置かれている状況を広く周知した。		【活動指標】 県民への広報・意識啓発活動人数（人）				●事業の成果 ・SNS窓口を含む相談窓口周知カード等の配付による広報啓発に加え、相談対応の24時間化などの相談対応の充実により、相談対応件数も大幅増となり、成果指標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民の理解の増進に資する広報活動を行うとともに、相談に適切に対応するための体制を整え、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。
			R6-8	13,192	13,336	7,884	8,815	7,884	長崎県犯罪被害者等支援条例					【成果指標】 「サポートながさき」で受理した相談対応件数（件）	75,000 75,000 510 665	75,563 773	100% 151%				
			交通・地域安全課	13,336	8,553	7,878	―	―					県民（犯罪被害者等）								

取組項目iv	○	5	暴力団総合対策の推進事業	30,627	20,526	295,638	●事業内容 暴力団総合対策を推進するため、暴力団構成員等の検挙活動、不当要求防止研修会等の開催、官民一体となった各種暴力団排除活動の実施など事業者・被害者等への適切な支援を実施。 ●実施状況 暴力団組員等を20人検挙したほか、企業・行政機関を対象とした不当要求防止責任者講習等の研修を通じて約2,750人に対し、対応要領の講話を実施したほか、関係機関・団体と連携した暴力団排除活動、被害者等への適切な支援を実施した。	【活動指標】 不当要求防止研修会等受講者数（人）	2,200	2,700	122%	●事業の成果 ・企業・行政機関からの要請のほか、あらゆる機会を通じた講話を実施した結果、不当要求防止研修会等の受講者数は目標を達成したが、暴力団員の検挙数については、資金獲得活動の多様化・巧妙化や組織実態の不透明化等の影響により、目標達成に至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標は目標に届かなかったが、暴力団勢力数は増加することなく推移しており、組織犯罪対策の推進に一定程度寄与した。
				30,924	21,004	302,745			2,400	2,750	114%		
				31,732	21,642	302,515			2,500				
				警察法第２条				【成果指標】 暴力団勢力数の３分の１の検挙数（当該年の検挙数）	33	29	87%		
			—						33	20	60%		
			組織犯罪対策課	○	—	—	暴力団関係者、被害者、企業、行政機関、県民、警察官		33				
取組項目v	○	6	来日外国人犯罪対策の推進事業	8,184	4,520	121,779	●事業内容 来日外国人犯罪対策をするため、各種研修会等を実施。 ●実施状況 来日外国人の犯罪被害防止等を目的として、外国人労働者（技能実習生等）や留学生を対象とした講習会及び受入企業・教育機関に対する広報啓発活動を実施した。また、外国人による犯罪の取締りを実施するとともに、来日外国人犯罪の捜査能力向上を目的とした教養や語学研修会を実施した。	【活動指標】 各種会議・研修会の開催数（回）	210	233	110%	●事業の成果 ・外国人労働者や留学生等に対する広報啓発活動等を実施した結果、目標に僅かに届かなかったものの達成率は99%であった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・活動指標は僅かに目標に届かなかったが、成果指標は検挙件数及び検挙人員ともに増加し、組織犯罪対策の推進に寄与した。
				8,869	4,942	113,529			210	208	99%		
				9,078	5,076	113,138			210				
				警察法２条				【成果指標】 来日外国人犯罪検挙数（件・人）	数値目標なし	27件20人	—		
			—						数値目標なし	41件31人	—		
			組織犯罪対策課	○	—	—	来日外国人、県民、警察官		数値目標なし				
取組項目vi	○	7	薬物・銃器対策推進事業	8,722	4,818	243,557	●事業内容 薬物・銃器対策を推進するため、広報啓発活動の推進と徹底した取締りを実施。 ●実施状況 関係機関と連携したキャンペーン等を開催し、県民に対してパンフレット等を配布するなどして違法薬物の乱用防止、銃器根絶等に対する理解と協力を求める広報啓発活動を推進した。また、潜在化する薬物・銃器事犯に対して、県民からの薬物情報の提供を受けての取締りや県民の捜査への積極的な協力、追跡捜査等による薬物入手ルートの解明等、県民一体となった取組を推進したほか、部内教養を徹底し捜査員の能力向上を図った。	【活動指標】 キャンペーンの回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・関係機関と連携したキャンペーン等の開催や県警ホームページ等による広報活動を継続的に実施した結果、県民からの情報提供により薬物事犯の検挙につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・効果的な広報活動の実施と徹底した取締りにより、前年以上の薬物事犯被疑者を検挙するに至り、組織犯罪対策の推進に寄与した。
				8,696	4,845	242,827			2	3	150%		
				9,164	5,125	234,764			2				
				警察法２条				【成果指標】 薬物事犯検挙人員（人）	数値目標なし	44	—		
			—						数値目標なし	49	—		
			組織犯罪対策課	○	—	—	県民、警察		数値目標なし				
取組項目vi		8	薬物乱用対策費	10,256	10,256	6,127	●事業内容 薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室をはじめ、各種広報啓発活動を実施。 ●実施状況 ・小中高等学校等における薬物乱用防止教室実施。 ・各種キャンペーンにおける啓発用チラシ等の資材配布や、媒体を活用した広報啓発活動を実施した。	【活動指標】 薬物乱用防止教室等の開催回数（回）	200	240	120%	●事業の成果 ・大麻事犯に係る未成年者の検挙者が1人確認されたが、学校における薬物乱用防止教室を始め、各種啓発活動を行うことにより、薬物乱用による健康被害や事件・事故、社会への悪影響等知識の普及に一定の効果をもたらしている。
				10,721	10,421	6,307			200	237	118%		
				10,698	10,398	6,302			200				
				—				【成果指標】 未成年者の薬物検挙者数（人）	0	3	0%		
			S48-						0	1	0%		
			薬務行政室	—	—	—	県民		0				

取組項目vii	○	9	サイバー犯罪対策推進事業	14,497	8,008	176,157	●事業内容 安全で安心なサイバー空間を確保するため、産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発活動を推進するなど、県民のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るとともに、捜査員の育成などサイバー犯罪に対する対処能力向上を推進。 ●実施状況 サイバー空間における犯罪被害防止に資する情報を発信したほか、サイバーセキュリティボランティアへの新規参加を働き掛けるとともに、産学官の機関・団体と連携した講習や広報啓発活動を実施した。また、研修等を実施して捜査員の育成を図るとともに、全国の都道府県警察と連携したサイバー犯罪捜査を推進した。	【活動指標】	11	11	100%	●事業の成果 ・サイバーセキュリティボランティアへの新規参加校を獲得するとともに、サイバーセキュリティ講話を始めとした広報啓発活動に取り組んだほか、県民・事業者から寄せられた相談等に基づく捜査を推進し、安全で安心して利用できるサイバー空間の環境づくりに寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・産学官の機関・団体やサイバーセキュリティボランティアとの連携を強化したことにより、県内各地で講話活動が活発に行われ、サイバー空間の安全確保に寄与した。
				14,872	8,287	212,868		サイバーセキュリティボランティア団体への講習実施回数（回）	11	12	109%		
				41,058	12,194	224,523			12				
			警察法第２条					【成果指標】	27	40	148%		
			H12-					サイバーセキュリティボランティアによる講話実施回数（回）	31	40	129%		
			サイバー犯罪対策課	○	—	—	インターネットを利用する県民、事業者		36				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による女性・高齢者を守る総合的な犯罪予防対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

ニセ電話詐欺の対策のためのコールセンター事業やSNS等の広告事業を活用した広報啓発活動の推進、女性・子供を対象とする犯罪被害防止のための安心メール・キャッチくんによる情報発信、犯罪抑止効果の高い街頭防犯カメラ事業などにより、全国でもトップレベルの治安水準を維持しているが、現在、刑法犯認知件数が増加傾向にあることやSNSを悪用した新しい手口の詐欺被害の急増などの新たな課題が生じている。

少年非行防止対策事業に関しては、近年、非行少年が増加傾向にあることから、非行防止教室や、非行に走るおそれのある少年に対する継続的な支援などを推進して少年の規範意識向上を図っていく必要がある。また、全国的に、犯罪実行者募集情報に応募する少年が検挙されていることや、ＳＮＳに起因する犯罪の被害に遭った児童数が高水準で推移していること、少年による大麻事件の検挙が続き、違法薬物の乱用が問題となっており、本県においてもこれらの拡大防止を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

現在の地域安全活動推進事業を基本として、犯罪情勢に応じた諸対策を推進する。特に街頭防犯カメラ事業については情勢に応じた設置状況の見直しやSNSを悪用した詐欺事件の広報・注意喚起について動画サイトやSNSの広告事業拡充するなど、事業の内容の見直しを図る。

非行防止対策については、学校における非行防止教室の講話内容に関して事前に協議を行い、全国的に問題となっている事案や学校側の要望に応じた話題を盛り込むなど、現状に応じた講話を実施して少年の規範意識向上を図るほか、各種広報啓発活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動等を通じ、インターネットや薬物等の有害性・危険性を呼び掛けて注意喚起を行っていく。

ii　自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

県民（自治会、老人会等）に対する自主防犯活動の呼び掛けを計画的に行うとともに、優秀団体の表彰によって意欲の増進を図り、「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業において、自主防犯活動に取り組む宣言団体は増加したが、参加意思を示している自治会、老人会の中にはいまだに活動が低調なところもあるため、宣言団体の活動を活性化するとともに、更なる活動拡大に向けて、一層の自主防犯活動への参加促進を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

取組が優秀な団体を表彰することによって、各団体の取組意欲の増進を図るとともに、宣言団体の取組事例に関する情報発信、防犯研修会の開催等、宣言団体への参加促進を図ることとしている。

iii　犯罪被害者等に対する支援の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

性暴力被害支援に関しては、啓発チラシ配付など犯罪被害者等支援の相談窓口について広報活動を行った結果、相談対応件数が増加しており、被害の潜在化防止に寄与している。

犯罪被害者支援において、令和６年７月の警察庁通知（技術的助言）により「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が求められており、県として多機関ワンストップサービス体制の構築を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

性暴力被害者支援に係る相談窓口については、引き続き24時間緊急対応可能な相談体制の継続や幅広い広報啓発活動を実施するとともに、多機関ワンストップサービス体制の構築に向けて、各種支援をハンドリングする「犯罪被害者等支援コーディネーター」について関係機関と協議のうえで導入を検討していく。

iv　暴力団総合対策

●実績の検証及び解決すべき課題

暴力団排除のための不当要求防止責任者講習等研修会については、受講者数は目標を達成したものの、暴力団の検挙については20名（目標達成率60%）の検挙で目標に届かなかった。暴力団組織は、社会情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化・巧妙化させるとともに、組織実態を不透明化させている。また、暴力団関連事案については、報復を恐れて被害の相談や申告をためらい、潜在化する傾向にあることから、潜在化している事件をいかに掘り起こして検挙していくかが課題である。

●課題解決に向けた方向性

暴力団壊滅のためには、取締りと暴力団排除活動により暴力団の人的・物的基盤と資金源に打撃を与える各種対策が必要不可欠であり、被害者に対する保護対策の徹底や暴力団関係者（社）等に対する情報収集を徹底することにより、潜在化している暴力団犯罪を１件でも多く解明して事件検挙につなげる。また、研修会やキャンペーン活動、講話等の回数を増やすなどして、県民に対して暴力団排除の機運をさらに浸透させていく。

v	来日外国人犯罪対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 来日外国人犯罪に対する捜査能力の向上を目的とした教養については、部内通訳要員に対する本県や他県警での語学研修会、民間教育施設における講義を受講させるなどして一定の成果を得られたが、さらなる向上が必要である。在留外国人に対する犯罪被害防止等を目的とした講習会等については、定期的に実施しており一定の成果は認められる。今後も技能実習生等の外国人材受入れ拡大により外国人の増加が予想されることから、より一層の組織体制の充実と外国人対象の広報啓発活動の強化が課題である。	●課題解決に向けた方向性 増加する外国人の安全確保及び外国人犯罪への適切な対処のためには、外国語による意思疎通が必須であることから、部内通訳人の能力向上、民間通訳人の充実化、外国人対応に関する部内教養等を継続して推進し、組織としての外国人対応能力の維持・強化を図っていくとともに関係部門と連携した広報啓発活動を実施する。
vi	薬物銃器犯罪対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 各種キャンペーンや県警ホームページを活用した薬物乱用防止及び銃器根絶の広報啓発活動を継続した結果、県民からの情報提供により、事件検挙に結びつくなど一定の効果が認められた。一方、近年の傾向として、若年層を中心とした大麻乱用者が増加傾向にあることから、徹底した取締りを継続する。	●課題解決に向けた方向性 引き続き効果的な取締りに努めるとともに、事件検挙等の広報を通じた犯罪抑止活動を推進する。また、広報啓発活動については、対象を大麻と若年層に重点を置いた効果的な活動を推進する。このほか、関係機関と連携して再犯者に対する再犯防止対策を実施していく。
vii	サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 サイバーセキュリティに取り組む産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティアと連携した対策を推進するとともに、警察官等による企業・学校・自治会等に対するサイバーセキュリティ講話に取り組んだほか、ＳＮＳ等を活用した広報啓発活動を積極的に実施した。サイバー犯罪は、個人、事業所ともに被害に遭うリスクがあるため、それぞれの対象に応じて広報啓発の内容を充実させること、また、官民一体となったサイバーセキュリティ環境を構築することが課題である。	●課題解決に向けた方向性 産学官などの関係機関・団体との連携をより一層強化し、業種に応じたサイバー犯罪被害防止に資する広報啓発を実施するとともに、個人向けには年代や知識レベルに応じた広報啓発活動を推進する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	地域安全活動推進事業 ― 生活安全企画課	事業を構成する「高齢社会総合対策推進事業」について、ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する広報啓発動画・画像によるＳＮＳ広告事業を新規事業として実施予定である。	②	ＳＮＳを悪用した新たな手口の詐欺被害が急増するなど、急速に変化する犯罪形態に的確に対応していく必要があることから、従来の広報啓発事業に加え、県内のＳＮＳ利用者を対象としたアプリ内バナー広告やインストリーム広告を活用した広報啓発事業など、デジタル社会に適応した効果的な犯罪抑止対策を推進していく。	拡充
取組項目ⅰ		2	少年非行防止対策事業 ― 生活安全企画課	全国的に、犯罪実行者募集情報（闇バイト）への応募や大麻の乱用が問題となっているため、全国の検挙事例や非行に至った要因を紹介するなどして、犯罪実行者募集情報（闇バイト）や薬物の危険性を訴え、非行防止教室の充実を図っていく。 併せて、非行少年の総量を押し上げる要因となっている万引きなどの初発型非行の防止についても、引き続き啓発を行っていく。	②	受講者の理解度や効果を検証し、その結果を踏まえて講話方法等の見直しを行い、インターネットや薬物の有害性・危険性が強く印象に残るような効果的な非行防止教室の開催に努める。 また、各種キャンペーンやＳＮＳを活用した広報啓発活動のほか、街頭補導活動時に非行防止に関する指導を行い非行防止を図る。	改善
取組項目ⅱ		3	防犯まちづくり推進事業 R3-7 交通・地域安全課	「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業は、県民（自治会、老人会等）が多く防犯活動に取り組むことができるよう、引き続き、日常生活を通じて見守りを行う「ながら見守り」を活動内容に盛り込むとともに、各種広報媒体を通じて活動の活性化、まちづくり宣言の周知を図り、一層の自主防犯活動への参加を促すこととした。	①	本事業は、自治会や老人会、事業所等が参加する「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言事業」と、事業所登録制の「防犯・交通安全パートナー事業」の２事業によって推進しており、「安全・安心まちづくり」施策の推進における本事業の必要性は自主防犯活動の活性化の面から依然として高く、もし本事業を終了した場合は日常的なパトロールや見守りの減少により犯罪の抑止力が低下し、治安の悪化を招く恐れもあることから、令和８年度も引き続き事業を実施する。 なお、事業内容の見直しとして、上記２事業を合併させることにより「事務処理コスト低減」はもとより、「地域主体と企業主体の連携強化」「団体・事業所への広報強化によるモチベーション向上」などの効果が見込まれ、より一層の自主防犯活動への参加促進が図られる。	改善

取組項目iii		4	犯罪被害者等支援対策事業費 R6-8 交通・地域安全課	性暴力被害者支援については、引き続き、国の夜間休日コールセンターを活用して、24時間緊急対応可能な体制を整えるとともに、被害相談への対応を図っていく。また、県内関係機関や県外有識者等を講師として招き、市町担当課の対応能力向上を目的とした会議を県警と連携の上で実施予定である。	②	本県においてはサポートながさきでの相談対応件数が年々増加しており、また、令和６年７月の警察庁通知（技術的助言）により「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が求められている。 したがって、犯罪被害者全般における支援の更なる充実を図るため、国の方針に基づいて、支援をハンドリングする「コーディネーター」を導入するなど、多機関ワンストップサービス体制の構築を図る。	拡充
取組項目iv	○	5	暴力団総合対策の推進事業 ― 組織犯罪対策課	社会情勢の変化により犯罪手口が複雑・巧妙化している暴力団犯罪に的確に対処するため、実戦的な訓練や捜査手法等に関する教養を実施して捜査員の能力を向上させ、暴力団及び共生者等に対する取締りを効果的に推進する。また、不当要求防止責任者講習等研修会の開催、暴力団排除広報啓発活動の推進、暴力団犯罪被害者の保護対策、適切な情報提供を行うことにより、県民・企業・行政機関に対する適切な支援を行い、官民一体となった暴力団排除活動を推進する。	②⑨	暴力団の勢力数を減少させるために、これまでの暴力団及び共生者等に対する取締り活動に加え、潜在化している暴力団犯罪の事件検挙を推進する。また、各種研修会やキャンペーン活動をはじめ、幅広い機会を通じて広報啓発活動を実施して、暴力団排除の社会機運をさらに醸成し、官民一体となった暴力団排除活動を推進する。	改善
取組項目v	○	6	来日外国人犯罪対策の推進事業 ― 組織犯罪対策課	来日外国人に係る犯罪被害の防止を目的として、各種会議、講習会等を通じた防犯・交通に関する教養・広報啓発活動や外国人を雇用する企業担当者等への管理者対策の強化、関係機関との連携、併せて実情に応じた形での語学研修会の開催や部内通訳人の積極的な現場派遣により実戦経験を積ませるなどして部内通訳人の体制・能力の強化を図っていく。また、来日外国人からの相談等に対して、より相手方のニーズに応じた形で対応していくため、入国管理局や県外国人相談窓口等の関係行政機関との連携を強化して、効果的に本事業を推進していく。	②⑨	外国人の受入拡大に伴い、今後も県内の来日外国人の増加が予想されることから、警察組織全体の外国人対応能力の向上を図るため、語学研修会の開催回数の増加や、より実態に即した開催内容への刷新、長期的な通訳体制の確保に向けた部内通訳人の育成や、民間通訳要員の確保に向けた取組を積極的に推進する。また、関係機関・団体等と連携し、在留外国人との共生に向け、犯罪被害の防止、交通事故防止、日本国における法律遵守等、日本で生活する上での不安感等の除去や共存意識の醸成等が図られるよう、通訳人を帯同した広報啓発活動など、より効果的な形で事業を推進していく。	改善
取組項目vi	○	7	薬物・銃器対策推進事業 ― 組織犯罪対策課	薬物・銃器事犯については、態様が多様化・潜在化しており、近年、若年層を中心に大麻乱用者が増加していることから、これら事犯に対する取締りを強力に推進するとともに、事案対処能力の向上に向けた教育を実施する。また、薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への薬物事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査への協力を確保するため、これまでのキャンペーンに加え、若年層に向けたＳＮＳ発信を行い、より効果的な広報啓発活動を推進していく。	②⑨	薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への大麻事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査への県民の協力を確保するため、従来のキャンペーンに加え、若年層が多数集まるスポーツや音楽などの各種イベントにおいてキャンペーンを行うなど、より効果的な広報啓発活動を推進していく。また、薬物乱用者を対象として再び乱用することを防止するための活動を推進する。	改善
		8	薬物乱用対策費 S48- 薬務行政室	急増する大麻事犯の背景としてSNS等で誤った情報等が氾濫している実態をふまえ、内容を充実させた啓発資材を作成し、薬物乱用防止指導員をはじめ積極的な活用を広く周知し、薬物乱用防止教室の充実化を図る。また、未成年者の検挙者には学校に在籍していない少年や無職少年等も含まれるため、薬物乱用防止啓発に触れる場所や機会をとらえ、より広く啓発活動を推進する。	②	大麻等による薬物事犯は後を絶たない状況であることから、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用をしない固い意志を身につけさせるため、学校における薬物乱用防止教室を充実させ、若年層を中心とした啓発活動を継続して実施する。また、学校に在籍していない少年たちに対する啓発として、労働関係団体等への働きかけやイベントの活用など、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するための手法や機会をあらたに検討し、薬物事犯の未然防止に努める。	改善
取組項目vii	○	9	サイバー犯罪対策推進事業 H12- サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティボランティアがない地区等における参加獲得活動を実施するなど、同ボランティアの拡大活性を推進する。	⑨	産学官などの関係機関・団体との連携をより一層強化し、業種に応じたサイバー犯罪被害防止に資する広報啓発活動を実施するとともに、個人向けには年代や知識レベルに応じた効果的な広報啓発活動を推進し、事業者及び若い世代から高齢者を含む県民全体のサイバーセキュリティの向上を図る。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部　交通企画課　松尾　邦仁
施策名	1　犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課（室）	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課
事業群名	②　交通安全対策の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　2,250,456

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。

（取組項目）

ⅰ）交通安全運動、交通安全教育等の推進
ⅱ）交通指導取締りの推進
ⅲ）交通安全施設の整備
ⅳ）運転免許行政の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	年間の交通人身事故発生件数	目標値①		3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下	3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下（R７）
		実績値②	3,959件（R元）	2,805件	2,610件	2,639件	2,416件		進捗状況
		達成率 ②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町を始め、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進した結果、令和6年中における交通人身事故発生件数は2,416件と、最終目標年度の目標を達成している。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	交通安全教育推進事業	23,564	21,786	192,241	●事業内容 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者に対する法定講習や、地域交通安全活動推進委員による交通安全広報活動の推進及び関係機関・団体と連携したあらゆる世代に対する交通安全教育を実施。 ●実施状況 安全運転管理者等6,136人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員199人による交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、関係機関、団体と連携し、歩行者及び運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、キャンペーンでの呼びかけ、広報誌やＳＮＳでの情報発信などの広報啓発活動を実施した。	【活動指標】 交通安全教育実施回数（回）	7,000	7,168	102%	●事業の成果 ・コロナ禍を経て大人数が集まる講習が減少していることもあり、活動指標、成果指標のいずれも目標を達成できなかったが、オンライン講習をはじめ各種機会を捉えた幅広い世代に対する講習や出前型講習の新規開拓、SNS等の活用といった新たな取組を積極的に実施した結果、受講人数は前年度に比べ3万7千人程度増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・年間の交通事故による人身事故発生件数は2,416件と、前年と比べ223件減少し、目標値はもとより最終目標年度の目標値も下回り、交通事故抑止に大きく寄与した。
				28,232	25,467	193,158			7,000	6,502	92%	
				28,399	26,455	195,374			7,000			
			―	道路交通法第108条の27				【成果指標】 交通安全教育受講人数（人）	420,000	319,659	76%	
									420,000	356,690	84%	
			交通企画課	○	―	―	幼児から高齢者までの運転者・歩行者		420,000			

取組項目i	○	2	交通安全対策推進費	6,971	6,971	5,361	●事業内容 交通安全対策基本法等に基づき、「長崎県交通安全実施計画」を策定するほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、県内児童・生徒向けの交通安全図画コンクールを開催。 ●実施状況 交通安全対策会議幹事会を開催し、「令和６年度長崎県交通安全実施計画」を策定した。また、県内の小、中、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、優秀作の公共施設等への掲示等を行った。	【活動指標】 交通安全実施計画の策定	策定	策定	—	●事業の成果 ・令和6年5月29日長崎県交通安全対策幹事会を開催し「令和6年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県の関係機関・団体で統一した交通安全対策を実施することができ、交通事故発生件数及び交通事故死者数は前年比マイナスを達成した。また、児童・生徒から交通安全図画を募集することで交通安全の意識の高揚ができ、こどもの交通事故防止に寄与した。
				8,459	8,459	5,519			策定	策定	—		
				8,480	8,480	5,515			策定				
			S46-	交通安全対策基本法第16条、第25条				【成果指標】 指標なし	—	—	—		
									—	—	—		
			交通・地域安全課	○	—	—	県民全体、関係機関・団体		—				
		3	交通安全運動推進費	1,010	1,010	4,978	●事業内容 四季の交通安全運動を通じて、様々な交通事故防止策を実施。また、交通死亡事故が多発した場合には、県下全域または特定地域に警告を発し、総合的かつ集中的な対策を実施。 ●実施状況 市町、関係機関・団体が一体となり、四季の交通安全運動及びスローガン等を周知するポスターを作成するとともに、新聞、ラジオ等で広く県民に周知を図った。	【活動指標】 交通安全運動ポスター配布数	27,000	27,630	102%	●事業の成果 ・交通安全運動期間中の交通事故件数は前年より75件減少したほか、年間では発生件数、負傷者数が減少、重傷者数は増加したものの、死者数は統計が開始された昭和23年以降最少の26人であった。また交通死亡事故多発警報の発令もなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町、関係機関・団体と一体となった交通安全運動を通じて県民の交通安全意識の高揚に努めたことで、発生件数、負傷者数を減少させ、死者数は統計開始以降過去最少となるなど、交通事故抑止に寄与した。
				1,171	1,171	5,124			27,000	30,180	111%		
				1,144	1,144	5,121			27,000				
				—				【活動指標】 警報発令時の集中的な広報活動の実施	目標値無し	※発令無し	—		
									目標値無し	※発令無し	—		
									目標値無し				
								【成果指標】 交通安全運動期間中の交通事故件数（件）	294以下	314	93%		
									314以下	239	100%		
									239以下				
								【成果指標】 発令期間中の交通死亡事故件数	0	※発令無し	—		
			S51-						0	※発令無し	—		
			交通・地域安全課	—	—	—	県民全体、関係機関・団体		0				
		4	交通安全指導員等育成費	74,805	37,403	3,830	●事業内容 各地域における交通事故の抑止のため、（一財）長崎県交通安全協会に対して補助金を交付し、協会が実施する交通安全指導員の設置及び活動事業を促進するとともに、指導能力向上のための研修会を実施。併せて、市町が委嘱している交通指導員に対しても交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施。 ●実施状況 （一財）長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員新任研修会等通じて指導力の向上を図った。また、交通指導員研修会を開催し、交通指導員の能力向上を図った。	【活動指標】 交通安全指導員研修会開催数	2	2	100%	●事業の成果 ・交通安全指導員、市町交通指導員研修により、交通安全指導に関する資質、交通安全リーダーとしての意識等の向上が図られ、これによってこどもの交通事故抑止につながった。令和６年中、こども被害の交通死亡事故を０に抑えた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全指導員による幼児・児童への交通安全教育、交通安全指導・誘導が行われたことにより、こどもの交通事故の構成率は低く、死亡事故の発生がないなど交通事故抑止に寄与した。
				75,814	37,923	3,942			2	2	100%		
				84,933	42,499	3,939			2				
				交通安全指導員設置費補助金実施要綱				【活動指標】 研修会開催回数（回）	10	7	70%		
									7	7	100%		
									7				
								【成果指標】 年間のこどもの交通事故死者数（人）	1以下	1	100%		
			S48-						1以下	0	100%		
			交通・地域安全課	—	—	—	①交通安全推進関係団体、②市町		1以下				
		5	交通安全母の会育成費	450	450	1,532	●事業内容 交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全活動を実践する交通安全母の会に対して補助金を交付。 ●実施状況 長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付するとともに、団体の活動の活性化を図った。	【活動指標】 交通安全推進イベント開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・交通安全キャラバン、ストップマーク整備事業を展開したことで、こどもの交通事故を抑止した。また、高齢者宅訪問事業も併せて実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県交通安全母の会連合会の活動により地域における親子間での交通安全意識を高めこどもの交通事故抑止に寄与した。
				428	428	1,577			1	1	100%		
				407	407	1,576			1				
				長崎県交通安全母の会連合会補助金実施要綱				【成果指標】 年間のこどもの交通事故死者数（人）	1以下	1	100%		
			S53-						1以下	0	100%		
			交通・地域安全課	—	—	—	交通安全推進関係団体		1以下				

取組項目i		6	高齢者交通安全教育事業費		790	790	3,154	●事業内容 高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしない対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催することとし、3か年で県内21市町を網羅できるよう年７市町以上において開催。 ●実施状況 目標である７市町で開催し、シミュレータ機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。	【活動指標】 講習会の開催数（市町）		7	7	100%	●事業の成果 ・講習会の実施により高齢者の交通安全に対する意識向上を図った結果、令和６年中の高齢者関連事故件数は1,071件であった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高齢運転者及び歩行者への交通安全教育が行われたことにより、高齢者が関連した事故件数について目標を達成し、交通事故抑止に大きく寄与した。
					814	814	3,151				7		
			R6-8		—				【成果指標】 高齢者関連事故件数（件）		1,073以下	1,071	100%
			交通・地域安全課		—	—	—	高齢者			1,071以下		
取組項目ii	○	7	交通秩序の維持事業		326,959	295,987	2,008,956	●事業内容 交通死亡事故などの重大事故抑止を目的として、交通事故実態の分析に基づいた交通指導取締りや悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施。 ●実施状況 令和５年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故の半数以上を占めたことから、横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の取締りを重点的に実施した。また、重大事故につながりやすい飲酒・無免許運転などの悪質で危険性の高い違反についての交通指導取締りも強化した。	【活動指標】 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数（件）		数値目標なし	12,664	—	●事業の成果 ・交差点関連及び悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通安全秩序の維持を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通事故を分析した交通指導取締りを推進したことにより、運転者等の交通安全意識の高揚と交通安全秩序が維持され、交通事故抑止に寄与した。
					325,950	300,951	2,086,106				数値目標なし	13,577	—
					322,986	294,531	2,063,248				数値目標なし		
					警察法第２条				【成果指標】 交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数（過去３年間以下の平均件数）		660以下	718	91%
			—								666以下	661	100%
			交通指導課		○	—	—	車両の運転者、歩行者等			672以下		
取組項目iii	○	8	交通安全施設整備事業		1,161,726	553,152	164,668	●事業内容 交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するため、交通の安全を確保する必要がある道路について交通環境を改善するための施設整備を実施。 ●実施状況 主に交通管制センターが信号機を管理する地域において、信号機の更新を行った。また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進した。	【活動指標】 歩行者支援型交通信号機の整備(基)		18	18	100%	●事業の成果 ・交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進し、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故抑止を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故抑止に寄与した。
					1,108,881	551,954	143,488				20	18	90%
					1,193,524	494,105	145,743				7		
					道路交通法第４条				【成果指標】 信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)		33以下	24	100%
			—								29以下	29	100%
			交通規制課		○	—	—	道路利用者			29以下		
		9	交通安全確保業務		5,327	0	0	●事業内容 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を実施。 ●実施状況 会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行った。	【活動指標】 パトロール実施回数（各振興局ごとの平均回数）		36	40	111%	●事業の成果 ・会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路交通の安全が確保され、交通事故抑止に寄与した。
					6,712	0	0				36	37	102%
					6,737	0	0				36		
					道路法第42条 道路法施行令第35条の２				【成果指標】 不法占有物件に起因する事故の発生件数（件）		0	0	100%
			H15-								0	0	100%
			道路維持課		○	—	—	道路利用者			0		
取組項目iv	○	10	運転免許行政の推進		686,480	686,480	638,760	●事業内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした運転免許の付与及び取消し等の行政処分の実施。 ●実施状況 運転免許保有者等からの安全運転相談において、相手の立場に応じた助言や対応を行うとともに、悪質・危険な運転者に対しては、早期に運転免許取消しなどの行政処分を行った。	【活動指標】 安全運転相談による聞き取り件数（件）		1,500	1,684	112%	●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許保有者や新規取得者の安全運転意識の高揚が図られた。また、悪質・危険な運転者に対して早期に行政処分を執行し、道路交通上の危険を防止した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和６年中の交通事故発生件数及び死者数は前年に比べ減少しており、交通事故抑止に寄与した。
					694,019	694,019	654,372				1,500	1,746	116%
					710,468	676,668	639,693				1,500		
					道路交通法第101条、第103条ほか				【成果指標】 運転免許人口１万人当たりの交通事故発生件数（件）		33以下	32	100%
			—								32以下	29	100%
			運転免許管理課		○	—	—	運転免許新規取得者、保有者			31以下		

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　交通安全運動、交通安全教育等の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

　各季交通安全運動における関係機関・団体と連携した広報啓発や対象に応じた交通安全教育等を推進した結果、事業群の最終目標である年間の交通人身事故発生件数の目標値を達成しただけでなく、交通事故死者数は26人（前年比－10人）となり、交通事故統計を取り始めた昭和23年以降で最少となった。
　死亡事故内容を分析すると、歩行者の死者数は11人と前年比で３人減少しているものの、このうち９人は夜間や道路横断中に発生した事故で、夜間の事故の割合が依然として高い状況にある。
　一方で、前年は減少に転じていた高齢運転者が加害者となる事故の死者数は、前年から１人増加の13人と全体の半数を占める結果となり、今後の課題としては、歩行者及び高齢運転者の交通事故抑止対策を強化して推進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　令和６年中の死亡事故の分析結果を踏まえ、夜間における歩行者事故抑止対策として、車両運転者に対するハイビームの積極的活用及び信号機のない横断歩道の予告標示であるダイヤマークの周知を強化し、歩行者保護意識の向上を徹底するとともに、歩行者に対しては、徒歩による夜間外出時の反射材の着用、実際の事故事例に基づいた道路横断時における斜め横断や横断歩道外の横断の危険性を周知する必要があり、今後、これらのことを重点として、交通安全講習や交通安全キャンペーン、交通指導取締り等の街頭活動における指導のほか、新聞やラジオ等による各種広報媒体による繰り返しての広報啓発、更に各自治体や企業等が街頭に掲示しているデジタルサイネージ等の広報媒体を活用し、より多くの県民に対する広報啓発を図っていく。

ⅱ　交通指導取締りの推進

●実績の検証及び解決すべき課題

　交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進したが、交差点関連違反を原因とした事故が全事故の半数以上となるなど依然として高い水準を占めた。一方で、飲酒・無免許運転による交通事故については39件（前年比－９件）と減少し、死亡事故も交差点関連違反を原因とした事故が13件（前年比－３件）、飲酒運転による事故が１件（前年比－３件）と減少したものの、引き続き、交通死亡事故を抑止するため、交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反を重点に置いた交通指導取締りを推進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。
　特に、飲酒・無免許運転については、重大事故に結びつきやすいことから、夜間取締りや検問など効果的な検挙活動を推進するとともに、繁華街における警戒などの未然抑止活動を推進する。

ⅲ　交通安全施設の整備

●実績の検証及び解決すべき課題

交通安全施設の整備として
・県民の要望、道路の新設状況、交通量等を総合的に検討し、道路交通実情に適応する交通規制の設定と信号機等の設置を実施
・高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を実施
・生活道路における歩行者の安全を確保するため、「ゾーン30プラス」の整備及び各種通学路の安全対策を推進
・道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスを推進

などの対策を推進し、交通事故の抑止を図った。
　高齢になっても安全に移動することができ、障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を目指すため、高齢者、障害者等交通弱者への安全対策を継続する必要がある。
　また、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、継続して既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進するとともに、少子高齢化・過疎化等の社会の変容に対応するため交通安全施設の合理化を推進する。
　重大事故となる可能性が高い高齢者、障害者等交通弱者への安全対策として、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を継続して推進する。

ⅳ　運転免許行政の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

　運転免許保有者に対する更新時講習等の機会において、交通事故情勢に応じた講習を実施し、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な場合には、行政処分を実施し、必要に応じて自主返納を促した。
　令和６年中は交通事故の発生件数及び死者数は減少しているものの、重傷事故の件数が増加し、依然として高齢者が関連する交通事故の割合が高率であることから、引き続き、高齢運転者対策を始めとする交通事故抑止に向けた対策を推進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　交通事故（特に高齢運転者が第１当事者となる交通事故）を抑止するため、認知機能検査及び運転技能検査を適正に実施するほか、運転免許更新時等における高齢者講習の充実を図り、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対しては安全運転相談を実施して、必要な場合には運転免許証の自主返納を促す。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	交通安全教育推進事業 ― 交通企画課	コロナ禍を経て、多人数を集めての大規模な交通安全講習会の開催が減少していることから、各種イベント、集会時等における交通安全教育の時間を設けてもらうようアウトリーチ的に提案することで教育の機会を増やすとともに、ＳＮＳを活用した情報発信、デジタルサイネージ等の各種広報媒体の積極活用を行うこととした。	②	交通安全教育は、世代等対象者の特性に合わせて実施する必要があるため、より実践的で効果的に安全意識の高揚が期待できる安全教育、広報啓発活動を継続的に実施するとともに、関係機関・団体の協力を得ながら、ライフステージに合わせた段階的、体系的な交通安全教育を実施して、県民の交通安全意識の醸成を図る活動を継続して推進する。 また、次年度は、交通安全教育の更なる推進のため、新たな活動・成果指標を設けることも検討していく。	改善
		2	交通安全対策推進費 S46- 交通・地域安全課		―	令和３年度から令和７年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第１１次長崎県交通安全計画」に基づき、令和７年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
		3	交通安全運動推進費 S51- 交通・地域安全課	―	―	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等（夏の交通安全週間を含む。）を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
		4	交通安全指導員等育成費 S48- 交通・地域安全課	―	―	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持
		5	交通安全母の会育成費 S53- 交通・地域安全課	―	―	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
		6	高齢者交通安全教育事業費 R6-8 交通・地域安全課	令和６年度からの新規事業であり、実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会となるように取り組んだ。	②⑤	令和６年中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は７割超と高率であるなど、高齢者に係る事故防止対策は県の重要な課題であることから、令和７年度も引き続き高齢者を交通事故の加害者や被害者にしないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施する。 令和６年度からの新規事業であり、実際に実施する中で随時効果・効率等の検証を行い、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行う。	改善

取組項目ii	○	7	交通秩序の維持事業 ― 交通指導課	交通事故発生状況を分析・検証した上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや取締り手法の変更を適宜行いながら、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進する。また、Ｒ７年度は発生原因で多くを占めている横断歩行者妨害等違反の取締りに重点を置き、四季の交通安全運動時等において、同違反等の取締りを県下的に強化する。	②	重大事故の原因となりやすい横断歩行者妨害等をはじめとする交差点関連違反及び悪質・危険性の高い飲酒・無免許運転違反の交通指導取締りに重点を置くこととする。 また、飲酒運転のＲ６年中の検挙件数は前年比＋21件と増加傾向にある事に加え、ひき逃げ等重大事案に発展するおそれが懸念されることから、違反場所・時間帯等の分析に基づく効果的な検挙活動と繁華街警戒や検問等による未然防止活動の両面から交通事故の抑止を図る。	改善
取組項目iii	○	8	交通安全施設整備事業 ― 交通規制課	少子高齢化、過疎化等の社会変容に伴い、道路交通の実態も変化していることから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進しつつ、高齢歩行者、障害者などの交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。	②⑨	今後も少子高齢化、過疎化等が更に進行することが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと考えられることから、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設や交通量増加等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 また、交通安全施設は、更新が老朽化に追いつかず更新年限を超えたものが増加傾向であるため、維持管理を適切に行う。	改善
		9	交通安全確保業務 H15- 道路維持課	―	―	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
取組項目iv	○	10	運転免許行政の推進 ― 運転免許管理課	―	―	交通事故（特に高齢者が第１当事者となる交通事故）を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を引き続き推進する必要があることから本事業を継続していく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　道路維持課	田﨑　智
施策名	1　犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	③　交通安全確保に向けた通学路等の整備	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	6,058,622

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

通学路の安全確保のため、道路管理者、教育委員会、警察及び地元自治会が連携して合同点検を実施し、対策が必要とされた箇所の交通安全対策を実施します。

（取組項目）

ｉ）交通安全対策の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	通学路の歩道等の整備延長	目標値①		2.5km	5.0km	7.5km	10.0km	12.5km	12.5km（R7）
		実績値②	0km（R2）	3.0km	4.6km	7.5km	10.6km		進捗状況
		達成率 ②／①		120%	92%	100%	106%		順調

（進捗状況の分析）

通学路の安全を図ることを目的とし、合同点検において対策が必要とされた箇所の歩道整備等を実施している。

令和6年度は年間の整備目標である2.5kmに対し3.1kmの歩道整備が完了し、累計計画の10.0kmを達成することができた。

今後も引き続き、計画通りに交通安全対策の進捗が図られるよう努める。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ｉ	○	1	交通安全対策の推進（交通安全施設費）（公共）	5,164,473	184,884	—				●事業内容 国道・県道の45箇所で歩道の整備を行う。 ●実施状況 国道・県道の46箇所で歩道の整備を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	49	49	100%	●事業の成果 ・用地取得に不測の時間を要しており、成果指標には達しないものの、全体の歩道整備としては計画通りの整備ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により通学路の歩道整備は進捗しており、通学路の安全性の向上に寄与している。
				5,606,735	192,542	—						45	46	102%	
				5,959,989	63,761	—						51			
			—		道路法第29条						【成果指標】 緊急合同点検箇所の歩道等整備延長（累計）（km）	19.7	14.1	71%	
												19.7	16.1	81%	
			道路維持課	○	—	○				県管理道路利用者		19.7			
		2	交通安全施設整備事業	700,390	118,399	19,913				●事業内容 国道・県道の60箇所で小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行う。 ●実施状況 国道・県道の60箇所で小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	69	71	102%	●事業の成果 ・目標の箇所で、小規模な歩道、防護柵工、区画線工等の交通安全対策を実施し、歩行者等の通行の安全を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により通学路の歩道整備等は進捗しており、安全性の向上に寄与している。
				451,583	71,483	12,614						60	60	100%	
				683,361	35,961	17,332						69			
			—		道路法第29条						【成果指標】 小規模な歩道整備延長（km）	0.2	0.2	100%	
												0.1	0.1	100%	
			道路維持課	○	—	—				県管理道路利用者		0.1			

取組項目i		3	交通安全施設調査費	3,891	3,891	0	●事業内容 県警が保有する交通事故データを道路台帳上に取り込むことで、死傷事故率や事故多発箇所を把握する。 ●実施状況 県警が保有する交通事故データを道路台帳上に取り込み、県内一円の死傷事故率や事故多発箇所を把握した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・死傷事故率や事故多発箇所を把握することで、新たに交通安全施設等整備事業として活用した。
				304	304	0		マッチングデータの作成（式）	1	1	100%		
				9,674	9,674	0			1				
			―	道路法第29条				【成果指標】	1	1	100%		
								事業に活用した件数（件）	1	1	100%		
			道路維持課	○	―	―	県管理道路利用者		1				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　交通安全対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

交通安全対策の推進については、歩道等の整備を行うことで、通学路の安全性の確保を図り、交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進に寄与している。整備指標も計画に対し、順調に目標を達しているが、通学路の歩道整備は道半ばである。国内で園児や児童が、通園通学中などに交通事故に巻き込まれる悲惨な事故が頻発しており、交通事故防止に向けた県民の意識が高まっていることから、今後も、引き続き安全・安心なまちづくりをより一層推進するために、交通安全施設整備事業、交通安全施設調査費を継続する。

●課題解決に向けた方向性

目標達成には、計画的な進捗管理が必要であることから、今後も、各地方機関との連携を密にして、適正な進捗管理を行う。

また、事故が起きてからの「事後対策」のみではなく、「事前対策」を進めるために、ビッグデータを用いた潜在的な事故危険箇所の整備を行う。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		2	交通安全施設整備事業 ― 道路維持課	―	―	安全な通学路の確保のため、小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を進める必要がある。また、用地取得が困難な箇所については、防護柵やポストコーン設置等による簡易的な整備を行うことで、進捗を図る。	現状維持
		3	交通安全施設調査費 ― 道路維持課	―	―	本事業は危険箇所等を把握するために必要な調査であり、引き続き事業を継続するとともに、対策を行った潜在的な事故危険箇所の効果計測などの検証を行う。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　生活衛生課	渡辺　渡
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	①　食品の高い安全性の確保	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	112,742

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

と畜場において全ての牛や豚などの検査及び衛生的な取扱いに関する指導を行い、安全な食肉の生産を支援するとともに、食品営業施設の衛生管理の確認並びに流通食品の検査等を行い、食中毒発生防止に取り組むことで、生産から販売までの各段階で食品の高い安全性の確保を図ります。

（取組項目）

ⅰ）食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止
ⅱ）流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除
ⅲ）食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着
ⅳ）生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	食品取扱施設の監視指導件数	目標値①		18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件（毎年度）
		実績値②	18,347件（R2）	11,203件	10,376件	12,678件	15,266件		進捗状況
		達成率②／①		60%	56%	68%	82%		遅れ

（進捗状況の分析）

長崎県食品衛生監視指導計画に従い、各保健所が計画的に監視指導を実施したが、令和3年度の食品衛生法改正に伴うHACCP制度化により、1件当たりの業務量が増え、目標値を達成することができなかった。

新型コロナウイルス感染症により営業施設への立入りができなかった令和3、4年度と比べ令和5年度は監視数を増やし、令和6年度からはDX化による業務効率化により監視数をさらに増やすことができた。また、「HACCPに沿った衛生管理」の指導助言によりHACCPに関する事業者の理解と適切な運用につなげることができた。

※HACCP：原材料の受け入れから製品の製造・出荷に至るまでのすべての工程において、危害が除去（あるいは安全な範囲まで低減）できるよう、手順を定め、記録を残すことによって、製品の安全性を担保する衛生管理の手法。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	R6目標	R6実績	R7目標	令和６年度事業の成果等
取組項目 i ii iii	○	1	県内食品の安全性確保事業	24,992	24,992	235,893			食品衛生法第24条	●事業内容 製造・加工から販売に至る食品営業施設に対し、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されるよう監視・指導を行い、食中毒の発生を防止するとともに、流通する食品検査により不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図る。 ●実施状況 安全な食品の流通を図るため監視指導計画に基づき以下の内容を実施した。 (1)各県立保健所による食品営業施設の監視・指導 (2)保健所等の県立検査機関や外部検査機関における流通食品の収去検査 (3)検査結果に基づく改善を要する施設への指導と改善確認	【活動指標】 監視指導件数（件）	18,500	12,678	68%	18,500			●事業の成果 ・監視指導件数は目標を達成できなかったが、食品等の検査件数及び成分規格適合率については、目標を達成した。計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、食品の安全性の確保は図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標である監視指導件数については、法改正に伴う1件当たりの業務量増加によって目標値を達成することができなかったが、DXによる業務効率化によって監視数を増やし、HACCPに関する詳細な指導を行うことで、食品の安全性確保に寄与した。
				22,843	22,843	242,827						18,500	15,266	82%				
				24,501	24.501	242,642						18,500						
											【活動指標】 食品等の検査件数（件）	2,000	1,977	98%				
												2,000	2,065	103%				
												2,000						
											【成果指標】 成分規格適合率（%）	95	97	102%				
												95	98	103%				
												95						
			S22-								【成果指標】 食中毒発生件数（件）	数値目標なし	8	—				
												数値目標なし	2	—				
			生活衛生課	○	—	—				県内食品関係営業施設・給食施設等（長崎市・佐世保市を除く）		数値目標なし						
取組項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業	52,699	49,582	264,236			と畜場法第14条	●事業内容 食肉や食鳥肉の安全性を確保するとともに、食用として適しているかを確認するため、家畜1頭ごとにと畜検査や食鳥検査を実施し、食用に適さない食肉等を確実に排除する。 ●実施状況 牛馬豚めん山羊のと畜検査については食肉衛生検査所の職員が行い、また、食鳥肉の検査については県が委任した食鳥肉衛生協会の検査員が、全頭羽検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。	【活動指標】 と畜検査頭数（頭）	数値目標なし	493,170	—				●事業の成果 ・検査を実施した牛7,710頭、馬10頭、豚478,129頭、めん山羊52頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛61頭、豚381頭であった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。
				88,308	54,328	271,998						数値目標なし	485,901	—				
				86,023	53,955	271,791						数値目標なし						
											【成果指標】 行政処分頭数（頭）	数値目標なし	387	—				
			S28-									数値目標なし	442	—				
			生活衛生課	○	—	—				食肉検査申請者		数値目標なし						
取組項目 iii iv		3	と畜場等処理施設指導監督事業	1,547	1,547	32,934			と畜場法第14条・第17条、化製場法第3条・第6条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律第3条・第38条	●事業内容 と畜場や食鳥処理場の定期監視指導や検査、死亡獣畜取扱場、化製場及び準用施設の許認可により施設の衛生管理と適正処理を指導監督する。 ●実施状況 と畜場、食鳥処理場に外部検証として定期的に監視指導と食肉の試験検査を行い、結果に基づく衛生指導を実施した。また、死亡獣畜取扱場や化製場及び準用施設からの定期報告により、適正な処理の確認を行った。	【活動指標】 立入指導件数（件）	数値目標なし	1,822	—				●事業の成果 ・と畜場法の改正により、外部検証として毎開場日に立入指導を実施し、施設や食肉の衛生的な取扱いに寄与することができた。
				1,591	1,591	33,901						数値目標なし	1,823	—				
				1,600	1,600	33,875						数値目標なし						
											【成果指標】 施設基準適合率(%)	100	100	100%				
			S28-									100	100	100%				
			生活衛生課	○	—	—				と畜場、食鳥処理場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者		100						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止	
	●実績の検証及び解決すべき課題 法改正に伴ってHACCPによる衛生管理が義務化されたことにより、事業者に寄り添った助言や指導、管理状況の確認に時間を要することとなった一方で、営業者自らの自主衛生管理を推進し、食中毒発生件数を2件に抑えることができた。 さらなる食中毒発生件数の減少に向け、全国的にも県内でも発生が多く見られるノロウイルス食中毒及び昨年度県内での発生はなかったが、加熱不十分な鶏肉等の喫食が原因となり、全国では依然として発生が多いカンピロバクター食中毒への対策を講じる必要がある。	●課題解決に向けた方向性 営業施設の監視指導業務をより効率的に行うことを目的として「食品衛生監視支援システム」を導入し、DXによる業務量削減に取り組む。また、事件発生数の多いアニサキス食中毒対策として、魚介類販売店における食中毒対策の指導、クドア食中毒対策として、発生後の原因魚の追跡調査、ノロウイルスおよびカンピロバクター食中毒対策として、食品衛生講習会等で従事者の健康管理と食品の取扱いについて周知を図る。
ⅱ	流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除	
	●実績の検証及び解決すべき課題 保健所等での収去検査の進捗状況の管理をより的確に実施し、昨年度は未達成であった検査件数の目標を達成した。 県内で流通販売されている食品の成分規格適合率は98%と良好な結果であり、基準に適合していない食品を発見した際は、製造施設に立ち入り、原因究明と改善指導、その後の検査により改善を確認し、再発防止に努めることができた。 HACCPによる衛生管理は、事業者自らが作成した衛生管理計画に基づく確かな作業にかかっているため、実効性を高めることが安全な食品の提供につながる。	●課題解決に向けた方向性 保健所等の収去検査の進捗状況を引き続き的確に管理することで検査数を確保し、もって食品の安全確保に努める。 また、HACCPの衛生管理計画が形だけのものとならないよう監視や講習会の機会を用いて引き続き指導を行う。
ⅲ	食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着	
	●実績の検証及び解決すべき課題 と畜場・食鳥処理場に対しては、改正と畜場法など関係法令による処理工程の外部検証を実施することにより、施設におけるHACCPの運用について継続的な指導、助言を行った。また、食品営業施設に対しては、立入指導の機会を通じて、営業者が作成した記録等を点検することでHACCPが運用されていることを確認しているが、制度が始まって間もないことから、引き続き事業者への丁寧な指導が必要となる。	●課題解決に向けた方向性 中小規模の事業者がHACCPを円滑に運用できるよう、引き続き個別に支援を継続する。 また、と畜場・食鳥処理場に導入されたHACCPの定着に向け引き続き検証を行い、より高い衛生管理水準となるよう指導、助言を行っていく。
ⅳ	生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 法律に基づき485,901頭の検査を行った結果、疾病により食用に適さない442頭について全部廃棄の行政処分を行った。また、食用不適の内臓についても一部廃棄処分を行うことで、安全な食肉の流通に寄与した。 食肉の安全性確保には、健康な家畜の生産が重要なことから、検査データを生産者へ還元し、疾病予防対策に活用いただいているが、より効果的な提供方法・内容の検討が必要である。	●課題解決に向けた方向性 各食肉衛生検査所で開催する会議等の機会を通じて、関係者と情報交換及び協議を行い、生産環境の変化（生産数の大規模化、流行する疾病の変化など）に応じたデータ還元の方法・内容となるよう引き続き努めていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	県内食品の安全性確保事業 S22- 生活衛生課	活動指標である監視指導件数の目標達成にあたっては、法改正に伴い増加した1件当たりの業務量を省力化する必要がある。そこで令和6年度からタブレット端末を活用し、現場監視時に必要な情報を入出力することにより、業務の効率化と省力化を進めている。また、令和7年度の監視指導計画に基づき、監視件数、検査件数が目標達成されるよう、進捗管理の徹底を行っている。	②	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和8年度からは、食中毒の発生状況や発生リスクを踏まえた、より実効性の高い監視指導計画を策定し、本計画に基づく目標を設定する。	改善

取組項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業 S28- 生活衛生課	―	―	「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん山羊）は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行なわなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
		3	と畜場等処理施設指導監督事業 S28- 生活衛生課	―	―	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設（と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場）に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課　岩永　俊一
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）	
事業群名	②　食品の安全性に関する理解促進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　7,377

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

県民、食品関連事業者及び行政が食品の安全性についての情報を共有し、共通理解を図るリスクコミュニケーション※を推進することで、県民が抱える食品添加物や残留農薬、輸入食品などへの不安を和らげ、食品に対する信頼確保に努めます。

※リスクコミュニケーション：食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動

（取組項目）

ⅰ）食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施
ⅱ）ホームページやSNSなどを活用した食に関する情報提供の充実
ⅲ）食品110番※による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進

※食品110番：食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数	目標値①		20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上（毎年度）
		実績値②	20回（H28-R元年度平均）	20回	24回	22回	24回		進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

安心が実感できる食生活を実現するためには、食品の安全が確保されているだけではなく、安全に対する信頼が前提条件となるものである。そのため、県民の関心の高いテーマについて意見交換会等を開催し、より多くの県民に食品の安全性に関する正確な情報を提供するとともに、理解促進を図ることが信頼確保につながることから、意見交換会等の開催回数を目標としている。

令和6年度は、県民を対象とした意見交換会のほか、小中学生を対象とした食品安全教室や、小学生の親子を対象とした食品製造の体験教室を開催した結果、目標を達成することができた。また、将来食品に関する指導的立場となる専門学部の大学生を対象とした意見交換会等を実施し、食品の安全・安心に関する情報発信に取り組んだことで、食品の安全性に関する理解促進に寄与することができた。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	食品安全・安心推進事業費	2,195	3,641		2,195	3,641	12,255	12,615	●事業の内容 消費者、食品事業者及び行政等の相互理解と情報共有を目的として、食品の安全・安心リスクコミュニケーションを開催する。 ●実施状況 教育現場等での意見交換会（情報提供等）を行うための小・中学生を対象とした食品安全教室や、小学生の親子を対象とした食品製造の体験教室の開催により、食品の安全性への関心や理解を深めた。 さらに、食品の安全性に関する情報の更なる浸透・拡散を図るため、将来食品に関する指導的立場となる大学生を対象とした食品安全講座を開催した。		【活動指標】 学校教育関係者、市町職員、大学生等を対象とした食品安全安心講座の開催回数（回）	4	4	4	4		100%	●事業の成果 ・小・中学生や大学生を対象とした食品安全教室や、県民を対象としたリスクコミュニケーションなどを24回開催し、県内各地で食品の安全性に関する正確な情報の提供や理解促進に努めた結果、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・食品の安全・安心に関する情報を発信するため、各種講座等を積極的に開催したことにより、食品の安全性に関する理解促進に寄与した。
			(R6終了)R4-6							・食品安全基本法　第7条 ・長崎県食品の安全・安心条例 ・長崎県食品の安全・安心条例施行規則 ・長崎県食品の安全・安心条例事務取扱要領		【成果指標】 県内で購入する食品に安心している県民の割合（%）	93	87.4	93	93.9		100%	
			食品安全・消費生活課	○			—	—		食品関連事業者及び消費者									

取組項目iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費	3,102	70	5,362	●事業内容 食品の適正表示を図るため、県民等からの食品表示に関する苦情・相談の受付・調査を行うとともに、専任の食品表示適正化指導員を配置して巡回調査を実施する。 ●実施状況 食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、必要に応じて調査等を実施した。また、食品表示適正化指導員を配置し、県内全域の小売店舗等で販売されている生鮮食品、加工食品の食品表示について、巡回調査及び指導を実施した。	【活動指標】 食品表示巡回調査店舗数（回）	280	290	103%	●事業の成果 ・小売店舗等への食品表示巡回調査により、事業者への適正表示の周知及び不適正表示に対する指導を行った。令和6年度は再調査の対象となる店舗は無かった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・食品表示の適正化を推進することで、食品を摂取する際の安全性及び県民の合理的な食品選択の機会の確保に寄与した。
				3,736	90	5,519			280	284	101%		
				3,830	89	5,515			280				
			H25-	・食品表示法　第8条 ・米トレーサビリティ法　第10条				【成果指標】 再調査対象店舗の表示是正率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	食品関連事業者		100				
取組項目i ii	○	3	食品安全・安心推進事業費				●事業内容 消費者、食品事業者及び行政等の相互理解と情報共有を目的として、食品の安全・安心リスクコミュニケーションを開催する。	【活動指標】 食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数（回）				—	
				3,269	3,269	12,605			20回以上				
			(R7新規)R7-9	・食品安全基本法　第7条 ・長崎県食品の安全・安心条例 ・長崎県食品の安全・安心条例施行規則 ・長崎県食品の安全・安心条例事務取扱要領				【成果指標】 県内で購入する食品に安心している県民の割合（%）					
			食品安全・消費生活課	○	—	—	食品関連事業者及び消費者		93				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
これまで全世代を対象とした意見交換会等を積極的に開催した結果、活動指標である開催回数は目標を達成することができ、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は、目標を達成した。 令和6年度に実施した「ながさきWEB県政アンケート」では、特に「輸入食品」「残留農薬」「食品添加物」に対して不安があると回答されていることから、これらが原因で食品に安心することができない県民が一定存在すると考えられるため、より効果的なリスクコミュニケーションやSNS等を活用した情報発信方法を検討し、食品の安全に関する正しい知識を幅広く県民に普及啓発していく必要がある。	県民が食品の安全について不安があると感じている「輸入食品」「残留農薬」「食品添加物」等を中心に、県民により直接的な理解促進につながる小規模のリスクコミュニケーション等を通じ、食品の安全性に関する正しい情報を積極的に発信していく。

ii　ホームページやSNSなどを活用した食に関する情報提供の充実

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
食品等のリコール情報や食品表示に関する情報、リスクコミュニケーションの実施状況など、食品の安全・安心に関する最新情報を、ホームページに掲載し速やかな情報提供を行っているが、SNS発信について、今後も情報発信の取組を拡大していく必要がある。	今後も、より多くの県民に対して食品の安全性に関する正確な情報の発信を行っていく必要があることから、ホームページやSNSの内容を充実させ、食品の安全・安心に関するポータルサイトの充実など情報を正確に分かりやすく伝えるよう工夫していく。また、食品の安全・安心のリスクコミュニケーションや、食育情報誌、啓発資材でホームページやSNSのPRを積極的に行うことで、アクセス件数の増加に努めていく。

iii　食品110番による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
平成15年から食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、消費者などからの問合せに対して対応しているが、県民に対し定期的な周知が必要である。 また、令和6年度は食品表示法に基づき、小売店舗等に対する巡回調査を行った結果、再調査の対象となる店舗は無かった。このことは、これまでの巡回調査により、事業者への食品表示の周知及び不適正表示に対する指導が図られた結果であると考えるが、依然として軽微な不適正表示のある店舗が見受けられるため、今後も巡回調査による指導・啓発を継続する必要がある。	食品関連事業者が食品表示基準を遵守した適正な食品表示を行うことができるよう、「食品110番」や、食品関連事業者からの表示相談に対し適切に対応していく。また、県内全域の小売店舗等に対する巡回指導を継続するとともに、食品関連事業者を対象とした食品表示説明会やSNS等を活用した指導事例の紹介など、食品表示の適正化に向けた指導・啓発を強化していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費 H25- 食品安全・消費生活課	食品関連事業者が食品表示基準に基づいた適切な表示を行うことができるよう、巡回調査による適切な表示指導や食品表示基準改正等の速やかな情報提供に加えて、巡回調査のDXによる効率化に取り組むことにより、食品表示の適正化を図っていく。	③⑧	令和8年度から地方消費者行政強化交付金の見直しが見込まれているが、食品表示の巡回調査のDX等による効率化をさらに進め、事業者の食品表示の適正化に取り組む。	改善
i ii	○	3	食品安全・安心推進事業費 (R7新規)R7-9 食品安全・消費生活課	食品による健康被害の問題もあり、いわゆる「健康食品」等に対する消費者の関心が高くなっていると思われることから、食品の安全性に関する正確な情報の発信とリスクコミュニケーションをさらに推進することで、食品に関する理解促進と信頼の確保に努めていく。	②	全世代において、リスクコミュニケーションや食品の安全性に関する正しい知識の普及・啓発を引き続き推進していくとともに、特に若い世代に対して、SNS等の効果的な手法を用いた情報発信などに取り組んでいく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	岩永　俊一
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	③ 消費生活苦情相談の実施	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	60,078

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

商品・サービスの多様化や消費者取引形態の複雑化に伴う消費者からの多岐にわたる苦情相談に的確に対応して、消費者利益を擁護するとともに、被害の未然防止・再発防止を図ります。

（取組項目）

ⅰ)消費生活センター専門相談員による苦情相談の実施
ⅱ)市町の消費生活センター・相談窓口の維持・強化など市町の取組を支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県・市町の消費生活センター及び相談窓口における相談件数	目標値①		11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上（R7）
		実績値②	11,113件（H28～R元年度平均）	10,570件	10,717件	10,712件	11,230件		進捗状況
		達成率 ②／①		94%	95%	95%	100%		順調

（進捗状況の分析）

県では、専任の消費生活相談員を配置して、県民からの苦情相談を受け付け、トラブル解決のための助言・支援を行っている。

また、住民により身近な市町の消費生活相談体制を維持・強化させ、県民の利便性を高めることを目的に、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、専任の市町支援員の配置や市町相談員等の研修会の開催による相談員の資質向上に取り組むとともに、各種啓発に努めている。

令和6年度の相談実績は11,230件（県：2,321件、市町8,909件）と、前年度と比較して518件増加している。これは、これまで実施してきた「消費者ホットライン188」をはじめとした広報・啓発活動の結果、消費者トラブルに関する県民の理解が深まり、また、相談窓口としての消費生活センターの認知度が向上したことにより、被害に遭っても誰にも相談できない方が相談につながったものと考えられる。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
取組項目ⅰ	○	1	消費生活苦情相談推進費	18,310	18,310	3,830	●事業内容 消費者トラブルに関する県民からの苦情相談に対応することにより、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図る。 ●実施状況 県民からの苦情相談に対して、必要な助言や、相談者と事業者との間に立ち、解決に向けての斡旋を行うとともに、案件によっては、専門家を活用して高度な相談にも対応した。	【活動指標】 弁護士相談の実施回数（回）	12	14	116%	●事業の成果 ・法的な確認が必要な相談案件については、弁護士相談会を毎月設け、解決に向けて適切に対応し、斡旋解決率の上昇に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県の斡旋相談解決率は16.1%で、目標値を上回った。専門家の活用や相談員の丁寧な対応により、質の高い相談体制が確保され、斡旋解決率の上昇に寄与した。
				22,195	22,195	3,942			12	12	100%	
				22,703	22,703	3,939			12			
			事業実施の根拠法令等：消費者安全法第8条					【成果指標】 斡旋相談解決件数／相談件数（%）	13	15.8	121%	
			—						13	16.1	123%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		13			

取組項目ii	○	2	消費者行政活性化事業費	35,373	0	3,830	●事業内容 質の高い消費生活相談を受けられる体制を維持するため、身近な消費生活相談を担う市町相談窓口の維持・強化を支援する。 ●実施状況 市町へ補助金を交付することにより、市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持・拡充、相談員の育成を支援した。また、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。	【活動指標】 -R5：補助金の交付市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・市町への補助金交付や、市町相談員等向けの研修会を実施したことにより、国家資格保有率の向上に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町相談員の国家資格保有率67%を達成し、市町においても質の高い相談体制が確保され、県民の苦情相談への的確な対応に寄与した。
				33,547	0	3,942		R6-：市町相談員等向けの集合研修回数（回）	6	9	150%		
				32,282	0	3,939			6				
			H25-	消費者基本法第4条 消費者安全法第4条 地方消費者行政強化交付金交付要綱 長崎県消費者行政推進補助金実施要綱				【成果指標】 市町相談員の国家資格保有率（%）	50	63	126%		
									50	67	134%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		50				
	○	3	消費者トラブル市町連携・サポート事業費				●事業内容 市町相談員へ相談対応等を指導し、市町相談員のスキル向上並びに県全体の相談体制の維持・強化を図る。 また、悪質商法・特殊詐欺による被害を未然に防止するため、被害に遭いやすい高齢者を中心に啓発を行う。 ●実施状況 経験の浅い市町相談員等に対して、ＯＪＴ研修や個別案件に対する指導などを行った。 また、警察と連携して、高齢者等へのチラシ配布などによる啓発を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・市町相談員に対して相談案件の指導やＯＪＴ研修など市町支援を実施したことにより、市町相談員のスキル向上を図り、県全体の斡旋解決率の上昇に寄与した。 ・また、警察との連携によるチラシ配布等により、注意喚起を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県・市町あっせん解決率は18.3%で目標値を上回った。市町相談員のスキル向上を図ることで県全体の相談体制を強化し、相談件数が増加しても適切に対応することができた。
				4,336	0	7,884		市町支援回数（回）	50	65	130%		
				5,230	0	7,878			50				
			R6-8	消費者基本法第4条 消費者安全法第4条				【成果指標】 県・市町斡旋解決率（%）					
									16.0	18.3	114%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		16.0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　消費生活センター専門相談員による苦情相談の実施

●実績の検証及び解決すべき課題

・令和6年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は2,321件で、特に健康やお金などの高齢者の不安につけこんだ悪質商法は後を絶たず、手口も複雑・巧妙化してきている。また、インターネット通信販売、電話勧誘販売や家庭訪問販売によるトラブルに関する相談が多い。
・70歳以上の高齢者からの相談件数は昨年度に比べ増加しており、相談件数の年齢別構成比では70歳以上が約3分の1を占め、60歳代と合わせると5割を超えている。
・消費者庁の調査によれば、消費者トラブルを経験した人の約4割はどこにも相談していないことから、支援が必要な人が速やかに相談できることが課題である。

●課題解決に向けた方向性

悪質業者のターゲットとして狙われやすい高齢者、特に独居高齢者に対する必要な情報提供や相談窓口への誘導などに取り組む。
また、県消費生活センターの体制維持のほか、市町の消費生活センターや相談窓口の維持・強化のため、市町への支援を行っていく。

ⅱ　市町の消費生活センター・相談窓口の維持・強化など市町の取組を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

・市町相談員のレベルアップを図るため、県消費生活センターにおいて専任の市町支援員1名を配置し、市町の個別案件に対する助言、指導などの支援（令和6年度市町支援回数65回）を行うとともに、市町相談員や担当者向けの集合研修（令和6年度9回）や経験の浅い市町相談員に対するOJT研修を開催（令和6年度1回）することにより、市町の相談体制の充実や相談員等の能力向上を図った。
・専門的に相談業務を担う人材が不足しており、人材の育成・確保のため、県民に対し消費生活相談員の果たす役割の理解促進及び消費生活相談員資格取得の支援を行う必要がある。

●課題解決に向けた方向性

市町の相談体制は充実してきたが、その機能を十分に発揮していくためには、住民に対して相談窓口の役割を周知していく必要があるほか、手口が複雑・多様化している相談にきめ細かに対応するため、相談員のスキルアップへの支援を行っていく。
また、相談業務を担う人材不足を解消するため、国家資格取得を支援していく必要がある。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	消費生活苦情相談推進費 ― 食品安全・消費生活課	専門分野の相談業務研修や他県との事例研究など、各種研修への参加により、県消費生活相談員の相談対応能力の向上を図る。 また、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、市町相談業務への助言、指導を行う。 さらに、「消費者ホットライン188」をはじめとした周知を行い、支援が必要な人を消費生活センターへの相談に繋いでいく。	②⑤	社会経済情勢の動向により日々、複雑・巧妙化している消費者トラブルを適切に対応するため、専門分野の相談業務研修や他県との事例研究など、国民生活センター主催の研修への参加を継続し、県消費生活相談員の相談対応能力の向上を図る。 また、引き続き市町相談業務への助言、指導も併せて行い、市町相談員の斡旋対応能力を向上させていく。 そのほか、消費生活センターへの相談を促すため、ホームページやSNS等を活用して県民への周知を図っていく。	現状維持
取組項目ⅱ	○	2	消費者行政活性化事業費 H25- 食品安全・消費生活課	―	⑤⑥⑧	令和8年度から地方消費者行政強化交付金の見直しが見込まれているが、引き続き交付金メニューの活用等、財源確保に努め、市町専門相談員のレベルアップのための研修参加を支援するとともに、関係団体と連携した研修会の開催など市町の相談機能の維持・強化を図っていく。 また、国の取組に応じて、消費生活相談の新システムの有効活用に向けた準備を行う。	改善
	○	3	消費者トラブル市町連携・サポート事業費 R6-8 食品安全・消費生活課	経験の浅い市町相談員等の対応能力の向上を図るため、OJT研修の実施や市町相談業務への助言、指導を行う。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施する。	②⑤	経験の浅い市町相談員等の対応能力の向上を図るため、引き続きOJT研修の実施や市町相談業務への助言、指導を行っていく。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	岩永　俊一
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	④　高齢者等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	11,612

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

悪質商法や特殊詐欺のターゲットになりやすい高齢者等を消費者被害から守るため、高齢者を地域で見守る体制を整備し、関係機関と連携して啓発活動等を実施します。また、商取引や規格表示の適正化を通じて、被害の拡大防止に努めます。

（取組項目）

ⅰ）関係機関と連携した啓発や講座の開催など、独居高齢者等への注意喚起を実施
ⅱ）事業者への立ち入り検査や指導、悪質な事業者への行政処分による商取引や規格表示の適正化
ⅲ）高齢者等の見守りネットワークを活用した消費者被害の未然防止

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	消費者安全確保地域協議会（高齢者等の見守りネットワーク）設置市町数	目標値①		12市町	14市町	17市町	19市町	21市町	21市町（R7）
		実績値②	8市町（R元）	13市町	14市町	16市町	18市町		進捗状況
		達成率 ②／①		108%	100%	94%	94%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

高齢化が進行するなか、高齢者を消費者被害から守るためには、周りにいる人が高齢者の消費生活上の安全に常に気を配り、異変を察知した場合には消費生活センター等に適切につなぐなど、高齢者を地域で見守る体制を構築し、複雑・巧妙化する消費者トラブルを地域ぐるみで未然に防止する必要がある。

消費者安全確保地域協議会の未設置市町に対して、設置の必要性やメリットについて説明するなどの働きかけを実施した結果、令和6年度に新たに2市町で設置されたが、目標値には届かなかった。令和6年度末現在、全21市町中、18市町で設置され、県内の高齢者の消費者被害の未然防止に寄与する体制構築の推進が図られたが、残り3市町についても引き続き必要性の理解促進と設置に向けた助言等を実施していく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績			令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）		R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
取組項目ⅰ～ⅲ	○	1	消費者トラブル市町連携・サポート事業費	4,336	0	7,884	●事業内容 市町相談員へ相談対応等を指導し、市町相談員のスキル向上並びに県全体の相談体制の維持・強化を図る。 また、悪質商法・特殊詐欺による被害を未然に防止するため、被害に遭いやすい高齢者を中心に啓発を行う。 ●実施状況 経験の浅い市町相談員等に対して、ＯＪＴ研修や個別案件に対する指導などを行った。 また、警察と連携して、高齢者等へのチラシ配布などによる啓発を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・市町相談員に対して相談案件の指導やＯＪＴ研修など市町支援を実施したことにより、市町相談員のスキル向上を図り、県全体の斡旋解決率の上昇に寄与した。 また、警察との連携によるチラシ配布等により、注意喚起を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県・市町あっせん解決率は18.3%で目標値を上回った。市町相談員のスキル向上を図ることで県全体の相談体制を強化し、相談件数が増加しても適切に対応することができた。
				5,230	0	7,878		市町支援回数（回）	50	65	130%	
			消費者基本法第4条 消費者安全法第4条						50			
			R6-8					【成果指標】				
								県・市町斡旋解決率（%）	16.0	18.3	114%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		16.0			

取組項目ii	○	2	規格表示危害防止等適正化推進事業費	3,164	3,164	3,830	●事業内容 家庭用品、消費生活用品の安全性の確保や、不当な表示による消費者被害の防止を図るため、販売店、事業者等に対する立入検査や指導を行う。 ●実施状況 量販店、電気販売店、衣料品店、小売店等に対する立入検査を実施し、適正な表示がなされているかの確認や、消費者の誤認を招く表示がないよう指導を行った。	【活動指標】 監視・指導店舗数（件）	100	133	133%	●事業の成果 ・立入検査や指導を行うことにより、表示の適正化を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適正な検査・指導を行ったことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
				3,792	3,792	3,942			100	135	135%		
				4,221	4,221	3,939			100				
				消費生活用製品安全法第41条 家庭用品品質表示法第19条 景品表示法第29条 特定商取引法第66条				【成果指標】 不当景品類及び不当表示勧告件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	商業、工業、金融業その他の事業を行う者		0				
取組項目ii	○	3	貸金業対策指導費	2,813	2,813	2,298	●事業内容 貸金業の適正化により消費者被害の防止を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者への立入検査や指導を行う。 ●実施状況 すべての県登録貸金業者（8事業者）に対する立入検査を実施し、法令等に従った適正な営業を行うよう指導を行った。	【活動指標】 立入検査の実施率（%）	100	100	100%	●事業の成果 ・立入検査や指導を行うことにより、貸金業者の業務の適正化を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適正な検査・指導を行ったことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
				3,484	3,484	2,366			100	100	100%		
				3,634	3,634	2,364			100				
				貸金業法第24条の6の10				【成果指標】 立入検査における指摘件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	県登録貸金業者		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	関係機関と連携した啓発や講座の開催など、独居高齢者等への注意喚起を実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 警察の協力を得て、戸別訪問の際などに高齢者世帯等にチラシ配布とあわせて注意を呼びかけたほか、警察庁から提供されたリストによるハガキの送付、街頭キャンペーン等により注意喚起を実施した。 令和6年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は2,321件で、特に健康やお金など高齢者の不安につけこんだ悪質商法は後を絶たず、手口も複雑・巧妙化してきている。また、インターネット通信販売、電話勧誘販売や家庭訪問販売によるトラブルに関する相談が増加している。 70歳以上の高齢者からの相談件数は昨年度に比べ増加しており、相談件数の年齢別構成比では70歳以上が約3分の1を占め、60歳代と合わせると5割近くを占めを超えている。	●課題解決に向けた方向性 悪質業者のターゲットとして狙われやすい高齢者のうち、特に独居高齢者に対する必要な情報提供や相談窓口への誘導などに取り組むとともに、福祉部門や地域の見守り関係団体等との一層の連携強化を図っていく。
ii	事業者への立ち入り検査や指導、悪質な事業者への行政処分による商取引や規格表示の適正化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 （規格表示危害防止等適正化推進事業） 定期的な事業者（店舗）への立ち入り検査や指導を行い、表示の適正化を図ることにより消費者被害の未然防止を図った。 （貸金業対策指導事業） 県登録貸金業者に対する立入検査を継続的に実施し、消費者の保護を図った。	●課題解決に向けた方向性 （規格表示危害防止等適正化推進事業） 悪質な業者に対しては、「特定商取引に関する法律」に基づく調査・立入検査や指導を実施し、引き続き消費者被害の拡大防止を図っていく。 （貸金業対策指導事業） 県登録貸金業者に対する継続的な立入検査の実施により、貸金業法の厳格な遵守を促し、消費者の保護を引き続き図っていく。
iii	高齢者等の見守りネットワークを活用した消費者被害の未然防止	
	●実績の検証及び解決すべき課題 高齢者等の消費者被害を防ぐためには、市町が消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域の関係者が連携して見守り活動を行うことが重要であるが、令和7年5月末時点で2町が未設置である。 未設置市町に対する協議会設置を促し、一日でも早い体制構築を図ることが課題。	●課題解決に向けた方向性 「消費者安全確保地域協議会」の未設置市町に対し、市町の実情に応じた設置の必要性、手続きについて説明する等、県から積極的な働きかけを実施することで、協議会設置に向けた動きを加速させていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ ⅲ	○	1	消費者トラブル市町連携・サポート事業費 R6-8 食品安全・消費生活課	経験の浅い市町相談員等の対応能力の向上を図るため、OJT研修の実施や市町相談業務への助言、指導を行う。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施する。	②⑤	経験の浅い市町相談員等の対応能力の向上を図るため、引き続きOJT研修の実施や市町相談業務への助言、指導を行っていく。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動を継続する。	現状維持
取組項目ⅱ	○	2	規格表示危害防止等適正化推進事業費 ― 食品安全・消費生活課	―	―	県内全域にわたり製品の安全性に関する表示の有無を確認するとともに、法の目的について事業者説明を行う。 今後とも製品表示の適正化や消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な事業者指導を行っていく。	現状維持
	○	3	貸金業対策指導費 ― 食品安全・消費生活課	―	―	貸金業法では貸金業者に金利の適正化、返済能力の調査、貸金業務取扱主任者の配置など、法の厳格な遵守を求めている。 貸金業者の適正な業務執行により消費者の保護を図るため、引き続き、当事業を通して立入検査、指導を適切に行う。	現状維持

注：「２．令和５年度取組実績」に記載している事業のうち、令和５年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	岩永　俊一
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤ 消費者教育の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	6,189

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

「消費者市民社会」の実現を目指し、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて消費者教育を受ける機会を得ることができるよう、関係機関と連携して啓発や講座を開催するなど消費者教育を総合的に推進します。

（取組項目）

ⅰ）消費生活学習会等への講師の派遣
ⅱ）県立高校等における授業支援
ⅲ）関係機関と連携した消費者教育の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県・市町消費者講座受講者数	目標値①		31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上（毎年度）
		実績値②	25,921人（H28～R元年度平均）	19,212人	23,001人	25,521人	22,683人		進捗状況
		達成率②／①		61%	74%	82%	73%		遅れ

（進捗状況の分析）

令和6年度は、成年年齢引き下げの影響を受ける若年者への消費者教育に重点を置いて、県消費生活センターが学校での消費者教育を支援し、県内全公立高校57校などで消費者教育授業を実施した。
また、関係機関と連携して、在宅介護支援者、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者見守り講座や、高齢者を対象としたシニア講座等の消費者教育を実施した。
市町においても、中学校を対象とした消費者教育や公民館講座等を実施した。
しかしながら、市町実施分や大学からの講座の申込減少により、受講者数は前年度より減少し、目標値を下回った。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅲ	○	1	消費者教育・啓発事業費	1,350 / 1,204 / 1,729	1,350 / 1,196 / 1,429	9,191 / 9,461 / 9,454	法令による事業実施の義務付け：消費者教育推進法第5条、第11～第13条	●事業内容 消費者市民社会の理解促進やエシカル消費の普及啓発のために各種講座等を実施する。 ●実施状況 若年者や高齢者向けの消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行い、消費者の自立支援に努めた。	【活動指標】 消費者講座開催数（回）	200 / 200 / 200	283 / 250 /	141% / 125% /	●事業の成果 ・中高生から高齢者まで幅広い階層を対象にした各種消費者トラブル啓発講座について、市町等への働きかけを実施した結果、開催数は目標を上回り、満足度も高かった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標値を超えて講座を開催したことにより、受講者数増に寄与した。
			―						【成果指標】 講座満足度（%）	85 / 85 / 85	99 / 99 /	116% / 116% /	
			食品安全・消費生活課	○	―	―		消費者					
取組項目ⅱ	○	2	消費者行政活性化事業費（学校での消費者教育強化事業分）	4,526 / 4,985 / 5,491	0 / 0 / 0	0 / 0 / 0	消費者教育推進法第11条	●事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、社会で役立つわかりやすい消費者教育を実施する。 ●実施状況 県立の高校及び中学校において消費者授業を実施するとともに、消費者教育教材を作成・配布した。	【活動指標】 消費者授業実施高校数（校）	57 / 57 / 57	57 / 57 /	100% / 100% /	●事業の成果 ・公立高校を中心に、9,875名の受講生に対し187回の消費者授業を実施した。また、主に高校3年生を対象とするヤング講座において、受講者のほぼ全員に理解してもらうことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・消費者授業を187回実施したことにより、受講者数の増に寄与した。
			―						【成果指標】 ヤング講座における理解度（%）	90 / 90 / 90	99 / 99 /	110% / 110% /	
			食品安全・消費生活課	○	―	―		中・高校生					

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	消費生活学習会等への講師の派遣	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を63回開催し、4,540人が受講した。 ・講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座30回2,905人、シニア講座11回560人、消費生活学習会11回491人、消費者トラブル防止講演会2回187人、高齢者見守り講座4回126人、金融教育講座5回271人となっている。 ・市町においては、283回開催し、8,268人が受講したものの、前年度を下回っている。 ・具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 ・消費者トラブルの手口は日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、テーマ設定を工夫するなど、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 市町実施分の受講者を確保していくため、相談員のスキルアップ等より、市町において実施できるよう支援していく。 市町、学校、民間事業者等との連携を進めていくとともに、ワークショップやロールプレイング、寸劇等を取り入れた分かりやすく効果的な講座を実施する。
ⅱ	県立高校等における授業支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・授業支援については県立高校等において187回実施し、9,875人が受講した。 ・パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGｓなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 ・消費者トラブルについては日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、若年者の被害増加も懸念されるため、消費者教育に取り組む必要がある。 ・学校現場の実情に応じて、講師派遣の調整を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 高校での消費者教育に加えて、中学校等における消費者教育の充実のため、市町教育委員会、学校、市町消費者行政担当部署等との連携をさらに進める。 実情に合った効果的な授業支援を実施するために、実施方法の見直しを図る。
ⅲ	関係機関と連携した消費者教育の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・受講者数を確保するためには、関係機関との連携が不可欠である。 ・金融教育は消費者教育の一部であり、金融リテラシーは自立した消費生活を営むうえで必要不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 講座実施に向けて、学校及び地域への働きかけを強化する。 令和5年7月に、県内の金融機関・関係機関が参加して、ALL長崎金融リテラシー向上プロジェクト推進協議会が発足し、県内高校において、金融教育の出前授業を実施している。 また、令和6年4月には金融経済教育推進機構（J-FLEC）が設立、同年8月の本格稼働後は金融経済教育を推進しており、県においては、金融経済教育推進機構の広報活動を実施している。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ～ⅲ	○	1	消費者教育・啓発事業費 ― 食品安全・消費生活課	昨今の消費者トラブルの手口の巧妙化・複雑化の傾向を踏まえて、新たな手口による消費者トラブルの情報を盛り込んだ効果的な消費者講座や各種啓発活動を実施する。	②⑤	関係機関・団体と連携しながら、わかりやすく効果的な消費者講座や各種啓発活動を継続して実施する。	現状維持
取組項目ⅱ	○	2	消費者行政活性化事業費（学校での消費者教育強化事業分） ― 食品安全・消費生活課	―	①③⑤	令和8年度から地方消費者行政強化交付金の見直しが見込まれているが、交付金メニューの活用等、財源確保に努め、効果的な授業支援を実施するために、実施方法の見直しを図る。 市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部　防災企画課　飛永　琢也
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	基地対策・国民保護課、河川課、砂防課、福祉保健課
事業群名	①　総合的な防災、危機管理体制の構築	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　537,798

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

災害の発生時に県民の生命や財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制の確保など、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ、防災体制を充実・強化します。

（取組項目）

ⅰ）各種災害情報の共有及び伝達体制の強化
ⅱ）24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実
ⅲ）防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営
ⅳ）防災行政無線の運用、管理、更新
ⅴ）関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成
ⅵ）GISを活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新
ⅶ）民間事業者等のスマホアプリを活用した災害情報の発信
ⅷ）防災関連イベント等を通じた防災意識の向上
ⅸ）長崎県市町消防広域化推進計画等に基づく常備消防体制の維持強化に向けた検討の推進
ⅹ）市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保（感染症対策を含む）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
自主防災組織カバー率	目標値①		74.5%	75.9%	77.3%	78.7%	80.0%	80.0%（R7）
	実績値②	71.7%（R2）	74.8%	73.7%	74.3%	74.8%		進捗状況
	達成率②／①		100%	97%	96%	95%		やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
防災推進員の新規養成者数	目標値①		120人	120人	120人	120人	120人	120人（R7）
	実績値②	120人（R2）	48人	136人	168人	166人		進捗状況
	達成率②／①		40%	113%	140%	138%		順調

（進捗状況の分析）

【自主防災組織カバー率】
令和６年度の自主防災組織カバー率は、74.8%（令和６年４月１日現在）で、目標値を達成できなかった。
引き続き、防災推進員養成講座の開催や防災アドバイザー派遣、コミュニティ助成事業の活用により、自主防災リーダーの養成を図り、自主防災組織結成・強化に取り組んでいる。

【防災推進員の新規養成者数】
令和６年度は「防災推進員養成講座（ボランティア基金実施分含む）」を３会場で実施した。そうした取組もあり、目標としている新規養成者数を達成した。引き続き市町と連携し、目標達成を目指していく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績			令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）		R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	地震アセスメント調査事業	9,764	7,264	1,577	●事業内容 対馬・壱岐・五島沖の活断層による地震・津波のアセスメント調査の予備調査を実施。 ●実施状況 対馬・壱岐・五島沖の活断層による地震・津波のアセスメント調査の基礎資料とすることを目的に予備調査を実施した。また、予備調査結果について、専門家による協議を実施した。	【活動指標】 地質コンサルタントへの調査委託（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・長崎県周辺の海域活断層に係る詳細な調査を実施するための基礎資料を得ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地震・津波に係る各種防災対策を検討するうえで役立つことが期待できる。
				地震防災対策特別措置法								
			(R6終了)R6					【成果指標】 調査内容を踏まえて専門家と意見交換会を実施した回数(回)	2	2	100%	
			防災企画課	—	—	—	県民					

取組項目 i ii	○	2	総合防災情報ネットワークシステム事業	18,579	18,579	2,298	●事業内容 防災情報システムや防災ポータルの運用、維持管理を実施。 ●実施状況 令和４年度に再整備した防災情報システムにより、災害時の緊急情報等を県民や報道機関に迅速かつ分かりやすく提供するよう努めた。	【活動指標】 実災害対応回数（回）	数値目標なし	26	—	●事業の成果 ・令和４年度に再整備した防災情報システムにより、緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関へ迅速に提供した。また機能向上のためシステムの一部改修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災ポータルやSNS等での情報発信により、県民の防災意識向上や適切な避難行動に寄与した。
				18,579	18,579	2,366			数値目標なし	32	—	
				35,283	18,683	2,364			数値目標なし			
			H18-	—				【成果指標】 総合防災ポータルサイトのアクセス件数（件）	189,700	99,548	52%	
									189,700	129,050	68%	
			基地対策・国民保護課	—	—	—	県民及び防災関係機関		189,700			
	○	3	雲仙岳噴火災害対策事業	744	744	3,064	●事業内容 雲仙岳火山防災協議会の運営や関係機関との合同訓練を実施。 ●実施状況 県関係課、島原市・雲仙市・南島原市、警察・消防・自衛隊等救助機関、長崎河川国道事務所をはじめとする国の関係機関で構成する協議会及び幹事会などを開催し、雲仙岳火山防災対策についての検討・協議を行った。（協議会１回、幹事会２回、専門部会４回）	【活動指標】 雲仙岳火山防災協議会及び幹事会開催数（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・雲仙岳において想定される溶岩ドーム崩壊を含む様々な火山現象への対策について、各種専門部会を設置し、協議・検討を進めている。 ・課題や検討の方向性の整理は進めているが、前例のない課題も多く、意見の集約、方針の決定等に時間を要している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関の情報共有と対策の検討に役立っている。
				675	675	3,154			3	3	100%	
				652	652	3,939			3			
			H7-	活動火山対策特別措置法第4条第1項				【成果指標】 雲仙岳火山防災計画の策定項目割合（%）	80	70	87%	
									80	70	87%	
			防災企画課	○	—	—	雲仙市警戒区域関係市（島原市、雲仙市、南島原市）		80			
取組項目 iii	○	4	防災ヘリコプター運航事業	916,999	102,399	7,659	●事業内容 災害応急対策活動（被害情報の収集、情報伝達、物資輸送）、 救急活動（離島などの交通遠隔地からの急患搬送）、救助活動（山岳・水難事故、高層ビル火災等からの捜索救助）、火災防御活動（大規模火災における情報収集、空中消火）等を実施。 ●実施状況 山岳、海難事故における救助・捜索活動や離島から本土への急患搬送等を実施した。	【活動指標】 運航時間数（H）	数値目標なし	290	—	●事業の成果 ・防災ヘリコプターによる救助、救急搬送に加え、九州各県との相互応援協定に基づく防災消防活動を実施。有事即応体制を維持することで県内外からの要請に適切に対応できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地上からでは困難な情報収集、救助活動、救急活動等を行うことが可能となり、県民の生命、財産の保護に寄与した。
				280,967	129,967	7,884			数値目標なし	233	—	
				368,841	259,041	7,878			数値目標なし			
			H4-	消防組織法第6条、第30条				【成果指標】 運航実績（回）	数値目標なし	231	—	
									数値目標なし	180	—	
			防災企画課	○	—	—	様々な災害等による被災者及びヘリコプター搬送を必要とする救急患者等		数値目標なし			
取組項目 iv	○	5	防災行政無線整備・維持管理事業	858,396	137,096	21,446	●事業内容 防災行政無線の運用、維持管理を実施。 ●実施状況 県庁、振興局、無線中継所等に設置する無線設備や電源設備、鉄塔等の定期保守点検を実施した。 また、令和５年度に実施した衛星系設備の更新工事において、一部、製造中止に伴い代替機器で対応していた増幅器について、本来想定していた仕様の機器へ変更する工事を実施。（令和６年度～令和７年度）	【活動指標】 回線利用件数（件）	数値目標なし	279,232	—	●事業の成果 ・定期保守点検により各設備の障害発生を未然に防ぎ、年間を通じて安定した防災行政無線の運用ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・通信回線の安定により、緊急通信のみならず、一般的な行政目的の通信にも多数利用することができ、各種災害情報の共有及び伝達体制の強化に寄与した。
				126,707	126,707	21,287			数値目標なし	273,740	—	
				252,691	122,891	21,271			数値目標なし			
			S32-	—				【成果指標】 多重化された回線の常時接続率（%）	100	100	100%	
									100	100	100%	
			基地対策・国民保護課	—	—	—	防災行政無線設備及び関連施設		100			
取組項目 v	○	6	自主防災組織結成推進事業費	2,973	2,473	2,298	●事業内容 自主防災組織育成の主体である市町担当者の育成、自主防災組織の母体となる町自治会への研修等を実施し、地域防災力の向上を目指す。 ●実施状況 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。また、地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	【活動指標】 自主防災組織結成の働きかけを行った市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・自主防災組織の核となる人材の育成を担う「防災推進員養成講座」の受講者アンケート調査では、回答者90名中77名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答であり、目標は達成できなかったものの、地域防災の担い手育成に資することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各市町や自主防災リーダーの意識向上に繋げることができた。
				5,340	2,840	2,365			21	21	100%	
				4,993	4,493	4,516			21			
			H13-	災害対策基本法第2条の2、第5条、第7条				【成果指標】 自主防災組織率（%）	77.3	74.3	96%	
									78.7	74.8	95%	
			防災企画課	○	—	—	各市町の自主防災組織育成担当者、地域の自主防災リーダー等		80.0			
取組項目 vi vii	○	7	河川砂防情報システム維持管理費	59,978	59,978	3,063	●事業内容 河川情報システムの維持・管理。 ●実施状況 河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等を県民や報道機関等に提供するシステムの維持管理を行った。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・県民の生命や財産を守るための防災情報を適切に住民へ提供し、水害・土砂災害での死者数を0にすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災情報の収集・伝達体制の確保により、地域住民の安全に寄与した。
				61,443	61,443	3,112			0	0	100%	
				73,285	73,285	3,113			0			
			—	—				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%	
									0	0	100%	
			河川課	—	—	—	県民		0			

取組項目vi vii	○	8	砂防情報システム維持管理費	35,195	35,195	2,584	●事業内容 砂防情報システムの維持・管理。 ●実施状況 河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等を県民や報道機関等に提供するシステムの維持管理を行った。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・県民の生命や財産を守るための防災情報を適切に住民へ提供し、水害・土砂災害での死者数を0にすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災情報の収集・伝達体制の確保により、地域住民の安全に寄与した。
				34,260	34,260	2,660			0	0	100%		
				45,987	45,987	2,658			0				
				―				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	県民		0				
取組項目x	○	9	災害福祉広域支援ネットワーク事業費	92		1,531	●事業内容 災害時の避難所・福祉避難所等における福祉的支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークによる支援体制を整える。 ●実施状況 災害派遣福祉チームについて、福祉関係団体等の職員登録名簿を更新するとともに、災害福祉広域支援ネットワーク会議及びワーキンググループにおいて今後の体制整備の取組について検討した。県主催の災害派遣福祉チーム研修については、ワーキンググループでの意見を踏まえ、令和６年能登半島地震にかかるチーム派遣者間での意見交換会を実施した。	【活動指標】 研修・訓練の実施（回）	1	0	0%	●事業の成果 ・災害派遣福祉チーム研修において、派遣経験者間の意見交換を行ったことにより、チーム員間での意識や認識の共有ができ、加えて、災害派遣時における具体的な課題の把握や体制整備に向けた取組内容の具体化へつなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・災害派遣福祉チームの活動内容を理解し、現状の取組状況や課題について検討・確認することで、各登録者が所属する福祉施設、地域の避難訓練や防災研修等でも中心的な役割が期待できる。
				63		1,530			1	1	100%		
				1,500		1,575			1				
				―				【成果指標】 派遣研修参加人（人）	100	0	0%		
			H29-						100	17	17%		
			福祉保健課	―	―	―	社会福祉・精神保健施設団体等		100				
取組項目ix	○	10	能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業				●事業内容 能登半島地震の課題を踏まえ、防災対策の見直しを行い、孤立集落の情報収集・進入対策のため、ヘリコプターや船舶の活用の促進、避難所環境向上のための資機材整備などを進め、防災対策の充実・強化を図る。	【活動指標】 交付金の活用によるトイレカーの整備（台）				―
									2				
				267,868	172,274			【活動指標】 防災対策の見直しに向けた市町等との協議会の回数（回）					
				―					3				
			(R7新規)R7-9					【成果指標】 能登半島地震のような大規模災害が発生した場合の死者数（人）					
			防災企画課	―	―	―	県民及び防災関係機関		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	各種災害情報の共有及び伝達体制の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 災害時に緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関へ迅速・的確に伝達した。 令和４年度に更新した防災情報システムについて、実際の災害対応の中で操作性等の検証を行い、必要に応じて改修を行うとともに、円滑な運用のため、県・市町職員のシステム操作の更なる習熟を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 研修等により職員のシステム操作の習熟を図るとともに、実災害への対応の中で、システムの課題等を検証し、より質の高いシステムを目指して改修を行っていく。
ii	24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和４年度に更新した防災情報システムについて、実際の災害対応の中で操作性等の検証を行い、必要に応じて改修を行うとともに、円滑な運用のため、県・市町職員のシステム操作の更なる習熟を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 防災情報システムの充実に向け、実災害への対応の中でシステムの課題等を検証し、より質の高いシステムを目指して改修を行っていく。

iii	防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和６年度は、急患搬送30件、救助活動13件をはじめ、火災活動１件についても遅滞なく実施した。また、相互応援協定に基づく他県からの要請により救助及び救急活動を５件行うなど、県内外で多岐にわたる活動を実施し、県民の安全・安心に寄与した。 防災ヘリに期待される役割が高まっていく中、運航時間の拡大の検討を行い、令和６年度から薄暮運航の本格運用を開始した。	●課題解決に向けた方向性 令和６年度から、防災ヘリによる日没後（薄暮以降の夜間）の飛行訓練を行っている。引き続き実機での訓練を通じた運航上の課題について検証を実施していくとともに、体制上の課題についても洗い出しを行い、運航時間拡大の検討を進める。
iv	防災行政無線の運用、管理、更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地上系における防災行政無線の運用に関しては、定期的な点検により各設備の障害発生を未然に防止できており、安定的な運用が可能となっている。 衛星系設備は、令和５年度に実施した再整備事業の際、一部機器について製造中止に伴い代替機器で対応しているが、本来想定していた仕様の機器へを整備する工事（２カ年事業）を実施している。 気象台より配信されている電文の規格変更が予定されており、新しい規格の電文を受信するための設備更新等が必要。 また、振興局改編に伴い、新たに設置される県南振興局へ現庁舎から防災行政無線設備を移設する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 地上系については、引き続き、定期点検等を適切に実施し、安定運用を図る。 衛星系については、令和６年度から、本来想定していた仕様の機器（増幅器）を整備する工事（２カ年事業）を実施しており、着実な進捗を図っていく。 気象台電文の変更に対応するため、機器の更新、プログラムの改修を行う。 県南振興局への設備移設に向け、令和７年度～令和９年度の３カ年で移設工事を実施する。
v	関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 防災推進員（自主防災リーダー）養成講座受講者へのアンケート調査では、回答者90名中77名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答があり、防災意識の向上に寄与することができた。 しかし、自主防災組織率は、市町においてカバー率の向上に努められているものの、地域住民の相互合意でなされるものであるため、劇的な率の向上は期待できないのが実情である。 なお、関係団体との災害に関する協定は、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しにおいて、進めることとしていたキッチンカー団体やドローン事業者との協定を締結することで、防災、危機管理体制の強化を図った。	●課題解決に向けた方向性 自主防災組織率が低い市町を中心に、市町と連携し、防災アドバイザー派遣事業やコミュニティ助成事業の活用により、自主防災組織結成・強化に取り組む。 防災推進員の養成講座やフォローアップ研修をブラッシュアップ（講義内容の見直しやフォローの仕方の改善など）を行い、地域での活動を希望する方を優先しその後もフォローしていくなど、より効果的な仕組みを検討する。 災害協定については、今後も積極的な締結を検討し、災害時の対応力強化を図っていく。
vi	GISを活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 大雨時でも防災情報を提供しているシステム正常に機能し、雨量や水位情報、土砂災害危険度情報などの提供を行うことが出来た。提供した情報は、住民の避難判断の参考になると共に、気象台が発表する大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報の基礎データとなっているため、システムが停止することなく機能することで正常な気象情報の発表を行うことができた。 また市町も発表された気象情報を基に避難情報の発令を行うことができた。	●課題解決に向けた方向性 日ごろから活用し災害に備えて貰うために、更なるシステムの普及並びに防災意識の向上の啓発に努めていく。
vii	民間事業者等のスマホアプリを活用した災害情報の発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和４年３月にスマホの写真機能を活用し身の周りの土砂災害警戒区域等を容易に確認できるwebアプリを開発し、令６年度は土砂災害防止月間中にアーケードでのパネル展や市町を対象とした説明会、出前講座等で周知に努めた。 このアプリにより住民が予め危険な箇所を確認しておくことは大雨や台風時の自主的な避難判断に結びつくため、今後も引き続きアプリの周知活動及びアプリを利用した防災教育に努めていく。	●課題解決に向けた方向性 日ごろから活用し災害に備えて貰うために、更なる普及並びに防災意識の向上に努めていく。
viii	防災関連イベント等を通じた防災意識の向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和６年度長崎県総合防災訓練（令和６年５月２５日）において、防災関係機関が連携した情報伝達、救出・救助などの大規模な防災訓練を実施し、防災体制の強化と県民の防災意識の向上を図った。 管内の市町がより実践的かつ主体的に訓練できるよう、主会場の長崎市に加え、長与町と時津町にも会場を設け、初めて分散型での訓練を実施した。	●課題解決に向けた方向性 今後、訓練区の見直し（＝振興局再編）を予定しているため、準備や費用を考慮した分散型訓練に切り替えることを検討していく。

ix	長崎県市町消防広域化推進計画等に基づく常備消防体制の維持強化に向けた検討の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　令和４年度に実施した通信指令システムの共同整備・共同運用に関する調査研究報告書を踏まえ、県南地域研究会、県北地域研究会に加え、全消防本部が参加する会議を開催し、情報を共有し、意見交換を行った。	●課題解決に向けた方向性 　令和６年４月の国の基本方針の改正を踏まえ、通信指令システムの共同整備・共同運用についての県の方針の整理や先進事例の収集等を行い、消防本部と協議を行っていく。
x	市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保（感染症対策を含む）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　市町においては、「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」に基づき、体調不良者、濃厚接触者及び自宅療養者のための専用スペースを設けたり、避難所の定員見直しを行うなどの対策が取られている。 　県においては、民間との協定締結や市町への資機材提供などにより、市町を支援し、良好な生活環境の確保に努力している。今後、感染再拡大の可能性もあることから、引き続き、避難所の環境維持・拡充を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 　スフィア基準等を踏まえて改定された「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、良好な生活環境の確保に向けて適切に市町への支援を行っていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	2	総合防災情報ネットワークシステム事業 H18- 基地対策・国民保護課	令和４年度に再整備を実施した防災情報システムについて、実災害での円滑な運用のため、県・市町職員を対象とした操作研修を複数回実施する。 また、実運用の中でシステムの課題がないか検証を行い、改修を実施する。	②⑤	防災情報システムの円滑な運用に向け、毎年度の操作研修、維持管理を着実に実施するとともに、より質の高いシステムを目指し、改修や新機能の実装等を検討する。 防災情報システムの機能向上による情報収集・対策立案の迅速化や住民へのより迅速・的確な情報提供など、対策本部体制の更なる強化、改善を目指していく。 また、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連接のための改修を行う。	改善
	○	3	雲仙岳噴火災害対策事業 H7- 防災企画課	令和６年度の検討結果を踏まえ、雲仙岳火山防災協議会の専門部会において、溶岩ドーム崩壊の際の住民の自主避難基準などの課題解決に向けた協議・検討を行う。	⑤	令和７年度における協議・検討の進捗を踏まえ、溶岩ドームが崩壊した際の避難対策に係る雲仙岳火山防災計画の策定を実施する。	改善
取組項目 iii	○	4	防災ヘリコプター運航事業 H4- 防災企画課	令和６年度から薄暮運航を開始し、防災ヘリコプターの運航時間の拡大を実施した。 更なる運航時間の拡大へ向けて、夜間飛行訓練を実施するとともに安全に運航できるよう運航事業者と調整を進めていく。	②③	薄暮運航を開始したところだが、今後は勤務時間内に要請を受けた案件すべて対応できるように夜間飛行訓練を実施し、検証等を行い、関係機関との調整が完了した際には、夜間運航まで運航時間の拡大を目指す。	現状維持
取組項目 iv	○	5	防災行政無線整備・維持管理事業 S32- 基地対策・国民保護課	気象台の電文規格変更に対応するため、機器の更新およびプログラムの改修を実施する。 また、県南振興局への防災行政無線設備の移設事業に着手する。	⑤	定期保守点検など適切な維持管理を行い、各設備の障害発生を未然に防ぎ、年間を通して安定した防災行政無線の運用を図る。 気象台の電文規格変更、県南振興局への設備移設にかかる改修、工事の着実な進捗により、防災情報の収集、伝達体制の維持強化を図る。	改善

取組項目v	○	6	自主防災組織結成推進事業費 H13- 防災企画課	防災推進員養成講座の受講に際し、地域での活躍を希望する方を優先してその後もフォローしていくなど、より効果的な仕組みを検討する。 また、フォローアップ研修の内容を拡充し、防災推進員の更なる活動促進の機会を提供することで、自主防災組織の組織率の向上に繋げる。	⑤⑨	近年の豪雨災害などを契機にして、防災に関する関心が非常に高まっていることから、市町に対して地域防災組織の結成促進、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などの活用を呼びかけるとともに、県としても、防災推進員養成講座の開催により、積極的かつ継続的な支援を実施していく。 また、令和６年度に作成した事例集をもとに、自主防災組織や防災推進員、市町へのフォローアップにも努め、地域防災力の強化を目指す。	改善
取組項目vi vii	○	7	河川砂防情報システム維持管理費 ― 河川課	―	―	県民の生命財産を守るために防災情報の提供は必要である。今後も引き続き住民へ適切に提供することで、災害での死者数０を目指す。	現状維持
	○	8	砂防情報システム維持管理費 ― 砂防課	―	―	県民の生命財産を守るために防災情報の提供は必要である。今後も引き続き住民へ適切に提供することで、災害での死者数０を目指す。	現状維持
取組項目x	○	9	災害福祉広域支援ネットワーク事業費 H29- 福祉保健課	能登半島地震の発生に伴う災害派遣福祉チーム派遣により把握した課題を踏まえ、派遣要請があった場合に迅速かつ効果的な対応ができるよう、初回チーム員登録者に対する災害派遣福祉チームに関する映像資料を作成の上、協力福祉関係団体等へ配布する。 また、引き続き、実効性が高い体制構築の検討などを行うため、災害福祉広域支援ネットワーク会議やワーキンググループを開催する。	⑥	災害発生時に福祉広域支援ネットワークを機能させ、円滑に支援活動を繋げるため、災害派遣福祉チームの登録員に対し、活動内容や役割等にかかる研修会を引き続き実施するとともに、連絡体制やチーム編成などを記載したマニュアルの作成を行う。	改善
取組項目ix	○	10	能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業 (R7新規)R7-9 防災企画課	―	⑨	見直しを行った防災対策について、今後3年間の具体的な取組内容と項目ごとに記載したロードマップを作成し、庁内で共有・連携し、市町や関係機関、民間事業者などとも連携を密にしながら、着実に推進していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部　防災企画課	飛永　琢也
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	基地対策・国民保護課	
事業群名	②　各種災害の規模を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施 ③　原子力防災対策の推進、広域避難対策の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	239,262

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

②風水害、地震等の自然災害（雲仙岳溶岩ドーム崩壊を含む）や、原子力発電所からの放射性物質漏れ、石油コンビナート火災等の災害の他、テロ等の有事に備え、国や地方公共団体、その他関係機関との緊密な連携を確保するとともに、有事即応体制を確立するための各種訓練を実施します。
③原子力防災の理解促進を図るため多くの地域住民へ防災訓練への参加を促し、屋内退避や県域を超えた広域避難など、あらゆる事態を想定した訓練を実施するとともに、必要な原子力防災資器材を整備し、円滑な避難体制の推進・強化に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）総合防災訓練、原子力防災訓練（事業群②）
ⅱ）石油コンビナート等総合防災訓練（指定区域でのタンク火災等を想定）（事業群②）
ⅲ）国民保護訓練（事業群②）
ⅳ）雲仙岳火山防災訓練（事業群②）
ⅴ）訓練を通じた地域住民への原子力防災の知識普及（事業群③）
ⅵ）県域を越えた広域的避難対策の推進（事業群③）
ⅶ）避難退域時検査、防護用品等の原子力防災資機材の整備（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
②防災訓練等の実施回数	目標値①		6回	6回	6回	6回	6回	6回（R7）
	実績値②	6回（R元）	4回	7回	7回	7回		進捗状況
	達成率②／①		66%	116%	116%	116%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
③原子力防災訓練への地域住民の参加者数	目標値①		470名	470名	470名	470名	470名	470名（R7）
	実績値②	—	270名	320名	800名	500名		進捗状況
	達成率②／①		57%	68%	170%	106%		順調

（進捗状況の分析）

【②防災訓練等の実施回数】
　各種災害から県民の生命・身体・財産を保護するため、防災関係機関・団体の連携を強化し、実践的な訓練を行って練度を高め有事即応の体制を確立し、防災意識の高揚・普及を図ることを目的とし、初動対応訓練（４月）や総合防災訓練（５月）を実施した。
　溶岩ドーム崩壊の際に、関係機関のとるべき行動や果たすべき役割を確認する目的で、雲仙岳の火山防災に係る訓練（11月）を実施した。
　国民保護訓練は、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を２回実施した。（10月、２月）
　石油コンビナート等総合防災訓練を、石油コンビナート等特別防災区域（福島地区）において実施した。（11月）
　原子力災害への応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るための原子力防災訓練を実施した（11月）。

【③原子力防災訓練への地域住民の参加者数】
　気象条件を付与して、屋内退避訓練や住民避難訓練に参加する地域を特定したことにより、避難訓練の参加者数は、自宅での屋内退避訓練の参加者数が不明であるため、前年度より減少したものの、目標値を上回る参加者は確認できている。また、訓練では孤立化した地域の放射線防護施設への屋内退避訓練や住民避難訓練のほか、愛護動物同伴での避難訓練、避難退域時検査訓練等を実施し、原子力防災に係る住民の理解促進が図られた。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 R6実績 R7計画 うち一般財源 人件費（参考） 事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け 県の裁量の余地がない事業 他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 R6目標 R7目標	R5実績 R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目i	○	1	一般防災対策事業 S37- 防災企画課	31,425 / 20,425 / 13,020 105,799 / 33,199 / 13,403 53,985 / 53,985 / 18,119 災害対策基本法第48条 ○ / — / —	●事業内容 災害対策基本法に基づく災害防止の推進、防災訓練の実施。 ●実施状況 災害対策本部設置時の対応能力の維持・向上を図るため、初動対応訓練を実施した。 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携強化、有事即応体制の確立を図るため、避難所運営訓練など９項目の訓練を総合防災訓練として実施した。 防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等	【活動指標】 防災訓練実施回数（回） 【成果指標】 防災訓練参加人数（人）	3 / 3 / 3 700 / 800 / 450	3 / 3 700 / 850	100% 100% 100% 106%	●事業の成果 ・初動対応訓練の実施により、災害対策本部での各班業務の確認、連携を図ることができた。 ・総合防災訓練図上訓練の実施により、関係機関との役割や連絡体制の確認ができ関係強化を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との連携強化、有事即応体制の確立に寄与した。
取組項目ii	○	2	特殊防災対策費 S53- 基地対策・国民保護課	283 / 283 / 3,064 143 / 143 / 3,154 352 / 352 / 3,152 石油コンビナート等災害防止法第31条 長崎県石油コンビナート等防災計画第5章 ○ / — / —	●事業内容 石油コンビナート等災害防止法に基づく防災対策を実施。 ●実施状況 石油コンビナート等特別防災区域（福島地区）において、石油コンビナート等総合防災訓練を実施した。 防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、事業者等	【活動指標】 防災訓練実施回数（回） 【成果指標】 防災訓練参加人数（人）	1 / 1 / 1 300 / 300 / 20	1 / 1 265 / 265	100% 100% 88% 88%	●事業の成果 ・石油コンビナート等総合防災訓練の実施により、応急対策の迅速・円滑な実施や防災関係機関の連携強化、防災意識の高揚等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・石油コンビナート防災対策にかかる有事即応体制の確立に寄与した。
取組項目iii	○	3	国民保護対策事業費 H16- 基地対策・国民保護課	3,060 / 283 / 11,489 2,722 / 868 / 11,826 11,057 / 1,603 / 12,605 国民保護法第42条 長崎県国民保護計画第2編第1章第5 ○ / — / —	●事業内容 武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を推進。 ●実施状況 市町と連携し、緊急一時避難施設の指定推進を図った。また、国民保護訓練を２回実施した。 防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等	【活動指標】 国民保護訓練の実施（回） 【成果指標】 国民保護訓練の参加機関数（機関）	2 / 2 / 2 35 / 30 / 35	2 / 2 32 / 28	100% 100% 91% 93%	●事業の成果 ・緊急一時避難施設の指定数が増加した。 ・国民保護訓練により、情報伝達要領及び住民がとるべき避難行動の周知、国民保護に関する住民理解の促進等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との緊密な連携の確保や有事即応体制の確立など、武力攻撃事態等に適切に対処するための国民保護の取組の推進に寄与した。
取組項目i v vi vii	○	4	原子力災害対策整備事業 H13- 防災企画課	187,008 / 52,308 / 19,148 130,598 / 23,596 / 18,907 200,919 / 0 / 19,695 原子力災害対策特別措置法第5条 災害対策基本法第48条、第49条 長崎県地域防災計画第2章第13節、第18節 ○ / — / —	●事業内容 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るため原子力防災訓練を実施。 原子力災害に対処するための防災資機材の整備及び整備済み機器の維持管理を実施。 ●実施状況 原子力防災訓練の実施により、関係機関との相互の連携強化に寄与した。 災害時に使用する退域時検査資機材を波佐見町に整備した。また、整備済みの資機材の点検を実施した。 防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等	【活動指標】 原子力防災訓練実施回数（回） 【成果指標】 原子力防災訓練の住民参加人数（人）	1 / 1 / 1 470 / 470 / 470	1 / 1 800 / 500	100% 100% 170% 106%	●事業の成果 ・訓練の実施により、原子力災害特有の防災対策の理解の推進や防災機関の連携強化に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・災害発生時には各関係機関の連携が重要であるため、実動訓練を通じ互いの役割の確認や連携強化が図られ、有事即応体制の確立に寄与した。

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	総合防災訓練、原子力防災訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和６年度の総合防災訓練は都市型災害を想定し、高層建物からの救出救助に関する連携要領の確認等初期の目標を達成することができた。 また、対策本部における対処などを想定した図上訓練の実施、主会場以外の市町における訓練効果を上げるため、開催地を分散する等従来の課題に対して課題解決への取り組みを実施した。 一方で、能登半島と同様の地理的特性を有する本県において能登半島地震の教訓に挙がった孤立地区対策については早急に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 職員の災害対応能力の向上のため、災害対策本部の図上訓練を継続的に実施する。 また、実働訓練においても訓練に参加する自治体の地域特性に応じた災害を想定し、それに応じた実効性のある訓練項目を設定する。
ii	石油コンビナート等総合防災訓練（指定区域でのタンク火災等を想定）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 石油コンビナート等特別防災区域（福島地区）において、石油コンビナート等総合防災訓練を実施した。 石油コンビナート等における特殊災害発生時には、石油コンビナート等災害防止法や県石油コンビナート等防災計画に基づき初動対応を行うこととなるが、日頃から防災関係機関間の緊密な連絡体制を確保していくとともに、定期的に実践的な訓練を実施することで、有事における対応能力の向上を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 石油コンビナート等特別防災区域（上五島地区、福島地区）での総合防災訓練、情報伝達訓練（図上訓練）を継続して実施する。 具体的な訓練内容については、前回訓練の課題等を踏まえながら、より実践的で効果的な内容となるよう努めていく。
iii	国民保護訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を２回実施した。（10月、２月） ２月の訓練において、参加住民に対し、実動訓練前に「国民保護講話」を実施するなど、より訓練効果が高まるよう努めた。 職員の人事異動等を踏まえ、対応力を継続して維持するとともに、市町単独の訓練についても積極的に企画できるよう取り組んでいく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 域外避難や弾道ミサイル等を想定した訓練について、図上と実動の形式を組み合わせながら、順次、県内市町での実施を計画していく。実施にあたっては、開催地以外の市町職員についても幅広く参加してもらうなど、市町の事態対処能力と訓練立案力の維持、向上に努めていく。
iv	雲仙岳火山防災訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 雲仙岳溶岩ドームが崩壊した際に、情報伝達や避難を円滑に行うために、関係機関や住民の代表とともに、崩壊後までの様々な状況を想定した訓練を実施し、連絡体制などについて確認した。また、できるだけ早い避難を促すためには、自主的な避難基準の策定が必要である。	●課題解決に向けた方向性 火山防災協議会の専門部会において、協議・検討を進める。
v	訓練を通じた地域住民への原子力防災の知識普及	
	●実績の検証及び解決すべき課題 原子力防災のてびき配布や住民避難訓練の避難所において、原子力災害医療や安定ヨウ素剤の予防服用についての講話などを行い、原子力防災の知識普及を図った。	●課題解決に向けた方向性 多くの地域住民に訓練に参加していただき、原子力防災に関して、専門職員による説明やDVDを活用した研修等を継続して行う。
vi	県域を越えた広域的避難対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 壱岐市全住民が島外へ避難しなければならない事態となった場合に円滑に広域避難が実施できるよう、住民避難に必要な船舶や受入港関係者と協議を行っている。引き続き、関係者の理解を得ながら避難計画の整備を推進する。	●課題解決に向けた方向性 国や受入自治体の総括窓口である福岡県の協力を得ながら、広域避難受け入れ自治体の原子力防災に係る理解促進を深めていく。
vii	避難退域時検査、防護用品等の原子力防災資機材の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 原子力防災の防護資機材等を配備計画に基づき年次整備を行っている。 国の整備方針及び「避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、緊急事態に備えた資機材の補充、整備を進める。	●課題解決に向けた方向性 資機材配備計画に基づき、引き続き計画的な整備に努める。 配備資機材の適正な管理とともに、予算確保に努める。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	一般防災対策事業 S37- 防災企画課	―		関係機関との連携強化並びに県職員の有事即応体制の強化を図るため、図上訓練の規模を拡大する。	拡充
取組項目ii	○	2	特殊防災対策費 S53- 基地対策・国民保護課	石油コンビナート等特別防災区域（福島地区）でのタンク火災等を想定した情報伝達訓練を実施し、災害時における情報伝達系統や対策本部における対処要領を確認する。	⑤⑦	石油コンビナート災害から県民の生命、財産を保護するため、日頃から防災関係機関間の緊密な連絡体制を確保していくとともに、定期的に実践的な訓練を実施することで有事における対応能力の向上を図っていく必要がある。具体の訓練内容について、過去の課題等を踏まえ、より実践的で効果的な訓練となるよう見直しを行っていく。	改善
取組項目iii	○	3	国民保護対策事業費 H16- 基地対策・国民保護課	国、市、関係機関と共同で国民保護訓練（２回）を実施する。 弾道ミサイル及び域外への避難を想定した訓練（実動、図上）の実施により、関係機関の連携強化、住民がとるべき避難行動の周知、域外への避難実施要領作成など、国民保護にかかる対応能力の更なる向上を図る。	⑤⑦	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民保護にかかる対応能力向上や住民の理解の促進の必要性が高まっている。 緊急一時避難施設の指定推進を引き続き進めるとともに、市町の意向も踏まえながら域外避難や弾道ミサイルを想定した訓練を計画していく。実施にあたっては、より訓練効果が向上するような計画立案に努めるほか、開催地以外の市町職員についても参加してもらうなど、県全体としての事態対処能力の向上を目指す。	改善
取組項目iv vi vii	○	4	原子力災害対策整備事業 H13- 防災企画課	原子力防災に係る避難所運営訓練等について、これまで訓練を実施していない避難先においても訓練を実施するとともに、引き続き、愛護動物同伴の避難訓練など様々な状況を想定し、円滑な住民避難を行うための課題整理や関係者の習熟を図りたい。 あわせて、避難所においては引き続き、原子力防災に係る講話などを実施し、住民に対し、原子力防災の普及啓発を図ることとしたい。	⑤⑦	県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実態に則した原子力防災訓練を実施する。また、訓練を実施することにより新たな課題を抽出し、地域防災計画や避難計画の不断の見直しを行う。さらに、「原子力防災の手引き」の活用などにより、住民への原子力防災の正しい知識の啓発に努め、原子力防災対策の充実・強化を図る。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部　消防保安室	松尾　健自
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	防災企画課	
事業群名	④ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	33,846

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団への加入や消防団の活動を充実強化するための対策を促進するとともに、自主防災組織の結成促進、地域住民への防災意識の普及に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）消防団への加入の促進、特に、女性や若年層への取組を推進
ⅱ）消防団活動の支援のため、事業所等との連携を強化
ⅲ）消防団員の教育訓練の充実
ⅳ）自主防災組織結成促進のため研修等の実施、地域防災リーダーの育成
ⅴ）地域住民への防災知識普及の取組を推進
ⅵ）消防団と自主防災組織等との連携の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	人口千人あたりの消防団員数	目標値①		14.7人	14.7人	14.7人	14.7人	14.7人	14.7人（R7）
		実績値②	14.6人（R2）	14.1人	14.1人	13.7人	13.3人		進捗状況
		達成率②／①		95%	95%	93%	90%		遅れ

（進捗状況の分析）

消防団の幹部・団員、市町担当職員を対象とした若年層・女性向けの勧誘対策事業として研修会を２回実施、延べ124名が参加しアンケート結果では、過半数が「とてもよかった」「よかった」と回答した。

令和５年度に作成した消防団員勧誘対策PR動画をYouTubeの広告に配信するとともに、デジタルサイネージを活用したPR動画の広報活動を実施し、より多くの人に「消防団」の存在を認知させることができた。

事業所との連携強化に向け、県内商工会議所の訪問を行い、消防団協力事業所制度の事業者への周知、更なる理解促進を図った。

令和６年度の新規入団員数は787人、退団者数は1,147人と、前年比消防団員数は360人減となっており、前年度と比較して、新規入団者数は増加し、退団者数は減少しているものの、令和６年度４月１日時点の県内消防団員数は17,017人と減少傾向に歯止めがかかっていない状況であり、「人口千人あたりの消防団員数」も継続して減少している。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目 i ii iii vi	○	1	消防団活動充実強化事業 (R6終了)R4-6	2,783 1,294	852 1,294	2,298 15,768	—			●事業内容 消防団員の確保と女性・若者の消防団への加入を促進し、消防団の組織強化を図ることにより、安全・安心な社会の実現を目指す。 ●実施状況 消防団の幹部・団員、市町担当職員を対象とした若年層・女性向けの勧誘対策事業として研修会の開催、消防団員勧誘対策PR動画（離島バージョン）、リーフレット、DVDを作成し、各市町へ送付し各種イベント等での活用の依頼を行なった。 また、デジタルサイネージを活用したPR動画の広告を実施し、HP「ながさきの消防団」の児童向けコンテンツの拡充・内容の充実を図るとともに、事業所との連携強化に向け、県内商工会議所の訪問を行い、消防団協力事業所制度の事業者への周知、更なる理解を促進した。		【活動指標】 消防団勧誘対策研修会の開催回数（回）	2 2	2 2	100% 100%	●事業の成果 ・勧誘対策事業として研修会を２回実施、延べ124名が参加しアンケート結果では、過半数が「とてもよかった」「よかった」と回答した。令和５年度に作成した消防団員勧誘対策PR動画をYouTubeの広告に配信するとともに、デジタルサイネージを活用したPR動画の広報活動を実施し、より多くの人に「消防団」の存在を認知させることができた。 ・事業所との連携強化に向け、県内商工会議所の訪問を行い、消防団協力事業所制度の事業者への周知、更なる理解促進を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和６年度の新規入団員数は787人、退団者数は1,147人と、前年比消防団員数は360人減となっており、前年度と比較して、新規入団者数は増加し、退団者数は減少しているものの、令和６年度４月１日時点の県内消防団員数は17,017人と減少傾向に歯止めがかかっていない状況であり、「人口千人あたりの消防団員数」も継続して減少している。
												【活動指標】 教育向け情報の掲載件数（件）	2 2	2 2	100% 100%	
												【成果指標】 消防団入団者数（人）	950 950	745 787	78% 82%	
												【成果指標】 教育現場での活用回数（回）	2 2	2 2	100% 100%	
			消防保安室	—	—	—				県民、事業所						
	○	2	消防団活動充実強化事業 (R7新規)R7-9	11,212	6,212	15,756	—			●事業内容 消防団員の確保と女性・若者の消防団への加入を促進するため、令和７年１１月に本県で開催する全国女性消防団員活性化大会を契機に、女性団員の入団促進、活動の活性化を図る。 国の事業を活用し、「消防団」に興味を持った人がスマートフォンなどの携帯端末で簡単に情報収集、問い合わせ、各市町消防団への入団の申し込みができるポータルサイトを県内各市町と協力して構築するほか、勧誘対策研修会の実施や県内事業所への協力要請を継続して実施することにより、消防団の組織強化を図り、安全・安心な社会の実現を目指す。		【活動指標】 消防団勧誘対策研修会の開催回数（回）	2			—
												【活動指標】 ポータルサイトの構築（一式）	1			
												【成果指標】 消防団員に占める女性消防団員の割合（%）	2.6			
												【成果指標】 千人あたりの消防団員数（人）	14.7			
			消防保安室	—	—	—				県民、事業所						

取組項目 i ii iii vi		3	消防業務指導費	26,166	26,166	1,532	●事業内容 消防法第35条の８（協議会の設置）に基づき、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行う。 県内消防体制の広域化を図るため、消防通信指令システムの共同整備・共同運用について、研究会を開催し、令和４年度に作成した調査研究報告書を踏まえ、各消防本部との意見交換を実施。 ●実施状況 県域全体と７地域で県メディカルコントロール協議会を開催し、救急業務に必要なプロトコル（手順）の一部改定や救急活動記録票の修正等について協議し、的確で、円滑な救急業務の推進を図った。 消防通信指令システムの共同整備・共同運用について、県南地域研究会、県北地域研究会を開催して意見交換を行った。また、全消防本部が参加するテレビ会議を開催し、意見交換を行った。	【活動指標】 メディカルコントロール協議会開催回数(回)	8	8	100%	●事業の成果 ・消防庁からの通知や、各地域メディカルコントロール協議会事務局から提出された議題に基づき、諸課題について、調整が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療との連携が図られたことにより、救急搬送における医療事故の発生はなかった。
				27,212	27,212	15,768			8	8	100%		
				26,569	26,569	9,673			8				
				―				【成果指標】 救急搬送における救急救命士の救急医療事故件数（件）	0	0	100%		
									0	0	100%		
									0				
			S40-					【成果指標】 市町消防広域化推進協議会を開催し、今後の消防体制の強化に向けた取組の方向性を検討（回）	1	0	0%		
									1	0	0%		
			消防保安室	―	―	―	各消防本部職員		1				
取組項目 iv v	○	4	自主防災組織結成推進事業費	2,973	2,473	2,298	●事業内容 自主防災組織育成の主体である市町担当者の育成、自主防災組織の母体となる町自治会への研修等を実施し、地域防災力の向上を目指す。 ●実施状況 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。また、地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	【活動指標】 自主防災組織結成の働きかけを行った市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・自主防災組織の核となる人材の育成を担う「防災推進員養成講座」の受講者アンケート調査では、回答者90名中77名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答であり、目標は達成できなかったものの、地域防災の担い手育成に資することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各市町や自主防災リーダーの意識向上に繋げることができた。
				5,340	2,840	2,365			21	21	100%		
				4,993	4,493	4,516			21				
				災害対策基本法第2条の2、第5条、第7条				【成果指標】 自主防災組織率（%）	77.3	74.3	96%		
			H13-						78.7	74.8	95%		
			防災企画課	○	―	―	各市町の自主防災組織育成担当者、地域の自主防災リーダー等		80.0				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消防団への加入の促進、特に、女性や若年層への取組を推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 若い世代の人口減少がさらに進み、30歳以下の入団者が減少傾向にある一方女性消防団員・学生団員については、概ね増加傾向にある。	●課題解決に向けた方向性 全国女性消防団員活性化大会を契機に、女性団員の活性化、確保対策を実施するとともに、「消防団」に興味を持った人スマートフォンなどの携帯端末で簡単に情報収集、問い合わせ、各市町消防団への入団の申し込みができるポータルサイトを県内各市町と協力して構築し、入団を希望する方がポータルサイトを通じて各市町消防団へアプローチができるようにすることにより各市町が行う消防団員の確保を支援する。
ii	消防団活動の支援のため、事業所等との連携を強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 平成29年に締結した商工会連合会と県、市町との支援協定等に基づき、商工会等を訪問し、協力要請を通して事業者の理解を深めるよう努め、消防団協力事業所の数も増加しているが、今後とも継続的に制度に対する事業所の認知度を上げていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き各市町と協力して、協力要請の継続を行い、商工会・商工会議所等の訪問を中心に、消防団協力事業所PR動画「このまちが好きだから」やリーフレット等を活用し、管轄の事業所に配布、布教していただくことで認知度の向上を促進し、さらなる制度の普及に努める。
iii	消防団員の教育訓練の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 消防大学校への派遣、消防学校における訓練のほか県消防協会と連携した訓練や研修会を実施しているなかで、消防団員の約７割を被雇用者が占めることから、消防団員の負担が大きくならないような環境の整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 引き続き消防学校における訓練のほか県消防協会と連携した訓練や研修会を実施していくとともに、実施体制について、消防団員の負担がかからないような環境および体制を構築してくいく。

iv	自主防災組織結成促進のため研修等の実施、地域防災リーダーの育成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 防災推進員（自主防災リーダー）養成講座受講者へのアンケート調査では、回答者90名中77名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答があり、防災意識の向上に寄与することができた。 しかし、自主防災組織率は、市町においてカバー率の向上に努められているものの、地域住民の相互合意でなされるものであるため、劇的な率の向上は期待できないのが実情である。	●課題解決に向けた方向性 自主防災組織率が低い市町を中心に、市町と連携し、防災アドバイザー派遣事業やコミュニティ助成事業の活用により、自主防災組織結成・強化に取り組む。 防災推進員の養成講座やフォローアップ研修をブラッシュアップ（講義内容の見直しやフォローの仕方の改善など）を行い、地域での活動を希望する方を優先しその後もフォローしていくなど、より効果的な仕組みを検討する。
v	地域住民への防災知識普及の取組を推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 全世帯広報誌及び県政テレビ、FM Nagasakiのラジオを活用した防災知識の普及を図った。 市町が住民を対象に実施する防災講座等への防災アドバイザー派遣事業を行った。 防災知識の普及に終わりはなく、継続していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 様々なタイミングで防災知識の普及啓発を実施していくため、各市町の他関係機関と連携を密にして相互の普及啓発に繋がるような工夫も必要。
vi	消防団と自主防災組織等との連携の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 災害が激甚化・多発化し、地域において、人口減少・高齢化がさらに進むなかにあって、地域の安全・安心をこれまでのように確保していくためには、消防団と自主防災組織との連携強化が必要である。	●課題解決に向けた方向性 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、防災訓練等を通じた連携確認など、各市町が行う連携強化を支援する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii vi	○	2	消防団活動充実強化事業 (R7新規)R7-9 消防保安室	R7新規	①②⑤	企業と連携した消防団活動の普及啓発、消防団協力事業所表示制度の周知に引き続き取り組んでいく。また、令和７年度における勧誘対策強化研修会及びポータルサイトの構築による成果を踏まえた見直し、改善を行い、入団を希望する方が各市町消防団へアプローチしやすくすることにより各市町が行う消防団員の確保を支援する。	改善
		3	消防業務指導費 S40- 消防保安室	―	⑤	―	現状維持
取組項目 iv v	○	4	自主防災組織結成推進事業費 H13- 防災企画課	フォローアップ研修の内容を拡充し、防災推進員の更なる活動促進の機会を提供することで、自主防災組織の組織率の向上に繋げる。	⑤⑨	近年の豪雨災害などを契機にして、防災に関する関心が非常に高まっていることから、市町に対して地域防災組織の結成促進、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などの活用を呼びかけるとともに、県としても、防災推進員養成講座の開催により、積極的かつ継続的な支援を実施していく。 また、令和６年度に作成した事例集をもとに、自主防災組織や防災推進員、市町へのフォローアップにも努め、地域防災力の強化を目指す。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　砂防課　田中　良一
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	森林整備室、農村整備課
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進①	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　6,655,723

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

（取組項目）

ｉ）農山村地域で安心して暮らせるための環境整備

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人（R7）
		実績値②	0人（R元）	3人	0人	0人	0		進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、令和６年度末までに県内37,640箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和６年度末までに55,502戸を土砂災害から保全した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ｉ	○	1	治山事業（公共）	4,622,105	4,329,106	6,342,286	91,038	791	868	—	—	●事業内容 天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃地等において、山地災害を未然に防止するため、治山ダム工・山腹工等の治山施設を整備する。 ●実施状況 令和6年度は83箇所の工事、調査を実施した。		【活動指標】 実施箇所数（箇所）	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	73 83		—	—		●事業の成果 ・県内83箇所において治山事業を実施した結果、山地災害の抑制と地域住民の安全安心を確保することが出来た。 ●事業群の目標達成への寄与 ・R6年度の山地災害危険地区（Aランク）新規着手数は計12箇所と目標に達しなかったものの、累計の着手目標計779箇所に対して着手実績計789箇所と地域住民の安全安心の確保に寄与した。
			—	森林法第41条										【成果指標】 山地災害危険地区Aランク着手箇所数（箇所）	15 15 15	15 12		100% 80%			
			森林整備室	—			—		○			治山事業を実施する地域の住民								
	○	2	ため池整備事業（公共）	2,108,242	1,809,384	1,861,033	250	1,922	552	—	—	●事業内容 自然災害等に起因した、ため池の決壊による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、農業用ため池の改修等を行うもの。 ●実施状況 令和6年度は7箇所のため池整備に着手した。		【活動指標】 整備着手地区数累計（地区数）	16 27 32	11 18		68% 66%			●事業の成果 ・自然災害等により決壊の危険性が高い農業用ため池32箇所の着手目標に対して、令和6年度までに18箇所に着手することができ、ため池下流域における安心・安全を確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・自然災害等により決壊の恐れのある農業用ため池を整備することにより、地域住民の安心・安全な暮らしの確保に寄与する。
			—	土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱										【成果指標】 整備着手率（%）	50 84 100	34 56		68% 66%			
			農村整備課	—			—		○			農業者、ため池下流の住民								

取組項目i		3	自然災害防止事業（県営・補助営）	374,062	64,738	33,700	●事業内容 地域防災計画に登載されている地区で発生した山地災害のうち、国庫補助事業の要件を満たさない箇所において、災害の復旧又は災害の発生を防止するため、治山施設を設置する。 ●実施状況 令和6年度は19箇所の工事、調査を実施した。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	8	22	275%	●事業の成果 ・集中豪雨等により発生した山地災害等に対し、計19箇所（県営17箇所、補助営2箇所）において事業実施した結果、山地災害の抑制と地域住民の安全安心を確保することが出来た。
				357,209	268	29,960			10	19	190%		
				673,783	283	18,908			12				
			S56-	ながさき県単独治山事業実施基準（県営）、自然災害防止事業（補助営）実施基準				【成果指標】 保全戸数（戸）	40	82	205%		
									50	129	258%		
			森林整備室	—	—	—	自然災害防止事業（県営・補助営）を実施する地域の住民		60				
		4	防災の森林づくり事業	319	0	1,532	●事業内容 森林の持つ公益的機能が低下した保安林のうち、国庫補助事業の要件を満たさない箇所において、機能回復、向上を図るため、森林整備や簡易な治山施設を設置する。 ●実施状況 令和6年度は1箇所の工事を実施した。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・暴風や潮害により公益的機能が低下した保安林のうち、国庫補助事業要件を満たさない1箇所において、地拵え、補植等を実施した結果、機能回復、向上を図ることができた。
				1,000	0	1,577			1	1	100%		
				1,000	0	1,576			1				
			H19-	ながさき県単独治山事業実施基準（県営）				【成果指標】 保全森林面積（ha）	1	1	100%		
									1	1	100%		
			森林整備室	—	—	—	防災の森林づくり事業を実施する地域の住民		1				
		5	自然災害防止事業	181,547	40	2,298	●事業内容 災害の発生・拡大を未然に防止するため、老朽化した農地海岸保全施設の改修・整備を行うもの。 地すべり防止指定区域等で、施設の機能回復を図るための対策工事や調査を実施するもの。 ●実施状況 令和6年度は18箇所の工事、調査を実施した。	【活動指標】 整備着手地区数（地区）	23	17	73%	●事業の成果 ・老朽化した農地海岸保全施設の補修や地すべり指定区域における保全対策18箇所を実施した結果、地域住民の安心・安全な生活環境を一定確保することができた。
				159,024	49	2,365			13	18	138%		
				194,500	25	2,363			12				
			—	自然災害防止事業実施要綱				【成果指標】 整備済み地区数累計（地区）	389	375	96%		
									402	393	97%		
			農村整備課	—	—	—	農業者、農地海岸背後の住民、地すべり指定区域内の住民		414				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　農山村地域で安心して暮らせるための環境整備

●実績の検証及び解決すべき課題

・災害を未然に防止するために早急に対策を講じる必要がある山地災害危険地区や地すべり指定区域、老朽化した防災重点農業用ため池において、地域住民の要望を踏まえ適切に対応することで、県民の安全・安心な生活環境の確保に寄与している。
・事業着手に向けて積極的な現地調査や地元説明会を開催した結果、山地災害危険地区計12箇所の整備に着手した。
・近年、気候変動によって増加し激甚化する自然災害に備え、県土の強靭化を図るためには、計画的な着手に必要な予算確保が益々重要なものとなっている。

●課題解決に向けた方向性

・県民の要望に迅速かつ適切に対応するため、引き続き関係省庁に対して予算確保を要望するとともに、関係部局とも連携して必要な予算確保に努めていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ		3	自然災害防止事業（県営・補助営） S56- 森林整備室	―	⑧	・保全対象の人家戸数等、国の補助事業の採択要件を満たさない地区において、治山施設の設置を行うことにより、県民の人命・財産を保全するために必要な事業であることから、国へ採択要件の緩和等の要望を行うとともに、当該事業により治山施設の整備を行うことで県民の安全・安心を確保する。	現状維持
		4	防災の森林づくり事業 H19- 森林整備室	―	⑧	・国の補助事業の採択要件を満たさない地区において、補植や下刈り等の森林整備を行うことで、防風や防潮等保安林の公益的機能を維持し、人家等を保全するために必要な事業であることから、国へ採択要件の緩和等の要望を行うとともに、当該事業により森林の公益的機能の保全を図る。	現状維持
		5	自然災害防止事業 ― 農村整備課	―	―	・本事業の目的は、自然災害を未然に防止するため老朽化した海岸保全施設や地すべり防止施設の機能回復等を図るものである。 対象施設の改修等については、国庫補助事業を活用することを基本としているが、小災害など突発的な対応が必要な場合や、国庫補助事業の要件を満たさない規模のものなどについて、当該事業を活用し、機能回復等を図る必要があることから、現状維持とする。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　砂防課	田中　良一
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	道路維持課	
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進②	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	6,787,166

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

（取組項目）

ⅰ）道路の防災対策
ⅱ）道路の無電柱化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人（R7）
		実績値②	0人（R元）	3人	0人	0人	0		進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、令和6年度末までに県内37,640箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和6年度末までに55,502戸を土砂災害から保全した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 / 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	道路の防災対策（道路災害防除費）（公共）	3,588,807	97,551	—	道路法第42条			●事業内容 道路防災点検において要対策箇所と判定されており、斜面の崩壊や法面からの落石の危険性がある箇所において、早急な対策を実施し、安全で信頼性の高い道路網を維持・形成する。 ●実施状況 平成20年度の防災点検等で要対策となった箇所及び新たに要対策となった43箇所の災害防止対策を実施した。	【活動指標】 対策実施箇所数（箇所）	16	4	25%	●事業の成果 ・令和6年度は、43箇所の要対策を実施し、累計で206箇所が対策完了となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により道路法面の安全性は向上しており、土砂災害による死者０に寄与できている。
				3,811,729	111,153	—						17	43	252%	
				3,959,092	40,148	—						28			
			—								【成果指標】 -R6:第二期道路防災事業計画（H27～R6）に基づく道路防災事業の実施箇所数（累計）	189	163	86%	
												206	206	100%	
			道路維持課	○	—	○				県管理道路利用者	R7-:第三期道路防災事業計画（R7～16）に基づく道路防災事業の実施箇所数（累計）	28			
		2	道路災害防除事業	2,087,100	23,100	59,740	道路法第42条			●事業内容 小規模な危険箇所の災害防止対策を実施する。 ●実施状況 小規模な危険箇所112箇所の災害防止対策を実施した。	【活動指標】 対策実施箇所数（箇所）	132	132	100%	●事業の成果 ・小規模な危険箇所の防災対策を計画的に実施することで、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により道路法面の安全性は向上しており、土砂災害による死者０に寄与できている。
				2,058,200	33,600	59,130						112	112	100%	
				3,240,703	13,403	82,719						146			
			—								【成果指標】 災害防止完了箇所数（箇所）	132	132	100%	
												112	112	100%	
			道路維持課	○	—	—				県管理道路利用者		146			

取組項目i		3	道路災害防除調査費	8,927	8,927	0	●事業内容 長崎県が管理している国・県道において、新たな危険箇所を選定し、災害要因箇所までの選定を行う。 ●実施状況 長崎県が管理している国・県道において、新たな危険箇所を23箇所選定し、災害要因箇所までの選定を行った。	【活動指標】 防災カルテの作成（式）	1	1	100%	●事業の成果 ・災害に至る可能性のある要因が認められる23箇所を新たに選定することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・新たな災害危険箇所の選定により、今後、定期的な点検及び計画的な対策工事を実施することで、土砂災害による死者０に寄与できている。
				15,660	15,660	788			1	1	100%	
				12,120	12,120	788			1			
			―	道路法第42条				【成果指標】 要対策箇所として事業に活用した件数（件）	数値目標なし	17	―	
									数値目標なし	23	―	
			道路維持課	○	―	―	県管理道路利用者		数値目標なし			
取組項目ii	○	4	道路の無電柱化（電線共同溝整備費）（公共）	991,667	9,661	―	●事業内容 県管理の国道、県道の電線類地中化を行う。 ●実施状況 県管理の国道、県道の電線類地中化を0.9km行った。	【活動指標】 整備延長（km）	14.8	14.8	100%	●事業の成果 ・令和6年度は0.9kmの無電柱化（抜柱）を行う予定に対し0.9kmの無電柱化となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和6年度の目標を達成し、大規模災害（地震、竜巻、台風等）発生時に、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止する事で、災害に強い県土づくりへ寄与している。
				881,577	22,200	―			14.8	15.0	101%	
				1,133,819	10,908	―			15.0			
			―	無電柱化の推進に関する法律第４条				【成果指標】 無電柱化延長（km）	4.2	3.4	80%	
									0.9	0.9	100%	
			道路維持課	○	―	○	県管理道路利用者		0			
		5	心ふれあう道づくり事業	20,000	4,650	766	●事業内容 道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップをすることで地域住民の快適な空間創出を実施する。 ●実施状況 道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップを県内3個所（約100m）実施し、地域住民の快適な空間創出を実施した。	【活動指標】 整備延長（km）	0.2	0.2	100%	●事業の成果 ・県内3箇所（約100m）において、カラー舗装等の歩道空間グレードアップを実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するために実施している電線地中化と併せて実施することで、間接的に災害に強い県土づくりに寄与している。
				20,000	4,650	788			0.1	0.1	100%	
				20,000	50	788			0.1			
			―	―				【成果指標】 快適な歩行空間を確保できた箇所数（箇所）	2	2	100%	
									3	3	100%	
			道路維持課	―	―	―	県管理道路利用者		2			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ｉ　道路の防災対策

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県管理の国・県道の道路法面等の危険箇所の対策事業を実施することで、災害に強く、安全・安心で快適な暮らしづくりに貢献している。引き続き事業を続けることで、道路防災計画に位置付けているＰＤＣＡサイクルの実践を行い、点検や対策、災害履歴などの情報のデータベース更新を行っていく必要がある。 また、災害防除調査については、要対策箇所以外からの災害発生を未然に防止することを目的に、空中写真・地形図などの既存資料を活用して災害要因箇所を抽出し、危険箇所の絞込みを行った。今後も、引き続き危険箇所の選定を行うにあたって、より精度が高い新たな評価手法の検討を行いたい。	事業を続けることで、道路防災計画に位置づけているPDCAサイクルの実践を行い、点検や対策、災害履歴などの情報のデータベース更新を行い、点検及び対策する箇所の精度を上げていく。

ⅱ　道路の無電柱化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県管理の国・県道の電線を地下埋設することで、災害に強く、安全・安心で快適な暮らしづくりに貢献しており、令和6年度の整備延長は1.0kmとなった。引き続き電線管理者及び地元との調整を実施し無電柱化を推進したい。	電線管理者及び地元との調整を実施し、電柱等の早期抜柱を図り、無電柱化事業を推進する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		2	道路災害防除事業 ― 道路維持課	―	―	小規模な危険箇所については、降雨などによる突発的な異常箇所が多く、予測が困難であるため、今後も継続的に災害防止対策を実施する。	現状維持
		3	道路災害防除調査費 ― 道路維持課	―	―	災害を未然に防止するため、危険箇所の抽出を今後も継続して行っていく。	現状維持
取組項目ii		5	心ふれあう道づくり事業 ― 道路維持課	―	―	道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップをすることで地域住民の快適な空間創出を実施していく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　砂防課	田中　良一
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	港湾課、河川課	
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進③	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	14,166,020

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

（取組項目）

ⅰ）洪水や高潮・波浪等への対策
ⅱ）洪水や高潮・波浪等への対策（ハードの維持管理）

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人（R7）
		実績値②	0人（R元）	3人	0人	0人	0		進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、令和6年度末までに県内37,640箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和6年度末までに55,502戸を土砂災害から保全した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	河川改修費（公共）	6,419,970	5,444,274	2,895,073	1,105	115,009	113	—	—	—	●事業内容 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策の実施。 ●実施状況 近年、浸水被害が発生している河川や未改修で治水安全度が低い河川の改修を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	30 29 28	30 29		100% 100%			●事業の成果 ・計画的かつ効率的に河川改修を行い、一連区間の改修効果を発現することにより、水害等による浸水被害の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
			S36-	河川法第16条及び第16条の2									【成果指標】 浸水被害軽減戸数（戸）	30,694 30,845 30,996	30,809 30,991		100% 100%			
			河川課	○			—		○			河川流域の住民・家屋等							
	○	2	河川総合開発費（公共）	1,133,497	1,921,679	3,111,594	46,435	22,501	85,080	—	—	—	●事業内容 国庫補助のもと治水・利水機能を満足するためのダム建設工事を実施する。 ●実施状況 県下2ダム（石木ダム・浦上ダム）において、早期完成に向け、事業進捗を図った。	【活動指標】 事業実施ダム数（箇所）	2 2 2	2 2		100% 100%			●事業の成果 ・石木ダムは、残る全用地について権利を取得するともに、付替道路工事では途切れることなく工事の進捗に努めた。 ・浦上ダムは、貯水池掘削のための仮設工事に着手した。 ・いずれも早期に完成し、指標を達成できるよう進捗を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
			S48-	河川法第16条及び第16条の2									【成果指標】 事業進捗率（%）	— — —	— —		— —			
			河川課	○			—		○			事業実施ダム下流河川沿川住民							

取組項目i	○	3	海岸保全費（公共）	1,436,495	49,190	—	●事業内容 高潮対策のため護岸整備等を行う。 ●実施状況 福島港海岸他3地区において、高潮対策として護岸の整備を行い浸水被害低減を図った。	【活動指標】 高潮対策整備海岸（箇所）	2	8	400%	●事業の成果 ・護岸の整備進捗により、背後地への浸水被害の危険性が低減され、安心・安全の確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風・高潮などの自然災害に備え、防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,067,780	222	—			1	4	400%		
				885,138	83,126	—			4				
			H22-	海岸法施行令第1条の2				【成果指標】 浸水被害軽減戸数（戸）	694	703	101%		
			港湾課	○	—	○	海岸背後の地域住民		715	723	101%		
									734				
		4	河川整備計画総合調査費	5,134	5,134	766	●事業内容 河川整備基本方針、河川整備計画策定に必要な資料作成・調査等を実施する。 ●実施状況 河川改修事業における国の補助（交付金等）事業採択に必要な河川整備基本方針・河川整備計画の策定に向けた資料作成を実施した。	【活動指標】 委託業務の発注（件）	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・河川整備基本方針・河川整備計画の策定に向けた資料作成を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与している。
				5,054	5,054	788			数値目標なし	1	—		
				4,902	4,902	788			数値目標なし				
			—	河川法第16条及び第16条の2				【成果指標】 治水・河道計画策定水系数（水系）	5	7	140%		
									5	9	180%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		5				
		5	臨時河川等調査費（河川）	10,912	10,912	1,532	●事業内容 河川管理施設維持管理計画に基づいた調査・測量を実施する。 ●実施状況 管理不足による河川氾濫被害を防ぐため、河川管理施設維持管理計画に基づいた施設点検を行った。	【活動指標】 調査実施箇所数（箇所）	2	2	100%	●事業の成果 ・河川管理施設維持管理計画に基づいた施設点検を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備えた施設点検を実施しており、目標達成に寄与している。
				10,585	10,585	1,577			2	4	200%		
				10,267	10,267	1576			2				
			—	河川法第10条				【成果指標】 管理不足による河川氾濫被害件数の有無（件）	0	0	100%		
									0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				
		6	臨時河川等整備費（河川）	60,287	87	9,957	●事業内容 一定の河川改修計画に基づく河川管理施設の整備事業 災害防止に結びつかない施設整備事業（魚道等） ●実施状況 河川の拡幅、護岸整備等の河川改修工事のうち、国の補助（交付金等）事業採択に満たない小規模な河川整備を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・県管理河川の計画的な河川改修を行うことにより、河川からの浸水被害を軽減した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				58,478	5,878	10,249			6	6	100%		
				56,722	22	10,241			4				
			—	河川法第10条				【成果指標】 浸水被害軽減戸数（戸）	30,694	30,809	100%		
									30,845	30,991	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		30,996				
		7	河川自然災害防止事業費	1,572,000	100	13,254	●事業内容 災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的として、護岸、堤防等の河川に係る施設の改築・補強等を実施。 ●実施状況 老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設の改築・補強等の工事を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	100	108	108%	●事業の成果 ・県管理河川の河川管理施設の改築・補強を行い、河川災害を未然に防止した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				2,168,000	100	15,838			90	91	101%		
				3,664,200	0	18,866			100				
			—	河川法第10条				【成果指標】 管理不足による河川氾濫被害件数の有無（件）	0	0	100%		
									0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				
		8	ダム調査費	4,541	4,541	766	●事業内容 近年の豪雨災害における洪水時のダムの効果を把握するため、ダム洪水調節機能について検証を行う。 ●実施状況 より安心・安全なダム管理体制の再構築のための基礎資料を得た。	【活動指標】 調査実施ダム箇所数（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・ダム管理体制の再構築のための基礎資料を得た。 ・実施ダムにおいて、指標を達成できるよう進捗を図った。
				4,541	4,541	788			1	1	100%		
				4,541	4,541	788			1				
			—	河川法第10条				【成果指標】 調査完了ダム箇所数（箇所）	1	1	100%		
									1	1	100%		
			河川課	○	—	—	事業実施ダム下流河川沿川住民		1				

取組項目i		9	水源地域ダム対策費	1,034,559	19,329	3,064	●事業内容 地権者の生活再建のための対策及びダム周辺の地域振興策を実施する。 ●実施状況 関係住民団体への諸調査や会議開催、また、事業促進の広報活動を実施した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・事業促進の広報活動や、推進住民団体の活動支援を行うことにより、地域住民の石木ダム建設事業に対する理解を深めることができたが、一方で、未だ一部の反対住民の方には事業への協力が得られていない。 ・いずれにせよ早期にダムを完成し、指標を達成できるよう進捗を図った。
				11,104	5,552	3,154		事業実施ダム数（箇所）	1	1	100%	
				49,001	24,501	3,151			1			
			S59-	長崎県土木部関係補助金等交付要綱				【成果指標】	48	50	104%	
								事業進捗率（%）	51	52	101%	
			河川課	—	—	—	ダム建設により水没する地域の住民		53			
		10	水防活動費	712	712	0	●事業内容 水防計画の見直し、水防協議会の実施 ●実施状況 長崎県水防計画について、水防倉庫の設置箇所や備蓄数の見直し、水防計画の手引書を参考に全面的変更を加え、水防無線の検査など維持管理等を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・県が水防計画を策定することにより、県と水防管理団体（市町）との相互協力及び市町が行う水防活動に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・水防協議会を開催し、水防計画を一般に公表することにより、目標達成に寄与している。
				693	693	0		長崎県水防協議会の開催回数（回）	1	1	100%	
				674	674	0			1			
			—	水防法第7条、第8条、第11条、第12条				【成果指標】	数値目標なし	1	—	
								水防計画書の策定（計画）	数値目標なし	1	—	
			河川課	○	—	—	水防管理団体（市町）		数値目標なし			
取組項目ii	○	11	河川維持修繕費	71,253	63,024	12,254	●事業内容 河川管理施設の維持修繕の実施 ●実施状況 河川管理上、支障をきたしている箇所において、管理施設の修繕や河川敷の掘削、伐木等を行った。	【活動指標】	数値目標なし	一式	—	●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				71,253	63,204	12,614		修繕等の工事の発注	数値目標なし	一式	—	
				71,253	63,204	12,604			数値目標なし			
			—	河川法第10条				【成果指標】	0	0	100%	
								維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%	
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0			
	○	12	海岸維持修繕費	1,015,715	27,654	15,318	●事業内容 海岸保全施設の維持補修等を行う。 ●実施状況 県内各地区において老朽化した護岸の維持補修や越波対策を行い、浸水被害低減を図った。	【活動指標】	32	35	109%	●事業の成果 ・海岸保全施設の適切な維持管理により、背後地への浸水被害の危険性が低減され、安心・安全の確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風・高潮などの自然災害に備え、防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,262,023	59,979	15,768		維持補修実施海岸（箇所）	52	53	101%	
				1,872,995	163,896	15,756			60			
			—	海岸法第14条の5				【成果指標】	0	0	100%	
								維持補修した海岸における浸水被害件数（件）	0	0	100%	
			港湾課	○	—	—	海岸背後の地域住民		0			
		13	河川管理費	52,588	52,588	3,829	●事業内容 県が管理する河川の維持管理 ●実施状況 水門等の点検、操作の委託や河川堤防の除草等、県が管理する河川の維持管理を行った。	【活動指標】	数値目標なし	7	—	●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				52,782	52,782	3,940		委託業務の発注（件）	数値目標なし	7	—	
				53,975	53,975	3,936			数値目標なし			
			—	河川法第10条・国有財産法第9条第3項				【成果指標】	0	0	100%	
								維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%	
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0			
		14	緊急河川自然災害防止事業費（ダム）	158,983	75	26,270	●事業内容 ダム管理の適正化を図るため、県管理35ダムの施設の老朽化に伴う、観測設備・通信設備等の更新・改良を実施する。 ●実施状況 22ダムにおいて、観測設備・通信設備等の更新・改良を行い、ダム管理の適正化を図った。	【活動指標】	0	0	100%	●事業の成果 ・老朽化設備等の更新により、ダム関連設備が適切に機能し、大雨時の洪水被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダムの機能を維持することにより、洪水被害の防止が図られ、目標に寄与している。
				154,774	76	27,042		システムが停止した回数（回）	0	0	100%	
				359,137	88	27,022			0			
			R2-	河川法第10条				【成果指標】	0	0	100%	
								水害による死者数（人）	0	0	100%	
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0			

取組項目ii		15	緊急浚渫推進事業費（河川）	1,880,000	100	15,850	●事業内容 河道断面を確保するための掘削、浚渫等の実施。 ●実施状況 河川管理上、支障をきたしている箇所において、河川敷の掘削、伐木等を行った。	【活動指標】	130	152	116%	●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,933,000	100	14,121		実施箇所数（箇所）	130	153	117%		
				2,150,000	0	11,070			100				
			R2-	河川法第10条				【成果指標】	0	0	100%		
								維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　洪水や高潮・波浪等への対策

●実績の検証及び解決すべき課題

・ 自然災害から県民の命を守るため、河川の改修や維持管理及びダムの整備促進を計画的に実施している。また、その前提となる計画作成や、被害を軽減するための水防活動の計画策定などハード、ソフト両面から総合的に防災減災対策に取り組んでいる。

・ 近年、全国各地で記録的短時間雨量等により、現在の想定を超える浸水被害が多発している中、老朽化した施設等も増えており、防災対策を進めるためにも交付金事業、県単独事業においても継続的かつ計画的な整備が必要となる。

・ 海岸における高潮・波浪対策については従前より、長崎県が策定する海岸保全基本計画に基づき、護岸や堤防等の海岸保全施設について嵩上げ、拡幅、消波ブロック設置等の整備を行っている。整備が完了している箇所については、高潮・波浪による被害が軽減されており、事業の効果が発現されている。

●課題解決に向けた方向性

・ ハード・ソフト対策、一体となって取り組むための予算確保に努める。

・ 予算の重点化・効率化に努め、より有利な予算制度を活用し、集中的に防災対策を進める。

・ 海岸における高潮・波浪対策については事業の効果が見られることから、近年、頻発・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守り災害に強く安全・安心で強靭な県土づくりを重点的に講じるため、必要な予算を確保し海岸保全施設の整備を早期に完了させる。

ii　洪水や高潮・波浪等への対策（ハードの維持管理）

●実績の検証及び解決すべき課題

・ 整備箇所・内容の見極めや維持管理費の縮減のための手法検討を引き続き行っていく必要がある。

・ ダム設備の機能回復、向上を計画的に図っていくため、県内３５ダム全てにおいて長寿命化計画を策定しているが、計画の見直しや早急に対応が必要な箇所を優先的に対応することで、管理瑕疵に起因する事故や被害を回避することができている。

・ 海岸における高潮・波浪対策のための維持管理については、早急に対応が必要な箇所を優先的に対応することで、管理瑕疵に起因する事故や被害を回避することができている。

●課題解決に向けた方向性

・ 管理ダムにおける洪水対策については、５か年加速化予算を活用し一定の機能回復・向上が図られているが、今後も確実かつ計画的に対応するための予算確保に努め、維持管理を実施していく。

・ 新技術や新たな手法を取り入れていく。

・ 海岸における高潮・波浪対策については事業の効果が見られることから、今後も引き続き適切な施設の維持管理を実施していく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		4	河川整備計画総合調査費 — 河川課	—	—	当事業は河川法に定められている「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を策定する事業であり、国の補助（交付金等）事業採択に必要な事業であることから、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		5	臨時河川等調査費（河川） — 河川課	—	—	河川管理施設維持管理計画に基づき適切に施設点検を行うことで管理不足による河川氾濫被害を防ぎ、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持

取組項目i		6	臨時河川等整備費（河川） — 河川課	—	—	計画的かつ効率的に河川改修を行い、一連区間の改修効果を発現することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		7	河川自然災害防止事業費 — 河川課	—	—	老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設を改築・補強することにより、災害の発生を防止又は拡大を予防し、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		8	ダム調査費 — 河川課	—	—	近年の豪雨災害に伴う、洪水時におけるダムの洪水調節機能についての検証を行う事業であり、ダムの効果について広く広報するために今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		9	水源地域ダム対策費 S59- 河川課	—	②	石木ダム建設事業は、地域の治水・利水のために必要不可欠であり、事業認定により事業の必要性・公益性が認められている。事業の推進には、地権者をはじめとする地元関係者の皆様の理解を得ることが重要であるところ、未だ一部の地権者の皆様からは協力を得られていないが、ダムの早期完成に向けて引き続き事業の進捗に努めていく必要がある。	現状維持
		10	水防活動費 — 河川課	—	—	水防法において、都道府県は水防管理団体（市町村等）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する、水防計画を定めて毎年検討を加えると規定されており、関係団体の活動や応援、必要な資器材の準備・運用など、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持
取組項目ii	○	11	河川維持修繕費 — 河川課	—	—	老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設を維持・修繕することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
	○	12	海岸維持修繕費 — 港湾課	—	—	海岸施設を適切に維持管理し、県民の生命・財産を守る安全・安心に資する事業であり、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持
		13	河川管理費 — 河川課	—	—	河川を良好、適切に維持管理し、もって県民の安全、安心に資するため、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持

取組項目ii		14	緊急河川自然災害防止事業費（ダム） R2- 河川課	—	—	県が管理する35ダムに係る施設の老朽化に伴い、観測設備・通信設備等の更新・改良を行い、ダム管理の適正化を図るものであり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		15	緊急浚渫推進事業費（河川） R2- 河川課	—	—	河川の流下断面を阻害している堆積土砂の撤去や樹木の伐採を実施することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】
① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　砂防課　田中　良一
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	盛土対策室
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進④	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　11,012,264

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

（取組項目）

ⅰ）土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進
ⅱ）土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人（R7）
		実績値②	0人（R元）	3人	0人	0人	0人		進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、令和6年度末までに県内37,640箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和6年度末までに55,502戸を土砂災害から保全した。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	砂防基礎調査（公共）	494,861	339,907	—	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・第9条				●事業内容 土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い土砂災害警戒区域等の指定を実施する。 ●実施状況 土砂災害防止法に基づく基礎調査を2,350箇所実施し、指定を617箇所行った。	【活動指標】 警戒区域の公表の増加数（箇所）	1,000	1,086	108%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				716,768	397,846	—							2,000	2,350	117%	
				1,061,506	720,671	—							1,000			
			—									【成果指標】 土砂災害警戒区域内での死者数（人）	0	0	100%	
													0	0	100%	
			砂防課	○	—	○					土砂災害警戒区域		0			
取組項目ⅱ	○	2	通常砂防事業（公共）	1,759,819	58,592	—	砂防法第5条・第13条				●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、火山砂防区域以外の土砂災害警戒区域（土石流）について、土石流対策事業を実施する。 ●実施状況 32箇所について、砂防えん堤ほか砂防施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	32	32	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,824,577	52,512	—							32	32	100%	
				1,803,967	39,035	—							31			
			—									【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
													0	0	100%	
			砂防課	○	—	○					土砂災害警戒区域		0			

取組項目ii	○	3	火山砂防事業（公共）	1,367,662	35,585	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、火山砂防区域の土砂災害警戒区域（土石流）について、土石流対策事業を実施する。 ●実施状況 29箇所について、砂防えん堤ほか砂防施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	30	30	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,298,667	25,975	—			29	29	100%		
				1,273,631	32,362	—			30				
				砂防法第5条・第13条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
	○	4	地すべり対策事業（公共）	1,665,776	45,391	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（地すべり）について、地すべり対策事業を実施する。 ●実施状況 17箇所について、地すべり施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	17	17	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（地すべり）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,440,833	47,003	—			17	17	100%		
				1,723,528	31,364	—			16				
				地すべり等防止法第7条・第29条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
	○	5	急傾斜地崩壊対策事業（公共）	3,702,427	82,773	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、急傾斜地崩壊対策対策事業を実施する。 ●実施状況 70箇所について、地すべり施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	68	78	114%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（急傾斜）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				3,213,300	75,118	—			70	70	100%		
				4,054,887	96,284	—			72				
				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条・第21条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
		6	情報基盤緊急整備（公共）	103,480	3,993	—	●事業内容 災害発生時の安全確保のため、伝送の高速化及び冗長化を図るとともに、より迅速確実な土砂災害警戒情報を配信できるシステムを構築する。 ●実施状況 県庁と地方機関を結ぶ既存の防災行政無線を活用するとともに、伝送の高速化及び冗長化を図った設備とした。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒情報発表に必要な雨量データの収集の高速化が完了し、データ収集の遅延等により生じていた欠測を改善でき、より迅速確実な土砂災害警戒情報を発信できるシステムとなった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・迅速確実な土砂災害警戒情報の発表により住民の避難に寄与した。
				64,585	1,343	—			0	0	100%		
				191,331	5,615	—			0				
				砂防法第13条 地すべり等防止法第29条				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
		7	砂防施設維持修繕事業	18,354	17,049	279	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（砂防施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 5箇所について、砂防施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	7	7	100%	●事業の成果 ・砂防施設が適正に機能することにより、大雨時の土石流の防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				25,486	24,090	205			5	5	100%		
				21,251	21,251	246			6				
				—				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	—	—	—	土砂災害警戒区域		0				
		8	地すべり施設維持修繕事業	12,000	12,000	239	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（地すべり防止施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 3箇所について、地すべり防止施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	6	6	100%	●事業の成果 ・地すべり施設が適正に機能することにより、大雨時の地すべり防止等、地域住民の安全確保が図られた。. ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				6,303	6,303	123			3	3	100%		
				10,000	10,000	164			4				
				—				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	—	—	—	土砂災害警戒区域		0				

取組項目ii		9	急傾斜施設維持修繕事業	26,556	26,556	399	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（急傾斜地崩壊対策施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 22箇所について、急傾斜地崩壊対策施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	10	10	100%	●事業の成果 ・急傾斜施設が適正に機能することにより、大雨時の急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				23,186	23,186	903			22	22	100%		
				21,000	21,000	698			17				
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				
		10	砂防調査事業	3,000	3,000	80	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 1箇所について、調査を行った。	【活動指標】 砂防調査箇所数（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				3,403	3,403	82			1	1	100%		
				2,000	2,000	82			1				
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				
		11	地すべり調査事業	6,666	6,666	160	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（地すべり）について、地すべり対策事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 1箇所について、調査を行った。	【活動指標】 地すべり調査箇所数（箇所）	2	2	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（地すべり）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				4,500	4,500	82			1	1	100%		
				5,000	5,000	82			1				
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				
		12	急傾斜地崩壊対策調査事業	4,000	4,000	239	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、急傾斜地崩壊対策事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 4箇所について、調査を行った。	【活動指標】 急傾斜地調査箇所数（箇所）	3	3	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（急傾斜）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				4,027	4,027	329			4	4	100%		
				4,573	4,573	410			5				
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				
		13	砂防対策事業	1,589,275	75	14,201	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜）について、対策事業を実施する。 ●実施状況 100箇所について、対策工事を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	89	89	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				1,657,497	182	16,425			100	100	100%		
				2,681,253	53	20,844			127				
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				
		14	急傾斜地崩壊対策事業補助	516,830	62	5,425	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、急傾斜地の危険な箇所について、市町が行う急傾斜地崩壊対策事業に補助金を交付し、対策事業を実施する。 ●実施状況 75箇所について、対策工事等を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	68	68	100%	●事業の成果 ・公共事業の採択要件に満たない急傾斜地の危険な箇所について、県費補助による対策工事を実施することにより、急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				648,323	135	6,159			75	75	100%		
				1,140,850	50	6,401			78				
				長崎県土木部関係補助金等交付要綱				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			―						0	0	100%		
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0				

取組項目ii		15	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費	10,757	5,379	7,659	●事業内容 土砂災害から県民の生命及び財産を保護するため、規制区域の設定及び規制区域内の既存盛土の安全性の確認を行う。 ●実施状況 令和7年5月23日に規制区域を指定した。規制区域内の既存盛土の分布状況を把握し、一部地域において、応急対策の必要性の有無を確認した。	【活動指標】 R5,6:宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の設定（%）	0	—	—	●事業の成果 ・規制区域を設定し、規制区域内の既存盛土の分布調査を完了した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・一部地域で、応急対策の実施の必要性の有無について確認した。 ・今後さらに調査を進めて、県内全域の盛土状況を把握する。
				80,809	41,680	7,884			100	100	100%		
				200,469	103,506	7,878		R7-:応急対策の必要性判断を実施した箇所（%）	40				
			R5-8	宅地造成及び特定盛土等規制法第４条				【成果指標】 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内での盛土崩落に伴う災害による死者数（人）	0	0	100%		
									0	0	100%		
			盛土対策室	○	○	—			0				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 土砂災害警戒区域の指定を県内全域で進めるとともに、土砂災害からの円滑な避難に重要な情報となるハザードマップの作成について、平成27年度より支援システムの構築を行い各市町を支援している。 土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するためには、早めの避難が重要であることから、積極的な調査・指定の促進と住民の意識向上を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 大雨時に住民が自ら防災情報を入手し、早めの避難行動を行えるよう土砂災害に関する意識向上を図るため、現在実施している土砂災害に関する県政出前講座を広くPRするなどし、説明機会を増やしていく。
ⅱ	土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進に関しては、これまで全市町に対して施設整備を進めてきていることから、地域住民の安全安心に寄与している。 一方で、要対策箇所に対する整備率が現在約26%と低い状況であるため、効率よく進めるためには保全家屋が多い箇所や、福祉施設のある箇所など優先度が高いところから事業に取り組んでいく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策や次期国土強靭化実施中期計画の予算を活用し、事業の推進を図る。 市町と連携し、地元との協力体制を整えて事業進捗に努める。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ii		7	砂防施設維持修繕事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		8	地すべり施設維持修繕事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した地すべり施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持

取組項目ii		9	急傾斜施設維持修繕事業 ― 砂防課	―	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した急傾斜施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		10	砂防調査事業 ― 砂防課	―	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（土石流）について、対策を事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持
		11	地すべり調査事業 ― 砂防課	―	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（地すべり）について、対策を事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持
		12	急傾斜地崩壊対策調査事業 ― 砂防課	―	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、対策を事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持
		13	砂防対策事業 ― 砂防課	―	①	土砂災害警戒区域内での死者数０を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域等について対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持
		14	急傾斜地崩壊対策事業補助 ― 砂防課	―	⑤	土砂災害警戒区域内での死者数０を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域等について、公共事業の採択基準に合わないものの対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　住宅課　野口　孝
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	建築課
事業群名	⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　5,564

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

大規模地震が発生した時に建物や塀が壊れる被害から人の命や財産を守るため、多くの人が利用する大規模な建築物をはじめ、住宅、建築物に付属するブロック塀、緊急輸送道路沿いの建物等の耐震化を推進します。

（取組項目）

ⅰ）大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援
ⅱ）耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援
ⅲ）木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援
ⅳ）小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	目標値①		86%	87%	88%	89%	90%	90%（R7）
	実績値②	79%（R元）	85%	88%	88%	89%		進捗状況
	達成率 ②／①		98%	101%	100%	100%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数	目標値①		9市町	12市町	16市町	19市町	21市町	21市町（R7）
	実績値②	3市（R元）	5市	5市	5市	5市		進捗状況
	達成率 ②／①		55%	41%	31%	26%		遅れ

（進捗状況の分析）

【耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合】

耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震化は、県民の安全・安心の確保や耐震化に関する意識の向上に直結することから、対象建築物に対する指導・助言や、民間対象建築物の耐震診断から耐震改修までにかかる費用に対する支援を実施している。

その結果、学校等の公共建築物の耐震化が順調に進んだことや、民間建築物についても、支援制度を活用した耐震化への積極的な取組が行われ、令和6年度末の実績値としても当該年度の目標を達成しており、最終目標へ向けて順調に進捗している状況といえる。

【危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数】

令和5年度に各市町へアンケート実施。

取りまとめ結果では、「市民要望なし」や「所有者管理が基本」との回答が多数で、制度制定に難色を示す市町が多く、正式依頼を行うまで至らず、令和6年度も5市のまま、目標値を下回った。

一方、以前より実施検討を行っていた、2市町の担当者へは来年度に向けて検討を促した結果、令和7年度は6市に増加しているところ。（令和7年5月13日時点）

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
							法令による事業実施の義務付け / 県の裁量の余地がない事業 / 他の評価対象事業（公共、研究等）	令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	耐震・安心住まいづくり支援事業	0	0	0	建築物の耐震改修の促進に関する法律	●事業内容 地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 令和4年度に行った耐震アンケートの集計と分析を行うとともに、補助内容の説明を希望する所有者へ個別訪問を行った。	【活動指標】 特定建築物の耐震診断実施件数（件）	1	0	0%	●事業の成果 ・申込者がおらず、診断の実施ができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は100%に近く、多数の者が利用する建築物の耐震化に一定寄与している。
				0	0	0				1	0	0%	
				574	574	0				1			
			H20-						【成果指標】 多数の者が利用する建築物の耐震化率（%）	96	94	97%	
			建築課	—	—	—		多数の者が利用する建築物の所有者		96	94	97%	
										96			

取組項目ii	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	117	117	0	●事業内容 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 対象事業者に対し、個別訪問等により早期着手に向けた働きかけや相談対応を行った。	【活動指標】	4	0	0%	●事業の成果 ・令和6年度においては、これまで個別の相談対応を実施してきた2棟の民間建築物において、耐震化に向けた事業着手ができた。成果指標達成率は100%で、順調に進捗している。 ・耐震化未着手の所有者においては、当事業の活用を踏まえ、耐震化に向けた前向きな検討を行っている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち、民間建築物については、当事業の活用により、順調に進捗している。
				1,899	1,899	0		耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数（件）	4	2	50%		
				32,608	32,608	0			4				
			建築物の耐震改修の促進に関する法律					【成果指標】	88	88	100%		
			H26-					耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合（%）	89	89	100%		
			建築課	—	—	—	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者		90				
取組項目iii iv	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅）	5,144	2,794	4,595	●事業内容 木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 令和6年度は21市町を通じて62件耐震補助（診断56件、改修工事6件）を行った。	【活動指標】	83	50	60%	●　事　業　の　成　果 ・戸別訪問については、コロナ禍以降、訪問をとりやめ、ダイレクトメールの発送（85,381件）の代替手段に変更した市町もある為、実績が50%と目標達成に至らなかったが、各手段にて広く周知を図った。 　また、各地区や関連イベントのブースにて耐震相談会を実施。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は95%と目標には届いていないものの、住宅の耐震化率の向上に一定寄与している。
				3,665	2,151	4,731		住宅の耐震補助件数（件）	83	62	74%		
				13,393	8,576	4,727			83				
				—				【活動指標】	1,000	589	58%		
								木造戸建住宅への戸別訪問件数（件）	1,000	509	50%		
									1,000				
								【成果指標】	93	88	94%		
			H18-					住宅の耐震化率（%）	94	90	95%		
			住宅課	—	—	—	昭和56年5月以前に建てられた戸建て木造住宅の所有者		95				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
耐震改修に係る多額の費用負担や施設の耐用年数の検討も踏まえた建替え計画へ方針変更等により、耐震診断及び耐震改修計画作成件数が伸び悩んでいる状況にある。 特に、学校・病院・福祉施設等以外の耐震改修に係る補助制度がない用途（ホテル・店舗等）の耐震化率が伸び悩んでいる。	HP等により事業を広告し、今後も市町と連携して個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行うなど、きめ細やかなフォローを実施していく。また、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因を把握・分析し、事業の改善等を検討する。

ii　耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震化については、順調に進捗してきているが、連動する国交省所管の補助事業の適用期限が、令和６年度から令和７年度までとなっており、令和８年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性がある。 また、耐震改修計画作成を行った建築物でも、資金計画等の都合で耐震化の工事に着手できず、進捗が見られない建築物が存在している。	国の補助事業の適用期限について、所有者に周知を図るとともに、所有者に対して、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修の早期の着手を促す必要がある。 特に長年、進捗が見られない建築物については、個別訪問等を強化していく必要がある。

iii　木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
住宅の耐震化率は、微増ではあるが、住宅の耐震化率の向上に寄与しており、令和6年度までに90%となったが、成果指標達成率95%の目標値には至っていない。 更なる耐震化促進のためには、住民負担を軽減できる補助率が高い国の総合支援制度の活用が効果的であるが、住民への戸別訪問や講習会の実施などのアクションプログラム実施が要件のため、市町の事務負担が大きく、活用は3市町に留まっている。	国の補助要件として、直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促すための取組として戸別訪問を実施する必要があったが、市町の負担軽減策として、対象住宅の所有者に対し固定資産税納税通知書に周知文書を同封するダイレクトメールの手法でも可である等の情報を市町に提供し、総合支援制度実施市町を増加させる。 また、令和7年度より拡充した耐震シェルター等の設置への支援においても各市町へ活用を促し、耐震改修が難しい方への選択肢の一つとして周知していく。

iv 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援	
●実績の検証及び解決すべき課題 危険ブロック塀等除却支援事業を実施している５市においては、補助予定件数に対し５割程度は実績があるものの、未実施の１６市町においては、ブロック塀に関する相談自体が少なく、そのため各市町においても補助制度構築をためらう要因ともなっている。	●課題解決に向けた方向性 県民への制度周知を図るとともに、建築物防災週間での重点点検などによる危険ブロック塀等所有者への指導と長崎県住宅・建築物耐震関係連絡調整会議等で補助制度の策定を市町へ強く働きかけていく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	耐震・安心住まいづくり支援事業 H20- 建築課	アンケートの調査結果を元に個別訪問等を行った結果、事業についての認識がなく、広く周知されていないことが見受けられたため、HP等を用いて広報を行うこととした。加えて、技術的な相談対応や事業の説明など、きめ細やかな相談対応を行うとともに、市町との意見交換を通し、連携を行いながら、事業内容等の周知を行っていくこととした。	⑤	HP等により事業の周知に努めるとともに、引き続き、市町と連携を行いながら個別訪問等により、きめ細やかな相談対応や実績が上がらない要因等を分析し、今後の事業の存続も含めて、事業の拡充・改善等を検討していく。	改善
取組項目ii	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業 H26- 建築課	これまで以上に市町と連携をし、耐震改修に着手していない所有者に対する個別訪問等を行うことで、個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応により、耐震改修工事の令和７年度中の着手を促す。	⑥	連動する国の補助制度が令和７年度が適用期限となり、令和８年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性があるため、改正を踏まえた事業内容を検討するともに、対象建築物所有者に対して、その内容等の周知を行う。 また、耐震改修に着手していない所有者に対する個別訪問等を強化し、個別の事情を把握や、きめ細やかな相談対応により、早期の耐震改修工事の着手を促す。	改善
取組項目iii iv	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅） H18- 住宅課	全市町を集めた「長崎県住宅・建築物耐震関係連絡調整会議」（オンライン参加含む）を開催し、木造住宅耐震化の現状についての情報共有を行うとともに、耐震化の重要性の再認識を行う。 また、補助事業について、従来制度と総合支援制度の比較等を行い、市町や県民に有利な総合支援制度の活用や令和7年度より拡充した耐震シェルター等の設置への支援についても新たな選択しとして市町に活用を働きかける。	⑤	国及び県からの補助金は市町を通じた間接補助制度であるが、制度構築に至っていない市町が多数ある。令和６年度に引き続き、市町が制度構築に至っていない理由や支障事項、県民のニーズを分析するとともに、先進事例や耐震シェルター等の選択肢を含めて市町へ情報提供を行い、ニーズにあった制度構築を調整していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部　基地対策・国民保護課	山口　大吾
施策名	3　災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	－	
事業群名	⑦　基地対策と国民保護の取組の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	8,231

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

佐世保港のすみ分け実現などの基地対策について、関係自治体と連携して推進を図るとともに、有事に備えて県内に所在する自衛隊との連携を強化します。
また、武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策について、市や他県と連携して国への要望を実施
ⅱ）県内に所在する自衛隊との連携強化
ⅲ）国民保護に係る住民避難要領の具体化
ⅳ）緊急一時避難施設の指定の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	緊急一時避難施設人口カバー率100%の市町数	目標値①		－	－	19市町	20市町	21市町	21市町（R7）
		実績値②	18市町（R4）	－	18市町	19市町	20市町		進捗状況
		達成率 ②／①		－	－	100%	100%		順調

（進捗状況の分析）

緊急一時避難施設人口カバー率100%の市町数は、20市町（令和６年度）となり、目標を達成した。
令和７年度に全21市町でカバー率が100%となるよう、引き続き、市町と連携した取組を推進する。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	基地対策費										●事業内容 佐世保港のすみ分け実現などの基地対策について、関係自治体と連携して推進を図るとともに、有事に備えて県内に所在する自衛隊との連携を強化。 ●実施状況 様々な機会を捉えた国への要望を実施するとともに、各種防災訓練、行事への参加等を通じた自衛隊との連携強化を図った。		【活動指標】						●事業の成果 ・前畑弾薬庫の移転・返還について、令和６年度から７年度の２カ年で、火薬庫移設解析業務や施設配置検討の費用として、14億61百万円が国の予算に計上された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係自治体と連携して国への要望を行い、事業実施にかかる国の予算計上が図られたことで、基地対策の前進に寄与した。
				5,509	5,309	14,980									基地対策にかかる国への要望回数（回）	4	4				100%	
				2,347	2,147	14,969										4						
			—	—											【成果指標】							
															前畑弾薬庫移転・返還の進捗率（佐世保市基準）（%）	10	10				100%	
			基地対策・国民保護課	—	—	—							国及び関係自治体			10						
取組項目ⅲⅳ	○	2	国民保護対策事業費	3,060	283	11,489							●事業内容 武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を推進。 ●実施状況 市町と連携し、緊急一時避難施設の指定促進を図った。また、国民保護訓練（２回）を実施した。		【活動指標】						●事業の成果 ・緊急一時避難施設の指定数が増加した。 ・国民保護訓練により、情報伝達要領及び住民がとるべき避難行動の周知、国民保護に関する住民理解の促進等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との緊密な連携の確保や有事即応体制の確立など、武力攻撃事態等に適切に対処するための国民保護の取組の推進に寄与した。
				2,722	868	11,826									国民保護訓練の実施（回）	2	2				100%	
				11,057	1,603	12,605										2						
			H16-	国民保護法第42条 長崎県国民保護計画第2編第1章第5											【成果指標】							
															国民保護訓練の参加機関数（機関）	35	32				91%	
																30	28				93%	
			基地対策・国民保護課	○	—	—							防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等			35						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策について、市や他県と連携して国への要望を実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 佐世保港のすみ分けの重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還について、様々な機会を捉え国へ要望を行い、前年度から大幅増となる14億61百万円が国の予算に計上された。（令和６年度から令和７年度の２カ年）これまでに調査業務や配置検討、工事用道路の基本設計等が進められてきたものの、具体的に目に見える形での事業進捗が図られていない。 騒音対策が課題である早岐射撃場の覆道式化について、1億31百万円が令和７年度の国予算に計上されたが、完成時期が示されていない。	●課題解決に向けた方向性 前畑弾薬庫の移転・返還について、未だ決定されていない移設先の施設配置案を早期に決定し、より具体的に事業を進めてもらうよう、市と連携して国へ要望していく。 また、早岐射撃場の覆道式化について、具体的に工程を示し、事業の早期完成を図るよう国へ要望していく。
ⅱ	県内に所在する自衛隊との連携強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 各種防災訓練、自衛隊主催行事、防災関係会議等を通じて日頃から自衛隊との連携を図っている。 職員の人事異動等を踏まえ、相互の顔の見える関係性を継続して維持していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 各種訓練、行事、会議等を通じて、担当者間、幹部間などの緊密な連携を維持し、有事の際の対応が円滑に実施できるよう努めていく。
ⅲ	国民保護に係る住民避難要領の具体化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内離島の全市町において、島外への避難実施要領が完成した。（令和５年度） 域外への避難実施要領が未策定の市町について、国・県との国民保護共同訓練等を通じ、策定を進めて行く必要がある。 沖縄県国民保護訓練にかかる先島諸島からの住民避難に係る取組について、受け入れに係る初期的計画を策定し、国へ提出した。今後、更なる具体化や実効性の向上を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 県内市町における域外への住民避難を想定した訓練を国と連携しながら計画的に実施するとともに、市町の避難実施要領策定を積極的に支援する。 沖縄県国民保護訓練に係る先島諸島からの住民避難に係る取組について、令和８年度の実動訓練に向けて、長期避難を見据えた検討や更なる具体化の作業を行う予定。より実効性のある計画となるよう国に意見を伝えていく。
ⅳ	緊急一時避難施設の指定の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 市町と連携して緊急一時避難施設の指定増加に努め、人口カバー率100%の市町数が19市町（令和５年度）から20市町（令和６年度）へ増加した。 全21市町において人口カバー率が100%となるよう取組を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 担当課長会議等を通じ、緊急一時避難施設の指定推進の重要性を市町と共有し、連携しながら、全21市町での人口カバー率100%を目指す。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	基地対策費 ― 基地対策・国民保護課	前畑弾薬庫の移転・返還に係る国への要望について、目に見える形での事業進捗が図られていないことを課題として掲げ、より具体的に事業を進めることを求めていく。 また、令和６年度に創設した「基地と地域との共存共生推進事業費補助金」も活用しながら、市町と連携して基地と地域との共存共生の取組を進める。	②⑤	前畑弾薬庫の移転・返還を含む佐世保港のすみ分けなどの国への要望について、国の事業進捗状況や地元自治体の方針等を踏まえながら、より効果的な内容となるよう見直していく。 「基地と地域との共存共生推進事業費補助金」の活用、市が当該補助金を活用して実施した事業成果を踏まえて検討する取組など、市町と連携して基地と地域との共存共生の取り組みを進めていく。	改善
取組項目ⅲⅳ	○	2	国民保護対策事業費 H16- 基地対策・国民保護課	国、市町、関係機関と共同で国民保護訓練（２回）を実施する。 域外への住民避難や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することにより、関係機関の連携強化、住民がとるべき避難行動の周知、域外への避難実施要領作成など、国民保護に係る対応能力の更なる向上を図る。	⑤⑦	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民保護にかかる対応能力向上や住民の理解の促進の必要性が高まっている。 緊急一時避難施設の指定推進を引き続き進めるとともに、市町の意向も踏まえながら、域外への住民避難や弾道ミサイルを想定した訓練を計画していく。実施にあたっては、より訓練効果が向上するような計画立案に努めるほか、開催地以外の市町職員に参加してもらうなど、県全体としての事態対処能力の向上を目指す。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	赤澤　貴光
施策名	4　豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）	諫早湾干拓課、水環境対策課	
事業群名	①　大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	300,046

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

閉鎖性の強い海域である大村湾の環境保全と活性化を図るため、流入負荷抑制対策、生物多様性の保全及び流域住民の親水意識醸成等に取り組みます。
また、諫早湾干拓調整池の水質改善のため、流入負荷削減対策など、国、県、市の関係機関で連携して取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善
ⅱ）大村湾周辺の里海づくり

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
大村湾の水質（COD※75%値平均）※COD（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標。	目標値①		2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L（R7）
	実績値②	2.0mg/L（R元）	2.4mg/L	2.0mg/L	2.3mg/L	2.5mg/L		進捗状況
	達成率 ②／①		0%	100%	0%	0%		遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
諫早湾干拓調整池の水質（COD　75%値平均）	目標値①		—	—	—	—	5.0mg/L	5.0mg/L（R7）
	実績値②	8.6mg/L（R元）	8.0mg/L	9.3mg/L	9.0mg/L	8.6mg/L		進捗状況
	達成率 ②／①		—	—	—	—	—	—

（進捗状況の分析）

令和6年度の大村湾の水質は、COD75%値平均が2.5mg/Lであり、目標を達成できなかった。一因としては湾内で発生した赤潮の影響が考えられるが、その他にも降雨による流域からの汚濁負荷の流入などさまざまな要因が考えられる。
また、諫早湾干拓調整池の水質は目標値を超過した状況が続いており、流域からの汚濁負荷の流入や調整池内の底泥の巻き上げ、植物プランクトンの影響などさまざまな要因が考えられる。
いずれの水域においても関係機関が連携して水質保全対策を継続して行うことが必要である。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	みらいにつなぐ大村湾事業	4,062	3,226	7,659	●事業内容 「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」（行動計画）に基づく取り組みを推進し、「”宝の海”大村湾」の実現を目指す。 ●実施状況 行動計画に掲げる事業の進捗管理を行ったほか、環境改善や沿岸を含む地域活性化を図るため、造成済の浅場を活用した体験活動、関係団体と連携した大村湾内の浮遊ごみの除去等を実施した。	【活動指標】 大村湾体験活動実施回数（回）	5	5	100%	●事業の成果 ・令和6年度は水質目標を達成できなかった。関係機関と連携した対策の継続が必要である。 ・造成済の浅場を活用した浅場体験学習を実施し、水質保全の必要性に関する啓発を行った結果、親水意識の醸成につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地元市町やボランティア等関係団体と連携し、浅場の維持・管理を行うとともに、環境学習の場として活用することで、親水意識の醸成とともに、水質改善に寄与した。
				4,327	3,081	7,884			3	3	100%	
				7,968	5,956	7,878			3			
			R元-5、R6-R7	第4期大村湾環境保全・活性化行動計画				【成果指標】 大村湾の水質（COD75%値平均）(mg/L)	2.0	2.3	0%	
									2.0	2.5	0%	
			地域環境課	—	—	—	大村湾流域		2.0			

取組項目i		2	諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業	5,986	65	6,128	●事業内容 「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（行動計画）を推進し、水質保全目標の達成を目指す。 ●実施状況 行動計画に掲げる事業の進捗管理を行ったほか、流入河川の水質等の調査、イベント等へ参加し水質保全に関する啓発活動を行った。	【活動指標】 -R5:諫干イベント参加者数（人）	3,000	1,200	40%	●事業の成果 ・地域イベントへの参加やチラシの配布等により水質保全に関する啓発を行った結果、環境保全への意識醸成につながった。
				3,843	353	7,096		R6-:幹事会・関係機関との打合せ（回）	2	3	150%		
				7,605	893	7,090			2				
				第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画				【成果指標】 諫早湾干拓調整池水質（COD75%値平均）(mg/L)	—	9.0	—		
			H25-R7						—	8.6	—		
			地域環境課	—	—	—	諫早湾干拓調整池		—				
		3	（企）大村湾南部流域下水道事業費（公共）	634,068	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 ●実施状況 令和6年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する設計委託や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の用水消毒などの設備更新を行った。	【活動指標】 協議会等開催回数（回）	5	5	100%	●事業の成果 ・大村湾南部浄化センターにおいては、全6系列の水処理施設のうち、3つの系列の高度処理化が完了しているが、残り3系列のうち2系列を施工するための設計委託や浄化センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。
				282,850	0	—			5	5	100%		
				886,025	0	—			5				
				下水道法				【成果指標】 放流水質の遵守基準の達成率（%）	100	100	100%		
			H5-R22						100	100	100%		
			水環境対策課	—	—	○	大村湾流域		100				
		4	諫早湾干拓周辺地域環境保全推進委託事業	8,685	0	—	●事業内容 諫早湾干拓周辺地域環境保全型農業推進委託事業については、諫早湾干拓周辺地域における調整池水質保全に係る営農実態調査、施肥改善対策推進、流域負荷軽減対策の効果検証を行っている。 ●実施状況 諫早湾周辺地域において、タマネギの減肥技術試験圃設置による環境保全型農業の現地実証、研修会での浅水代かきや土壌流亡防止に向けたカバークロップ取組み推進の周知、啓発チラシの配布を行い、環境に優しい農業の推進を図った。	【活動指標】 国、関係機関との事業打合せ（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・肥料使用量削減等の環境保全型農業による現地実証や啓発等により、環境に優しい農業の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・現地実証や啓発等により、諫早湾干拓調整池の水質改善目標達成に向け寄与した。
				9,026	0	—			3	3	100%		
				9,560	0	—			3				
				—				【成果指標】 啓発活動等の実施（現地実証・研修会・チラシ作成）（回）	3	3	100%		
			H25-R7						3	3	100%		
			諫早湾干拓課	—	○	—	諫早湾干拓調整池		3				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善	
	●実績の検証及び解決すべき課題 （大村湾関係） ・「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」に掲げる取組は概ね目標どおり実行されており、大村湾のCODは長期的には改善傾向となっている。一方、湾奥部などはCODが高い傾向が見られる。原因は様々考えられるが、引き続き関係機関が連携して行動計画に掲げる各種の対策を実行する必要がある。 （諫早湾干拓調整池関係） ・「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に掲げる各種の対策は概ね目標どおり実施しているが、諫早湾干拓調整池のCODは水質保全目標を達成していない。引き続き関係機関が連携して行動計画に掲げる各種対策に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・いずれも今年度が行動計画の終期となることから、現状の課題等を踏まえた次期行動計画の策定を進める。また、引き続き関係機関一体となって流入負荷抑制対策や流域住民への親水意識醸成等について取組等を進めていく。
ii	大村湾周辺の里海づくり	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・県が造成した浅場（大村市、時津町）は、二枚貝等多様な生物の生息場となっていることが確認され、また、住民の親水意識を高めるイベント等に活用されている。 ・親水意識の向上のためには継続した取組が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・造成した浅場の利活用について、県でも環境学習会を行うとともに、民間や流域市町等が行うイベント等を支援する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	みらいにつなぐ大村湾事業 R元-5、R6-R7 地域環境課	・令和7年度は「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」の終期である。大村湾の環境保全や活性化には、流域の市町等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組の実施について検討しながら、策定作業を進めることとしている。	③⑤⑦	大村湾の水質改善のためには、流域の市町等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組について検討・実施し、目標達成を目指す。	改善
取組項目ⅰ		2	諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業 H25-R7 地域環境課	・令和7年度は「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」の終期である。諫早湾干拓調整池の水質改善のためには、九州農政局等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組について検討し、策定作業を進めることとしている。	③⑤⑦	諫早湾干拓調整池の水質改善のためには、九州農政局等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組について検討、実施し、目標達成を目指す。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	赤澤　貴光
施策名	4　豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	②　大気汚染物質対策等の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	60,768

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。

また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。

※PM〈Particulate matter〉2.5：大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル（μm）以下の微小な粒子

※光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

（取組項目）

ⅰ）工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全
ⅱ）大気環境の常時監視
ⅲ）騒音・振動・悪臭の調査

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	大気環境基準の適合率	目標値①		87%	87%	87%	87%	87%	87%（R7）
		実績値②	87%（H27－R元）	88%	89%	88%	85%		進捗状況
		達成率②／①		101%	102%	101%	97%		遅れ

（進捗状況の分析）

県内の多くの測定局で環境基準を達成したが、令和6年4月に飛来した黄砂の影響によりSPM（浮遊粒子状物質）の環境基準適合率が例年よりも低く、8地点（昨年度比7地点増）で環境基準に適合していなかったこともあり、目標値を達成できなかった。

なお、令和3～5年度は目標値を達成しており、経年的には概ね順調と考えられる。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）				令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象							
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	大気等調査指導費							●事業内容 ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認する。 県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査、町の区域内における自動車騒音調査等を実施する。 ●実施状況 ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。 県下3地点で有害大気汚染物質に関する環境監視を実施した。 騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査を県下11地点で、町の区域内における自動車騒音調査を県下2地点で実施した。	【活動指標】 排出基準確認率（%）	100 100 100	96 95	96% 95%		●事業の成果 ・県下施設の排出基準を確認することで、基準を超える排ガスの排出を防ぐことが一定できた。 ・監視測定を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ・新幹線及び自動車騒音等の調査を行うことで、沿線における環境基準等の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排ガスによる大気汚染を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・有害大気汚染物質の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・騒音の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				10,173	10,173	3,940					【成果指標】 排出基準の適合率（%）	100 100 100	100 100	100% 100%			
				20,495	20,495	5,908					【活動指標】 新幹線騒音・振動調査の実施地点（地点）	11 11 11	11 11	100% 100%			
				大気汚染防止法第22条、第26条、環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条							【成果指標】 新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率（%）	100 100 100	64 82	64% 82%			
			S46-(統合R6-)														
			地域環境課	○	—	—				大気環境等、法で規定するばい煙発生施設等、騒音・振動・悪臭等							

取組項目ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費（テレメータシステムによる大気汚染常時監視）	38,420	0	3,829	●事業内容 県民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気汚染の常時監視を実施する。 ●実施状況 県下11箇所の大気環境測定局でPM2.5等の常時監視を実施した。	【活動指標】 大気汚染常時監視数（測定局数）	11	11	100%	●事業の成果 ・PM2.5等の常時監視を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5等の常時監視を行うことで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				43,762	0	4,336			11	11	100%		
				78,059	0	4,332			11				
			S53-	大気汚染防止法第22条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		100	100	100%		
									100				
		3	大気汚染監視テレメータ運営費（PM2.5成分分析）	5,489	0	382	●事業内容 大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視の一環として、PM2.5の成分分析を実施する。 （分析自体はH29年度から実施しているが、令和5年度から主たる項目（無機成分）の測定装置のメーカーサポートが終了するため外部委託へ変更） ●実施状況 PM2.5の成分分析のうち、無機成分の定量測定を外部委託で実施し、採取装置等のメンテナンスを実施した。	【活動指標】 PM2.5分析用検体の採取数（件）	56	56	100%	●事業の成果 ・PM2.5の成分分析を定められた全検体行うことで、県内における状況把握や傾向分析を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5の成分分析を行い、環境省にも情報共有することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				3,092	0	394			56	56	100%		
				3,721	0	393			56				
			H29-	大気汚染防止法第22条				【成果指標】 PM2.5を構成する成分のうち、無機成分の定量測定を外部委託した検体数（件）	56	56	100%		
									56	56	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		56				
		4	ダイオキシン類対策事業	3,235	3,235	1,531	●事業内容 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類濃度の環境監視を実施する。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施する。 ●実施状況 県下11地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。	【活動指標】 ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	11	11	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、ダイオキシン類の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダイオキシン類の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				3,741	3,741	1,576			11	11	100%		
				5,051	5,051	1,575			11				
			H12-	ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第34条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境等		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法の排出基準が適用されるばい煙発生施設等における排ガスの自主検査結果から、排出基準への適合状況を確認した。令和6年度は確認した全ての施設において基準に適合していたが、大気環境保全のため、監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・大気環境の保全のため、引き続き監視を継続し、基準超過が確認されたら改善指導を行う。
ii	大気環境の常時監視	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和6年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起事例はなかったが、県民の健康を保持するため、常時監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について監視するとともに、PM2.5や光化学オキシダント等については、県民の健康を保持するため、定められた基準に達した場合は迅速に注意報の発令や注意喚起等を行う。
iii	騒音・振動・悪臭の調査	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・新幹線鉄道騒音・振動、自動車騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握した。新幹線騒音については11地点中2地点で環境基準を超過しており、公益社団法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR九州に対策を要請した。 ・県民の健康を保持するため、調査を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも新幹線騒音・振動及び自動車騒音の調査を行うとともに、基準超過が確認された場合は、関係機関への要請等適切に対応する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	大気等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	新幹線鉄道騒音の類型指定（諫早～県境間）の見直しのため、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）沿線のうち該当区間の土地利用状況調査等を行う。	―	・大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や経年変化等を把握する。 ・大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されており、排出基準の遵守状況の確認を継続する。 ・県は、環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音や自動車騒音（町分）に係る環境基準を当てはめる地域の指定を行っていることから、各地域における環境基準の達成状況の確認を継続する。	現状維持
取組項目 ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費（テレメータシステムによる大気汚染常時監視） S53- 地域環境課	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、また、県民の健康を保持するためにも監視体制の維持や必要に応じた注意報等の発令が必要なことから、継続して対応する。	現状維持
		3	大気汚染監視テレメータ運営費（PM2.5成分分析） H29- 地域環境課	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定され、その一環として実施しており、継続して対応する。	現状維持
		4	ダイオキシン類対策事業 H12- 地域環境課	―	―	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や工場・事業場からの排出基準の遵守状況の確認を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　水環境対策課　佐藤　貞夫
施策名	4　豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）	地域環境課
事業群名	③　水環境の保全の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　573,929

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、引き続き下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。

（取組項目）

ⅰ）下水道・浄化槽等の整備に対する支援
ⅱ）下水道施設の高度処理化の推進
ⅲ）工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
汚水処理人口普及率	目標値①		83.3%	83.9%	84.4%	85.0%	85.6%	85.6%（R7）
	実績値②	81.7%（R元）	83.2%	83.6%	84.2%	84.8%		進捗状況
	達成率②／①		99%	99%	99%	99%		やや遅れ

その他関連指標

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
水質汚濁に係る環境基準（海域ＣＯＤ※）の達成率 ※ＣＯＤ（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	目標値①		86%	86%	86%	86%	86%	86%（R7）
	実績値②	86%(H27～R元平均)	76%	87%	72%	68%		進捗状況
	達成率②／①		88%	101%	83%	79%		遅れ

（進捗状況の分析）

【汚水処理人口普及率】
下水道、浄化槽等の整備に対する支援に取り組んだ結果、汚水処理人口普及率84.8%（令和6年度末）に増加しており、概ね順調である。今後も、下水道整備の未普及対策に必要な国交付金の確保に努めると共に、浄化槽整備を更に促し、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいく。

【水質汚濁に係る環境基準（海域ＣＯＤ）の達成率】
生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく工場・事業場への立入監視・指導等により、県内76地点中52地点で環境基準を達成したが、大村湾17地点で環境基準を超過（昨年度比1地点増）するなど、過年度から基準値付近で推移していた地点での基準超過が多くみられた。

特に、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域においては、気象（降水量等）などの複合的要因により環境基準を超過することが多いと考えられる。

今後も引き続き、計画的な水質監視を行うとともに、工場・事業場への立入監視・指導のほか、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して閉鎖性水域をはじめ水質改善対策に取り組んでいく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要：令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	浄化槽設置整備費	277,029	276,683	7,659	●事業内容 市町が取り組む浄化槽設置整備事業に対し、県費補助を行う。 ●実施状況 18市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行った。	【活動指標】 積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数（市町）	8	8	100%	●事業の成果 ・県費補助や市町の上乗せ補助などの積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,416基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・浄化槽の整備促進に取り組んだことにより、浄化槽に係る汚水処理人口普及率向上に寄与した。
				261,326	261,001	9,461			8	8	100%	
				305,636	305,225	11,817			10			
				長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱				【成果指標】 浄化槽に係る汚水処理人口普及率（%）	15.5	15.5	100%	
			H3-						15.7	15.8	100%	
			水環境対策課	－	－	－	市町		15.9			

取組項目ii		2	（企）大村湾南部流域下水道事業費（公共）	634,068	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 ●実施状況 令和6年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する設計委託や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の用水消毒などの設備更新を行った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・大村湾南部浄化センターにおいては、全6系列の水処理施設のうち、3つの系列の高度処理化が完了しているが、残り3系列のうち2系列を施工するための設計委託や浄化センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。
				282,850	0	—		協議会等開催回数（回）	5	5	100%		
				886,025	0	—			5				
			H5-R22	下水道法				【成果指標】	100	100	100%		
								放流水質の遵守基準の達成率（%）	100	100	100%		
			水環境対策課	—	—	○	大村湾流域		100				
取組項目iii	○	3	水質等調査指導費				●事業内容 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点（河川39水域38地点、海域8水域57地点）において、水質汚濁状況の監視測定を実施する。 特定施設、指定施設への立入検査を実施する。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施する。 ●実施状況 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点（河川39水域38地点、海域8水域57地点）において、水質汚濁状況の監視測定を実施した。 特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施した。	【活動指標】	100	81	81%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。 ・特定施設等の確認、検査を実施することで、排水基準を超える汚水の河川等への流入を防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・公共用水域の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・工場等の排水による水質汚濁を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				29,753	29,753	7,883		排水基準確認率（%）	100	75	75%		
				34,332	34,332	8,271			100				
			S46-(統合R6-)	環境基本法第16条、水質汚濁防止法				【成果指標】	100	98	98%		
								排水基準の遵守率（%）	100	98	98%		
			地域環境課	○	—	—	公共用水域、水質汚濁防止法特定施設等		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　下水道・浄化槽等の整備に対する支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・R4以降の個人設置型浄化槽の設置基数は回復傾向にあったが、R6に再度減少に転じているため、普及促進対策を市町と共に検討する必要がある。（H30実績1,814基、R1実績1,628基、R2実績1,498基、R3実績1,459基、R4実績1,492基、R5実績1,545基、R6実績1,416基） ・し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充(単独処理浄化槽からの転換、汲み取り槽からの転換に関する補助)を要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を促す。

ii　下水道施設の高度処理化の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。	・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。

iii　工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和6年度は海域76地点中52地点で環境基準に適合し目標を達成したが、大村湾内の調査地点等計24地点で環境基準を超過した。長期的な水質監視や各機関における着実な対策の実施が必要である。 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、調査した98%（257件中251件）が排水基準に適合していることを確認し、基準を超過した工場等に対しては改善指導を行った。高い基準遵守率を維持するためには立入等の継続や基準超過時における適切な指導が必要である。	・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を各機関が推進するとともに、継続した水質の監視を行う。 ・公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐため、特定施設等への立入や監視指導を継続する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	浄化槽設置整備費 H3- 水環境対策課	＜R7新規＞ ・通常型浄化槽設置補助に関する補正係数を廃止した。	⑤,⑧	・国の補助基準額見直しに併せて、県費の補助基準額も同様に見直す。 ・汚水処理人口普及率の低い市町や汚水処理構想の中期目標と現状の差が大きい市町に対し、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充や住民に対する広報周知を十分に実施するよう働きかける。	拡充
取組項目ⅲ	○	3	水質等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	―	―	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。 ・排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水検査や自主検査結果の確認を行い、排水基準の適合状況を把握する。なお、排水基準を超過している工場・事業場については、改善指導を行う。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　資源循環推進課	山内　康生
施策名	4　豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	④　廃棄物の4Rと適正処理の推進 ⑤　プラスチックごみ対策の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	667,877

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

④　環境への負荷を低減し、ごみのない資源循環型の社会づくりを目指すため、4Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄等の防止を図る取組を進めます。
⑤　海洋汚染の原因となっているプラスチックごみの削減を図るため、プラスチック製品の使用抑制と分別処理の徹底など住民の意識啓発を行うとともに、プラスチックごみなどの海岸漂着物等の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策の取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）ゴミゼロ県民運動の展開と4R（ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用）の推進（事業群④）
ⅱ）食品ロス削減の推進（事業群④）
ⅲ）監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導、及び排出事業者及び産業廃棄物処理事業者に対する適正処理指導（事業群④）
ⅳ）プラスチック製品使用抑制、適正な分別･処理によるプラスチックごみのリサイクル、発生抑制の推進（事業群⑤）
ⅴ)県、市町、NPO･ボランティア団体における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施（事業群⑤）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
④一般廃棄物リサイクル率	目標値①		16.4%	17.3%	18.2%	19.1%	20.0%	20.0% (R7)
	実績値②	15.6% (R元)	16.3%	16.0%	15.8%	算定中		進捗状況
	達成率 ②／①		99%	92%	86%	—		やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
⑤官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	目標値①		93事業	94事業	96事業	99事業	100事業	100事業 (R7)
	実績値②	92事業 (R元)	102事業	111事業	120事業	131事業		進捗状況
	達成率 ②／①		109%	118%	125%	132%		順調

（進捗状況の分析）

④県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、市町とも連携しながら各主体による廃棄物の減量化とリサイクルを促進するための取組を実施しているが、令和5年度における一般廃棄物のリサイクル率は15.8%であり、全国の19.5%と比較して依然として低い状況にある。課題としては、少子高齢化等による集団回収を行う団体の減少、主に紙類が分別不徹底なままごみとして排出されていることが考えられる。
※令和6年度実績は令和8年3月～4月に環境省が公表する値を採用するため未算定であり、令和5年度実績で分析。達成率の算定　②／①

⑤海岸漂着ごみ対策においては、漂着ごみ削減のための発生抑制対策が重要なことから、近隣3県及び韓国南岸4自治体と連携した「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」や対馬市における韓国の大学生と市内高校生等の交流事業などの市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を通じて、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に取り組んできた。（令和6年度は、市町・民間団体等とも連携し、着実に海岸漂着物等の回収活動を実施することができた。）

2．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目 i iv	○	1	4R・ゴミゼロ推進事業	28,646	486	10,723				●事業内容 「ながさき環境県民会議」を中心に県民運動として廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進する。 ●実施状況 県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」等を中心に、ゴミゼロ意識の確立のための県民運動や市町と連携した生ごみ減量化への取組を推進したほか、事業所向けにプラスチックの発生抑制のための啓発冊子を作成し啓発に努めた。		【活動指標】 ゴミゼロながさき実践計画の実践行動項目の実施率（%）	90	86	95%	●事業の成果 ・県民会議4R部会及び総会にて、構成員によるゴミゼロながさき実践計画に基づく取組実績の評価や取組計画の共有を行い、県民運動の展開に寄与することができた。また、市町と連携し、生ごみひと絞りの実証実験を行い、県民のゴミゼロ意識の向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったが、本事業により県民のゴミゼロ意識の高揚を一定図ることができ、一般廃棄物排出量の削減につながった。
				34,449	645	11,037							90	88	97%	
				61,178	1,184	11,029							90			
			R3-7	循環型社会形成推進基本法第10条、廃棄物処理法第4条第2項								【成果指標】 一般廃棄物排出量（g／日・人） 基準値（R元）969	928	930	99%	
													914	算定中	—	
			資源循環推進課	○	—	—					県民、事業者、行政、環境美化活動団体（自治会等）		900			
取組項目 i		2	一般廃棄物処理施設監視指導費	580	580	7,659				●事業内容 一般廃棄物の適切かつ円滑な処理のため、市町等の一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導等を行う。 ●実施状況 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導、市町等へのヒアリング、処理計画の見直し指導等を行った。		【活動指標】 市町等の一般廃棄物処理施設への立入件数（回）	500	461	92%	●事業の成果 ・一般廃棄物処理施設への立入検査及び監視指導等により、施設の適正な維持管理に貢献した。
				494	494	7,884							500	571	114%	
				1,078	1,078	7,878							500			
			S46-	廃棄物処理法第4条第2項								【成果指標】 維持管理基準遵守率（%）	100	99	99%	
													100	99	99%	
			資源循環推進課	○	—	—					市町、一部事務組合等		100			
		3	清掃施設指導監督費	505	254	6,127				●事業内容 市町（一部事務組合を含む）が整備する廃棄物処理施設の指導監督を行う。 ●実施状況 循環型社会形成推進交付金を活用して、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援した。		【活動指標】 循環型社会形成推進交付金交付申請件数（件）	数値目標なし	6	—	●事業の成果 ・循環型社会形成推進交付金の活用を通じて、一般廃棄物処理施設の円滑な施設整備に貢献した。
				642	321	6,307							数値目標なし	8	—	
				952	477	6,302							数値目標なし			
			S48-	循環型社会形成推進基本法第10条								【成果指標】 循環型社会形成推進交付金の交付申請のうち交付決定件数率（%）	100	100	100%	
													100	100	100%	
			資源循環推進課	○	—	—					市町、一部事務組合		100			
取組項目 ii		4	食品ロス削減推進事業	12,749	741	4,595				●事業内容 「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開する。 ●実施状況 令和2年度に策定した「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、テレビCMの放映や食品ロス削減イベント及びポスターコンテストの開催などの普及啓発を行った。また、フードバンク活動への参加や九州食べきり協力店の登録呼びかけなど、食品ロス削減のための取組を推進した。		【活動指標】 普及啓発取組件数（件）	10	10	100%	●事業の成果 ・食品ロス削減に関する普及啓発（広報活動やイベントの開催）により県民の意識の向上に寄与することができた。 ・九州統一行動の九州食べきり協力店については、コロナウイルス感染症による消費者の外出自粛による閉店等が増えた影響があったが、新聞等を活用した周知啓発により目標に近い店舗登録となり、事業者及び消費者への食品ロス削減を啓発することができた。
				6,117	760	4,730							10	10	100%	
				9,061	1,290	4,727							10			
			R5-7	食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項								【成果指標】 食べきり協力店登録数（店舗）	380	475	125%	
													440	437	99%	
													500			
												【成果指標】 食品ロス発生量（g／日・人） 基準値（R元）108	102	98.7	103%	
													100	算定中	—	
			資源循環推進課	○	—	—					消費者、農林漁業者・食品関連業者、事業者、マスコミ・消費者団体、NPO、県・市町		98			

取組項目iii	○	5	産業廃棄物対策事業	80,028	34,983	55,145	●事業内容 廃棄物処理法許可等に係る審査、処理業者及び不法投棄に対する立入検査・監視・指導、研修会の開催、排出事業者に対する立入検査・監視・指導並びに研修会の開催、過去に不適正処理等が生じた事案に係る対応を行う。 ●実施状況 職員及び廃棄物適正処理推進指導員による産業廃棄物処理業者等への立入検査を行った。処理業者及び排出事業者による処理基準の遵守等、優良産廃処理業者育成を目的とした研修会を開催した。県警、市町等関係機関・団体と協力し、不法投棄等監視合同パトロールを実施した。	【活動指標】 産業廃棄物処理業者への立入件数（回）	4,300	5,332	124%	●事業の成果 ・「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的で実効性のある立入検査や不法投棄等監視合同パトロールを行い、迅速かつ適切に指導を行った。その結果、不適正処理による環境保全上の支障となる事案は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・環境への負荷の低減、ごみのない資源循環型の社会づくりに寄与した。
				88,239	47,744	56,765			4,300	5,678	132%		
				106,560	45,618	56,722			4,300				
			S46-(統合R元-)	廃棄物処理法第4条第2項				【成果指標】 指導不要の事業者数の割合（%）	97	97	100%		
									97	97	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者・排出者等		97				
		6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	474	474	6,127	●事業内容 PCB廃棄物の適正処理を図る。 ●実施状況 PCB廃棄物等の適正な保管及び処理を図るため、高濃度PCB保管事業者等に対する立入検査等を実施し、期限内の処理を促した。また、低濃度PCB使用製品を使用又は保管している可能性のある県内事業者に対して、濃度分析や保管に関する指導を行った。	【活動指標】 PCB廃棄物保管事業者への立入調査率（%）	100	100	100%	●事業の成果 ・県に届出のあった保管事業者に立入検査等を実施した結果、PCBの飛散、流出等認められなかった。 ※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（PCB廃棄物の処理事業を行う会社）
				1,162	1,162	6,307			100	103	103%		
				1,936	1,936	6,302			100				
			H14-R8	PCB廃棄物特別措置法第5条第2項				【成果指標】 高濃度PCB廃棄物（安定器類）のJESCO※への登録率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	PCB廃棄物保管事業者等		100				
取組項目iv v	○	7	海岸環境保全対策推進事業	526,200	17,746	7,659	●事業内容 海洋ごみの回収・処理及び発生抑制を図る。 ●実施状況 市町に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。また、県管理海岸所管課（漁港漁場課・港湾課・諫早湾干拓課・地域環境課）において海岸漂着物の回収・処理を実施した。 また、住民、ボランティアによる海岸清掃の安全で適切な実施に資することを目的に、平成26年度に取りまとめた長崎県海岸清掃マニュアルをアップデートした。	【活動指標】 発生抑制対策の取組市町数（市町）	16	16	100%	●事業の成果 ・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県・市町の発生抑制対策の実施により、民間団体等とも連携した回収活動の取組を増やすことにつながった。
				536,774	17,677	7,884			15	15	100%		
				632,093	15,562	7,878			15				
			R3-7	海岸漂着物処理推進法第10条				【成果指標】 官民による海岸漂着物等の回収活動事業数（事業）	96	120	125%		
									99	131	132%		
			資源循環推進課	○	—	—	県・市町		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　ゴミゼロ県民運動の展開と4R（ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用）の推進（事業群④）

●実績の検証及び解決すべき課題

事業者や行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進する取組を実施しているが、令和5年度における一般廃棄物の排出量（一人一日あたり）及びリサイクル率については、県の目標値、全国の平均値を下回る結果となった。特に、本県の課題である厨芥類や紙類の減量化及びプラスチックごみのリサイクル・発生抑制の推進について各市町等と連携してさらに取り組んでいく必要がある。

また、廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりの推進のためには、一般廃棄物処理施設の維持管理に対する監視指導の適切な実施、循環型社会形成推進交付金の活用による市町等の資源循環型施設の整備等の支援、産業廃棄物のリサイクル施設の設備に対する支援を継続していく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

本県の現状課題を踏まえ、令和7年度に予定している次期廃棄物処理計画策定の過程で、市町の一般廃棄物の現状や課題を把握し、課題解決に向けて、引き続き、市町と連携しながら効果的な削減対策に取り組む。また、ながさき環境県民会議を中心に、ゴミゼロながさき実践計画を実践していくほか、厨芥類や紙類の減量化をテーマに、県民のゴミゼロ意識の向上を図る。

さらに、廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりのため、業界団体の意向も踏まえながら産業廃棄物リサイクル施設整備に対する支援継続を検討する。

ii 食品ロス削減の推進（事業群④）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
令和2年度に策定した「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、普及啓発の施策や、フードバンク活動等の食品ロスの削減に取り組む事業者の支援、九州各県と一体となって従来から取り組んでいる食べきり協力店の拡大など、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開してきた。そうした中、令和4年度の食品ロス発生量は県民1人1日あたり95.6gと減少傾向であり、家庭系・事業系食品ロスがともに減少していることから県民の意識は着実に高まってきていると考えられる。令和4年度においては、コロナ禍の影響による減少要因も大きいことが推測されるほか、依然として家庭系食品ロスの割合が大きいため、県民を主な対象として今後も計画に基づく施策を着実に実施し、更なる食品ロスの削減を推進していく必要がある。	引き続き、「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、普及啓発の施策や、フードバンク活動等の食品ロスの削減に取り組む事業者の支援、九州各県と一体となって従来から取り組んでいる食べきり協力店の拡大など、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開していく。また、令和7年3月に閣議決定された第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえた次期計画を策定し、関係者が連携しながら更なる食品ロス削減の実践につながるよう取り組んでいく。

iii 監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導、及び排出事業者及び産業廃棄物処理事業者に対する適正処理指導（事業群④）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
監視指導については、行政、関係団体や機関が連携し取り組むことで、事業者等に対する指導を効果的に実施できているが、いまだ継続的な指導を必要とする業者も存在し、排出事業者の不適正処理も顕著化している。 不法投棄については、環境月間を中心に市町や警察等と連携し取り組むことで、不法投棄の件数、量ともに減少傾向にあるが、依然として巧妙化した悪質な不法投棄も見られ、原因者が不明で責任追及ができないケースも存在する。これらは特に年数が経過すると撤去が進みにくくなるため、早期対応が求められる。 PCB廃棄物の処理推進については、教育機関を含む市町や関係機関等に対し適正処理を周知徹底しており、また、保管事業者への立入検査においても適正保管及び処理期限内の処分を改めて指導するなどにより、PCB廃棄物の適正な保管及び処理の推進に寄与した。	監視指導については、処理業者に対する継続的な立入検査を実施する。排出事業者に対しては建設業や医療者など複数の業界に対して研修を行い廃棄物の適正処理及び法令遵守について周知啓発を実施する。 不法投棄に関しては各保健所に配置された廃棄物適正処理推進指導員を中心に各市町・警察と連携し、早期発見・未然防止に取り組んでいく。 高濃度PCB廃棄物については、保管事業者に対して期限内における確実な処理に向けて指導を徹底していく。また、低濃度PCB廃棄物については、立入検査等により適正保管及び期限内の適正処理を指導する。

iv プラスチック製品使用抑制、適正な分別･処理によるプラスチックごみのリサイクル、発生抑制の推進（事業群⑤）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
事業者や行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進する取組を実施しているが、令和5年度における一般廃棄物のリサイクル率については、県の目標値、全国の平均値を下回る結果となった。プラスチックごみのリサイクルがすすんでいないことも要因の1つであると考えられる。 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、プラスチックの資源循環に係る取組を一層促進する必要がある。 「4R・ゴミゼロ推進事業」や「海岸環境保全対策推進事業」の着実な実施によりプラスチックごみの対策に取り組む必要がある。	「ながさき環境県民会議」を中心とした「ゴミゼロながさき実践計画」の取組や市町と連携した広報等によりプラスチックごみにかかる4R実践を県民へ啓発していく。 また、令和6年度に作成した企業向けのプラスチック削減のためのパンフレットを活用し、事業活動におけるプラスチック削減について周知啓発していく。 さらに、海岸漂着物等の回収処理に併せて海洋プラスチックごみの発生抑制対策を実施する。

v 県、市町、NPO･ボランティア団体における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施（事業群⑤）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
本事業における海岸漂着物の回収・処理により、良好な海岸環境の保全が図られている。また、漂着ごみ削減のためには発生抑制対策が重要であることから、自治体とボランティア団体等との連携した活動に継続して取り組んできているが、毎年、繰り返し海洋ごみが漂着しており、引き続き、海岸漂着物の回収・処理を行う必要がある（R6補助金による回収量：約2,200ｔ）。今後は更に市町等が実施するボランティア清掃等の取組への支援や、近隣県及び韓国などとの連携を強化する必要がある。	令和6年度にアップデートした海岸清掃マニュアルを活用し、今後もボランティア団体等と市町が一体で実施する回収活動やプラスチックごみの発生抑制対策の支援を強化していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅳ	○	1	4R・ゴミゼロ推進事業 R3-7 資源循環推進課	従来の幅広い世代を対象とし紙媒体を主軸とした啓発から、県内で環境に関心の低い20～30代をターゲット層とし、より波及効果の大きいSNS等を活用した啓発を実施する。また、ながさき環境県民会議（4R部会）」を中心に、ゴミゼロ実践計画に基づく県民運動（生ごみひと絞り事業や焼却処理される紙類の削減等）により廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進するほか、廃棄物対策連絡協議会を活用して市町との情報共有と施策の推進を図っていくほか、産業廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクル施設の設備に対する支援を行っていく。	②⑤⑥	令和8年度を始期とする長崎県廃棄物処理計画に基づき、県及び市町における廃棄物の排出抑制やリサイクル促進のため周知・啓発等の施策をより効果的・計画的に推進していく。 また、「ながさき環境県民会議（4R部会）」を中心に、ゴミゼロ実践計画に基づく県民運動により廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進するほか、廃棄物対策連絡協議会を活用して市町との情報共有と施策の推進を図っていく。 引き続き、産業廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクル施設の整備に対する支援を行っていく。	拡充
取組項目ⅰ		2	一般廃棄物処理施設監視指導費 S46- 資源循環推進課	―	―	資源循環型社会づくりにおいて、一般廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設の適切な維持管理が不可欠であり、引き続き、処理施設の監視指導を実施していく。	現状維持
		3	清掃施設指導監督費 S48- 資源循環推進課	―	―	資源循環型の社会づくりの体制整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金を引き続き活用し、老朽化した廃棄物処理施設の適正な更新等を支援していく。	現状維持
取組項目ⅱ		4	食品ロス削減推進事業 R5-7 資源循環推進課	―	②	令和8年度を始期とする次期計画に基づき、消費者、事業者、市町等と連携して、普及啓発やフードバンク活動等への支援など関連事業を展開し、さらなる食品ロス削減に取り組む。	拡充
取組項目ⅲ	○	5	産業廃棄物対策事業 S46-(統合R元-) 資源循環推進課	―	②	産業廃棄物の適正処理・リサイクルを推進するため、行政・警察・関係団体等との連携を図り、継続的かつ効果的な監視・パトロールなどの取組を実施するほか、処理基準の遵守、不適正処理を防止するため事業者向けの研修会を実施していく。また、優良な産業廃棄物処理業者育成のための研修会を併せて実施する。	現状維持
		6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業 H14-R8 資源循環推進課	―	⑨	保健所による立入検査の際に、PCB廃棄物保管事業者に対して適正保管及び期限内の適正処理指導を徹底していく。	現状維持
取組項目ⅳⅴ	○	7	海岸環境保全対策推進事業 R3-7 資源循環推進課	令和7年度においては、発生抑制対策における韓国との連携を強化するため、「漂着物のトランクミュージアム®対馬版」の韓国釜山広域市での展示、本県高校生と釜山広域市に高校生等の交流事業を検討している。	⑤⑥	引き続き、海岸管理者による国の補助金を活用した海岸漂着物等の回収・処理を推進するとともに、漂着ごみ削減のための市町・民間団体等と連携した取組を推進していく。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	赤澤　貴光
施策名	5　脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及	事業群関係課（室）	港湾課	
事業群名	①　節電や省エネルギー等の取組推進 ②　脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくり ③　気候変動への適応策の更なる推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	207,270

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）	（取組項目）
①　日常生活や事業活動等により排出される温室効果ガスの削減に向け、節電対策やLED照明・高効率空調機などの省エネ設備の導入や更新、断熱性能の優れた住宅・建物の普及などに取り組むとともに、電気自動車などの次世代自動車の普及やエコドライブ・公共交通機関の利用促進などに取り組みます。 ②　脱炭素社会の実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進します。また、これらの再生可能エネルギー発電設備は、災害時の電源や熱などを供給することができるため、防災対策にも有効です。 ③　地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制しても避けることができない、気候変動による影響を予防・軽減するためには、温暖化による将来的な影響を予測・分析しながら、早めに対策（適応策）を講じることが必要です。このため、影響を予防・軽減するための適応計画に基づき、関係機関等が連携して、気候変動適応策の取組を推進します。	ⅰ）以下の7つの取組を推進（事業群①） ・未来環境条例に基づく特定事業者制度（一定規模の事業者を対象に温室効果ガスの排出削減） ・ながさき環境県民会議や環境活動団体と連携した省エネ活動等の普及促進（家庭、事業者） ・九州エコファミリー応援アプリ（九州各県と連携した広域的な普及活動）の活用促進 ・県有施設の省エネルギー化の推進 ・ZEH（※）の普及 ・地域特性（斜面地、離島等）を踏まえつつ、地域課題（高齢化、交通空白地域）の解決にもつながるようなスマートムーブの展開、EV等の次世代自動車の普及 ⅱ）以下の3つの取組を推進（事業群②） ・一般住宅、事業場、公共施設における太陽光発電設備等の普及促進 ・災害時の太陽光発電や蓄電池・EV活用によるレジリエンスの向上 ・家庭での太陽光発電（卒FIT）の自家消費拡大 ⅲ）以下の3つの取組を推進（事業群③） ・長崎県地球温暖化（気候変動）適応計画の策定、気候変動適応策の推進 ・気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターによる情報発信等を通じた理解醸成 ・県民などの幅広い関係者による適応策の着実な推進 ※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）：住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと

	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	①県内におけるエネルギー消費量	目標値①		141千TJ	140千TJ	140千TJ	139千TJ	138千TJ	138千TJ (R7)
		実績値②	147千TJ (H25)	127千TJ	131千TJ	算定中	算定中		進捗状況
		達成率 ②／①		333%	228%	—	—		順調
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	②J-クレジットの認証量（累計）	目標値①		2,600トン	3,900トン	5,200トン	6,500トン	7,800トン	7,800トン (R7)
		実績値②	1,366トン (R元)	3,593トン	3,593トン	4,690トン	4,690トン		進捗状況
		達成率 ②／①		138%	92%	90%	72%		やや遅れ
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③気候変動に関する認識度	目標値①		50%	60%	70%	80%	90%	90% (R7)
		実績値②	40% (R元)	42%	59%	56%	31%		進捗状況
		達成率 ②／①		84%	98%	80%	38%		遅れ
その他関連指標	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	目標値①		890.4万トン	881.9万トン	873.4万トン	864.8万トン	856.3万トン	856.3万トン (R7)
		実績値②	1099.5万トン (H25)	736.8万トン	861.7万トン	R8年3月公表予定	算定中		進捗状況
		達成率 ②／①		173%	109%	—	—		順調

（進捗状況の分析）

①【県内におけるエネルギー消費量】
　国の統計データの公表が概ね2年遅れのため、令和5年度～6年度は算定中であるが、平成19年度をピークに減少傾向にある。また、これまでの普及啓発事業の効果もあり、WEB県政アンケートでも地球温暖化対策の必要性について9割を超える県民から理解を得られるなど、全体として省エネの取組は進んでいる状況である。

②【J-クレジットの認証量（累計）】
　J-クレジット制度は、認証に係る審査費用について国の支援制度があるが、年々支援率が下がっており、クレジット化した売却益よりも審査費用が上回り赤字となることから、令和５年度分をもって終了した。カーボンクレジットに係る事業として、新たに非化石証書の共同購入事業を令和6年度末から開始しており、県内事業者から排出される温室効果ガスの削減に繋げていく。

③【気候変動に関する認識度】
　「適応策」という言葉の概念が浸透せず、認識度は向上していないが、言葉の認識度の向上ではなく、人の生命に関わり得る適応策に取り組む県民の割合を増加させることが重要である。県民の日常生活に関連が深い適応策としては、「熱中症対策」と「防災対策」があるが、令和6年度に実施したWEB県民アンケートでは、熱中症対策は9割近くの県民が取り組んでいる一方で、防災対策に取り組んでいる県民は5割程度にとどまっている状況であり、普及啓発に力を入れる必要がある。

【温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）】
　国の統計データの公表が概ね2年遅れのため、令和5年度～6年度は算定中であるが、平成24年度以降、温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、概ね順調に進捗している状況である。
＜令和4年度に前年度比124.9万トン増となった理由＞
　令和4年度は原子力発電所の定期検査の長期化による影響で、電源構成に占める火力発電電力量の割合が増加したことから、電力排出係数※が前年度よりも増加したことによる。
（令和3年度0.296kgCO2/kWh⇒令和4年度0.407kgCO2/kWh）
※１kWhの電気を発電する際に発生する二酸化炭素排出量

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標 / R6目標 / R7目標	R5実績 / R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目i	○	1	脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）							●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、節電や省エネ等の取組を推進する。 ●実施状況 ・事業者の温室効果ガス排出削減計画の策定・実践支援（アドバイザー派遣） ・ゼロカーボンアクション12の普及啓発 ・九州各県連携の「九州エコファミリー応援アプリ」の普及 ・庁舎等の空調設備改修や照明のLED化に取り組む市町等への支援 ・ZEH等の周知啓発 ・スマートムーブ普及啓発 ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発	【活動指標】				●事業の成果 ・普及啓発事業のほか、各種事業の実施により、WEB県政アンケートでは地球温暖化対策の必要性について9割を超える県民から理解を得られており、省エネなどの取組は一定浸透してきている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和5年度～6年度における県内のエネルギー消費量は算定中であるが、平成19年度をピークに減少傾向にあり、それに伴い、県内の温室効果ガス排出量も概ね順調に削減が進んでいる。
				28,068	7,093	33,901					県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）	1,177	1,207 算定中	—	
				22,146	5,557	22,610	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条 省エネ法第4条～第20条					1,207			
			R6-8								【成果指標】				
											県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）	865	算定中	—	
			地域環境課	○	—	—				家庭・事業分野の省エネ推進、運輸部門の削減対策など		856.3			
		2	県営空港脱炭素化推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）	11,880	5,940	766				●事業内容 対馬・壱岐空港にて、温室効果ガスの排出状況を把握した上で、両空港の地域における位置付け、空港の規模や地理的特性及び管理運営状況を踏まえつつ、適切な目標やそれを達成するための取組を検討する。 ●実施状況 対馬・壱岐空港の空港脱炭素化推進計画書を作成した。	【活動指標】	4	3	75%	●事業の成果 ・空港脱炭素化推進協議会を3回開催し、空港内事業者による脱炭素化の取組を検討するとともに、対馬空港と壱岐空港の脱炭素化推進計画を作成した。計画書については、令和7年3月に航空局へ提出し、確認を受けた。
				9,346	4,673	788					空港脱炭素化推進協議会の開催（累計）（回）	9	9	100%	
				7,560	3,960	788						15			
			R5-7				—				【成果指標】	1	1	100%	
											空港脱炭素化推進計画の策定数（累計）（空港）	3	3	100%	
			港湾課	—	—	—				県有空港施設		5			
取組項目ii	○	3	脱炭素社会実現推進事業（災害にも強いまちづくり）							●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、再生可能エネルギーや蓄電池の導入を促進する。 ●実施状況 ・市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業に対する支援 ・太陽光発電設備及び非化石証書の共同購入の推進 ・県有施設における県民向けEV充電設備設置 ・県有施設への太陽光発電設備導入 ・公用車の電動化 ・ZEH等の周知啓発（再掲）	【活動指標】				●事業の成果 ・再エネやEVの普及促進のため、市町に対して一般家庭等への太陽光発電補助事業を実施した。また、太陽光共同購入やEV充電設備導入について、他自治体と多くの実績を持つ支援事業者を選定し、協定を締結した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・再エネの導入促進により、県がめざす環境にやさしい事業活動や持続可能な社会づくりへ寄与する取組となっている。
				165,596	192	7,884					県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）	1,177	1,207 算定中	—	
				250,458	1,727	13,393	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条					1,207			
			R6-8								【成果指標】				
											県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）	865	算定中	—	
			地域環境課	○	—	—				家庭・事業分野の省エネ推進、運輸部門の削減対策など		856.3			

取組項目 iii	○	4	脱炭素社会実現推進事業（気候変動への適応策の更なる推進）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる適応策について、関係部局等と連携しながら、県民・事業者等の理解を醸成するとともに、対策を推進する。 ●実施状況 ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発 ・県民等を対象としたセミナー等開催、情報発信など ・ビワの凍霜害における気候変動影響の将来予測	【活動指標】 地球温暖化防止活動推進員研修会等の実施（回）				●事業の成果 ・地球温暖化防止活動推進員による県民向けの勉強会や講習会の開催の他、県気候変動適応センターによるセミナー、情報発信等による普及啓発活動を実施した。また、ビワの凍霜害における気候変動影響の将来予測を実施し、農家向けの普及啓発活動を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「適応策」という言葉の認識度の向上には寄与していないものの、普及啓発活動の実施により、適応策に取り組んでいる県民の数は一定数認められる。
				4,260	252	1,577			10	10	100%			
				4,039	1,732	3,388			5					
			R6-8	気候変動適応法第4条、第12条～第15条				【成果指標】 地球温暖化防止活動推進員による啓発活動への参加者(人)						
									35,000	39,187	111%			
			地域環境課	○	—	—	防災対策、熱中症対策など適応策の理解推進、取組実践		35,000					

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i （事業群①）節電や省エネルギー等の取組推進

●実績の検証及び解決すべき課題

県内におけるエネルギー消費量は平成19年度をピークに減少傾向にあり、全体として省エネの取組が進んでいる。県民の省エネの必要性については、一定浸透しているが、今後カーボンニュートラルを実現するには、更なる省エネの推進が必要である。また、産業部門における温室効果ガス排出量は概ね順調に削減が進んでいるが、一方で、県内中小企業からは脱炭素の取組について、何にどう取り組めば良いか分からないとの声も聞かれており、これらの事業者をどのように支援していくかが課題である。

●課題解決に向けた方向性

更なる省エネの推進のため、地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携して、県民への普及啓発活動を継続して実施する。また、商工団体等と県内中小企業へどのようなアプローチができるのか意見交換を行い、その結果を踏まえて、中小企業の取組を促進するための方策について検討を行う。

ii （事業群②）脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくり

●実績の検証及び解決すべき課題

一般住宅、事業場に対しては、市町向けの補助事業により、1,048kW（179件）の太陽光発電設備の導入を行った。また、他自治体と多くの実績を持つアイチューザー（株）と太陽光発電設備等共同購入支援事業に係る協定を締結した。補助事業は令和6年度から開始した事業であるが、各市町の要綱や予算措置等の準備のため、市町の交付決定時期が6～8月となったことから、市町から施工期間の十分な確保について要望があった。

公共施設に対しては、重点対策加速化事業計画（令和5～10年度）（地域脱炭素移行再エネ推進交付金）（環境省）に基づき、PPA方式による太陽光発電設備の導入を進めているところ。令和6年度は、佐世保こども・女性・障害者支援センターにおいて入札を実施したが不落札であった。これまでに2県有施設においてPPAを導入したが、現在の電気料金より低減することが非常に困難であり、更なる導入が厳しい状況である。

●課題解決に向けた方向性

市町向けの補助事業について、県の補助金実施要綱を改正し、交付決定前着手届の制度を創設した。これにより、市町は早期着手が可能となり、十分な施工期間を確保することができるようにしている。また、太陽光発電設備等共同購入支援事業により、多くの住宅に太陽光発電設備等の導入が進むよう、市町と連携し、広報誌への掲載や回覧板でのチラシ配布等効果的かつ効率的な広報に協力していただくよう働きかけを行っていく。

PPAに関しては、導入可能な県有施設が希少であり、既設で導入が見込まれる施設がないことから、今後新設される県有施設を候補として検討していく。なお、PPAの導入は交付金の活用なしでは導入が難しいため、引き続き地域脱炭素移行再エネ推進交付金を活用していく。

iii （事業群③）気候変動への適応策の更なる推進

●実績の検証及び解決すべき課題

県民の日常生活に関連が深い適応策としては、「熱中症対策」と「防災対策」があるが、令和6年度に実施したWEB県民アンケートでは、熱中症対策は9割近くの県民が取り組んでいる一方で、防災対策に取り組んでいる県民は5割程度にとどまっている状況である。

●課題解決に向けた方向性

気候変動の周知啓発において、被害を予防・軽減するための県民の行動変容につながる取組を推進する必要がある。県気候変動適応センターによる効果的な情報発信やセミナー等に加え、地球温暖化防止活動推進員による県民向けの勉強会や講習会の開催を通して、普及啓発活動を強化していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進） R6-8 地域環境課	令和6年度は、地球温暖化防止活動推進員による環境学習会や各種イベントに約39,000人の県民が参加した。県民を対象とする普及啓発事業として大きな効果を持っており、令和7年度の取組として、特にゼロカーボンアクション12の周知を図ることとしている（推進員研修会の中でその目的や周知の重要性について説明）。	②③⑥⑦	省エネ意識の向上により、県内のエネルギー消費量は減少傾向にあり、それに伴い、温室効果ガスの排出量も概ね順調に削減が図られている。今後、県民や事業者の意識を更に向上するため、地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の内容を検討し、強化していく。	改善
		2	県営空港脱炭素化推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進） R5-7 港湾課	―	―	―	終了
取組項目ii	○	3	脱炭素社会実現推進事業（災害にも強いまちづくり） R6-8 地域環境課	市町向けの太陽光補助事業について、県の補助金要綱を改正し、交付決定前着手届の制度を創設した。	①③⑤⑥⑦⑧⑨	地域脱炭素移行再エネ推進交付金や関係省庁の補助事業、民間活力等を最大限活用し、県民・事業者等における再生可能エネルギー設備等の導入を推進していく。	現状維持
取組項目iii	○	4	脱炭素社会実現推進事業（気候変動への適応策の更なる推進） R6-8 地域環境課	気候変動適応センターによる普及啓発として、適応に関するトピックをニュースレターで情報発信した。また、熱中症対策は約90%の県民が取り組む一方で、防災対策に取り組む県民は約50%に留まっているため、令和7年度は、「みらいの天気と災害へのそなえ」と題して主に小学高学年の親子を対象とした防災セミナーを実施することとしている。	①②③⑥⑦	令和7年度は第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画を見直すこととしている。関係部局が取り組んできた気候変動適応策について分析、検証し、事業内容の見直し、改善等を行いながら取組を推進していく。また、県民を対象に気候変動適応に関する普及啓発活動に注力し、被害を予防・軽減するための県民の行動変容につながる取組を推進していく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課	深谷　雪雄
施策名	6　人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	①　生物多様性の保全 ②　多様な主体による参画	令和６年度事業費（千円） ※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額		42,060 11,423

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025　本文）

①生物多様性の現状を継続的に把握するとともに、法令等に基づく規制やツシマヤマネコをはじめとした希少な野生生物の保護及び地域の自然環境の保全事業を行います。
②本県の特徴である美しい海や里地里山、島々のかけがえのない自然等の保全を図るため、行政や市民団体等をはじめとした多様な主体による事業を支援していきます。

（取組項目）

ⅰ）生態系に対する気候変動等影響監視モニタリング及び生物多様性に係るデータベースの構築（事業群①）
ⅱ）希少種や外来種等に係る条例などの規制的手法による保全（事業群①）
ⅲ）増えすぎた鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種による生態系被害防止のための捕獲等の実施（事業群①）
ⅳ）行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動に対する支援制度の充実（事業群②）
ⅴ）里地里山等四季を通じて多種多様な自然とふれあい学べる各種活動の推進及び支援制度の創設（事業群②）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種数	目標値①		65種	68種	71種	74種	77種	77種（R7）
	実績値②	59種（R元）	73種	75種	79種	83種		進捗状況
	達成率 ②／①		112%	110%	111%	112%		順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
②生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合	目標値①		20%	22%	26%	32%	40%	40%（R7）
	実績値②	18%（R元）	31%	32%	38%	40%		進捗状況
	達成率 ②／①		155%	145%	146%	125%		順調

（進捗状況の分析）

①本県における生物多様性保全を進めるため、適切な区域指定を行うとともに、緑といきもの賑わい事業による民間団体等の取組への支援を行ったことで、民間団体が安定的かつ継続的に活動することができ、保全された野生動植物の種数は順調に推移している。最終目標年度である令和7年度の目標値を達成する見込みであるが、以降も継続して保全すべき動植物を増やしていく必要がある。

②生物多様性保全戦略の改訂後4年が経過し、生物多様性の保全及び利用活動への取組割合が低い会社員の参加率は最終目標を達成したが、更なる向上に向けて普及啓発等に取り組む必要がある。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績 / R6実績 / R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	R6目標	R6実績	達成率	R7目標	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅴ	○	1	鳥獣保護費	3,531	3,531	3,064	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			●事業内容 野生鳥獣の保護と適正管理のための鳥獣保護区の設定・管理等とともに、鳥獣保護思想の普及啓発のための探鳥会や体験事業等を実施。 ●実施状況 鳥獣保護区の設定・管理、ガンカモ調査及び野鳥における鳥インフルエンザ対策、対馬野生生物保護センターにおける展示解説及び小中学生を対象とした講演会や島原地区での探鳥会を実施した。	一般県民	【活動指標】	1	1	100%					●事業の成果 ・現状の鳥獣保護区を維持するとともに、探鳥会開催や、対馬野生生物保護センターでの1年を通した解説活動の実施等により、野生鳥獣の生息環境の保全と野生生物保護思想の普及啓発が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・鳥獣保護区の維持及び野生生物保護思想普及啓発の取組により、本県の多様な主体による生物多様性保全が図られた。
				3,574	3,574	3,154						探鳥会の開催（回）	1	1	100%					
				1,202	1,202	3,151							1							
			—									【成果指標】	42,028	42,028	100%					
												県指定鳥獣保護区面積（ha）	41,891	41,891	100%					
			自然環境課	—	—	—							41,891							

取組項目 i ii	○	2	希少野生動植物保全事業費	1,468	1,328	5,361	●事業内容 県レッドリスト掲載種のモニタリング、希少種の捕獲採取規制及び保護が必要な種や地域について規制地域の指定を実施。 ●実施状況 県生物多様性保全戦略に基づき、レッドリスト掲載種のモニタリングを実施し、基礎データの蓄積が図られた。また、Webサイトによる生物多様性情報発信に加え、県内教育機関への生物多様性保全講義の実施等により普及啓発を進めた。	【活動指標】 希少種モニタリング実施回数（回）	20	35	175%	●事業の成果 ・モニタリングによりレッドリスト掲載候補種選定の基礎データ蓄積を行うとともに、絶滅のおそれのある希少野生動植物種について捕獲・採集を規制する保存地域を指定し、保護の充実を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・保存地域の指定のための基礎データの蓄積が図られた。
				2,032	2,032	5,519			20	31	155%	
			長崎県未来につながる環境を守り育てる条例					【活動指標】 生物多様性など自然環境情報公開地域数（地域）	1	1	100%	
									1	1	100%	
								【成果指標】 生物多様性保全・利用活動への参画割合（%）	30	45	150%	
			(R6終了)-R6						36	41	113%	
			自然環境課	—	—	—	一般県民					
取組項目 ii		3	狩猟取締費	4,916	4,916	1,532	●事業内容 野生鳥獣の保護と適正管理を計画的に実施するため、鳥獣保護管理員を指名し、鳥獣保護区等において巡視活動を実施。 ●実施状況 鳥獣保護管理員による巡視活動を実施し、狩猟の適正化及び野生鳥獣保護の普及啓発が図られた。	【活動指標】 鳥獣保護管理員を前年度人員以上委嘱（人）	52	48	92%	●事業の成果 ・鳥獣保護管理員の欠員はあるものの、県下鳥獣保護区の巡視は概ね実施でき、鳥獣保護区内の違反は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・取締規制により野生鳥獣の保全が図られた。
				5,257	5,257	1,577			52	50	96%	
			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律					【成果指標】 鳥獣保護区における鳥獣保護管理法違反発生数（件）	0	0	100%	
			(R6終了)-R6						0	0	100%	
			自然環境課	—	—	—	一般県民、狩猟者、有害捕獲従事者、農林事業者					
取組項目 iv		4	負傷鳥獣救護活動強化事業費	5,170	5,170	766	●事業内容 負傷野生鳥獣の自然復帰のため、飼育管理等業務委託を実施。 ●実施状況 県内2つの団体へ委託して実施し適切な治療等が行われた。また、県民からの要請に応えるとともに、鳥獣保護思想の普及啓発につながった。	【活動指標】 救護業務の委託件数（件）	2	2	100%	●事業の成果 ・県内各所から持ち込まれた負傷野生鳥獣に対し、県飼育管理等業務委託事業において専門家による適切な治療行為が行われた結果、44%の負傷鳥獣を野生に復帰させることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・負傷鳥獣の野生復帰を目的とした本委託事業により、県下全域における行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動の充実が図られた。
				5,170	5,170	788			2	2	100%	
			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律					【成果指標】 負傷鳥獣の野生復帰率（%）	40	44	110%	
			(R6終了)-R6						40	44	110%	
			自然環境課	—	—	—	一般県民、救護要請者		40			
取組項目 i ii iv	○	5	野生動植物保全事業費				●事業内容 長崎県レッドリスト掲載種の継続的なモニタリング調査、保護が必要な種や地域に係る規制地域の指定、野生鳥獣の保護と適正管理を目的として鳥獣保護管理員による巡視活動及び傷病野生鳥獣の救護体制整備を実施。	【活動指標】 県指定鳥獣保護区面積（ha）				—
				13,897	13,897	7,878			41,891			
			長崎県未来につながる環境を守り育てる条例					【成果指標】 鳥獣保護区における鳥獣保護管理法違反発生数（件）				
			(R7新規)R7-									
			自然環境課	—	—	—	一般県民、狩猟者、有害捕獲従事者、農林事業者		0			
取組項目 ii		6	自然公園計画検討費	145	145	766	●事業内容 自然風景地の適正な保護と利用増進のため、公園計画の再検討を実施。 ●実施状況 環境省が実施した壱岐対馬国定公園の見直しに係る調査へ同行し、今後の国定公園見直しのための情報収集を行った。	【活動指標】 審議会（自然環境部会）回数（回）	数値目標なし	0	—	●事業の成果 ・自然公園計画の再検討を行うことにより、県内自然公園の面積は県土の約18%を維持しており、これにより優れた自然風景地の適正な保護と利用の増進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・自然風景地の適切な保護により、県民が豊かな自然とふれあえる場を提供した。
				105	105	788			数値目標なし	0	—	
				172	172	788			数値目標なし			
			自然公園法、長崎県立自然公園条例					【成果指標】 自然公園面積（ha）	74,091	74,091	100%	
			—						74,091	74,154	100%	
			自然環境課	—	—	—	一般県民		74,154			

取組項目ii		7	ツシマヤマネコ保護増殖事業費	12,700	0	2,298	●事業内容 環境省策定のツシマヤマネコ保護増殖事業計画の一環として、本種が自然状態で安定的に存続できるよう保護対策を推進。 ●実施状況 ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査を実施するとともに、ツシマヤマネコの交通事故防止キャンペーン等を実施した。	【活動指標】 生息状況（痕跡）調査実施ルート数（ルート）	61	61	100%	●事業の成果 ・ツシマヤマネコの生息状況調査、専門家を交えたモニタリング評価会議の開催、交通事故防止キャンペーン等の保護活動を実施したことにより、ツシマヤマネコの保護が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・継続的なモニタリング及び保護活動の普及啓発により、希少種の保全が図られた。
				12,700	0	2,365			61	64	104%	
				15,586	0	2,363			61			
				絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第45条				【成果指標】 生息状況モニタリング評価会議の開催（回）	1	1	100%	
			—						1	1	100%	
			自然環境課	○	○	—	一般県民、対馬市民、来島運転者		1			
取組項目iii	○	8	対馬自然生態系回復事業費				●事業内容 シカによる食害対策のため、生息密度等調査、捕獲計画策定及び捕獲事業を実施。 ●実施状況 生態系被害の防止を図るため、壱岐対馬国定公園対馬地域上県町千俵蒔山及びその周辺において、ニホンジカの捕獲（わな猟）を実施した。また、専門家や地元関係者による協議会において捕獲事業の検討を行うとともに、生態系被害等状況の把握のための調査を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・シカの生息密度等調査結果に基づき、効果的な捕獲計画の策定及び捕獲事業を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対馬の国定公園区域内においてシカの捕獲を行うなど、生態系被害の軽減に向けた取組を行った。
				13,521	3,323	2,365		捕獲強化地域における捕獲頭数（頭）	20	51	255%	
				17,074	5,540	2,363			20			
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				【活動指標】 植生保護柵設置事業実施数（事業）				
									1			
								【成果指標】 捕獲重点区域内の糞塊密度（糞塊数／km）				
									73	80	90%	
									73			
			R6-8					【成果指標】 植生保護区内下層植生被度（状況変化）				
			自然環境課	—	—	—	自然公園来訪者、対馬市民、観光関係事業者、農林事業者、狩猟者		変化なし			
		9	外来生物対策事業費	4,620	1,060	2,298	●事業内容 改正外来生物法に基づき、外来生物による被害の防止対策を実施。 ●実施状況 県内に定着した特定外来生物を把握するため、外来種リストの改定を行った。また、緊急的に取り組むべき外来種として、アメリカザリガニの防除実施計画を策定した。	【活動指標】 緊急対応特定外来種の選定（累計種数）	2	2	100%	●事業の成果 ・有識者意見聴取や現況調査の実施により、外来種リスト改定及びアメリカザリガニ防除実施計画の策定を進めた。また、長崎県外来種協議会を開催し、県内関係各処への取組状況説明と協力体制強化を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地元と連携した計画の策定及び関係各処との連携強化により、外来種対策の推進が図られた。
				4,871	1,186	2,365			6	6	100%	
				2,500	1,250	2,363						
				特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律				【活動指標】 対策を強化した緊急対応特定外来種の種数				
									1			
								【成果指標】 外来種に対する問題認識割合（%）	55	57	103%	
			R5-7						60	53	88%	
			自然環境課	○	—	—	一般県民		65			
取組項目iv v		10	緑といきもの賑わい事業	7,294	298	3,064	●事業内容 「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全事業に取り組むとともに、地域活動団体の活性化を推進。 ●実施状況 雲仙池ノ原のミヤマキリシマの生育環境を保全するための支障木の伐採や、希少野生動植物の保全活動を行う民間団体等への助成を行った。	【活動指標】 生物多様性保全等事業実施団体数（団体数）	3	6	200%	●事業の成果 ・民間団体等による希少野生動植物の保護増殖活動を支援したことにより、県レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある動植物が保全された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動への支援により、多様な主体による自然とふれあい学べる各種活動の推進が図られた。
				6,054	457	2,365			3	8	266%	
				7,034	418	2,363			3			
				長崎県未来につながる環境を守り育てる条例				【成果指標】 生物多様性保全と利用に関する取組みへの参画割合（%）	30	45	150%	
			H26-R7						36	41	113%	
			自然環境課	—	—	—	市町、ＮＰＯ等民間団体		44			

取組項目v	○	11	生物多様性情報見える化事業				●事業内容 野生動植物の生息状況、地質、景観等の基礎情報を集積し広く発信することで、生物多様性保全の普及啓発を実施。 ●実施状況 ホームページでの情報発信を行うとともに、雲仙宝原のミヤマキリシマ下草刈等のボランティアツアーを実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・自然環境に関する情報発信を行うとともに保全活動イベントを実施するなど、県民の生物多様性保全にふれる機会を作った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・自然情報にふれあう機会を提供するとともに、実体験により生物多様性保全への理解促進が図られた。
				199	0	1,577		ボランティアツアー開催数（回）	1	1	100%			
				8,988	0	1,576			1					
			R6-9	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例				【成果指標】						
								生物多様性保全・利用活動への参画割合（%）	36	41	113%			
			自然環境課	—	—	—	一般県民		44					

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　生態系に対する気候変動等影響監視モニタリング及び生物多様性に係るデータベースの構築（事業群①）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
希少野生動植物種においては、専門家による県レッドリスト掲載種等の現地調査を行い、生息生育状況や捕獲採取圧等にかかる基礎データの収集を進めているが、離島半島など複雑な海岸線等変化に富んだ県土を十分に調査するまでには至っていない。	県生物多様性保全戦略2021-2025において重点項目に位置付けている基礎データ収集は、現状や変化を的確に把握するため継続したモニタリングが不可欠であり、安定した実施体制構築を目指す。

ii　希少種や外来種等に係る条例などの規制的手法による保全（事業群①）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県において条例に基づく希少野生動植物種捕獲採取規制、法に基づく鳥獣生活環境の保護区設定、環境省主導による国内希少野生動植物種ツシマヤマネコ保全への協力及び特定外来生物の放出等規制についての周知等を行っているが、野生動植物種の保全や生態系の回復のためには民間事業者や県民ひとりひとりの生物多様性保全活動への理解と協力が不可欠であり、目標値を達成するためにはまだまだ関心や理解が不足している。	希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針（H24）について、改定や生物多様性保全戦略への反映を進めることにより、生物多様性保全施策への理解と協力を深めていく。

iii　増えすぎた鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種による生態系被害防止のための捕獲等の実施（事業群①）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
壱岐対馬国定公園対馬地域及びその周辺において、希少野生動植物種を食害するシカの適正管理のため捕獲を実施しているが、生態系の回復には至っていない。また、特定外来生物アライグマ、ツマアカスズメバチ、セアカゴケグモ、アメリカザリガニ等について関係機関で連携し捕獲等対策を行っているが、県として対策すべき種や対応方針が整理されて間もないこともあり、対策効果の十分な発現には至っていない。	シカ対策については、関係機関による農用地周辺や森林地域における捕獲と連携しつつ、希少野生動植物種等に被害が生じている国定公園区域内や周辺地域での効率的捕獲手法による頭数管理を強力に推進していく必要がある。また、外来種については対策の基本となる外来種リストの改定版を基に、関係者間で情報共有を密に行い、種の特徴や地域の実情に即した効果的かつ効率的な管理を目指し連携した対策を進めていく。

iv　行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動に対する支援制度の充実（事業群②）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県支援事業の普及啓発により、徐々に民間団体の取り組みが増えてきているものの、高齢化、後継者不足、会員不足や活動資金不足等、継続した活動に対する解決すべき課題が山積している。	緑といきもの賑わい事業において、民間団体の安定的かつ継続的な活動が実施できるよう、組織基盤強化に係る支援の更なる強化と工夫を実施するとともに、今後も環境保全団体等への当該支援事業活用を呼びかけていく。

v　里地里山等四季を通じて多種多様な自然とふれあい学べる各種活動の推進及び支援制度の創設（事業群②）

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
鳥獣保護区における親子を対象とした探鳥会、ツシマヤマネコ保全活動を学べる体験授業、民間団体による保全活動に対する支援等を実施し、徐々に理解が進みつつある状況ではあるものの、地域における保全活動を主導する核となる人材が不足している。	行政のみならずNPO等多様な主体による保全活動の推進が重要であることから、生物多様性保全の重要性の認識を高めるための普及啓発事業の実施を支援していくとともに、SNSを活用した生物多様性や活動状況等情報を発信することで県民の自発的な保全活動への参加を促していく。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii v	○	1	鳥獣保護費 ― 自然環境課	―	―	本県を特徴付ける生物種や生態系の保全には、広域的な鳥獣保護区の設定や維持が不可欠であり、地域社会への影響が大きい鳥インフルエンザ対策も極めて必要性が高い。併せて、野生鳥獣を含む自然環境の保全には県民や将来を担う子供達への普及啓発が必要であることから、これまでの取組の成果や課題の検証を基に、第14次鳥獣保護管理事業計画（R9～13）の策定を行う。	改善
取組項目 i ii iv	○	5	野生動植物保全事業費 (R7新規)R7- 自然環境課	R7新規	―	国・県・市町・民間団体等で生物多様性保全に関する情報を適切に共有し、関係機関の相互理解及び連携体制強化を推進することで、希少種を含む野生動植物の保全につなげる。また、鳥獣保護区での違法捕獲等の防止、狩猟や有害種捕獲の適正かつ安全な実施、鳥獣保護管理員の巡視による鳥獣及び生息環境の保全等を実施する。	現状維持
取組項目 ii		6	自然公園計画検討費 ― 自然環境課	―	―	国定公園・県立自然公園は、自然公園としての資質を維持するために保護と利用の見直しを計画的に実施する必要があり、定期的な区域内外の自然環境の変化や区域線の明確化、利用形態の変更等の検討を継続していく。壱岐対馬国定公園の拡張に関して令和6年度までに国の調査が終了したことから、具体的な見直し作業に着手する。	改善
取組項目 iii	○	8	対馬自然生態系回復事業費 R6-8 自然環境課	自然観光資源回復事業を引き継ぎ、対馬の自然生態系に影響を及ぼしているニホンジカについて適正頭数に減じるため、現状把握調査に基づく捕獲計画により、効果的・効率的な捕獲事業を推進する。	②	保全対象とする種やエリアを絞り込み、そのエリアの特徴にあわせた捕獲と防護を進める必要がある。これまでに実施した調査や捕獲事業の結果をもとに、ドローンを活用した調査やわな以外の捕獲の方法、捕獲事業の実施エリア等について、関係団体と調整しながら、更なる効果的・効率的な方法を検討し実施していく。	改善
		9	外来生物対策事業費 R5-7 自然環境課	外来種リストを活用した普及啓発の推進及び様々な主体による防除活動の呼び水となるモデル事業実施を進める。	②	外来種対策は県の取組だけでは不十分であるため、市町との連携体制の強化や県民への更なる周知啓発等を行い、県下一体となった取組を推進する。また、五島市三井楽町におけるアメリカザリガニ防除事業を県がモデル的に実施することで、市町や地域団体が、それぞれの地域において持続的に防除作業に取組める仕組みづくりを検討していく。	改善
取組項目 iv v		10	緑といきもの賑わい事業 H26-R7 自然環境課	多様な主体による生物多様性保全のためには、既存民間団体の活性化及び新規団体の育成が重要であり、活動支援、実施団体発掘及び情報発信を積極的に行っていく。	②	生物多様性保全に取組む団体の活性化や、取組むきっかけとなる団体の掘り起しを行うことを目的に、補助要件や対象団体の見直しを行い、多様な主体による生物多様性保全の取組を推進する。	改善
取組項目 v	○	11	生物多様性情報見える化事業 R6-9 自然環境課	県内の生物多様性に関する情報について集約するとともに、県民への情報発信の方法を改善し、生物多様性保全の普及啓発を進めていく。	②	県内の生物多様性に関する情報について、県民にわかりやすく情報提供を行うためのマップ化システムを構築し運用することで、県民の生物多様性への理解促進と保全活動への意欲増進につなげていく。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課	深谷　雪雄
施策名	6　人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	③　自然とふれあう公園施設づくり	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	52,134

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

高齢者や親子など誰でも安心して本県の豊かな自然とふれあい、学び、楽しむことができるユニバーサルデザインに配慮した公園施設を整備します。

（取組項目）

ⅰ）老朽化した施設の安全確保及び計画的更新
ⅱ）子どもや老人等誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	自然公園利用者数	目標値①		14,243千人	14,330千人	14,417千人	14,504千人	14,591千人	14,591千人（R7）
		実績値②	14,069（R元）	7,743千人	9,556千人	10,880千人	10,843千人		進捗状況
		達成率②／①		54%	66%	75%	74%		遅れ

（進捗状況の分析）

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和元年末から令和3年度まで自然公園利用者数は減少したが、令和3年度以降は全国旅行支援事業の開始などにより増加に転じている。また、令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したことに伴い、インバウンド利用の回復等により、増加傾向が更に強まっている。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	R7目標	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	自然公園施設補修費	12,806	15,046	89,532	5,806	10,340					●事業内容 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、維持補修を実施。 ●実施状況 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、壱岐対馬国定公園勝本園地（壱岐市）などの維持補修を実施した。	県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民	【活動指標】 施設修繕箇所数（箇所）	5 5 8	7 4				140% 80%	●事業の成果 ・自然公園施設の不具合等が発見され次第速やかに補修を行うことにより、利用者の事故の防止に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・施設の安全性や快適性の維持など誰もが利用しやすい利用環境を整えることができ、自然公園利用者数の増加に寄与した。
			— 自然環境課	6,146 ○	9,067 —	9,060 —	15,132	9,060	自然公園法第3条						【成果指標】 事故発生件数（件）	0 0 0	0 0				100% 100%	
		2	自然公園標識設置費	307 31	307 31	1,149 1,971							●事業内容 自然公園等の適正な利用増進を図るため案内標識等を整備。 ●実施状況 九州自然歩道において誘導標識を設置した。		【活動指標】 自然公園標識の計画的更新（箇所／年）	1 1	1 1				100% 100%	●事業の成果 ・標識類を整備することで公園利用者の利便性向上に寄与した。
			(R6終了)-R6 自然環境課	○	—	—			自然公園法第3条					県内の優れた自然を享受する公園利用者	【成果指標】 自然公園利用者数（千人）	14,417 14,504	10,880 10,843				75% 74%	

取組項目i		3	自然公園維持管理費	4,853	4,853	4,595	●事業内容 自然公園の快適な利用に資するための清掃補助金や指定管理施設の負担金等。 ●実施状況 金泉寺山小屋等の指定管理に係る負担金、県有施設敷にかかる国有林野借上料及び雲仙等における清掃活動補助等を実施した。	【活動指標】 清掃活動箇所数（箇所）	3	3	100%	●事業の成果 ・適切な維持管理により利用者の安全性・快適性の確保に寄与した。
				5,067	5,067	4,730			2	2	100%		
				4,554	4,554	4,727			3				
				自然公園法第3条				【成果指標】 管理上の苦情件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	○	—	○	県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		0				
		4	雲仙公園維持管理費	62,908	12,463	11,106	●事業内容 国立公園雲仙における県有施設等の維持管理を実施。 ●実施状況 園地の草刈や施設補修、公衆便所の清掃委託等を実施した。	【活動指標】 雲仙公園内公衆便所清掃箇所数（箇所）	17	17	100%	●事業の成果 ・適切な維持管理により国立公園雲仙の利用者の安全性・快適性が確保された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・利用者が多い国立公園雲仙の利用環境を確保することで県全体の自然公園利用者数の増加に寄与した。
				28,780	13,112	11,432			17	17	100%		
				31,081	16,781	11,423			17				
				長崎県自然公園内県営公園施設条例				【成果指標】 管理上の苦情件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	—	—	—	国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者		0				
		5	宝原道路維持管理費	3,381	81	3,830	●事業内容 公園道路宝原道路において道路利用者の安全を確保するために必要な修繕、維持工事を実施。 ●実施状況 落石防護柵の張替工を実施した。	【活動指標】 改修箇所数(箇所)	1	1	100%	●事業の成果 ・適切な維持工事により利用者の安全性が確保された。
				3,210	110	3,942			1	1	100%		
				3,449	149	3,939			1				
				自然公園法第3条				【成果指標】 管理上の苦情件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	○	—	—	宝原道路利用者		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	老朽化した施設の安全確保及び計画的更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 老朽化した施設の破損等により公園利用者の安全で快適な公園施設利用に支障をきたすことがないよう、それぞれの施設に応じた維持管理を適切に行うとともに、多様なニーズに対応した整備を各公園において計画的に実施する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も計画的に維持管理を行い、補修が発生した場合は早急な対応を行うとともに、各自然公園施設の健全性を的確に把握し、関係機関と連携を図りながら計画的かつ効果的に整備を実施する。
ii	子どもや老人等誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 公衆便所や園路のバリアフリー化や標識等の多言語化を行い、快適な公園利用を促進している。	●課題解決に向けた方向性 引き続き施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰でも安心して快適に自然公園を楽しむことができるように整備等を行っていく必要がある。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i ii	○	1	自然公園施設補修費 — 自然環境課	—	⑤	老朽化した施設の損傷や不具合により利用者の安全が損なわれることがないよう、施設管理者と十分連携を図り、計画的に本事業を実施していく。	現状維持

取組項目i		3	自然公園維持管理費 — 自然環境課	—	—	利用者の安全や利用の快適性を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持
		4	雲仙公園維持管理費 — 自然環境課	—	—	雲仙公園利用者の安全や利用の快適性を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持
		5	宝原道路維持管理費 — 自然環境課	—	—	宝原道路利用者の安全を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　生活衛生課　渡辺　渡
施策名	6　人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）	
事業群名	④　動物殺処分ゼロプロジェクトの推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額　50,453

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

「動物殺処分ゼロ」に向け、収容数の削減（入口対策）、収容動物の譲渡推進（出口対策）、市町や県民の参加と連携強化に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）野良猫の不妊化支援及び地域猫セミナー等の開催による収容数の削減
ⅱ）動物愛護に関する総合Webページの構築、ボランティアと連携した譲渡活動等による収容動物の譲渡推進
ⅲ）学校での学習プログラムの実施、多頭飼育解決に向けた研修会の開催等による地域住民の理解促進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	動物（犬・猫）の殺処分数 ※ 環境省の分類に基づく以下を除く ①治療の見込みのない病気や攻撃性がある等で譲渡できない動物 ②収容後に死亡した動物	目標値①				454頭	317頭	221頭	221頭（R7）
		実績値②	937頭（R3）			93頭	54頭		進捗状況
		達成率 ②／①				488%	587%		順調

（進捗状況の分析）

「人と動物が共生できる住みよい社会づくり」の実現を目指し、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿った具体的な取組を計画的に実施した結果、令和6年度の動物（犬・猫）の殺処分数は54頭と、目標値を大幅に達成した。
その要因として、収容数の削減対策として野良猫の不妊化を598頭行うとともに、ボランティアと連携した幼齢動物の飼育や、動物管理所等での譲渡会、ウェブページによる情報発信を進めることで、殺処分対象となる収容動物の数が減少したためと考えられる。
引き続き、「動物殺処分ゼロ」に向けて重要な3つの取組について計画的に進めることで、令和11年度までの殺処分ゼロを目指す。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				R6実績					R6目標	R6実績		
				R7計画					R7目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	動物殺処分ゼロプロジェクト	27,576	21,888	2,298	●事業内容 「動物殺処分ゼロ」に向け重要な3つの課題（①収容数の削減、②収容動物の譲渡推進、③市町や県民の参加と連携強化）について具体的な取組を進め、「人と動物が共生できる社会」の実現を目指す。 ●実施状況 ボランティアとの連携による地域猫活動及び収容動物の譲渡活動の推進により、殺処分数の削減を推進した。加えて、学生への講習や福祉関係者との情報交換を通じて、動物の適正飼養に係る啓発を行った。	【活動指標】 ミルクボランティアによる子犬・子猫の飼育数（頭）	50	28	56%	●事業の成果 ・598頭に対して不妊去勢手術を支援し、地域猫活動を推進した。 ・また、哺乳が必要な幼齢動物70頭について、譲渡対象の週齢となるまでボランティアと連携して飼養を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・収容される動物を減らし、譲渡対象の動物を増やすことで、殺処分数の減少に寄与した。
				50,453	20,894	2,365			60	70	116%	
				394,078	1,953	2,363			70			
			R5-7	動物の愛護及び管理に関する法律第3条、第25条				【成果指標】 犬猫の殺処分数（頭）	454	93	488%	
									317	54	587%	
			生活衛生課	○	—	—	県民、市町、動物愛護推進員、ボランティア		221			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　野良猫の不妊化支援及び地域猫セミナー等の開催による収容数の削減

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
令和6年度は600頭の計画に対して598頭（15市町105地区）の野良猫不妊去勢手術を実施した。手術日に予定していた猫を捕獲できないケースがあったが、実績確認及び関係機関との調整を細やかに行うことで、計画通りに実施できた。 ボランティア団体と連携した地域猫セミナーや相談会を県内各地で実施することで、地域猫活動を推進した。順調に進んでいるが、地域猫活動未実施地区を中心に依然として不妊去勢手術を実施していない野良猫が多く存在しており、引き続き支援していく必要がある。	収容数の多くを占める子猫の数を削減するため、経験豊富なボランティアによる捕獲の支援や必要な助言を行うことにより野良猫不妊化の技術的支援を行うとともに、引き続き未実施地区に対する地域猫活動の周知・推進を進めていく。

ⅱ　動物愛護に関する総合Webページの構築、ボランティアと連携した譲渡活動等による収容動物の譲渡推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
ボランティアと連携した譲渡活動として、動物管理所での休日譲渡会を6回開催するほか、ウェブページでの情報発信により譲渡を推進した。活動指標であるミルクボランティアについては、令和6年度から子猫の受け入れを開始し、目標を達成した。しかし、ミルクボランティアの数が不足しており、対象動物が収容されても預けられないケースが生じた。	子猫のミルクボランティア活動について、引き続き関係者との連携を図り、ボランティアの育成を図る。また、動物愛護に関する総合Webページとして全面改修した「ながさき犬猫ネット」を通じて、ミルクボランティア後の動物等、収容動物の情報発信を進め譲渡を推進する。

ⅱ　学校での学習プログラムの実施、多頭飼育解決に向けた研修会の開催等による地域住民の理解促進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
小中学生等子ども達に対して、動物の適正飼養等に関する講習を13回行い、将来を担う世代への啓発を推進した。また、多頭飼育崩壊防止の取組として、福祉保健課と連携して講習会を行うとともに、社会福祉協議会職員や市町担当者などの福祉関係者との情報交換を各地区で実施した。加えて、県内各地にてボランティアと協力したパネル展等のイベントを実施することで、県民に対する動物愛護思想の啓発を図ることができた。一方で動物愛護活動の理解不足による地域でのトラブルの報告もあり、地域住民への理解促進が課題である。	引き続き殺処分ゼロに関する県民への理解の浸透を図っていくため、行政とボランティア、及びボランティア間の連携強化を進め、多様な関係者と協力した啓発活動を行っていく。

4．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	動物殺処分ゼロプロジェクト R5-7 生活衛生課	子猫の収容数を削減するため、経験豊富なボランティアによる地域猫活動の支援、ミルクボランティアの体制を強化し、子犬、子猫の飼育数を増やすことで、収容動物の譲渡促進を目指す。	②	野良猫の子猫を減らすための地域猫活動を県内全域で実施するため、不妊化支援を継続して行い、市町やボランティアと連携して取組を推進する。 また、ボランティアと協力した子猫・子犬の飼育数を増加させ、譲渡活動を拡大するとともに、新たな動物愛護管理センターについて、令和9年度中の供用開始を目標に整備を進める。 加えて、学校における子どもたちへの教育や福祉関係者との意見交換・情報共有、県内各地での啓発イベントを行うことで、動物愛護に係る問題解決に向け地域住民の理解を促進する。	拡充

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点